

令和5年第3回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

令和5年9月1日 開会

}

令和5年9月22日 閉会

吉田町議会

令和5年第3回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	2 3
○議案第53号～議案第65号の一括上程、説明	2 5
○報告第8号～報告第11号の報告	5 6
○散会の宣告	6 0

第 2 号 (9月5日)

○開議の宣告	6 1
○議事日程の報告	6 1
○議案第60号の質疑、討論、表決	6 1
○散会の宣告	7 0

第 3 号 (9月12日)

○開議の宣告	7 1
○議事日程の報告	7 1
○議案第54号の質疑	7 1
○議案第55号の質疑	7 1
○議案第56号の質疑	7 2
○議案第57号の質疑	7 2
○議案第61号の質疑	7 4
○議案第62号の質疑	7 5
○議案第63号の質疑	7 5
○議案第64号の質疑	7 5

○議案第58号の質疑	76
○議案第59号の質疑	77
○議案第65号の質疑	85
○散会の宣告	88

第4号 (9月14日)

○開議の宣告	89
○議事日程の報告	89
○一般質問	89
平野 積	89
山内 均	102
楠元 由美子	115
大石 裕之	125
蒔田 昌代	132
八木 栄	143
○散会の宣告	155

第5号 (9月20日)

○開議の宣告	156
○議事日程の報告	156
○議案第53号の質疑	156
○散会の宣告	190

第6号 (9月21日)

○開議の宣告	191
○議事日程の報告	191
○議案第53号の質疑	191
○散会の宣告	236

第7号 (9月22日)

○開議の宣告	2 3 7
○議事日程の報告	2 3 7
○議案第 5 3 号の討論、表決	2 3 7
○議案第 5 4 号の討論、表決	2 3 7
○議案第 5 5 号の討論、表決	2 3 8
○議案第 5 6 号の討論、表決	2 3 8
○議案第 5 7 号の討論、表決	2 3 9
○議案第 5 8 号の討論、表決	2 3 9
○議案第 5 9 号の討論、表決	2 4 0
○議案第 6 1 号の討論、表決	2 4 2
○議案第 6 2 号の討論、表決	2 4 2
○議案第 6 3 号の討論、表決	2 4 3
○議案第 6 4 号の討論、表決	2 4 3
○議案第 6 5 号の討論、表決	2 4 4
○議員派遣について	2 4 5
○議会閉会中の継続調査について	2 4 5
○町長挨拶	2 4 6
○議長挨拶	2 4 6
○閉会の宣告	2 4 6

開会 午前 9時00分

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和5年第3回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事が進められますよう、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 開会に当たりまして、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。議員の皆様には、6月議会以降、ほとんどお目にかかる機会がございませんでしたけれども、こうして皆さんの元気な顔に接し、うれしく思っております。

9月の議会は、決算議会でございます。まさに議会の議会たるゆえんは決算の審議にあると言われております。皆さん、決算に関する審議の出される御意見につきましては、当然ながら、当局といたしましては、真摯に受け止めて、来年度予算の編成に資したいと思っております。

どうぞよろしく申し上げます。

○議長（大石 巖君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから、令和5年第3回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大石 巖君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定によりまして、5番、福世義己君、6番、三輪美由紀君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大石 巖君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日9月1日から9月22日までの22日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日9月1日から9月22日までの22日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（大石 巖君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から、例月出納検査及び財政的援助団体等監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配布させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議会閉会中の系統議長会関係、その他についてであります。

6月1日木曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会定期総会が、静岡市内において開催されました。

6月26日月曜日、静岡州市町議会議長会総会議長会議が静岡市内において開催されました。

7月4日火曜日、富士山静岡空港アクセス道路等建設促進期成同盟会総会が藤枝市内において開催されました。

7月6日木曜日、富士山静岡空港利用促進協議会総会が静岡市内において開催されました。

7月10日月曜日、大井川の清流を守る研究協議会総会が島田市内において開催されました。

7月20日木曜日、富士山静岡空港と地域開発を進める会総会が、牧之原市内において開催されました。

7月27日木曜日、志太榛原五市二町議会議長連絡協議会が焼津市内において開催されました。

各総会等においては、それぞれ令和4年度事業報告並びに決算報告及び令和5年度事業計画並びに歳入歳出予算案などについて、いずれも承認可決されました。

そのほか、8月17日木曜日には、静岡州市町議会議員研修会が静岡市内において開催され、社会活動家湯浅誠氏による「人を活かす地域づくり～子ども食堂から多世代交流の場づくりへ～」と題した講演が行われました。

会議等への出席に関する報告は以上のとおりであります。

最後に、本定例会に説明員として委任または嘱託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長行政報告を行います。

お聞き取りのほどお願いをいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和5年第3回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概要等について、御報告申し上げます。

7月に入ってから日本列島の広い範囲で、連日の猛暑日となり、摂氏40度に迫る猛烈な暑さが記録される地域もあるほどでございます。

県内においても、静岡地方気象台から連日のように、熱中症警戒アラートが発令され、気象庁が発表した3か月予報によると、今月以降も猛暑日が多く、残暑が厳しくなると予測されております。町民の皆様におかれましては、それぞれが御自身の体をいたわりながら、体調管理に努めていただきたいと思いますと思っております。

このような状況の中、町内の各地域では厳しい暑さにも負けない熱い夏祭りが繰り広げられ、3年間のコロナ禍を経て、これまでの鬱憤を晴らすかのごとく、地域が活気を取り戻しつつあります。にぎやかな笛や太鼓の音色とともに、威勢のいい掛け声が響き渡り、たくさんの笑顔があふれ、老若男女、皆がつながり、一緒になって、にぎわいを楽しむ様子から、コロナ禍以前の町の元気が感じられ、地域の皆様が、この日を待ちわびていたんだということがよく伝わってまいりました。

その一方で、5月、新型コロナウイルスが感染症法上の5類に引き下げられてからも、全国的に感染者の増加傾向は続いており、県内でも、感染者の急増を受けて、8月4日、県は独自に定めている基準の中で、最も感染の深刻度が高い感染拡大警報を初めて発令しました。

その上で、「医療機関や、高齢者施設に入るときや、体調に変化があるときはマスクを着用すること」「急にせきや熱が出たときは学校や仕事に行かず療養をすること」「人が集まる場所では換気などを行うこと」など、感染対策の一層の徹底を呼びかけております。

新型コロナウイルス感染症における情報の公表について方針が変わったことにより、感染の状況は見えにくくなっておりますが、町といたしましては、こうした状況を注視しながら、これまでと同様に、基本的な感染対策への協力を呼びかけるとともに、引き続き、安全で円滑なワクチン接種を進めてまいります。

こうした状況もございしますが、8月25日には、夏の風物詩の一つであります吉田町港まつり・花火大会を4年ぶりに観客を入れて盛大に開催したところでございます。当初に予定をしていた23日とその翌日24日は雨天が予想されたため、コロナ明けの町ににぎわいを取り戻すためには、何としてもこの花火大会を成功させたいという思いで、延期を決定いたしました。

25日当日は絶好の花火日和と金曜日が相まって、会場周辺には、浴衣を着た若者や家族連れなど大勢の観客が詰めかけ、晩夏の夜空を焦がす大輪の花に皆が魅了されておりました。そして、色とりどりの花火が打ち上がるたびに、大きな拍手と歓声で、会場が沸く様子を発

見し、このようなにぎわいは、皆様が切に望んでいるものであり、こうしたにぎわいづくりが、勢いのある町の源になると、改めて深く実感した次第でございます。

これからは、失われたコロナ禍の3年を取り戻すべく、地域の皆様と一緒に吉田町の新たな伝統を築き上げていくとともに、この町を明るく元気にしていくため、未来を見据えた様々な各種事業を積極的に展開してまいります。

それでは、令和5年度に入り、5か月間経過しました本年度の主な事業の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、令和5年度総合防災訓練について御報告申し上げます。

本年度の総合防災訓練は、9月3日の日曜日に大規模地震の発生を想定して実施し、自主防災会を中心に、多くの町民の皆様にも、参加をしていただく予定でございます。この訓練は、町の災害対策本部機能の強化、地域の特性に応じた応急対策の検証、自主防災組織と地域の協働による防災力の強化、デジタル技術を活用した訓練の四つを重点項目として掲げ、各自自主防災会や、町組織の各部における訓練計画に基づいて行われます。

今回の訓練における新たな取組としましては、各地区連絡部の避難所開設訓練と昨年度、町内全小・中学校の体育館に整備しましたWi-Fi設備を活用した訓練などを計画しております。

町といたしましては、こうした訓練を通して、町防災計画などの検証をはじめ、防災関係機関との連携強化や、地域防災体制の確立、町民の防災意識の高揚を図ってまいります。

次に、津波浸水想定シミュレーションについてでございます。

本年度に発注を予定しておりました津波遡上シミュレーションの業務委託につきましては、7月に契約を締結し、現在は資料収集などを進めているところでございます。

今後想定される最大規模の津波の遡上シミュレーションを実施し、大井川と坂口谷川の堤防のかさ上げについて、整備方針を固めてまいります。

次に、治水対策推進事業についてでございます。坂口谷川流域の治水対策につきましては、坂口谷川水災害対策プランに基づいた住吉地区の浸水被害の軽減に向け、現在は宮裏川河口部に設置されている3号ポンプを増強するための測量設計業務を進めているところでございます。

また、湯日川流域につきましては、町が管理する準用河川や普通河川などにおける治水対策検討業務を債務負担行為を活用して昨年度から進めており、8月までに流域の浸水状況や原因などの調査がおおむね完了したところでございます。

今後は、過去の大雨などの実績洪水から、対策案についてシミュレーションを行い、本年度中の計画策定に向けて事業を進めてまいります。

次に、河川改修事業についてでございます。

河川の流下能力を高めるため、昨年度からの繰越事業として進めております大窪川改修工事につきましては、出水期明けの11月の工事着手に向け、準備を進めているところでございます。また、同じく、繰越事業として進めております。第2大窪川の地質調査や測量設計業務委託につきましては、5月に地質調査業務が完了しましたので、今後は河川構造物などの設計業務を進めてまいります。

大窪川の測量業務につきましては、町道日の出向原線から県道吉田大東線までの間の境界

立会が完了しており、早期に工事に着手できるよう、引き続き業務の進捗を図ってまいります。

次に、交通安全対策事業についてでございます。

町では、「吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラム」に基づき、通学路などにおける交通安全対策を進めております。一昨年度に実施しました合同点検により、対策箇所として挙げられておりました中央幹線の歩道整備につきましては、昨年度に測量調査設計業務が完了をし、地権者の皆様に御協力いただき、4月に用地取得及び物件移転補償契約を締結しましたので、来年度以降の工事着手に向けて、事業の進捗を図ってまいります。

次に、木造住宅耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」についてでございます。県では令和7年度TOUKAI-0事業の最終年度と位置づけ、取組を強力に推し進めております。町といたしましては、県や静岡県建築士会との連携を強化しながら、6月から2回の戸別訪問を実施し、8月には無料耐震診断を受けて、その後の補強工事を実施していない家屋の所有者を中心に、ダイレクトメールを発送し、制度の周知を図っているところでございます。

こうした取組により、本年度は、8月末時点で、無料耐震診断に6件、耐震補強計画策定と補強工事に4件、ブロック塀撤去事業に8件の申込みをいただいております。

今後も引き続き、県や静岡県建築士会に協力をいただきながら、本年度末までに、さらに5回の戸別訪問を実施し、助成制度や、耐震の必要性について説明をするなどして啓発に努め、ブロック塀等撤去事業を含む耐震補強事業を推進してまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、新型コロナウイルスワクチン接種について、御報告申し上げます。

本年度の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、初回接種が完了した65歳以上の方や、5歳以上で、基礎疾患のある方などを対象に、5月4日から集団接種を開始し、8月20日時点で65歳以上の方の接種率は65.5%に達している状況でございます。

9月20日からは、初回接種が完了した全ての方を対象に、接種を開始する予定でございます。

今後も引き続き、吉田町総合体育館での集団接種を核とし、町内のクリニックにおける個別接種などにより補完する形で、接種体制を確保しながら、安全で円滑にワクチン接種を進めてまいります。

次に、高齢者福祉及び介護保険事業についてでございます。

地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムのさらなる深化や推進を目指すとともに、保険給付の円滑な実施を確保するため、令和6年度から令和8年度までの3年を期間とする「吉田町第10次高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」の策定を昨年度から進めております。8月24日に開催しました第1回策定委員会では、町から計画の概要や基本的な考え方、高齢者を取り巻く状況などについて説明させていただき、今後の介護予防給付費の見直しや、介護サービス基盤の確保に関することなど、様々な御意見をいただきました。

今後も引き続き、委員の皆様御意見を伺いながら、これまでの政策の実施状況や効果を検証し、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で、安心して生き生きと暮らし続けていけるよう地域の特性に即した計画の策定を進めてまいります。

次に、子育て世帯への給付金支給事業についてでございます。

本年度も国において、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給

することが決定され、県においては、低所得の子育て世帯のうちのひとり親世帯の児童に、町においては、ひとり親世帯以外の児童に1人当たり5万円のプッシュ型給付を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少した家計急変者の申請による給付も実施しております。プッシュ型給付の対象者には5月中旬に確認書を送付して、6月に児童157人分の給付を行い、家計急変者につきましても、これまでに4件の申請がございましたので、児童8人分の給付を行ったところでございます。

今後も引き続き、来年2月末の申請期限まで着実に給付事務を進めてまいります。

次に、小規模保育施設の整備についてでございます。

昨年度に国の保育所等整備交付金を活用して、施設整備の補助を行った三つの保育所を含め、現在町内では、四つの小規模保育所が事業を運営しております。

7月末時点において、各保育所の入所状況は定員の約70%となっており、働きながら子育てをする保護者の皆様のニーズに即し、町の子育て支援において大きな役割を果たしていただいております。今後も、保護者の皆様が安心してお子様を預けることができるよりより環境の整備を推進し、町と小規模保育所が連携して、さらなる保育の質の向上を図ってまいります。

その取組の一つといたしまして、各保育所の施設状況を把握するとともに、安全・安心な保育支援サービスの提供体制を確保するため、それぞれの管理者を集めた情報交換会などを開催し、各保育所が安定して継続的に事業運営していくことができるよう支援してまいります。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、商工業振興事業費補助金について、御報告申し上げます。

3年にわたるコロナ禍に加え、歯止めがかからないエネルギーや食料品価格などの物価高騰により、経済的影響を受けております町民や小規模事業者の皆様を支援するため、町といたしましては、吉田町商工会と協議を重ね、商工会が実施する6回目のプレミアム付商品券発行事業に対して補助金を交付することとし、この事業に係る補正予算を本議会定例会に上程させていただくこととしました。

このプレミアム付商品券発行事業が、町民の皆さんの生活支援や、町内事業者の皆様の事業継続に向けての一助となり、地域経済の活性化が図られますことを期待しております。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業のうち、東名吉田インターチェンジ周辺の整備について、御報告申し上げます。

シーガーデンシティ構想において、町の玄関口として位置づけております東名吉田インターチェンジ周辺につきましては、人流の創出に向けた重要な交通結節点として、バスターミナルの整備を進めているところでございます。

昨年度に整備規模や配置計画案について整理をし、本年度既に概算工事費の算出などを行う基本設計の業務委託を発注しており、12月末の完了に向けて業務を進めています。

この事業は、社会資本整備総合交付金の活用を見込んでおりますことから、交付金を受ける要件となります整備計画策定のための社会資本総合整備計画策定支援業務委託についても発注をし、今月末の完了に向けて業務を進めているところでございます。

次に、町内を走る新しい交通についてでございます。

吉田町地域公共交通計画に基づき、昨年度から町民の皆様が気軽に気兼ねなく町内を移動

できるよう、新しい公共交通の仕組みづくりに取り組んでおり、本年度は10月から来年3月までを期間として、オンデマンド型乗合タクシーの実証運行を実施することといたしました。

実施に当たりましては、これまでに住民懇談会や吉田町地域公共交通協議会において、検討を重ねるとともに、5月に町内在住の高校生を対象として開催しました公共交通に関する高校生ミーティング、7月に各地区において、町内会長の皆様に御協力をいただきました乗降場所検討会や、定例民生委員児童委員協議会において、意見の収集や検討を行い、地域の実情に合ったオンデマンド型タクシーの仕組みを構築してまいりました。

町民が皆様に親しみのある乗合タクシーとするため、名称を「“ぎゅっと”カーよしだ」とし多くの皆様に利用していただけるよう様々な方法により周知を図りながら事業を進めてまいります。

次に、第4次吉田町国土利用計画の策定についてでございます。

現行の計画であります第3次吉田町国土利用計画が、本年度に目標年次を迎えることに伴い、次期計画の策定事業を進めております。この計画は、自然、社会、経済、文化といった様々な状況を十分に考慮しながら、公共の福祉の優先、自然環境の保全が図られた町土の発展と有効利用を図るための指針となるものでございます。計画の策定に当たっては、国や県などの国土利用計画との整合を図りながら、民間の開発動向や住民の土地利用に関する意向、土地が有する自然的社会的条件などについて、様々な角度から分析を行い、地域の実情に即した計画となるよう検討を重ねており、現在は県と間で整合性を図るための協議を進めているところでございます。

次に、町内道路整備事業についてでございます。

大幡川幹線につきましては、地元関係者の皆様と道路線形に関する意見交換を重ね、このたび、道路計画案が決定したところでございます。

今後は、工事着手に向けた整備計画を作成するための業務委託について発注の準備を進めるとともに、引き続き、地元や地権者の皆様との調整を進めてまいります。

三軒屋西の宮線につきましては、5月に地権者の皆様の協力をいただき、用地取得及び物件移転補償契約を締結いたしました。現在は、本年度中の完成に向けて工事発注の準備を進めているところでございます。

下片岡山通り線につきましては、昨年度からの繰越事業として実施しておりました片岡橋の右岸につながる北側延長約70メートルの歩道改良工事が7月下旬に完了しましたので、現在は南側歩道の早期完成に向け、工事発注の準備を進めているところでございます。

中瀬北原1号線につきましては、展望台小山城へのアクセス向上を目的に、東名片岡辻3号線から西側約180メートルの区間の道路を拡幅するもので、現在は測量設計業務の発注に向け、地権者の皆様などと調整を行っているところでございます。

次に、橋梁維持補修事業についてでございます。町内の橋梁につきましては、長寿命を図るための適切な維持管理に努めており、定期的に点検を実施し、その点検結果に基づいて補修工事を実施しております。川尻地区の大幡川幹線排水路第2号橋梁と、富士見新橋の補修工事につきましては、7月までに契約を締結し、現在は工事着手に向けて準備を進めているところでございます。

問屋南橋の補修工事につきましても入札の準備を進めており、各橋梁の安全を確保するため、早期に完成できるよう工事を進めてまいります。

次に、ふるさと納税推進事業についてでございます。

昨年度のふるさと納税の寄附額は、11億8,954万5,000円で、令和3年度の寄附額の9億4,348万3,000円と比較しますと、約26%増加をしております。本年度は、寄附額のさらなる増加を目指し、引き続き事業者の皆様に対して、返礼品の充実に向けた協力を呼びかけているほか、新たにふるさとプレミアム、ふるさと納税百選の二つのふるさと納税サイトを追加し、寄附者の皆様にも町の特産品の魅力が十分に伝わるよう努めているところでございます。

また、本年度4月から7月までの寄附額は1億7,533万円と、昨年度同時期の約80%にとどまっている状況ではございますが、これからふるさと納税の関心が高まる年末に向けて、ウェブ広告への掲載も予定をしており、より効果的な広告活動を行うことにより、多くの方々に町の魅力をPRするとともに、寄附額の増加につなげてまいります。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、吉田町教育元気物語TCPトリビンスプランの主な事業について御報告申し上げます。

初めに、ICT環境の充実についてでございます。国のGIGAスクール構想に基づくICTを活用した教育を進めていくに当たり、5月に教科書の重要な箇所や、手元を大きく映し出すことができる書画カメラ68台を町内小・中学校に配備し、各教室において、電子黒板などの既存のICT機器と連動させて、より分かりやすい授業を展開するために活用しております。

また、本年度から、文部省が実施しておりますリーディングDXスクール事業につきまして、町内全ての小・中学校が指定校として認定されましたことから、町教育委員会は、1人1台端末とクラウド環境を活用した効果的な教育実践の普及に邁進し、県内外から多数の視察依頼を受け入れるなど、学校現場におけるICTのふだん使いを全国に普及させる役割も担っております。

次に、教職員の研修体制の充実についてでございます。

町教育委員会では、教職員の資質や能力の向上のため、町内の全教職員を対象とした研修会を毎年実施しております。本年度も信州大学の佐藤和紀准教授をお招きし、4月にオンラインで、7月には自彊小学校で、公開授業研修が開催をされ、町内各学校の先生方が参加するとともに、授業力の向上を図るための様々な御指導をいただいたところでございます。

さらに11月には、吉田中学校と中央小学校で、来年1月には住吉小学校で、全教職員研修会を開催する予定で準備を進めております。

基礎学習の定着を図ることを主な目的として開催しております公設学習塾につきましては、本年度6月からスタートし、来年2月までに各校で、15回程度を開催する予定でございます。

昨年度までは学校側が参加対象者を選定しておりましたが、本年度は希望する児童・生徒が参加することができるように変更するとともに、現役大学生によるオンライン指導につきましても、中学生のみとしていた対象者を小学校5年生以上に拡大して実施をしております。

「Google for Educationパートナー自治体」につきましては、昨年10月に本町が選定されたことに伴い、今年度グーグル合同会社と連携を深めながら、ICTに係る事業を展開することとしております。4月には、小学4年生以上と中学生を対象としたジュニアICTリーダー育成研修を吉田中学校で開催し、参加した47人が情報活用能力や情報モラルを身につけました。

また、今月20日には住吉小学校で町内のみならず、全国の希望する教職員を対象として、

ICTの利活用に向けたGIGA参観日を開催する予定でございます。

次に、中学校における部活動の地域移行についてでございます。

昨年12月にスポーツ庁と文化庁から、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが出され、令和7年度末をめどに、休日の部活動から段階的に地域に移行していくことを基本とする改革の方向性が示されました。

町教育委員会としましては、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築し、教職員の働き方改革を実現するため、本年度から、吉田町部活動の在り方協議会を設置いたしました。そして、6月に第1回の協議会を開催し、委員の皆様から部活動の地域移行における問題点や課題など様々な観点から御意見をいただきましたので、今後はそれらを踏まえて、部活動の方向性を示していくこととしております。

次に、吉田町教育大綱の策定についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に基づき、町の教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策となります。吉田町教育大綱につきましては、本年度をもって計画期間が終了しますことから、年度末までに、令和6年度から令和9年度までの次期教育大綱を策定することとしております。

また、本町の教育施策をまとめた吉田町教育元気物語TCPトリビンスプランにつきましても、実施から7年目を今後のプランの在り方について検討が必要な時期となっておりますので、6月に開催しました総合教育会議において、この二つを議題とし、私と町教育委員会とで協議や調整を行いました。会議の中で、次期大綱につきましては、教育目標現在の大綱と同様に、「生涯にわたり学び合い高め合う人づくり」とすること、TCPトリビンスプランにつきましては、子供、教職員、保護者は、三者共益となる考え方を継続することで合意いたしました。

今後、学校や地域などの有識者からなる町教育推進委員会や、町教育委員会での協議を踏まえ、総合教育会議において具体的な内容を決定していく予定でございます。

次に、高齢者のスポーツ振興についてでございます。

高齢者の皆様が住み慣れた地域で、いつまでも心身ともに健全で豊かな生活を送ることができるよう、町内の65歳以上の方を対象としたシニアフィットネス教室を6月15日に開講いたしました。

本年度は来年3月までの毎月1回、合計10回の教室を総合体育館で実施する予定で、47人の参加者が、楽しみながら日々の運動習慣として定着させることができるよう筋力トレーニングや軽スポーツに取り組んでおります。

この教室は初回と中間、最終回に筋力や体脂肪などを測る体組成測定を行うことが特徴となっており、参加者は、その測定結果を確認しながら、それぞれが目標を立て、筋力の向上とともに、生活の質の向上を図りながら、健康寿命を延ばすことを目標として実施しております。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、上水道事業について御報告申し上げます。

上水道の施設整備につきましては、静岡県生活基盤施設耐震化等補助金を活用し、配水本管の耐震化を進めている基幹管路耐震化事業、漏水事故による被害の軽減や、有収率の向上を図るために、老朽管を耐震管に布設替える老朽管布設替え事業、静岡県道路改良事業に

伴う配水管の布設事業を進めているところでございます。配水管工事の進捗状況につきましては、本年度に予定している全ての工事について、予定どおり発注を終え、年度内の完了に向け工事を進めているところでございます。

次に、公共下水道事業についてでございます。

公共下水道の施設整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用し、国庫補助事業として、事業を進めております。

管渠につきましては、債務負担行為を活用した3件の工事が既に完了しており、それらに加え、川尻地区において2件の管路布設工事に着手したところでございます。そのほか、本年度に予定しております3件の工事につきましては、現在、発注の準備を進めているところでございます。

浄化センターにつきましては、債務負担行為を活用し、昨年度から実施しております自家発電機設備に係る工事と、昨年度からの繰越事業として実施しております土木施設更新工事につきまして、昨年度中に契約を済ませ、順調に進捗をしており、建築改修工事と電気設備更新工事についても発注を終えたところでございます。これにより、本年度に予定をしている施設整備はいずれも発注を終え、年度内の完了に向けて進めている状況でございます。そのほか、ストックマネジメント計画策定のための点検・調査、診断業務を引き続き実施しております。

また、さきの第2回議会定例会においてお認めいただきました下水道使用料の改定につきましては、議会定例会終了後、速やかに、町ホームページや町公式LINEにより、情報発信を行うとともに、広報よしだ7月号や水道使用量の検針票に、使用料の改定を行う旨を掲載するなどして周知に努めており、今後も引き続き、きめ細やかな対応を図ってまいります。

次に、公営企業に関する取組についてでございます。

公営企業に関する取組につきましては、水道事業経営と下水道事業経営の効率化や利用者へのサービス向上を目的として、水道メーターの検針や水道料金・下水道使用料の収納などの業務を民間事業者に委託するため、公募型プロポーザル方式により、委託者の選定を進めているところでございます。

来年1月から委託業務が開始できるよう、引き続き着実に準備を進めてまいります。

次に、吉田町環境基本計画等の策定についてでございます。

良好な地域環境を保全していくことを目的に進めております吉田町環境基本計画、地球温暖化防止実行計画、生物多様性地域戦略の策定につきましては、6月下旬に計画策定のための業務委託を発注したところでございます。

今後は、町を取り巻く自然的環境や社会的環境などの調査を行いながら、来年度末までに、調査結果に基づいた計画などの策定を進めてまいります。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業のうち、第6次吉田町総合計画の策定について、御報告申し上げます。

町づくりの基本的な指針となります第5次吉田町総合計画は、本年度を目標年度としており、残すところあと半年となっております。令和6年度以降の町政運営における方向性を示す第6次吉田町総合計画策定につきましては、昨年度から着手をしており、これまでに実施しました住民意識調査や、まちづくりタウンミーティング、各種団体ヒアリング、高校生まちづくりミーティングにより、皆様からいただきました貴重な御意見や御提案を基礎資料と

して、4月に開催しました吉田町地域づくり推進委員会において、次期計画の基本構想となる将来都市像と、町づくりの基本理念についての素案を策定し、5月に開催しました吉田町総合計画等審議会において、構想案について御審議をいただきました。

今後は、庁内においてヒアリングを行いながら、基本計画案の作成も併せて進め、庁内や審議会などの議論を踏まえ、パブリックコメントにより、町民の皆様の御意見を伺いながら、計画を策定してまいります。

次に、マイナンバーカードに係る取組についてでございます。

マイナンバーカードの交付につきましては、昨年度に引き続き、平日の受け取りが難しい方などのために、毎週水曜日に午後7時まで窓口を延長して、交付事務を実施するとともに、毎月第2日曜開庁時には、職員を増員して対応しております。

カードの交付枚数につきましては、8月20日時点で2万3,806枚となっており、交付率は本町の人口に対して、81.29%に達している状況でございます。

また、2月末までに申請した方にポイントが付与されるマイナポイントの受け取り期間が9月30日と迫っておりますことから、明日9月2日の土曜日にも予約なしでカードの交付を行うとともに、マイナポイントの申請支援を行い、受け取り忘れがないように対策を講じてまいります。

さらに、マイナンバーカードの利用促進と、行政事務の効率化を図るため、10月1日からマイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアで各種証明書を取得する際のサービス手数料を減額し、役場窓口よりも、100円安価に取得することできるよう料金を改定いたしました。

今後も引き続き、マイナンバーカードの利用促進を積極的に行い、町民の皆様の利便性向上に努めてまいります。

以上、今年度の主な事業の進捗状況について御報告させていただきました。

人口減少・少子高齢化や地球温暖化による気候変動、デジタル化の進展など、今後も急速に変化していくことが予想される社会情勢の中で、さきに触れましたとおり、現在、来年度以降の町づくりの基本となります第6次吉田町総合計画の策定を進めているところでございます。

8年後の吉田町の姿を見据え、町が目指す将来都市像と、その将来の都市像を実現するために必要な施策の大綱を定めてまいります。津波防災まちづくりを最重要課題とした第5次吉田町総合計画をベースに、第6次計画へとしっかりと伝えていくため、検討と協議を重ね、計画の策定を着実に進めるとともに、多くの皆様から選ばれ、そして、選ばれ続ける魅力あふれる町となりますよう、引き続き、子育て支援や教育環境の充実など、さらなる住民サービスの向上に全力で取り組んでまいります。

町民の皆様をはじめ、議員各位におかれましては、こうした町の姿勢を御理解いただき、町政運営に対するより一層の御支援、御協力を賜りますことを切にお願い申し上げます。本定例会の行政報告といたします。

○議長（大石 巖君） 町長、御苦労さまでした。

次に、監査委員から決算審査報告をお願いいたします。

監査委員、藁科武夫君。

〔監査委員 藁科武夫君登壇〕

○監査委員（藁科武夫君） おはようございます。

監査委員の藁科武夫です。よろしく申し上げます。

令和4年度決算等審査意見を申し述べます。審査意見を述べる順序につきましては、1、各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見、2、水道事業会計及び公共下水道事業会計決算審査意見、3番目に、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見とします。

では、各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見の1ページをお願いします。

吉田町監査基準に準拠し、地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、各会計の決算その他関係書類及び基金の運用の状況を示す書類の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

第1、審査の対象。

令和4年度吉田町一般会計歳入歳出決算、令和4年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算、令和4年度各会計歳入歳出事項別明細書、令和4年度実質収支に関する調書、令和4年度財産に関する調書、令和4年度吉田町基金の運用状況。

第2、審査の着眼点。

監査委員による各会計の令和4年度決算その他関係書類及び基金の運用状況を示す書類の審査は、町長から送付された決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか、また、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているかといった観点から検討を行い、審査をするものである。

第3、審査の実施内容。

各会計の令和4年度決算その他関係書類及び基金の運用状況を示す書類について、町長から送付された吉田町監査基準に準拠し、予算の執行状況、財産の管理状況及び財政状況並びに基金の運用状況について、2ページをお願いします、資料の提出及び関係職員の説明を求めた上で審査を行った。また、その他監査等において得られた知見を利用した。

第4、審査の結果。

各会計の令和4年度決算その他関係書類について上記のとおり審査した限りにおいて、法令に適合し、かつ正確であると認められる。

また、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行っていると認められる。

第5、審査の概要。

1、一般会計。

(1)決算の概要。

令和4年度歳入歳出決算の状況は、次表のとおりである。

歳入歳出決算は、前年度から繰越明許費繰越額2億2,434万円を含めた予算総額141億9,906万4,000円に対し、歳入総額140億1,896万円、歳出総額129億3,325万9,000円であり、歳入歳出差引額は10億8,570万1,000円であった。

歳入決算額は予算現額を1億8,010万4,000円下回り、予算現額に対する収入率は98.7%であった。前年度決算額と比較すると、収入率は1.4ポイント減少し、歳入総額では、5億8,125万8,000円の増加であった。

歳出決算額は予算現額と比べて11億1,829万7,000円の不用額が生じ、予算現額に対する執行率は91.1%であった。前年度決算額と比較すると、執行率は0.1ポイント減少し、歳出総額では、6億9,405万5,000円の増加であった。

(2)歳入決算。

町税等においては、地方税法等に基づいた不納欠損処理が行われている。

その内訳は、町民税571万2,000円、固定資産税79万3,000円、軽自動車税28万7,000円、都市計画税5万5,000円、負担金（保育所保護者負担金）24万9,000円であった。

イ、収納済額の款別内容は、次表のとおりであります。

4ページをお願いします。

歳入全体では、前年度に比べ5億8,125万8,000円の増加であった。

増加の主なものは、地方消費税交付金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入であった。

また、減少の主なものは、県支出金、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、株式等譲渡所得割交付金であった。

歳入全体に占める町税の割合は、39.2%の54億9,784万3,000円で、前年度に比べ3,904万7,000円の増加であった。

特に、固定資産税は前年度に比べ4,958万4,000円の増加であった。

しかし、法人町民税は、昨年度2月に始まったロシアによるウクライナ侵攻の長期化の影響により、為替変動とエネルギーなどの価格高騰などが生じ、コスト上昇による影響等もあり6,316万円の減少となった。

個人町民税は2,856万2,000円の増加であり、軽自動車税、町たばこ税、都市計画税も前年度に比べ増加となっている。

財産売払収入は、前年度に比べ、2,518万4,000円の増加となっている。これは不動産売払収入によるものである。

寄附金は、前年度に比べ2億5,127万7,000円の増加となっている。この内訳は、一般寄附金は、61万5,000円、ふるさとよしだ寄附金は2億5,066万2,000円それぞれ増加となっている。

繰入金は、前年度に比べ3億9,068万9,000円の増加となっている。これは財政調整基金繰入金が3億3,812万6,000円の増加となったことによるものである。

繰越金は、前年度に比べ7億4,610万1,000円の増加であった。

諸収入は、前年度に比べ2,565万円の増加であった。

総務費雑入が2,790万2,000円の増加となっている。これは主にデジタル基盤改革支援補助金や建物火災共済保険金によるものである。

(3)歳出決算。

ア、歳出決算額の款別内容は、次表のとおりであります。

5ページをお願いします。

議会費は、対前年度比404万1,000円であった。

総務費は、対前年度比2億9,676万3,000円の増加であった。その要因としては前年度に比べ、ふるさと納税推進事業費は1億7,456万4,000円の増加、生活交通確保対策費は1,376万1,000円の増加をしており、また、吉田インターチェンジ周辺バスターミナル整備事業業務

及び吉田公園南側活用可能性調査業務の委託料として1,402万3,000円、吉田町総合計画策定調査業務委託料495万円、国土利用計画策定業務委託料381万6,000円、給与人事システム委託料勤怠システム導入委託料・定年延長制度整備支援業務委託料1,535万1,000円等が新たに発生しているためである。

民生費は、対前年度比9,729万3,000円の減少である。主な事業は、電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費が8,132万7,000円、心身障害者自立支援事業費は前年度に比べ5,137万円の増加、小規模保育施設整備事業費補助金が1億3,627万7,000円、前年度からの住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業費5,357万7,000円、前年度は1億3,490万6,000円、吉田町子育て世帯特別給付金支給事業費1億1,522万5,000円、前年度は子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費は4億5,406万6,000円である。

衛生費は、前年度に比べ8,974万7,000円の増加である。その要因として、6ページをお願いします、要因としては、それぞれ前年度に比べて、感染症予防費1,030万円の増加、新型コロナウイルスワクチン接種体制事業費は840万7,000円の増加、浄化槽設置費補助金は2,895万7,000円の増加。吉田町牧之原市広域施設組合負担金（ごみ処理費）は5,189万8,000円の増加、後期高齢者医療事業事務費は2,336万1,000円の増加となったところによる。

労働費は、前年度に比べ2,000円の増加である。

農林水産費は、前年度に比べ1億7,490万4,000円の減少である。前年度に工事が完了し、水産事業総合推進事業費補助金1億9,690万円がなくなったことが主な要因である。

商工費は、前年度に比べ2,198万1,000円の減少である。これは主に商工業振興費3,276万3,000円の減少によるものであったが、新型コロナウイルス感染症の影響も落ち着き、観光振興費1,239万円の増加等もあったことによるものである。

土木費は、前年度に比べ6,888万7,000円の減少である。前年度と比較して、道路維持費、三軒屋西の宮線、下片岡山通り線道路改修事業費、治水対策推進事業費、中央幹線整備事業費などが増加となったが、令和3年度にほぼ完了した防潮堤整備事業費等が減少となったことが主な要因である。

消防費は、前年度に比べ3,471万3,000円の減少である。令和3年度の完了水防施設整備事業（水防センター）分が減少となったことが主な要因である。

教育費は、前年度に比べ4,875万3,000円の増加である。教育振興事業費（電子黒板及びChromebookの整備及び幼稚園利用給付費の増）1,445万1,000円の増加、吉田中学校維持管理費、主に給食用エレベーター修繕2,482万4,000円の増加、社会教育総務費（トイレの手洗い用水栓とセンサー付きの自動スイッチの設計・工事一式）760万9,000円の増加が主な要因である。

災害復旧費は、418万6,000円の増加である。これは台風15号に伴う道路の維持修繕と、河川・公園の土砂堆積除去によるものである。

公債費は、前年度に比べ2,745万1,000円の増加である。

起債償還元金は、次表のとおりであります。

7ページをお願いします。

諸支出金は、前年度に比べ6億2,897万3,000円の増である。主に基金費である。

2、特別会計。

(1)吉田町土地取得事業特別会計。

歳入総額 2 万円（基金利子）、歳出総額 1 万 8,000 円（土地開発基金積立金）、歳入歳出差引残額 2,000 円である。

土地取得事業特別会計の令和 4 年度末土地の現在高は、10 億 880 万 7,000 円、地積 2 万 5,271.54 平米となっている。

特別会計における土地の現在高は、取得時の価格、面積によるものである。

(2) 吉田町国民健康保険事業特別会計。

決算額は、歳入 27 億 4,044 万 7,000 円、歳出 26 億 9,544 万 7,000 円で、歳入歳出差引残高 4,500 万円を翌年度に繰り越している。

ア、歳入決算。

款別歳入決算額を前年度と比較すると、次表のとおりである。

国民健康保険税は、前年度に比べ 2,530 万 9,000 円の減少となっている。内訳は、一般被保険者国民健康保険税 2,488 万 7,000 円及び退職被保険者等国民健康保険税 42 万 2,000 円である。

県支出金は、前年度に比べ 7,753 万 7,000 円の減少となっている。内訳は、普通交付金 7,607 万 4,000 円及び特別交付金 146 万 2,000 円である。

8 ページをお願いします。

繰入金は、前年度に比べ 2,595 万 6,000 円の減少となっている。この主な要因は基金繰入金 2,700 万円の減少である。

諸収入は、前年度に比べ 1,307 万円の増加となっている。この主な要因は、延滞金 455 万 7,000 円、第三者納付金 714 万 6,000 円及び雑入 352 万 6,000 円の増加である。

国民健康保険税収納状況は次表のとおりであり、国民健康保険税の収納率は 82.2% で前年度に比べ 0.6 ポイント向上している。

不納欠損額は 1,051 万 5,000 円で、前年度に比べ 655 万 3,000 円増加し、収入未済額は 1 億 2,234 万 1,000 円で、前年度に比べ 1,773 万 8,000 円減少している。

国民健康保険税は、公平に医療を受けるためには必要な負担であることについて、被保険者に理解を促し、給付担当課と収納担当課が一体的に連携して、徴収業務、収納率の向上に努められたい。

イ、歳出決算。

款別歳出決算額を前年度と比較すると、次表のとおりである。

9 ページをお願いします。

総務費は、前年度に比べ 4 万 1,000 円の減少となっている。

保険給付費は、前年度に比べ 7,987 万円の減少となっている。

国民健康保険事業納付金は、前年度に比べ 1,031 万円の減少となっている。

保険事業費は、前年度に比べ 461 万 8,000 円の増加となっている。

諸支出金は、前年度に比べ 1,662 万 2,000 円の減少となっている。

(3) 吉田町後期高齢者医療事業特別会計。

決算額は、歳入 3 億 2,002 万 1,000 円、歳出 3 億 1,935 万 4,000 円で、歳入歳出差引残高 66 万 7,000 円を翌年度へ繰り越している。

ア、歳入決算。

款別歳入決算額を前年度と比較すると、次表のとおりである。

後期高齢者医療保険料は、前年度に比べ 2,340 万 8,000 円の増加となっている。

繰入金は、前年度に比べ253万2,000円の増加となっている。これは一般会計繰入金である。繰越金は、前年度に比べ62万6,000円の増加となっている。

諸収入は、前年度に比べ43万9,000円の増加となっている。この主なものは、保険料還付金51万9,000円である。

後期高齢者医療保険料の収納状況は次表のとおりであります。

10ページをお願いします。

後期高齢者医療保険料の調定額に対する収納率は99.2%になっており、前年度に比べ0.2%の減少となっている。また、収入未済額は、前年度に比べ66万3,000円の増加となっている。

不納欠損額は、前年度から5万2,000円の減少となっている。

イ、歳出決算。

款別歳出決算額を前年度で比較すると、次表のとおりである。

後期高齢者医療広域連合納付金は、前年に比べ2,667万円の増加となっている。

(4) 吉田町介護保険事業特別会計。

決算額は、歳入22億328万7,000円、歳出21億1,236万5,000円で、歳入歳出差引残高9,092万2,000円を翌年度に繰り越している。

ア、歳入決算。

款別歳入決算額を前年度で比較すると、次表のとおりである。

11ページをお願いします。

保険料は、前年度に比べ587万6,000円の増加となっている。

国庫支出金は、前年度に比べ48万7,000円の増加となっている。増加した主なものは、介護給付費負担金256万7,000円及び地域支援事業交付金180万3,000円である。一方、減少した主なものは、調整交付金248万9,000円及び事務費交付金101万8,000円である。

支払基金交付金は、前年度に比べ4,550万8,000円の増加となっている。内訳は、災害給付交付金4,489万5,000円及び地域支援事業交付金61万3,000円である。

県支出金は、前年度に比べ2,605万5,000円の増加となっている。内訳は介護給付費負担金2,518万8,000円及び地域支援事業補助金86万7,000円である。

繰入金は、前年度に比べ1,251万円の増加となっている。

繰越金は、前年度に比べ2,870万9,000円の減少となっている。

諸収入は、前年度に比べ452万4,000円の増加となっている。これは第三者納付金442万7,000円である。

歳入収入未済額。

歳入全体に占める介護保険料の割合は22.2%であり、また、12ページをお願いします。介護保険料の調定額に対する収納率は全体の98.8%、うち現年度分は98.6%、滞納繰越分が0.2%であった。

収入未済額は、対前年度比57万8,000円の減少であった。

イ、歳出決算。

款別歳出決算額を前年度で比較すると、次表のとおりである。

保険給付費が、歳出全体の87.1%を占めている。要介護（要支援）認定者は、認定者数は1,051人、前年度は1,068人と17人減少した。保険給付費は、対前年度比9,835万6,000円の増

加となった。

地域支援事業費は、対前年度比1,450万4,000円の増加となっている。これは、令和3年度から新たに高齢者保険事業と介護予防の一体的実施の取組が受託事業として始まったことなどによるものである。

今後の保険給付費の増加に備えて4,707万3,000円を介護給付費準備基金に積立てをした。

3、実質収支に関する調書。

各会計の実質収支に関する調書は、その内容を各会計の決算書と照合した結果、計数は正確であった。

4、財産に関する調書。

(1) 公有財産。

ア、土地及び建物。

(ア) 土地。

前年度に比べ、3万29.53平米増加し、65万5,180.38平米である。これは主に図書館用地買収によるものである。

13ページをお願いします。

(イ) 建物。

前年度に比べ増減なく8万7,044.32平米である。

イ、有価証券は前年度に比べ増減はなく265万8,000円である。

ウ、出資による権利。

前年度に比べ増減はなく2,601万7,000円である。

(2) 物品。

前年度と比べ1,734減少し、当年度末現在高は3万3,798となっている。

(3) 債権。

吉田町奨学金貸与金（債権）は前年度と比べ45万円減少し579万7,000円である。

5、基金の運用状況。

(1) 吉田町物品調達基金。

基金の運用に係る収入金額は、本年度売上金額849万3,000円である。支出金額は今年度仕入金額841万円で、合計841万円となっている。前年度繰越金376万1,000円を加えた差引現金は384万3,000円で、期末棚卸額（伝票・封筒ほか）は15万7,000円となっており、金運用残高は条例に定める基金の額である400万円で、回転率は2.1%になる。

第6、まとめ。

以上が令和4年度一般会計及び各特別会計の決算審査の結果である。

なお、予算の執行については、事業目的及び事業計画に沿った行政運営が行われ、事業の目的に沿った成果が得られるものと認められる。引き続き、町民が安心して暮らせる町づくりの行政運営を期待する。

令和4年度吉田町水道事業会計及び吉田町公共下水道事業会計決算審査意見書をお願いします。

吉田町監査基準に準拠し、地方公営企業法第30条第2項の規定により、決算その他関係書類の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

第1、審査の対象。

1、令和4年度吉田町水道事業会計決算。

2、令和4年度吉田町公共下水道事業会計決算。

第4、審査の結果。

令和4年度決算、その他関係書類について、上記のとおり審査した限りにおいて、法令に適合しかつ正確であると認められる。

第5、水道事業会計決算の概要。

1、事業概要。

2ページをお願いします。

今年度の業務量は、総排水量461万2,175立方メートル、1日平均1万2,636立方メートル、有収水量は406万5,541立方メートル、1日平均1万1,138立方メートルで、前年度に比べ2万5,100立方メートルの減少、有収率については、0.7%の減少となった。

現在の給水人口は3万1,764人で、前年度に比べ59人増加、給水普及率も88%で、前年度に比べ0.2%増加となっている。

2、経営成績。

(1)損益状況。

ア、損益総括表（消費税）。

（ア）令和4年度は、電力費・動力費が高騰したが、増益であった。

（イ）経常収支比率は124%である。前年度に比べ1.2%の増加である。令和3年度水道事業経営指標は、109%であり、大きく上回っているため、健全な経営が行われている。

イ、損益計算書（消費税抜き）は次表のとおりである。

3ページをお願いします。

（ア）営業収益の状況。

営業収益の99.6%を占める給水収益は、前年度と比較して37万1,000円の増加であった。また、受託工事収益とその他営業収益は減少であった。

（イ）営業外収益の状況。

営業外収益は6,946万円で、前年度と比較して97万1,000円の減少であった。これは雑収益で、対前年度比146万円の減少が主な要因である。

（ウ）営業費用の状況。

営業費用は4億3,004万5,000円で、前年度と比較して141万4,000円の減少であった。これは主に人件費、動力費、委託料等が対前年度比3,312万9,000円の増加となり、その一方で減価償却費、資産減耗費、修繕費等が対前年度比3,454万3,000円の減少となったことによるものである。

エ、営業外費用の状況。

営業外費用は、前年度と比較して362万4,000円の減少であった。企業債定期償還に伴う支払利息である企業債利息が、対前年度比357万8,000円の減少となった。

以上、損益計算書の収益5億7,921万2,000円から費用4億6,721万8,000円を差し引くと、当年度純利益は1億1,199万4,000円であった。

(2)財務について。

ア、貸借対照表は次表のとおりである。

4ページをお願いします。

有形固定資産66億1,978万3,000円は、前年度に比べ2,246万1,000円の減少となった。

これは、機械及び装置2,531万4,000円及び建設仮勘定1,170万9,000円の増加となった一方、建物901万3,000円及び構築物5,016万1,000円の減少となったことによるものである。

b、現預金6億3,110万8,000円、対前年度比510万7,000円増加。

c、未収金は次表のとおりである。

未収金は前年度に比べ105万7,000円の増加となった。これは水道料金の未収金が対前年度比97万3,000円の増加となったことが主な要因である。

なお、不納欠損額114万8,000円は対前年度比87万5,000円の減少である。

d、納付別収納状況。

5ページをお願いします。

コンビニ収納は全体の18.6%、前年度は17.6%を占めています。

イ、負債・資本の部。

a、未払金339万9,000円で、前年度比150万9,000円の増加となった。

b、事業債19億9,673万2,000円で、前年度比1億540万3,000円の減少となった。

6ページをお願いします。

財務指標は、次表のとおりで、上記のとおり、全ての比率で、財務状況は健全性を示している。

ア、資本的収入及び支出は次表のとおりである。

(ア) 上記差引過不足額は、全額補填財源で補填されている。

以上が、令和4年度水道事業会計決算審査の概要である。

3、まとめ。

住民生活に欠くことのできないライフラインとして、安全で高品質な水道水の安定した供給が求められている。

また、地震などの自然災害に備え、より一層の基幹管路の耐震化や老朽管の布設替えが必要である。令和4年度の工事状況は、老朽管布設替え1,354メートル及び基幹管路耐震化219メートル、導水施設連絡管187メートルを含みます。また、遠方監視装置等の工事が施工された。

有収率は前年度に比べ0.7%の減少であった。漏水調査や漏水箇所の修繕を行っているものの、特定が難しい見えない漏水が依然として発生していると考えられる。

さて、企業活動においては、これまで経営利益を確保しており、健全な経営に努められている。これから施設を維持更新していくには、相当の費用が必要となることから、企業債、国庫補助金等を活用し、経営基盤の強化を図り、併せて、これからも施工が適正に管理されるよう技術・専門知識を有する職員の技術・知識の継承を含めた人材育成等によって、さらなる維持管理体制の強化を図りたい。

第6、公共下水道事業会計の概要。

1、事業概要。

令和4年度末における処理区域内人口は1万1,272人で、前年度に比べ98人増加している。接続人口は8,418人で、前年度に比べ118人増加し、人口普及率は38.6%であり、前年度に比べ0.2ポイント増加している。

水洗化率は74.7%で、前年度に比べ0.4ポイント増加している。

年間総処理水量は89万7,600立方メートルで、前年度に比べ5,583立方メートル増加している。年間有収水量は85万2,708立方メートルで、前年度に比べ2,911立方メートル増加し、有収率は95%であり、前年度に比べ0.3ポイント減少している。

2、予算の執行状況。

予算の執行状況は次のとおりである。

(1)収益的収入及び支出。

ア、収益的収入の状況。

8ページをお願いします。

下水道事業収益は6億6,300万7,000円で、前年度に比べ6,901万7,000円の減少であった。営業外収益が対前年度比6,496万9,000円（税抜き）、率として10.4%の減少である。

イ、収益的支出の状況。

下水道事業費用は、前年度に比べ6,444万4,000円の減少であった。これは主に営業費用内の管渠及び処理場費が対前年度比1,028万1,000円の減少（税抜き）、減価償却費が対前年度比4,188万3,000円の減少及び営業外費用内の支払利息が対前年度比1,176万9,000円の減少となったことによるものである。

(2)資本的収入及び支出。

ア、資本的収入の状況。

9ページをお願いします。

資本的収入は7億4,316万6,000円で、前年度に比べ1億1,960万8,000円の減少であった。これは企業債が対前年度比4,030万円の減少、受益者負担金が対前年度比390万6,000円の減少、国庫支出金が対前年度比5,713万3,000円の減少、他会計負担金が対前年度比3,809万円の減少となったことによるものである。

イ、資本的支出の状況。

資本的支出は7億6,359万4,000円で、前年度に比べ1億1,641万3,000円の減少であった。これは、建設改良費が対前年度比9,814万3,000円の減少及び企業債償還金が対前年度比1,827万円の減少となったことによるものである。

なお、差引過不足額2,042万8,000円は引継金1,843万4,000円及び3条企業債借入金199万4,000円で補填している。

翌年度繰越額の内訳は、吉田町浄化センター土木施設更新工事3,000万円、浄化センター自発発電設備工事5,607万8,000円、管路施設耐震補強設計業務委託1,148万4,000円である。

3、経営成績。

(1)経営成績の推移表は次のとおりである。

10ページをお願いします。

本業の成績を表す営業利益は4億8,272万5,000円の赤字となっているものの、前年度に比べ5,240万5,000円減少している。これは減価償却費及び管渠費及び処理場費の減により、営業費用が減少したことによるものである。また、収益と費用との関連を示す総収益対総費用比率は100.1%となっている。

次に、施設利用率を見ると、当年度1日平均処理量は2,459立方メートル、前年度は2,444立方メートルとなっており、これに対する稼働1日処理能力は、3,200立方メートル、前年度と同値となっている。この結果、施設利用状況を示す施設利用率は76.8%となり、前年度

と比べ0.4ポイント上昇している。

次に、使用料単価及び処理原価の推移は次表のとおりである。

前年度と比べ、使用料単価が20銭上昇し、処理原価は14円減少だったため、1立方メートル当たりの経費回収率は前年度に比べ3.8ポイント上昇した。

4、財政状況。

(1)貸借対照表は次のとおりである。

ア、資産の部。

(ア)固定資産の状況。

固定資産は有形固定資産が123億9,776万2,000円で、総資産中98.9%を占めている。

(イ)流動資産の状況。

未収金の内訳は、未収消費税及び地方消費税還付金1,146万3,000円、下水使用料455万5,000円（不納欠損45万円を除く前は500万5,000円）である。

イ、負債・資本の部。

(ア)固定負債の状況。

12ページをお願いします。

固定負債の企業債は、返済期日到来まで1年を超える企業債であり、前年度と比較して1億5,636万8,000円の減少であった。

(イ)流動負債の状況。

流動負債の企業債は、返済期日到来まで1年未満の企業債であり、前年度と比較して6,849万4,000円の減少、未払金は、前年度と比較して2,185万2,000円の減少だった。引当金は令和5年6月支給となる令和5年度相当分の賞与引当金であり、前年度と比較して7万9,000円の増加であった。

ウ、繰延べ収益の状況。

繰延べ収益の長期前受金は、固定資産等の取得などに伴い交付された国庫補助金等の累計額であり、負債に計上し、減価償却に応じて取り崩して収益化するものであるが、令和5年度は前年度と比較して1億1,841万9,000円の増加であった。

(エ)資本金の状況。

資本金は5億1,730万6,000円であり、前年度と比較して42万3,000円の増加であった。

(オ)剰余金の状況。

資本剰余金は前年度末4億9,495万円から増減はなかった。また、利益剰余金については前年度末85万7,000円に、当年度発生した純利益42万3,000円を加えた128万円であった。

企業債の残高状況は次のとおりであります。

5、建設改良工事等。

本年度は管渠整備として、川尻南部污水幹線工事（第1工区から第6工区）により新たな管渠を1,234.75メートルと、ストックマネジメント計画に基づき、マンホールポンプ場電気設備更新工事、浄化センターの電気設備更新工事及び建築附帯設備更新工事を実施した。また、町の単独事業として、下水道取付管設置工事（11か所）と下水道枝線工事を実施した。

以上が令和4年度吉田町公共事業公共下水道事業会計決算審査の概要である。

6、まとめ。

下水道事業は生活環境の改善や公共水域の水質保全を図るとともに、循環型社会の形成に

に向けた重要な役割を担っている。

令和2年度から下水道事業は、公営企業会計に移行し、より一層の独立採算制と経営状況の改善が求められることになった。

令和2年度に実効性の高い汚水処理施設の整備計画として、吉田町汚水処理ビジョンが策定され、公共下水道整備予定区域の見直しが行われた。また、町の下水道経営の基盤を計画的に評価することや、財政マネジメントの向上を目的とした公共下水道事業経営戦略が策定された。

経営戦略では、他会計依存の体質から脱却する経営基盤の強化のために、下水道使用料の改定を行うことが明記され、それに向けて、公共下水道料金等審議会が5回開催された。また、事業経営や使用料改定の理解を深めるために、町政懇談会も開催された。

そして、「2024年度から3年ごと3段階で、使用料を引き上げるのが妥当とする答申書」が町長に提出された。

以上が、令和4年度までの経過である。

よって、下水道事業開始後初となる使用料改定について町民に理解されるよう説明の徹底と、町の下水道事業が将来にわたって持続していくために、PDCAを回して、引き続き下水道経営の効率化と健全化に努められたい。

令和4年度決算に基づく吉田町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書をお願いします。

吉田町監査基準に準拠し、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行ったので、次のとおり意見を付する。

第1、審査の対象。

令和4年度一般会計・特別会計歳入歳出決算及び公営企業会計決算に基づき算定された健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎となる事項を記載した書類。

2ページをお願いします。

第4、審査の結果等。

(1) 健全化判断比率及び資金不足比率の状況。

審査に付された令和4年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は関係法令等に準拠して算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類も適正に作成がされているものと認められた。

なお、健全化判断比率については次表のとおりである。

ア、健全化判断比率。

イ、資金不足比率。

(2) 健全化判断比率の状況。

ア、実質赤字比率について。

実質収支は10億2,685万5,000円（一般会計10億2,685万3,000円、土地取得事業特別会計2,000円）の黒字となっており、健全な財政状況下にある。

イ、資金不足比率について。

下表のとおり、2会計とも資金剰余の状態であるので、資金不足比率は生じていないので、健全な財政状況下にある。

ウ、連結実質赤字比率について。

連結実質収支は18億6,483万1,000円（一般会計10億2,685万3,000円、土地取得事業特別会計2,000円、国民健康保険事業特別会計4,500万円、介護保険事業特別会計9,092万2,000円、後期高齢者医療事業特別会計66万7,000円、水道事業会計6億4,363万6,000円、公共下水道事業会計5,775万1,000円）の黒字となっており、健全な財政状況下にある。

エ、実質公債費比率について。

令和2年度から令和4年度までの3か年の平均である実質公債費比率は10.5%（前年度は10.6%）となっており、早期健全化基準の25%を比較すると、これを下回っている。

オ、将来負担比率について。

将来負担比率は26.8%（前年度は43.3%）になっており、早期健全化基準の350%と比較すると、これを下回っている。

(3)是正を要する事項。

特に指摘する指摘すべき事項はありませんでした。

以上をもちまして、令和4年度決算等審査意見とします。よろしく申し上げます。

○議長（大石 巖君） 監査委員、御苦労さまでした。

ここで休憩を取ります。

再開は55分とします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時53分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（大石 巖君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を総務文教常任委員会委員長から申し上げます。

3番、盛 純一郎君。

〔総務文教常任委員会委員長 盛 純一郎君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（盛 純一郎君） 総務文教常任委員会より、議会閉会中の委員会活動についての報告を行います。

当委員会では、6月定例会において、地域教育推進事業に関する所管事務調査を行うことを決定いたしました。

方法として執行部から説明員の出席及び資料提出を求め、現状と課題を調査研究すること、期間は、それらが終了するまでといたしました。

決定に基づき本年7月6日木曜日、町が行う地域教育事業について、生涯学習課より事業ごとの内容、規模や実績などについて説明を受けました。

同7月26日水曜日、前回の担当課による説明を受けて、さらなる詳細把握のための各委員からの質問事項、その内容の確認など、取りまとめを行い、8月上旬に担当課へ質問を提出いたしました。

また、7月30日、町総合体育館にて開催の吉田町社会教育フェスティバルの紹介と任意見学を各委員に依頼いたしました。

なお、地域教育、各事業に係る実施要項、補助金交付要綱、業務委託仕様書などの資料につきましては、8月上旬に担当課より資料提示されております。

以上、総務文教委員会の議会閉会中の報告といたします。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

続きまして、産業建設常任委員会委員長から報告をお願いします。

8番、山内 均君。

〔産業建設常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（山内 均君） 産業建設常任委員会より、議会閉会中の調査活動について報告します。

産業建設常任委員会では、所管事務調査を空き家等対策の推進とした。

1の調査事項は、空き家等対策の推進について。

目的は、第5次吉田町総合計画後期基本計画も最終年度を迎える。この計画に掲げる施策の大綱、第4章、魅力あふれる多様な交流を生むまちづくりにおける分野、住環境、施策3、空き家等対策の推進について、住民の生活環境の支障となる空き家等に対して、5年後の姿の現実味など、適切な管理や利活用について調査研究をする。

方法は、執行部からの説明員の出席及び資料提供を求め、現状と課題を検証する。

期間は調査終了するまでとする。

委員会の報告では、開催日は令和5年7月10日午前8時55分から10時35分まで。参加人員は委員6人、番外1人、事務局2人の出席で委員会を開催した。

協議事項は、所管事務調査、空き家等対策の推進について、当局への説明依頼事項を決定した。

説明依頼事項は、1、基本計画の進捗状況について。分野、住環境における空き家等対策の位置づけ。

2、空き家バンクの制度について。1、空き家バンク制度の利用登録件数の実績、空き家バンクの利用と移住定住促進との連携。

3、空き家等対策連絡協議会について。1、内容と実績。

4、空き家等対策の現状について。1、空き家等活用促進法と、町の取組。2、具体的な対策内容と現状。

開催日は、令和5年8月18日午前9時から午前10時50分まで。参加人員、委員6人、番外1人、事務局2人の出席で、委員会を開会した。

協議事項は、所管事務調査、空き家等対策の推進について、担当課から説明を受けた。

①空き家等対策の推進に関する特別措置法の概要について。

2、後期基本計画の進捗状況について。

ア、第4章、分野、住環境における空き家等対策の位置づけ。

3、空き家の定義について。

4、空き家バンクの制度について。

ア、空き家バンク制度の利用登録件数の年度ごとの実績。

イ、空き家バンクの利用と移住定住促進との連携。

5、空き家等対策連絡協議会について。

ア、会議の内容と実績。

6、空き家等対策の現状について。

ア、空き家等活用促進区域と町の取組について。

イ、具体的な対策と現状。

2として、今後の調査の進め方について、本日の説明に対する各委員の再質問を事務局へ提出していただき、次回の委員会で再質問を決めることとした。

以上、協議し、決定して、委員会を終了した。

以上です。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第53号～議案第65号の一括上程、説明

○議長（大石 巖君） 続いて、会議規則第35条の規定によりまして、日程第5、第53号議案から日程第17、第65号議案までの13議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和5年第3回吉田町議会定例会に上程にいたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、決算の認定について7件、補正予算について6件の合計13件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第53号議案は、令和4年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、令和4年度の一般会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額140億1,896万113円、歳出総額129億3,325万8,918円、歳入歳出差引残額10億8,570万1,195円になります内容

をお認めいただくとするものでございます。

第54号議案は、令和4年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、令和4年度の土地取得事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額2万108円、歳出総額1万8,000円、歳入歳出差引残額2,108円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第55号議案は、令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、令和4年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額27億4,044万6,853円、歳出総額26億9,544万6,969円、歳入歳出差引残額4,499万9,884円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第56号議案は、令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、令和4年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額3億1,002万1,268円、歳出総額3億1,935万3,951円、歳入歳出差引残額66万7,313円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第57号議案は、令和4年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

本議案は、令和4年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、歳入総額22億328万7,498円、歳出総額21億1,236万5,483円、歳入歳出差引残額9,092万1,015円となります内容をお認めいただくとするものでございます。

第58号議案は、令和4年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和4年度吉田町水道事業会計決算等の剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することをお認めいただくとともに、併せて令和4年度水道事業会計決算につきまして、収益的収入6億3,050万6,852円、収益的支出4億9,815万7,580円、資本的収入9,242万795円、資本的支出3億9,953万7,794円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億711万6,999円は、減債積立金、建設改良積立金、過年度分消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填する内容をお認めいただくとするものでございます。

第59号議案は、令和4年度吉田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてでございます。

本議案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和4年度吉田町公共下水道事業会計決算に伴う剰余金を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することをお認めいただくとともに、併せて令和4年度公共下水道事業会計決算につきまして、収益的収入6億6,300万7,269円、収益的支出6億5,115万7,177円、資本的収入7億4,316万5,653円、資本的支出7億6,359万4,135円となり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額2,042万8,482円は、引継金、3条企業債の借入額で補填する内容をお認めいただくとするものでございます。

第60号議案は、令和5年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本議案は、令和5年度の一般会計歳入歳出決算の総額に、歳入歳出それぞれ9億6,551万

5,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ139億8,911万9,000円とするとともに、地方債の補正を行う補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第61号議案は、令和5年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、令和5年度土地取得事業特別会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1,502万4,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第62号議案は、令和5年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、令和5年度の国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,504万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ27億7,630万8,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第63号議案は、令和5年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、令和5年度の後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ66万8,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ3億2,899万8,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第64号議案は、令和5年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、令和5年度の介護保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,036万6,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ22億1,930万1,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第65号議案は、令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、令和5年度の吉田町公共下水道事業会計予算につきまして、第3条に定めた収益的収入の予定額に206万5,000円を追加し、収益的支出の予定額に226万6,000円を追加すること、第4条本文括弧書きの一部を改めるとともに、資本的収入の予定額に746万9,000円を追加し、資本的支出の予定額を189万9,000円減額すること、第8条に定めた経費を710万2,000円減額すること。第9条に定めた一般会計からの補助金の額を改めることとする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

以上が上程いたします予算議案の概要でございます。詳細につきましては担当課長から御説明申し上げます。

なお、今回の13議案のうち、第60号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第4号）につきましては、プレミアム付商品券発行事業につきまして早急に実施する必要があることから、早期の議決をお願いしたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

初めに、会計管理者兼会計課長、お願いします。

会計管理者兼会計課長、望月祐子君。

〔会計管理者兼会計課長 望月祐子君登壇〕

○会計管理者兼会計課長（望月祐子君） 会計課でございます。

会計課からは、本定例会へ上程いたしました第53号議案 令和4年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

お手元の令和4年度吉田町歳入歳出決算書及び参考資料ナンバー2、吉田町一般会計歳入歳出決算参考資料を御用意ください。

それでは、初めに、決算書の10ページを御覧ください。

令和4年度吉田町一般会計歳入歳出決算の歳入総額は140億1,896万113円、歳出総額は129億3,325万8,918円、歳入歳出差引残額は10億8,570万1,195円でございます。前年度と比較いたしますと、歳入は金額で5億8,125万8,205円、率にしまして4.3%の増となっております。また、歳出は金額で6億9,405万4,956円、率にしまして5.7%の増となっております。

それでは、内容について御説明させていただきます。

決算書の12ページから15ページと、決算参考資料の1ページ、2ページ、右側の令和4年度の列を併せて御覧ください。

初めに、歳入でございます。

1款町税は、収入済額54億9,784万3,333円で、前年度と比べ金額で3,904万7,307円、率にして0.7%の増となっております。

1項町民税は、21億5,941万8,070円で、前年度に比べ1.6%の減となっております。個人町民税につきましては、前年度よりも所得金額及び納税義務者数ともに増加し、増額となりましたが、法人町民税につきましては、コロナ禍が長期化したことで、法人の事業にも影響を及ぼし、前年度に比べ10%減となったことが要因でございます。

2項固定資産税は、27億6,648万8,764円で、前年度に比べ1.8%の増となっております。土地につきましては、地価の下落により、課税標準額が減少したことに伴い、税額も減少しましたが、家屋につきましては、建築資材の調達等の影響により、完成が令和4年度にずれ込んだことなどによる件数の増加、また、新規の大型家屋の完成等により増額となっております。償却資産につきましても、新型コロナウイルスによる社会経済活動の制限が緩和され、企業の生産活動にも見通しが立ち、新たな設備投資が増加したことなどにより増額となっております。

3項軽自動車税は、1億1,381万4,867万円で、前年度に比べ7.1%の増となっております。環境性能割につきましては、令和3年12月31日をもちまして、臨時的軽減措置が終了したことにより増額となっております。

4項町たばこ税は、2億2,219万2,479円で、前年度に比べ6.0%の増となっております。

5項都市計画税は、2億3,592万9,153円で、前年度に比べ1.7%の増となっております。

以上が、町税の収入状況でございます。

なお、本年度の不納欠損額は町税全体で684万7,102円、収入未済額は9,952万8,517円でございます。

不納欠損に係る主な事由としましては、滞納処分を行う財産がないもの、滞納処分を行うことによりその生活を著しく困窮させるもの、外国人などは出国して徴収見込みのないものなどがございます。

14ページを御覧ください。

2款地方譲与税は、収入済額1億21万1,000円で、前年度より0.6%の減となっております。内訳としましては、1項地方揮発油譲与税が2,433万4,000円、2項自動車重量譲与税は7,283万7,000円、16ページに移りまして、3項森林環境譲与税は304万円でございます。

3款利子割交付金は、収入済額202万4,000円で、前年度と比べ29.3%の減となっております。

4款配当割交付金は、収入済額2,261万8,000円で、前年度に比べ7.2%の減となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額2,300万7,000円で、前年度に比べ33.9%の減となっております。

18ページを御覧ください。

6款法人事業税交付金は、収入済額1億1,042万円で、前年度に比べ8.1%の増となっております。

7款地方消費税交付金は、収入済額7億7,415万円で、前年度に比べ4.6%の増となっております。

8款環境性能割交付金は、収入済額1,351万2,703円で、前年度に比べ23.4%の増となっております。

20ページを御覧ください。

9款地方特例交付金は、収入済額4,047万6,000円で、前年度に比べ67.1%の減となっております。自動車税及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収を補填する交付金が令和3年度で終了したこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に係る中小事業者等の都市計画税の減収分を補填する交付金が令和3年度に限定したものであったことなどから減額となっております。

10款地方交付税は、普通交付税と特別交付税を合わせまして、収入済額7億8,935万1,000円で、前年度に比べ9.5%の減でございます。令和4年度におきましても、当町は基準財政需要額が基準財政収入額を超えておりますことから、普通交付税が交付される団体となっております。

22ページに移りまして、普通交付税は6億6,282万6,000円、特別交付税は1億2,652万5,000円でございます。なお、令和4年度における吉田町の財政力指数は、単年度で0.88、3か年平均で0.89でございます。

11款交通安全対策特別交付金は、収入済額416万2,000円で、前年度に比べ11.5%の減となっております。

12款分担金及び負担金は、収入済6,660万3,319円で、前年度に比べ4.6%の減となっております。不納欠損額24万9,200円は保育所保護者負担金でございます。

内訳でございますが、1項分担金は264万円で、漁港施設の改修に伴う水産業費分担金でございます。

2項負担金は6,396万3,319円で、社会福祉費の老人施設入所者負担金や児童福祉費の保育所保護者負担金、こども発達支援所利用者負担金、一時預かり利用者負担金などがございます。

24ページから29ページを御覧ください。

13款使用料及び手数料は、収入済額7,011万3,525円で、前年度に比べ0.3%の減となっております。

内訳でございますが、1項使用料は5,641万1,562円で、健康福祉センター使用料、漁港施設の占用料や使用料、道路河川の占用料、町営住宅使用料、体育館等の教育施設使用料などがございます。

2項手数料は1,370万1,963円で、税務関係の各種証明等手数料、戸籍窓口手数料、狂犬病注射済票交付手数料などがございます。

28ページから37ページを御覧ください。

14款国庫支出金は、収入済額19億784万5,905円で、前年度に比べ1.9%の減となっております。

内訳でございますが、1項国庫負担金は9億637万5,532円で、民生費では障害者自立支援給付費負担金や児童手当費負担金、子どものための教育・保育給付費負担金など、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金など、教育費では、子育てのための施設等利用給付費負担金などが主なものでございます。

2項国庫補助金は9億9,364万4,993円で、総務費では、結婚新生活支援事業費補助金、外国人受入環境整備交付金、個人番号カード交付事務費補助金など、民生費では、地域子ども・子育て支援事業費交付金、保育所等整備補助金など、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費、出産・子育て応援交付金など、農林水産業費では、農業経営所得安定対策推進事業費補助金、土木費では、社会資本整備総合交付金、道路メンテナンス事業費補助金など、教育費では、特別支援学級児童生徒就学奨励費補助金など、そのほかに、地方創生推進交付金、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金などが主なものでございます。

3項国庫委託金は782万5,380円で、国民年金事務費委託金などがございます。

36ページから47ページを御覧ください。

15款県支出金は、収入済額7億4,531万3,702円で、前年度に比べ21.7%の減となっております。

内訳でございますが、1項県負担金は3億9,123万7,178円で、民生費では、障害者自立支援給付費や児童手当費、子ども・子育て支援給付費、衛生費では、後期高齢者医療事業費、教育費では、子育てのための施設等利用給付費などの負担金でございます。

2項県補助金は2億8,369万8,862円で、総務費では、静岡空港隣接地域にぎわい空間創生事業費やマイナポイント事業費、民生費では、重度障害者医療費助成事業費やこども医療費、放課後児童健全育成事業費、衛生費では、生活排水改善対策推進事業費、農林水産業費では、漁業基盤整備事業費、土木費では、木造住宅耐震補強助成事業費、消防費では、地震・津波対策等減災交付金、教育費では、部活動指導員補助金などが主なものでございます。

3項県委託は7,037万7,662円で、参議院議員選挙費、静岡県議会議員選挙費、徴税费、就業構造基本調査等の統計調査費などの委託金でございます。

46ページから49ページを御覧ください。

16款財産収入は、収入済額3,617万1,003円で、前年度に比べ229.2%の増となっております。

内訳でございますが、1項財産運用収入は979万6,230円で、財産貸付収入、基金の利子及び配当金収入でございます。

2項財産売払収入は2,637万4,773円で、町有地の売払いなどに不動産売払収入でございます。

48ページを御覧ください。

17款寄附金は、収入済額11億9,755万2,845円で、前年度に比べ26.6%の増となっております。一般寄附金が230万7,845円、ふるさとよしだ寄附金は、一般寄附金が7億8,646万9,000円、指定寄附金が4億307万6,000円、企業版ふるさと納税が570万円でございます。

48ページから51ページを御覧ください。

18款繰入金は、収入済額9億5,362万2,283円で、前年度に比べ69.4%の増となっております。

内訳でございますが、1項特別会計繰入金は1,612万1,912円で、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計からの繰入金でございます。

2項基金繰入金は9億3,750万371円で、財政調整基金繰入金6億2,610万3,000円、教育振興基金繰入金715万9,500円、地域福祉基金繰入金391万2,871円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金3億32万5,000円でございます。

19款繰越金は、前年度繰越金でございますが、収入済額は11億9,849万7,946円で、前年度に比べ、164.9%の増となっております。

50ページから57ページを御覧ください。

20款諸収入は、収入済額1億7,908万5,549円で、前年度に比べ16.7%の増となっております。

内訳でございますが、1項延滞金、加算金及び過料は964万3,860円で、町税の延滞金でございます。

2項町預金利子は5万802円で、運用定期や普通預金などの利子でございます。

3項貸付金元利収入は38万円で、高等学校等奨学金返還金でございます。

4項受託事業収入は17万9,600円で、農業者年金受託事業収入でございます。

5項雑入は1億6,883万1,287円で、納付金といたしまして、日本スポーツ振興センター納付金、総務費雑入では、市町村振興協会市町交付金、5市2町連携中枢都市圏構想事業負担金など、民生費雑入では、心身扶養共済保険料、放課後児童クラブ徴収金、児童発達支援事業収入、保育園児童給食代など、衛生費雑入では、高齢者医療広域連合健康診査委託金など、商工費雑入では、小山城御城印販売代金など、消防費雑入では、退職手当基金交付金、コミュニティ助成事業助成金など、教育費雑入では、講座、教室受講料などでございます。

58ページを御覧ください。

21款町債は、収入済額2億8,637万9,000円で、前年度に比べ64.3%の減となっております、償還元金より少ない借入額となっております。

内訳といたしましては、農林水産業債では、漁港環境整備事業、土木債では町内道路舗装修繕事業や橋梁維持補修事業など、消防債では、消防積載車整備事業など、教育債では、小中学校体育館Wi-Fi環境整備事業、総合体育館防火シャッター整備事業でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

款項及びその中での主な事業について御説明いたします。

決算書の64ページからと、決算参考資料の3ページ右側の令和4年度の列を併せて御覧ください。

1 款議会費は、支出済額9,079万4,852円で、前年度に比べ4.3%の減となっております。議会運営費、議会調査活動費などでございます。

66ページを御覧ください。

2 款総務費は、支出済額18億83万1,328円で、前年度に比べ19.7%の増となっております。主な支出といたしましては、1 項総務管理費は15億2,366万8,679円で、前年度に比べ21.3%の増となっております。

1 目一般管理費は、職員人件費をはじめ、一般行政事務費、吉田町牧之原市広域施設組合負担金などの主に経常経費でございます。

なお、人件費につきましては、後ほど説明をさせていただきます。

70ページから73ページを御覧ください。

2 目文書広報費では、広報よしだの発行や、町ホームページ及び町のLINE公式アカウントの運用などにより町の情報を迅速かつ的確に発信いたしました。

74ページを御覧ください。

5 目財産管理費は、庁舎管理費や公有財産管理費の土地や借り上げ料などでございます。

78ページから89ページを御覧ください。

6 目企画費では、都市間交通の利便性の向上を図るため、特急静岡相良線の下り、吉田町役場前バス停留所に、観光情報発信拠点を兼ねたバス待合所を設置するとともに、令和5年度に実施する新しい交通の実証実験に向け、運行計画を立案いたしました。また、川尻防潮堤完成式典の開催や、吉田公園南側の利活用に係る調査、町の交通結節点と位置づけている吉田インターチェンジ周辺におけるバスターミナル整備に伴う調査などを実施しました。加えまして、次期吉田町総合計画を策定するに当たり、基礎資料の収集等を目的として、住民意識調査や各種団体へのヒアリング、まちづくりタウンミーティングなどを実施しました。

88ページを御覧ください。

7 目自治振興費は、自治会や町内会への補助金でございます。

8 目防犯対策費では、防犯灯の維持管理を行うとともに、各自治会からの要望を受けて、新たな防犯灯を設置しております。

9 目交通安全対策費では、交通安全施設整備事業として、道路の区画線設置工事や、防護柵設置工事などを実施しました。

10 目人事管理費では、職員や会計年度任用職員の福利厚生などの人事管理を行うとともに、人材育成を図るための職員研修を計画的に実施しております。また、職員間の感染予防及び業務の継続性維持のため、出勤簿、休暇簿及び時間外勤務命令簿の非共有化、ペーパーレス化を図ることができる勤怠システムを導入しました。

11 目事務改善対策費では、全国的に自治体DXを推進する中、当町においても、着実にデジタル政策を推進していくため、専門知識を持った外部人材から定期的に支援が得られる環境を整備し、職員研修により、DXに関する理解を深めるとともに、町のDX推進計画を策定しました。

12 目空港対策費は、富士山静岡空港関連の団体への負担金などでございます。

100ページを御覧ください。

2項徴税費は、1億8,550万7,608円で、前年度に比べ31.8%の増でございます。これは過年度分町税還付金が増額となったことや、電子納税の対象税目拡大に伴い、基幹税務システムの改修を行ったことなどによるものでございます。

104ページを御覧ください。

3項戸籍住民基本台帳費は6,936万7,158円で、前年度に比べ6.1%の増でございます。戸籍住民基本台帳に関することや、マイナンバーカードの申請、交付に関するに伴う経費などがございます。また、令和3年度からの繰越事業といたしまして、マイナンバーカードをお持ちの方がオンラインで転出届と転入予約を行い、編入先市区町村があらかじめ通知された情報により、事前準備を行うことで、手続に伴う時間の短縮化、ワンストップ化を図るためのシステム改修を実施しました。

108ページを御覧ください。

4項選挙費は2,081万7,077円で、前年度に比べ47.0%の減でございます。参議院議員選挙費、静岡県議会議員選挙費が主な支出でございます。

114ページを御覧ください。

5項統計調査費は54万632円で、前年度に比べ49.6%の減でございます。令和4年度は、就業構造基本調査及び土地統計調査単位区の設定を実施しました。

116ページを御覧ください。

6項監査委員費は93万174円で、前年度に比べ12.6%の減で、監査委員の報酬などがございます。

118ページを御覧ください。

次に、3款民生費は、支出済額33億9,157万4,431円で、前年度に比べ2.8%の減となっております。翌年度繰越額は3,878万5,600円で、児童福祉費のわかば保育園用地購入に係る公有財産購入費などがございます。

主な支出でございますが、1項社会福祉費は、支出済額15億9,911万7,857円で、前年度に比べ5.8%の増となっております。

1目社会福祉総務費では、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする第4期吉田町地域福祉計画を策定しました。また、新型コロナウイルス感染症対策事業の一つとして、令和3年度に引き続き、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金を476世帯へ1世帯当たり10万円給付しました。加えて、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援対策として、住民税非課税世帯等1,514世帯へ1世帯当たり5万円を給付しました。

124ページを御覧ください。

2目国民年金事務費は、国民年金事務に係る事務費でございます。

126ページを御覧ください。

3目国民健康保険費は、国民健康保険事業特別会計繰出金などがございます。

128ページを御覧ください。

4目老人福祉費は、健康福祉センター及び老人福祉センター、北区いきいきセンターなどの指定管理委託料、シルバー人材センター、町老人クラブ活動に対する補助金などがございます。

132ページを御覧ください。

5目心身障害者福祉費は、重度障害者医療費や心身障害者施設等への負担金、心身障害者自立支援事業費、障害者自立支援施設管理事業費などでございます。

138ページを御覧ください。

6目人権・地域改善費は、神戸西会館運営費などでございます。

140ページを御覧ください。

7目介護保険費は、介護保険事業特別会計繰出金などでございます。

142ページを御覧ください。

2項児童福祉費は17億9,245万6,574円で、前年度に比べ9.4%の減となっております。主な支出といたしましては、1目児童福祉総務費は、こども医療費や低所得の子育て世帯を支援するための子育て世帯生活支援特別給付金などでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯への生活を支援する取組といたしまして、吉田町に住所を有する中学3年生から令和4年12月31日までに出生した児童の保護者等に対し、町単独事業として、児童1人当たり3万円の特別給付金を支給しました。

152ページを御覧ください。

2目児童措置費は、児童手当事務費などでございます。

3目保育所費は、保育園4園の運営費などでございますが、令和4年度はゼロ歳児から2歳児までを預かる小規模保育施設を設置した民間事業者3者に対し補助金を交付しました。

164ページを御覧ください。

4目児童館費は、児童館運営費や放課後児童クラブ運営費、地域子育て支援拠点事業費などでございます。

170ページを御覧ください。

5目児童厚生施設整備費は、町内8か所の児童遊園地の維持管理費でございます。

3項生活保護費、4項災害救助費の支出はございませんでした。

172ページを御覧ください。

次に、4款衛生費は、支出済額20億2,861万164円で、前年度に比べ4.6%の増でございます。

1項保健衛生費は4款衛生費と同額となっております。

1目保健衛生総務費は、保健センターの管理費のほか、志太榛原地域救急医療センター、榛原総合病院、吉田町牧之原市広域施設組合火葬場などの負担金でございます。

176ページを御覧ください。

2目予防費では、予防接種法で市町村長が実施することと規定されている定期接種と、予防接種法に規定されておらず、町単独で実施している任意接種を円滑に実施するための体制を整備するとともに、新型コロナウイルス感染症対策として、自宅療養者に対する食料支援、パルスオキシメーターの貸出しを行いました。食料支援につきましては、令和3年度は1月当たり平均57件だったものが、令和4年度は101件と増加したため、予算が不足し、予備費から需用費へ充用して対応しました。新型コロナウイルスワクチンの接種につきましては、令和4年度は12歳以上の全ての方、5歳以上11歳以下の小児接種、6か月以上4歳以下の乳幼児接種を延べ3万3,630回分実施しました。体制としましては、総合体育館での集団接種と、町内五つの医療機関及び榛原総合病院による個別接種に加え、町内の高齢者施設への巡回接種も行いました。

180ページを御覧ください。

3目環境衛生費は、飼い主のいない猫への対策などの環境衛生推進事業、合併浄化槽設置費補助などの生活排水改善対策事業、吉田町牧之原市広域施設組合へのし尿処理費、ごみ処理費の負担金などでございます。

186ページを御覧ください。

4目公害対策費は、環境調査及び分析調査に対する委託料などでございます。

5目母子保健衛生費では、安心して出産、子育てができるよう、乳幼児・妊婦健診の実施、町独自の妊娠出産等応援パッケージの助成、子育て包括支援センターの運営などを行っております。また、令和4年度は国の伴走型出産子育て応援交付新事業に対応し、妊娠届出時と出産後にそれぞれ5万円の出産子育て応援給付金を給付しました。

190ページを御覧ください。

6目健康づくり事業費では、健康マイレージ事業や食育推進事業などを実施しております。

7目老人保健事業費は、後期高齢者医療事業事務費や療養給付費負担金、保険基盤安定繰出金などでございます。

192ページを御覧ください。

8目健康増進事業費は、各種がん検診などの委託料でございます。

194ページを御覧ください。

5款労働費は、支出済額295万3,679円で、前年度に比べ0.1%の増でございます。雇用対策費や労働福祉費でございます。

196ページを御覧ください。

6款農林水産業費は、支出済額2億7,445万7,853円で、前年度に比べ38.9%の減となっております。

主な支出といたしましては、1項農業費は1億1,009万4,919円で、前年度に比べ31.3%の増でございます。

1目農業委員会費は、農業委員会運営費や農業者年金事務費でございます。

200ページを御覧ください。

3目農業振興費では、荒廃農地を含む茶園を果樹園等の高収益作物に転換するための基盤整備として、耕作条件改善事業補助金を交付しました。また、地域農業の担い手となるために必要な機械や施設などの導入を支援するため、経営発展支援事業費補助金を交付しました。

204ページを御覧ください。

5目農地費は、水門・排水機場の管理費や、土地改良事業費の大井川土地改良区負担金などでございます。

206ページを御覧ください。

2項林業費は895万660円で、前年度に比べ9.6%の増。松くい虫防除事業費、保安林等保護環境整備事業費でございます。

208ページを御覧ください。

3項水産業費は1億5,541万2,274円で、前年度に比べ56.5%の減でございます。

1目水産振興費は、水産業振興事業費補助金や地域栽培推進事業費などでございます。

210ページを御覧ください。

2目漁港管理費では、吉田漁港内泊地しゅんせつ工事、多目的広場の芝生広場及び園路の

整備工事を行うとともに、津波・高潮危機管理対策事業として、吉田漁港へのレベル2クラスの津波に対応するべく、吉田漁港津波シミュレーション業務委託を実施しました。

212ページを御覧ください。

7款商工費は、支出済額1億5,147万1,665円で、前年度に比べ12.7%の減となっております。

214ページを御覧ください。

2目商工業振興費では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う経済対策の一環として、吉田町商工会が事業主体となり、プレミアム付商品券発行事業第5弾を実施したことに対しまして、商工業振興事業費として補助金を交付しました。事業期間は令和4年11月5日から令和5年2月28日まで。発行総額は2億1,000万円、うちプレミアム50%分が7,000万円、加盟店は188事業所で行いました。

218ページを御覧ください。

3目観光費は、観光施設の運営維持管理や観光協会へのイベント開催委託、観光関係団体への負担金などで行います。令和4年度は、凧揚げまつり、港まつり・花火大会、小山城まつりの3大イベントを全て開催することができました。

220ページを御覧ください。

8款土木費は、支出済12億40万8,086円で、前年度に比べ5.4%の減となっております。翌年度繰越額は1億872万2,000円で、道路橋梁費の下片岡山通り線道路改良事業に係る工事費、河川費の坂口谷川治水対策に係る委託料、大幡川改修事業に係る委託料及び工事費で行います。

主な支出といたしましては、1項土木管理費は9,428万2,350円で、前年度に比べ59.6%の減で行います。

1目土木総務費では、防潮堤整備事業として、海岸利用者の利便性向上を図るため、川尻防潮堤緑道入り口の整備工事を実施しました。

224ページを御覧ください。

2項道路橋梁費は2億1,669万6,596円で、前年度に比べ13.7%の減で行います。

226ページを御覧ください。

2目道路新設改良費では、問屋堤線の道路改良に向けた用地買収、大幡川幹線の道路整備に向けた線形図の作成や交差点設計等の業務委託、三軒屋西の宮線の道路改良に向けた測量設計や用地買収、下片岡山通り線の歩道設計や道路改良を実施しました。

228ページを御覧ください。

3目橋梁維持費では、橋梁の点検業務や、補修設計業務を実施したほか、2橋の補修工事を実施しました。

3項河川費は8,280万4,659円で、前年度に比べ185.2%の増で行います。

230ページを御覧ください。

1目河川総務費では、治水対策推進事業として、坂口谷川流域の治水対策測量設計、湯日川流域の治水対策に関する検討を行うとともに、河川の流下能力を確保するため、町内河川のしゅんせつ工事を実施しました。

2目河川維持費は、堤防除草の委託料などで行います。

232ページを御覧ください。

3目河川新設改良費では、令和3年度に引き続き、大窪川の河川改修を実施しました。

4項都市計画費は7億8,902万6,354円で、前年度に比べ5.8%の増でございます。

1目都市計画総務費は、建築確認事務費や土地利用対策費、TOUKAI-0促進事業費の木造住宅耐震補強助成事業費などでございます。

234ページを御覧ください。

2目土地地区画整理事業費では、浜田土地地区画整理組合及び富士見土地地区画整理組合への補助金のほか、浜田土地地区画整理区域内を流れる西の宮雨水幹線の用排水路改修工事を実施しました。

236ページを御覧ください。

3目街路事業費では、町の主要な道路である中央幹線の未整備区間の整備を進めるため、物件補償等の調査及び歩道の詳細設計を実施しました。

238ページを御覧ください。

4目公共下水道費は、公共下水道事業繰出金でございます。

5目公園費は、小藤路公園、西の宮公園、湯日川親水公園などの公園維持管理委託料などでございます。

240ページを御覧ください。

6目緑化推進費は、緑化審議会運営費、みどりのオアシスマつり委託料、花のまち推進事業費などでございます。

5項住宅費は1,759万8,127円、前年度に比べ82.3%の増で、町営住宅の維持管理費、町営住宅長寿命化計画の見直しに伴う委託料などでございます。

242ページを御覧ください。

9款消防費は、支出済額4億8,112万9,130円で、前年度に比べ6.7%の減でございます。

244ページを御覧ください。

1目常備消防費は、吉田町牧之原市広域施設組合消防費負担金、消防救急広域事業費委託料などでございます。

2目非常備消防費は、消防団運営費や消防団員福利厚生費でございます。

246ページを御覧ください。

3目消防施設費では、消火栓ホース格納箱や消防ホースの修繕のほか、消防団の活動を維持するため、消防積載車2台を購入しました。

248ページを御覧ください。

4目水防費では、水防活動に使用する消耗品の購入や機械の借り上げのほか、台風等による降雨時の浸水軽減を図るため、住吉川河口部に排水ポンプ車の作業ヤードを整備しました。

5目災害対策費は、河川防災ステーション及び川尻防潮堤の管理業務委託料、県防災ファクス機器の更新工事費、令和4年9月4日に静岡県と島田市、牧之原市、川根本町、吉田町の共催により実施しました総合防災訓練の運営費などでございます。

254ページを御覧ください。

10款教育費は、支出済額10億3,518万5,312円で、前年度に比べ4.9%の増でございます。

1項教育総務費は3億2,523万1,002円で、前年度に比べ4.1%の増でございます。

258ページを御覧ください。

3目教育諸費では、国が進めるGIGAスクール構想の実現に向けたICT環境の充実を

図るため、電子黒板38台を吉田中学校に配備しました。また、授業や学校行事、災害時には避難所としても使用する小・中学校の体育館へ通信機器等を使用する環境を整備するため、Wi-Fi環境整備工事を実施しました。

264ページを御覧ください。

2項小学校費は1億2,800万8,441円で、前年度に比べ0.5%の減でございます。

1目学校管理費は3小学校の維持管理費などがございます。

276ページを御覧ください。

2目教育振興費は、要保護・準要保護児童就学援助費などがございます。

278ページを御覧ください。

3目特別支援学級費は、3小学校の特別支援学級運営費と就学奨励費などがございます。

3項中学校費は8,772万9,828円で、前年度に比べ36.7%の増でございます。

1目学校管理費は吉田中学校維持管理費、2目教育振興費は要保護・準要保護生徒就学援助費、3目特別支援学級費は吉田中学校の特別支援学級費と就学奨励費などがございます。

284ページを御覧ください。

4項社会教育費は2億7,763万9,071円で、前年度と比べ2.5%の減でございます。

1目社会教育総務費は、芸術文化振興事業費や地域教育推進事業費などがございます。放課後子ども教室を実施したほか、中央公民館ほか4施設のトイレの手洗い用水栓及び照明の自動化に係る設備改修などを行いました。

290ページを御覧ください。

2目公民館費は、中央公民館の運営費や活動費などがございます。

294ページを御覧ください。

3目学習ホール費は、学習ホールの維持管理を含む運営費でございます。

296ページを御覧ください。

4目図書館費は、図書館の管理運営費でございます。

300ページを御覧ください。

5目ちいさな理科館費は、ちいさな理科館の事業費でございます。

302ページを御覧ください。

5項保健体育費は2億1,657万6,970円で、前年度に比べ10.3%の増でございます。

1目保健体育総務費は、社会体育振興費。体育施設・広場の維持管理費などがございます。

306ページを御覧ください。

2目給食施設費は、吉田町牧之原市広域施設組合共同調理場費の負担金でございます。

3目体育館運営費は、総合体育館及び体育センターの運営費でございます。総合体育館につきましては、令和4年度も新型コロナウイルスワクチン接種の集団接種会場として使用しております。

310ページを御覧ください。

11款災害復旧費は、支出済額418万5,733円で、台風15号に伴う道路陥没等修繕工事費、河川の土砂堆積に伴うしゅんせつに係る機械借り上げ料、大井川清流緑地駐車場及び歩道の堆積土砂撤去清掃に係る機械借り上げ料でございます。

312ページを御覧ください。

12款公債費は、支出済額11億205万4,731円で、前年度と比べ2.6%の増となっております。

内訳でございますが、1目元金は10億5,370万4,506円、2目利子は4,835万225円でございます。

316ページを御覧ください。

13款諸支出金は、支出済額13億6,960万1,954円で、前年度に比べ84.9%の増となっております。

2項基金費は13億6,960万1,954円で、財政調整基金に9億6,607万6,988円、減債基金に32円、環境保全基金に142円、小・中学校建設基金に1万2,437円、教育振興基金に38万1,243円、ふるさとよしだ寄附金基金に4億313万1,112円の積立てをいたしました。

318ページを御覧ください。

14款予備費は、当初予算で2,000万円を措置し、750万円を補正、そのうち2,446万9,000円を充用いたしました。

充用の内訳といたしましては、台風15号被害対応に伴う機械借り上げ料2件、道路維持修繕1件、金額で585万3,000円、新型コロナウイルス感染症対応事業3件、金額で697万円、その他施設修繕費7件、金額で1,164万6,000円でございます。充用件数は全部で13件でございます。予算現額の303万1,000円は不用額となっております。

328ページから347ページを御覧ください。

職員人件費について申し上げます。

人件費に関わる節は、1節報酬、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、8節旅費でございます。

初めに、正規職員について申し上げます。

令和4年度決算時の職員数は231人、令和3年度は224人でしたので、7人増となり、給料、職員手当等、共済費の合計支出額は16億3,331万2,746円で、前年度対比4.0%の増となりました。

次に、会計年度任用職員について申し上げます。

令和4年度決算時の職員数は、フルタイム会計年度任用職員が63人、パートタイム会計年度任用職員が166人の合計229人で、会計年度任用職員全体の支出額は5億2,999万8,188円となりました。

最後に、参考資料ナンバー2、決算参考資料の5ページを御覧ください。

一般会計の性質別の歳出構成比でございます。主なものを申し上げますと、人件費の構成比は17.5%、物件費の構成比は15.4%、扶助費の構成比は12.5%、補助費の構成比は22.1%で、これらが全体の約70%を占めております。

なお、公債費の構成比は8.5%でございました。

以上が、令和4年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についての説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、ここで暫時休憩といたします。

再開は1時30分といたします。

休憩 午後 零時 17分

再開 午後 1時 24分

○議長（大石 巖君） それでは、皆さんお集まりですので、会議を再開をいたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

引き続き、議案のほうの説明をお願いをいたします。

財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第54号議案、第60号議案及び第61号議案について御説明申し上げます。

それではまず、第54号議案 令和4年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

令和4年度吉田町歳入歳出決算書の一般会計の次につづられております令和4年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算書の6ページを御覧ください。

歳入総額2万108円、歳出総額1万8,000円、歳入歳出差引残高2,108円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、まず初めに、歳入から御説明いたします。

8ページ、9ページの歳入事項別明細書を御覧ください。

1款1項財産運用収入の収入済額は、2万108円でございます。これは土地開発基金の利子収入でございます。

次に、1款2項財産売払収入、そして、2款1項繰入金につきましては、実績なしのため収入はございませんでした。

次に、3款1項繰越金につきましては、前年度からの繰越金がありませんでしたので収入はございませんでした。

次に、10ページ、11ページにかけての4款1項預金利子につきましては、収入はございませんでした。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

12ページ、13ページの歳出事項別明細書を御覧ください。

1款1項総務管理費の1目一般管理費の支出済額は1万8,000円でございます。これは土地開発基金への積立金でございます。

次に、2目財産取得費及び3目繰出金につきましては、支出がございませんでした。

以上が歳出でございます。

次に、16ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2万円、歳出総額1万8,000円、歳入歳出差引額は2,000円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は2,000円でございます。

次に、23ページには、令和4年度末土地残高を記載させていただいております。また、この附属資料といたしまして、参考資料ナンバー3-2の令和4年度末土地取得事業特別会計所有地一覧図を提出させていただいております。

以上が、第54号議案 令和4年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

ての内容でございます。

続きまして、第60号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和5年度吉田町一般会計補正予算（第4号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億6,551万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億8,911万9,000円とするものでございます。また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページから4ページまでの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

次に、第2条でございます。

こちらは地方債の補正をお認めいただくとするものでございます。

その内容につきましては、5ページにございます第2表、地方債補正を御覧ください。

1の変更でございます。

中央公民館非常用電源整備事業につきましては、60万円増額し、補正後の限度額を250万円とするものでございます。また、臨時財政対策債につきましては、1億4,756万1,000円を減額し、補正後の限度額を5,543万9,000円とするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。引き続き、その詳細につきまして別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和5年度吉田町一般会計補正予算（第4号）に関する説明書の3ページを御覧ください。まず初めに、歳入から御説明いたします。

9款地方特例交付金につきましては、195万8,000円の増額でございます。これは、交付決定に伴いまして、個人住民税減収補填特例交付金を195万8,000円増額するものでございます。

続きまして、10款地方交付税でございます。こちらは1億8,126万1,000円の増額でございます。これは、令和5年7月28日に、令和5年度普通交付税大綱が閣議に報告、了解され、本年度の当町に対する普通交付税の額が5億9,726万1,000円と決定されましたことから、当初予算計上額を上回る額につきまして増額するものでございます。

4ページを御覧ください。

14款国庫支出金でございます。こちらは5,140万3,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、まず1項1目民生費国庫負担金におきましては、22万8,000円の増額でございます。これは、介護保険事業に係る低所得者保険料軽減負担金過年度分につきまして、令和4年度決算に係る精算に伴い、22万8,000円を計上するものでございます。

次に、2項9目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、5,117万5,000円を増額するものでございます。

続きまして5ページ、16款財産収入につきましては、3,705万3,000円の増額でございます。これは、2項1目不動産売払収入におきまして、3,705万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、18款繰入金でございます。こちらは1,064万9,000円の増額でございます。これは、1項1目の特別会計繰入金におきまして、令和4年度決算に伴い、介護保険事業特別

会計及び後期高齢者医療事業特別会計から一般会計に繰り入れる額をそれぞれ増額するものでございます。

6 ページを御覧ください。

続きまして、19款繰越金でございます。こちらにつきましては、令和4年度の一般会計決算がまとまったことに伴いまして、令和4年度一般会計の歳入歳出差引額から令和4年度からの繰越明許費の一般財源の額を差し引いた額が10億2,685万2,000円となり、当初予算計上額を上回りましたので、上回る額の8億2,685万2,000円を増額するものでございます。

続きまして、20款諸収入でございます。こちらは330万円の増額でございます。これは5項2目雑入におきまして、1節総務費雑入についてシステムの標準化、共通化に係るデジタル基盤改革支援補助金（標準化・共通化）330万円を計上するものでございます。

続きまして、7ページ、21款町債でございます。こちらは1億4,696万1,000円を減額でございます。

まず、1項7目教育債の中央公民館非常用電源整備事業につきましては、借入事業区分の変更に伴いまして、60万円を増額するものでございます。

次に、8目臨時財政対策債につきましては、普通交付税交付額の決定に伴い、臨時財政対策債の発行可能額も決定いたしましたので、その発行可能額に合わせるよう1億4,756万1,000円を減額するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

8 ページを御覧ください。

1款議会費は28万5,000円の減額でございます。これは、1項1目議会費におきまして、人事異動等に伴い、職員人件費28万5,000円を減額するものでございます。

続きまして、2款総務費は386万1,000円の増額でございます。まず、1項1目一般管理費におきましては、人事異動等に伴いまして、職員人件費を61万円増額するものでございます。

次に、11目事務改善対策におきましては、770万円の増額でございます。

その内訳でございますが、9ページから10ページにかけての情報化推進費につきましては、システムの標準化・共通化に係るガバメントクラウド運用管理業務委託料330万円を計上するものでございます。また、情報公開制度推進費につきましては、法令の改正に伴いまして、個人情報安全管理措置制度等対応支援業務委託料440万円を計上するものでございます。

次に、2項1目税務総務費におきましては、人事異動等に伴い、職員人件費44万1,000円を減額するものでございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳におきましては、人事異動等に伴いまして、職員人件費404万8,000円を減額するものでございます。

次に、11ページから12ページにかけての4項1目選挙管理委員会費におきましては、人事異動等に伴い、職員人件費を4万円増額するものでございます。

続きまして、3款民生費につきましては、849万4,000円の増額でございます。

まず、1項1目社会福祉総務費におきましては、人事異動等に伴い、職員人件費464万9,000円を減額するものでございます。

次に、2目国民年金事務費におきましては、人事異動等に伴い、職員人件費を11万3,000円増額するものでございます。

次に、13ページから14ページにかけての3目国民健康保険費におきましては、こちらも人事異動に伴い、職員人件費を201万7,000円増額するものでございます。

次に、7目介護保険費におきましては、660万6,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、人事異動等に伴い、職員人権費を615万7,000円増額、また、介護保険事業会計繰出金につきましては、令和4年度決算に係る精算に伴い、低所得者保険料軽減繰出金（過年度分）44万4,000円を増額するものでございます。また、低所得者利用者負担額軽減措置事業費につきましては、令和4年度決算に係る精算に伴い、補助金等返還金3,000円を増額、また、低所得者保険料軽減事業につきましては、こちらも令和4年度決算に係る精算に伴いまして、補助金等返還金2,000円を増額するものでございます。

16ページを御覧ください。

2項1目児童福祉総務費におきましては、人事異動等に伴い、職員人件費を86万4,000円増額するものでございます。

次に、3目保育所費におきましては、こちらも人事異動等に伴いまして、職員人件費を354万3,000円増額するものでございます。

続きまして、4款衛生費につきましては、4,530万4,000円の増額でございます。

1項1目保健衛生総務費におきましては、4,530万4,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、人事異動等に伴い、職員人件費469万6,000円を減額、また、18ページの地域医療対策事業費につきましては、地域の医療体制の構築を図るための診療所等開設補助金5,000万円を計上するものでございます。

続きまして19ページ、6款農林水産業費でございます。こちらは4万9,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、いずれも人事異動等に伴う職員人件費の補正で、1項1目農業委員会費におきましては2万3,000円の増額、2目農業総務費におきましては8,000円の減額、また、19ページから20ページにかけての3項2目の漁港管理費におきましては3万4,000円の増額となるものでございます。

続きまして、7款商工費は6,285万8,000円の増額でございます。

まず、1項1目の商工総務費におきましては、人事異動等に伴い職員人件費305万8,000円を減額するものでございます。

次に、2目商工業振興費におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、吉田町商工会が実施するプレミアム付商品券発行事業に関する経費6,591万6,000円を計上するものでございます。

22ページを御覧ください。

8款土木費でございます。こちらは432万1,000円の増額でございます。

まず、1項1目土木総務費におきましては、人事異動等に伴い職員人件費を186万2,000円増額するものでございます。

次に、4項1目都市計画総務費におきましては、人事異動等に伴い職員人件費70万5,000円を減額するものでございます。

次に、2目土地区画整理事業費におきましては、こちらも人事異動等に伴い職員人件費657万1,000円を減額するものでございます。

次に、24ページの4目公共下水道費におきましては、公共下水道事業会計の補正予算（第

1号)に伴いまして、公共下水道事業繰出金を973万5,000円増額するものでございます。

続きまして、9款消防費は45万2,000円の減額でございます。

これは、1項5目災害対策費におきまして、人事異動等に伴い職員人件費45万2,000円を減額するものでございます。

続きまして、10款教育費は232万3,000円の減額でございます。

まず、25ページから26ページにかけての1項2目事務局費におきましては、人事異動等に伴いまして職員人件費を220万6,000円増額するものでございます。

次に、2項小学校費の1目学校管理費におきましては、人事異動等に伴い職員人件費を52万3,000円増額するものでございます。

次に、3項中学校費の1目学校管理費におきましては、人事異動等に伴い職員人件費26万2,000円を減額するものでございます。

次に、27ページから28ページにかけての4項1目社会教育総務費におきましては、人事異動等に伴い職員人件費73万4,000円を増額するものでございます。

次に、2目公民館費におきましては、中央公民館運営費につきまして、歳入で御説明いたしました地方債の借入事業区分の変更に係る起債の増額に伴う財源振替となっております。

次に、4目図書館費におきましては、人事異動等に伴い職員人件費456万7,000円を減額するものでございます。

次に、5項1目保健体育総務費におきましては、人事異動等に伴いまして職員人件費95万7,000円を減額するものでございます。

30ページを御覧ください。

12款公債費につきましては、192万2,000円の減額でございます。これは、平成24年度に借入れを行いました臨時財政対策債の利率の見直しがあり、利率が下がるとともに、令和4年度借入分の借入利息が当初の見込みを下回って確定され、利息の支払いが減ることとなりましたので、1項1目元金につきましては28万円増額し、2目利子につきましては220万2,000円減額となるものでございます。

最後に、13款諸支出金でございます。8億4,561万円の増額でございます。

これは、2項1目基金費におきまして、今回の補正に際し、すぐに事業の財源とすることのない収入を積み立てるための支出でございます。その内容といたしましては、財政調整基金に8億4,561万円を積み立てるものでございます。

以上が、第60号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算(第4号)についての内容でございます。

なお、今回の補正予算のうち、7款商工費の1項2目商工業振興費につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するプレミアム付商品券発行事業に係る事業費でございます。物価高騰を受けた追加対策として、消費下支え等を通じた生活者支援及び町内事業者の支援のため、できる限り早急に事業着手する必要があると考えております。このため、この補正予算につきましては早期議決をお願いさせていただこうとするものでございます。

続きまして、第61号議案 令和5年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書令和5年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算(第1号)の1ページ

を御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,502万4,000円とするものでございます。また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

引き続き、その詳細につきまして別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和5年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

3款繰越金につきましては、3,000円の増額でございます。これは令和4年度決算に伴いまして、前年度繰越金3,000円を増額するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

1款総務費につきましては、3,000円を増額するものでございます。これは、歳入で計上いたしました前年度繰越金3,000円を土地開発基金に積み立てるものでございます。

以上が、第61号議案 令和5年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についての内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、伊藤美絵君。

〔町民課長 伊藤美絵君登壇〕

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

町民課からは第55号議案、第56号議案、第62号議案、第63号議案の4議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案書5ページの第55号議案 令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明申し上げます。

別冊の吉田町歳入歳出決算書内の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の6ページを御覧ください。

令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計の歳入総額27億4,044万6,853円、歳出総額26億9,544万6,969円、歳入歳出差引残額4,499万9,884円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、詳細につきまして、歳入から御説明申し上げます。

8ページからの歳入事項別明細書を御覧ください。

1款国民健康保険税は、調定額7億4,743万3,989円に対し、収入済額6億1,457万8,150円で、現年度分の収納率は94.27%、滞納繰越分の収納率は29.36%でございます。また、不納欠損額は1,051万5,213円でございます。

次に、10ページの2款使用料及び手数料は、収入済額28万5,893円で、保険税に係る督促手数料でございます。

次に、3款国庫支出金は、災害臨時特例補助金で、収入はございません。

次に、12ページの4款県支出金は、収入済額18億3,978万7,605円で、保険給付費のうち、療養諸費、高額療養費及び移送費分が県から交付される普通交付金と、保険者努力支援分などの特別交付金でございます。

次に、5款財産収入は、収入済額4万872円で、基金利子でございます。

次に、6款繰入金は、収入済額1億7,299万1,335円で保険税の軽減措置分である保険基盤安定繰入金などの一般会計繰入金と、基金からの繰入金でございます。

次に、14ページの7款繰越金は、収入済額8,083万3,148円で前年度からの繰越金でございます。

次に、8款諸収入は収入済額3,192万9,850円で保険税に係る延滞金や精算に伴う返納金などでございます。不納欠損額は、37万536円で診療費返納金過年度分でございます。

続きまして、歳出でございます。

初めに、20ページを御覧ください。

1款総務費は、支出済額1,223万7,315円で、事務経費である一般管理費と、国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

また、22ページの2項徴収費は、国民健康保険税賦課徴収に係る事務経費、3項運営協議会費は、委員報酬等で年2回開催をいたしました。

次に、24ページからの2款保険給付費は、支出済額17億9,255万6,051円でございます。

主なものは、1項1目一般被保険者療養給付費の15億4,464万6,320円で疾病や負傷に係る療養給付費等でございます。

また、28ページの2項1目一般被保険者高額療養費は2億2,812万9,201円で一部負担金が自己負担限度額を超えた場合に支給したものでございます。

さらに、32ページからの6項1目傷病手当金は18万2,600円で、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあり、労務に就くことができなかった期間に対して支給するもので、申請により7件の支給を行いました。

次に、34ページからの3款国民健康保険事業費納付金は、支出済額7億8,078万9,371円で県へ納付したものでございます。

次に、38ページの4款共同事業拠出金は、支出済額69円で、退職医療制度に係る事務費でございます。

次に、5款財政安定化基金拠出金の支出はございません。

次に、40ページからの6款保健事業費は、支出済額2,675万3,547円でございます。

1項1目の保健衛生普及費は、人間ドック委託料が主なものでございます。

また、2項1目の特定健康診査等事業費は、生活習慣病に特化した特定健康診査及び特定保健指導を実施いたしました。

次に、42ページからの7款基金積立金は、支出済額6,334万7,000円で、令和3年度よりの繰越金から償還分を除いた残りを国民健康保険事業基金に積み立てたものでございます。

次に、44ページの8款諸支出金は、支出済額1,976万3,616円で、保険税還付金及び前年度の精算に伴う償還金でございます。

次に、46ページからの9款予備費は、当初予算で500万円を計上しておりましたが、2款6項の傷病手当金において予測以上の支出が発生したため、12万5,000円を充用したことに

より、残りの487万5,000円が不用額となっております。

次に、52ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額27億4,044万5,000円、歳出総額26億9,544万6,000円により、歳入歳出差引額は4,499万9,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は、4,499万9,000円でございます。

最後に、54ページの財産に関する調書を御覧ください。

吉田町国民健康保険事業基金でございますが、令和4年度末の現在高は、4億6,732万643円となっております。

以上が、第55号議案 令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、議案書7ページ、第56号議案 令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして御説明申し上げます。

先ほどの国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書の次でございます吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書の6ページを御覧ください。

令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計の歳入総額3億2,002万1,268円、歳出総額3億1,935万3,951円、歳入歳出差引残額66万7,317円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、詳細につきまして歳入から御説明申し上げます。

8ページからの歳入事項別明細書を御覧ください。

1款後期高齢者医療保険料は、調定額2億6,943万3,600円に対し、収入済額は2億6,873万4,400円で、現年度分の収納率は99.51%、滞納繰越分の収納率は40.93%でございます。また、不納欠損額は9万4,000円でございます。

次に、2款使用料及び手数料は、収入済額1万3,800円で、保険料に係る督促手数料でございます。

次に、3款繰入金は、収入済額4,927万5,839円で、低所得者と被用者保険等の被扶養者であった方の均等割額の減額分を一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、4款繰越金は、収入済額84万9,712円で前年度からの繰越金でございます。

次に、10ページからの5款諸収入は、収入済額114万7,517円で、保険料に係る延滞金などでございます。

続きまして、歳出でございます。

初めに、14ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額3億1,822万5,739円でございます。被保険者に納付していただいた保険料と一般会計から繰り入れた減額分を後期高齢者医療広域連合へ納付したものでございます。

次に、2款諸支出金は支出済額112万8,212円で、保険料の還付金のほか、督促手数料及び預金利子を一般会計へ繰り出したものでございます。

次に、16ページ、3款予備費の充用はございません。

次に、22ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額3億2,002万1,000円、歳出総額3億1,935万3,000円により、歳入歳出差引額は66万7,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は66万7,000円で

ございます。

以上が、第56号議案 令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、議案書の17ページ、第62号議案 令和5年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

別冊となっております令和5年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,504万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,630万8,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

引き続き、その詳細につきまして御説明させていただきます。

別冊の令和5年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。

3款国庫支出金につきましては5万円の増額でございます。今年度から出産育児一時金42万円を50万円へ引き上げることに伴い、その引上げ分について、今年度限りの国費による支援措置をするものでございます。

次に、7款繰越金につきましては3,499万9,000円の増額でございます。

令和4年度の決算がまとまりましたことから、歳入歳出差引額と当初予算で計上いたしました繰越金の差額を増額するものでございます。

次に、3ページを御覧ください。

歳出でございます。

2款保険給付費につきましては、出産育児一時金の予算額の変更はございませんが、財源振替をさせていただくものでございます。

次に、7款基金積立金につきましては、2,389万5,000円の増額でございます。

令和4年度決算及び補正予算（第1号）がまとまり、国民健康保険事業基金に積み立てる額が確定したことから措置するものでございます。

次に、4ページの8款諸支出金につきましては、1,115万4,000円の増額でございます。令和4年度決算に伴う精算のため、保険給付費等交付金の普通交付金償還金を1,051万8,000円、特別交付金償還金を63万6,000円それぞれ措置するものでございます。

以上が、第62号議案 令和5年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

続きまして、議案書18ページ、第63号議案 令和5年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

別冊となっております令和5年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ66万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,899万8,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項の区分、当該区分ごとの金額、補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただきます。

引き続き、その詳細につきまして御説明させていただきます。

別冊の令和5年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。

4款繰越金につきましては66万8,000円の増額でございます。令和4年度の決算がまとまりましたことから、歳入歳出差引額と当初予算で計上いたしました繰越金の差額を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

3ページを御覧ください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、65万4,000円の増額でございます。令和4年度に収納いたしました保険料のうち、未精算となっている保険料を後期高齢者医療広域連合へ納付するため、増額するものでございます。

次に、4ページの2款諸支出金につきましては1万4,000円の増額でございます。令和4年度の決算がまとまりましたことから、保険料に係る督促手数料と預金利子を一般会計へ繰り出すため増額するものでございます。

以上が、第63号議案 令和5年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

以上が町民課関係の4議案の内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして、福祉課長、お願いします。

福祉課長、増田稔生子君。

〔福祉課長 増田稔生子君登壇〕

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

福祉課からは、第57号議案及び第64号議案の2議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案書9ページの第57号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

別冊の吉田町歳入歳出決算書のうちの吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、6ページを御覧ください。

令和4年度吉田町介護保険事業特別会計の歳入総額22億328万7,498円、歳出総額21億1,236万5,483円、歳入歳出差引残額9,092万2,015円という決算内容をお認めいただくとするものでございます。

それでは、詳細につきまして歳入から御説明申し上げますので、事項別明細書の8ページを御覧ください。

まず、8ページ、9ページの1款保険料は、第1号被保険者保険料で、収入済額4億8,879万4,000円、現年度分の収納率は99.46%、過年度分を含めた収納率は98.66%でございます。また、不納欠損額は173万910円でございます。第8期介護保険事業計画により、令和3年度から令和5年度までの3年間、保険料基準額は月額5,000円としております。

次に、2款使用料及び手数料は、収入済額3万500円で、介護保険料の督促手数料でございます。

次に、8ページから13ページまでの3款国庫支出金は、収入済額4億2,149万8,407円で、介護給付費に対しての国庫負担金、財政調整交付金、地域支援事業費に対しての国庫補助金、事務費交付金、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金でございます。

次に、12ページ、13ページの4款支払基金交付金は、収入済額5億3,265万6,424円で、第2号被保険者の保険料でございます。

次に、12ページから15ページまでの5款県支出金は、収入済額3億138万5,319円で、介護給付費及び地域支援事業費に対する県負担金及び県補助金でございます。

次に、14ページ、15ページの6款財産収入は、収入済額2万6,084円で、介護給付費準備基金の利子でございます。

次に、14ページから17ページまでの7款繰入金は、収入済額3億5,184万2,000円で、一般会計繰入金及び介護給付費準備基金繰入金でございます。

次に、16ページから19ページまでの8款繰越金は、収入済額1億16万1,374円で、前年度からの繰越金でございます。

次に、18ページから21ページまでの9款諸収入は、収入済額689万3,390円で、雑入、預金利子、延滞金でございます。

続きまして、歳出でございます。

初めに、22ページ、23ページを御覧ください。

1款総務費は、支出済額3,787万6,826円で、介護保険事業の執行に必要な事務費でございます。主な支出は、1項の総務管理費のほかに、24ページ、25ページの3項介護認定審査会費でございます。

次に、26ページから31ページまでの2款保険給付費は、支出済額18億4,041万3,582円で、主な支出は、1項の介護サービス等に対する介護給付費でございます。

次に、30ページ、31ページの3款基金積立金は、支出済額4,707万3,000円で、前年度決算による介護給付費準備基金への積立金でございます。

次に、30ページからの4款地域支援事業費は、支出済額1億2,487万741円でございます。

32ページからの1項介護予防生活支援サービス事業費は、要支援、要介護状態になることを予防する介護予防事業を行ったものでございます。

34ページからの2項包括的支援任意事業費は、地域包括支援センター運営事業や認知症政策推進事業などの包括的支援事業及び36ページ、37ページの配食サービスなど任意事業を行ったものでございます。

38ページからの3項一般介護予防事業費は、一般高齢者への運動器の機能向上事業、認知症予防事業、栄養改善事業などの費用でございます。

次に、40ページ、41ページの5款保健福祉事業費は、支出済額196万2,845円で、高齢者の自立支援・重度化防止対策の事業として、高齢者移動支援事業、独り暮らし高齢者等緊急通報システム事業、ワンコインサービス事業などを行ったものでございます。

次に、40ページからの6款諸支出金は、支出済額6,016万8,489円でございます。

42ページ、43ページの1項償還金及び還付加算金は、保険料の還付金及び前年度補助金の精算に伴う国・県等への返還金でございます。

2項の繰出金は、実績による一般会計への繰出金でございます。

44ページ、45ページの7款予備費からの充用はございませんでした。

次に、48ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入総額22億328万7,000円、歳出総額21億1,236万5,000円により、歳入歳出差引額9,092万2,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は9,092万2,000円でございます。

最後に、50ページの財産に関する調書を御覧ください。

吉田町介護給付費準備基金でございますが、令和4年度末の現在高は3億3,041万3,296円となっております。

以上が、第57号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

続きまして、議案書の19ページ、第64号議案 令和5年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

別冊の令和5年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の1ページを御覧ください。

第1条、第1項でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,036万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億2,930万1,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

引き続き、その詳細を御説明申し上げます。

別冊の令和5年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の2ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。

7款繰入金につきましては、44万4,000円の増額でございます。令和4年度決算に基づく精算分として、低所得者保険料軽減繰入金の所要額と繰入済額との差額を増額するものでございます。

次に、8款繰越金につきましては、8,992万2,000円の増額でございます。令和4年度の決算に基づき、歳入歳出差引額と当初予算で計上いたしました繰越金の差額を増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

説明書の3ページ及び4ページを御覧ください。

3款基金積立金につきましては、3,387万9,000円の増額でございます。令和5年度の歳入に係る今回の補正額9,036万6,000円から国・県等への精算に伴う歳出の6款諸支出金に係る補正額5,648万7,000円を差し引いた額を基金積立金として増額するものでございます。

次に、6款諸支出金につきましては、5,648万7,000円の増額でございます。令和4年度の実績に基づく国・県等への補助金返還金と令和4年度決算に伴う一般会計からの繰入金に対する精算として、一般会計繰出金を増額するものでございます。

以上が、第64号議案 令和5年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての説明でございます。

福祉課から提出いたしました2議案についての説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、内田宏一君。

〔上下水道課長 内田宏一君登壇〕

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは第58号議案、第59号議案、第65号議案の3議案につきまして説明申し上げます。

初めに、議案書の11ページ、第58号議案 令和4年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明申し上げます。

別冊令和4年度吉田町水道事業会計決算書の1ページを御覧ください。

1ページから4ページまでが決算報告書でございます。この金額は消費税を含んでおります。

初めに、収益的収入及び支出の収入につきましては、第1款の水道事業収益の決算額は6億3,050万6,852円でございます。

その内訳としまして、第1項営業収益の決算額5億6,062万9,852円で、主な項目は、給水収益でございます。

第2項営業外収益の決算額は6,987万7,000円で、主な項目は長期前受金戻入及び雑収益でございます。

続きまして、支出につきましては、第1款水道事業費用の決算額は4億9,815万7,580円でございます。

その内訳としまして、第1項営業費用の決算額は4億4,205万7,035円、主な項目は原水浄水及び排水給水費、減価償却費などでございます。

第2項営業外費用の決算額は5,610万5,455円で、主な項目は支払利息及び企業債取扱諸費でございます。

第3項特別損失からの支出及び第4項予備費からの充用はございません。

3ページ、4ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入の決算額は9,242万7,955円でございます。

その内訳としまして、第1項企業債の決算額は6,000万円でございます。

第2項他会計出資金の決算額は405万7,900円でございます。

第3項国庫・県支出金の決算額は561万4,000円で、基幹管路耐震化事業に係る補助金でございます。

第4項その他資本的収入の決算額は2,274万8,895円で、工事負担金及び加入分担金でございます。

続きまして、支出につきましては、第1款資本的支出の決算額は3億9,953万7,794円でございます。

その内訳としまして、第1項建設改良費の決算額は2億3,379万9,620円、主な内容は配水管布設替え工事、水道施設の設備更新工事等でございます。

第2項企業債償還金の決算額は1億6,540万2,690円でございます。

第3項国庫・県支出金返還金の決算額は33万5,484円でございます。

この結果、欄外に記載しましたとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額3億711万6,999円は、減債積立金6,000万円、建設改良積立金5,500万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,921万1,466円、過年度分損益勘定留保資金1億2,054万6,163円、当年度分損益勘定留保資金5,235万9,370円で補填するものでございます。

次に、5ページ、6ページを御覧ください。

令和4年度吉田町水道事業損益計算書でございます。損益計算書の金額は消費税を含んでおりません。

損益計算の結果、当年度純利益は6ページの下から4行目にありますとおり1億1,199万3,627円でございます。また、その他未処分利益剰余金変動額の1億1,500万円は、減債積立金取崩し金額6,000万円と建設改良積立金取崩し金額5,500万円の合計金額でございます。

以上により、当年度未処分利益剰余金は2億2,833万613円でございます。

次に、7ページ、8ページを御覧ください。

令和4年度吉田町水道事業剰余金計算書でございます。

最終行にあります当年度末残高は、資本金が30億9,493万4,381円、資本剰余金合計が1億350万4,896円、利益剰余金合計が6億433万613円でありまして、資本合計38億276万9,890円でございます。

次に、9ページを御覧ください。

令和4年度吉田町水道事業剰余金処分計算書案でございます。

当年度末残高の未処分利益剰余金は2億2,833万613円でありまして、議会の議決による処分数額2億2,500万円のうち、資本金への組入れ1億1,500万円は令和4年度の減債積立金の取崩し金額6,000万円と建設改良積立金の取崩し金額5,500万円の合計金額です。また、減債積立金への積立は2,000万円、建設改良積立金への積立は9,000万円とすることを本議会においてお認めいただくとするものでございまして、この結果、処分後の繰越利益剰余金を333万613円とするものでございます。

次に、決算書10ページから12ページを御覧ください。

吉田町水道事業貸借対照表でございます。

10ページの資産状況でございますが、固定資産合計66億1,979万3,759円と流動資産合計6億5,369万327円を加えた72億7,348万4,086円が資産の合計となっております。

11ページの負債状況でございますが、3の固定負債の企業債については、18億4,723万7,247円で、4の流動負債は企業債、未払金、引当金、預り金合わせて1億5,954万9,305円でございます。さらに、5の繰延べ収益と合わせて負債合計34億7,071万4,196円でございます。

12ページには資本状況を示しておりまして、資本合計38億276万9,890円で、負債資本合計72億7,348万4,086円となり、これが資産合計と一致するものでございます。

以上が、第58号議案 令和4年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての内容でございます。

次に、議案書の13ページ、第59号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について説明申し上げます。

別冊、令和4年度吉田町公共下水道事業会計決算書の1ページを御覧ください。

1 ページから 4 ページまでが決算報告書でございまして、この金額は消費税を含んでおります。

初めに、収益的収入及び支出の収入につきましては、第 1 款の下水道事業収益の決算額は 6 億 6,300 万 7,269 円でございます。

その内訳としまして、第 1 項営業収益の決算額 9,232 万 9,435 円、主な項目は下水道使用料でございます。

第 2 項営業外収益の決算額は 5 億 7,067 万 7,834 円で、主な項目は長期前受金戻入などでございます。

続きまして、支出につきましては、第 1 款下水道事業費用の決算額は 6 億 5,115 万 7,177 円でございます。

その内訳としまして、第 1 項営業費用の決算額は 5 億 8,044 万 6,837 円で、主な項目は管渠及び処理場費、減価償却費でございます。

第 2 項営業外費用の決算額は 7,071 万 340 円で、主な項目は、支払利息及び企業債取扱諸費でございます。

第 3 項特別損失からの支出及び第 4 項予備費からの充用はございません。

3 ページ、4 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入につきましては、第 1 款資本的収入の決算額は 7 億 4,316 万 5,653 円でございます。

その内訳としまして、第 1 項企業債の決算額は 2 億 300 万円でございます。

第 2 項負担金の決算額は 608 万 1,750 円で、主な項目は受益者負担金でございます。

第 3 項他会計負担金の決算額は 4 億 804 万 1,000 円で、企業債の元金償還に充てるものでございます。

第 4 項国庫・県支出金の決算額は 1 億 622 万 2,500 円で、管渠の整備や、浄化センターの設備更新等に係る社会資本整備総合交付金でございます。

続きまして、支出につきましては、第 1 款資本的支出の決算額は 7 億 6,359 万 4,135 円でございます。

その内訳としまして、第 1 項建設改良費の決算額は 3 億 3,573 万 2,732 円で、管渠及び浄化センターの建設改良費でございます。

第 2 項企業債償還金の決算額は 4 億 2,786 万 1,403 円でございます。

次に、5 ページを御覧ください。

令和 4 年度吉田町公共下水道事業損益計算書でございます。損益計算書の金額は消費税を含んでおりません。

損益計算の結果、下から 3 行目にあります当年度純利益は 42 万 3,330 円でございます。また、一番下の行、当年度未処分利益剰余金は 128 万 391 円でございます。

次に、6 ページを御覧ください。

剰余金計算書でございます。

最終行にあります当年度末残高は、資本金が 2,107 万 5,223 円、資本剰余金合計が 4 億 9,495 万 304 円、利益剰余金合計が 128 万 391 円でありまして、資本合計 5 億 1,730 万 5,918 円でございます。

7 ページを御覧ください。

剰余金処分計算書案でございます。

議会の議決による処分額はなく、繰越利益剰余金を128万391円とするものでございます。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。

貸借対照表でございます。

8ページの資産状況でございますが、固定資産合計123億9,776万1,996円と流動資産合計1億4,373万4,098円を加えた125億4,149万6,094円が資産の合計となっております。また、負債状況でございますが、3の固定負債の企業債については43億8,143万9,433円で、4の流動負債は企業債、未払金、引当金等を合わせて4億4,535万581円でございます。さらに、9ページ、5の繰延べ収益と合わせて負債合計120億2,419万176円でございます。

資本状況でございますが、資本合計5億1,730万5,918円で、負債資本合計125億4,149万6,094円となり、これが資産合計と一致するものでございます。

以上が、第59号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての内容でございます。

続きまして、議案書の20ページ、第65号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について説明申し上げます。

別冊の令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）を御覧ください。

第2条でございますが、令和5年度吉田町公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額のうち、収入の第1款下水道事業収益を206万5,000円追加して、補正後の額を7億6,685万1,000円とし、支出の第1款下水道事業費用を226万6,000円追加して、補正後の額を7億4,816万1,000円とすることを御承認いただくとするものでございます。

収入における内訳は、第2項の営業外収益、支出における内訳は、第1項の営業費用でございます。

次に、第3条でございます。

予算第4条に定めた資本的収入及び支出の本文括弧書きを御覧のように改めるとともに、収入においては、第1款資本的収入を746万9,000円追加して、補正後の額を9億1,703万4,000円とし、支出においては、第1款資本的支出を189万9,000円減額して、補正後の額を9億4,240万2,000円とすることを御承認いただくとするものでございます。

収入における内訳は、第5項の他会計補助金、支出における内訳は、第1項の建設改良費と、第3項の国庫・県支出金返還金でございます。

次に、第4条でございます。

議会の議決を経なければ流用することなどできない経費として、予算第8条に定めた職員給与費の予定額から710万2,000円を減額し、補正後の額を4,834万8,000円とすることを御承認いただくとするものでございます。

次に、第5条でございます。

他会計からの補助金として、予算第9条に定めた額を8,773万5,000円に改めることを御承認いただくとするものでございます。

引き続き、その詳細を別冊の参考資料に沿って説明申し上げます。

参考資料ナンバー9の1、吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）附属書類の6ページを御覧ください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

営業外収益のうち、他会計補助金の額を226万6,000円増額するとともに、消費税還付金を20万1,000円減額するものでございます。

7ページを御覧ください。

支出でございます。

営業費用のうち、総係費においては、人事異動等に伴って給与に係る費目をそれぞれ御覧のとおり増額するものでございます。

9ページを御覧ください。

資本的収入及び支出の収入では、他会計補助金を746万9,000円増額し、支出の建設改良費においては、人事異動に伴って給与に係る費目をそれぞれ御覧のとおり減額するものでございます。

次の国庫・県支出金返還金は、昨年度、管渠工事において、予定した箇所を全て発注して竣工もいたしました。契約差金が生じたことによって、実績の総額が交付決定額を下回りましたので、差額を返還するものでございます。

以上が、第65号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についての説明でございます。

上下水道課から上程しました3議案につきまして説明申し上げます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（大石 巖君） 以上で説明が終わりました。

◎報告第8号～報告第11号の報告

○議長（大石 巖君） 日程第18、法令に基づく報告を行います。

第8号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）、第9号報告 令和4年度決算に基づく吉田町健全化判断比率の報告について、第10号報告 令和4年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について及び第11号報告 令和4年度決算に基づく吉田町公共下水道事業会計資金不足比率の報告についての4件について、各担当課長から順次報告をお願いします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長 太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務課からは、第8号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）の御説明を申し上げます。

議案書の21ページを御覧ください。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今回、専決処分した事項は、道路瑕疵による損害賠償の額を定めることに係る2事案でございます。

議案書の22ページを御覧ください。

1 事案目は、本年 6 月 6 日に専決処分したものでございます。

相手方は御覧の方でございます。

事故の概要としましては、本年 2 月 15 日午前 7 時 25 分、相手方車両が大幡地内の町道大幡川尻線を走行中に、道路の陥没に落輪し、左側前輪のタイヤ及びホイールを損傷したものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は 7 万 4,250 円、過失割合は町が 30%、相手方が 70%でございます。

損害賠償の額は、2 万 2,275 円でございます。

続きまして、2 事案目でございます。

議案書の 23 ページを御覧ください。

こちらは、本年 6 月 22 日に専決処分したものでございます。

相手方は御覧の方でございます。

事故の概要としましては、本年 4 月 29 日午後 0 時 45 分、相手方の子が運転する自転車に住吉地内の町道下吉田線を走行中に、道路側溝の隙間に落輪したことにより転倒し、後輪のタイヤ、サドル、ブレーキケーブル及びフェンダーを損傷したものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は 1 万 3,200 円、過失割合は町が 40%、相手方が 60%でございます。

損害賠償の額は 5,280 円でございます。

これら 2 件の損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額が負担されるものでございます。

以上が総務課からの報告事項 1 件の御説明でございます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

[財政管理課長 八木邦広君登壇]

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

第 9 号報告といたしまして、令和 4 年度決算に基づく吉田町健全化判断比率について御報告申し上げます。

議案書の 24 ページ、25 ページ及び参考資料ナンバー 10 を御覧ください。

この報告は、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率につきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して御報告させていただくものでございます。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率があり、それらを指標にして、財政の健全性を客観的に判断するものとなっております。当町の令和 4 年度決算に基づく四つの健全化判断比率は、議案書の 24 ページの表のとおりでございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、対象となる全ての会計において、実質収支が赤字ではないため、いずれも比率は表示されておりません。また、実質公債費比率につきましては 10.5%、将来負担比率につきましては 26.8%となりました。

なお、括弧内に表示いたしました数値は、早期健全化基準を示したものでございますが、いずれの比率もこの早期健全化基準よりも大幅に過小な数値か、数値が表示されない結果と

なり、いずれの指標から見ましても、健全な状況であることを表しています。

それでは、別冊の参考資料ナンバー10、令和4年度決算に基づく吉田町健全化判断比率を御覧ください。

最初に、1ページの総括表①健全化判断比率の状況でございます。

上段には、先ほどの四つの健全化判断比率が示されております。財政健全化法では、この四つの指標の値によりまして、財政が比較的健全な自治体、早期の財政健全化が必要な自治体、財政の再生が必要な自治体の三つに区分されます。その結果、早期健全化団体、財政再生団体においては、財政健全化計画、財政再生計画の策定や起債制限など、県や国の指導が行われることとなります。

それでは、個々の比率について御説明いたします。

まず初めに、実質赤字比率でございます。

対象となる会計は、2ページの一般会計等の欄にありますとおり、当町では一般会計と土地取得事業特別会計になります。この二つの会計の実質赤字額が、標準財政規模に対してどの程度の割合を占めるかを比率で表すことになっておりますが、いずれの会計においても赤字が出ていない実質収支となっているため、1ページの総括表には数値が表示されておられません。

次に、連結実質赤字比率でございます。

この対象となる会計は、2ページに示されておりますとおり、一般会計、特別会計及び公営企業会計を含む全ての会計となります。連結実質赤字比率は、対象となる全ての会計の実質赤字額及び資金不足額等の総額が、標準財政規模に対してどの程度の割合を占めるのかを比率で表すものでございますが、いずれの会計も赤字ではないため、実質赤字比率と同様に、1ページの総括表には数値が表示されておられません。

次に、実質公債費比率でございます。

この比率の対象となる会計は、地方公共団体の全ての会計に加えまして、その地方公共団体に関係する一部事務組合及び広域連合の全ての会計が含まれております。この実質公債費比率は、標準財政規模に対する公債費等の負担の程度を示す指標となるものでございますが、実務上では地方債の借入れを行う場合、協議の対象とするか、許可の対象とするかの判断の基準などに用いられております。

具体的には、一般会計等が負担する元利償還金と一部事務組合の負担金や公営企業への繰出金のうち、地方債の償還の財源に充てたと認められる額がどの程度、標準財政規模を圧迫しているかを表したものになります。

令和4年度決算に基づく実質公債費比率は10.5%となりまして、前年度の10.6%から0.1ポイント下がっております。この要因につきましては、3ページの総括表③実質公債費比率の状況を活用しながら御説明いたします。

比率が下がった要因といたしましては、前年度、令和3年度決算は、令和元年度11.5%、令和2年度10.5%、令和3年度10.2%の3か年平均で10.6%であったのに対し、令和4年度決算は、令和2年度10.5%、令和3年度10.2%、令和4年度11%の3か年平均で10.5%となり、その結果、前年度の3か年平均よりも低い比率となっております。

また、令和4年度単年度につきましては、算定上、分子に計上される元利償還金が増加したことから、前年度より比率が上がっております。

なお、実質公債費比率は、決算の数値、決められた計算方法により求めた数値、交付税算定資料からの数値をそれぞれ用いて計算いたしました単年度実質公債費比率の3か年平均で判断することになっております。こうしたルールに基づいて算出した令和4年度決算に基づく実質公債費比率が10.5%となるものでございます。

1ページを御覧ください。

続きまして、将来負担比率について御説明いたします。

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等の地方債残高や将来支払っている可能性のある負担など、今後予定される財政負担の割合を指標化したものでございます。また、当町におけるこの比率の対象となる会計は、実質公債費比率と同様に、地方公共団体の全ての会計に加え、その地方公共団体が関係する一部事務組合及び広域連合の全ての会計となります。

当町の令和4年度決算に基づく将来負担比率は26.8%となり、前年度の43.3%から16.5ポイント下がっております。この要因につきましては、4ページの総括表④将来負担比率の状況を活用しながら御説明いたします。

算定上、分子に計上される将来負担額は、地方債の現在高が減少し、公営企業債等繰入見込額、組合負担等見込額、退職手当負担見込額もそれぞれ減少したことから、分子全体で前年度より減少となりました。

また、算定上、分母に計上される標準財政規模が減少したことから、分母全体で前年度よりも減少となっております。

分子、分母ともに減少しましたが、分子の減少のほうが大きかったため、前年度より比率が下がっております。

ここまで四つの比率について御説明いたしました。各比率から見た当町の財政状況は、いずれも健全であることが示されております。

以上が、第9号報告 令和4年度決算に基づく吉田町健全化判断比率についての内容でございます。

これをもちまして、報告を終わります。

○議長（大石 巖君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、内田宏一君。

〔上下水道課長 内田宏一君登壇〕

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは第10号報告と第11号報告について説明申し上げます。

初めに、第10号報告 令和4年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率の報告について説明申し上げます。

議案書の26ページ、27ページ及び参考資料ナンバー11を御覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項の規定により、令和4年度決算に基づく吉田町水道事業会計資金不足比率を算定した結果、吉田町水道事業会計の決算は黒字となっておりますので、資金不足は生じておりません。したがって、報告書の資金不足比率の欄は、数字での表示はございません。

続きまして、第11号報告 令和4年度決算に基づく吉田町公共下水道事業会計資金不足比率の報告について説明申し上げます。

議案書の28ページ、29ページ及び参考資料ナンバー12を御覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第2項により、令和4年度決算に基づく吉田町公共下水道事業会計資金不足比率の算定をした結果、吉田町公共下水道事業会計の決算は黒字となっておりますので、資金不足は生じておりません。したがって、報告書の資金不足比率の欄は、数字での表示はございません。

以上が、第10号、第11号の報告でございます。

○議長（大石 巖君） 以上で報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 本日の日程はこれで全て終了をいたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。御苦勞さまでした。

散会 午後 3時01分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会5日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第60号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第1、第60号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから、第60号議案についての質疑を行います。質疑は、最初に歳入全体についての質疑、引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについての確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないよう御協力をお願いいたします。

歳入全体についての質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてお伺いします。

この交付金は、当初予算には載っていない補助金で、昨日の全員協議会でその上限が1億411万7,000円であるというふうにお伺いしました。

今回の補正5,117万5,000円は、補正第3号での住民税非課税世帯生活支援特別給付金給付事業に使った5,294万2,000円の残りを全て使うということで、今年は2つの事業に使うということになるわけですが、令和4年度の事業も見ますと、大きいもので吉田町子育て世帯給付金支援事業費1億1,500万円やプレミアム商品券、小さいものとと体育施設広場維持管理4,730円というような、かなり幅の広い、金額的に幅の広い、約30近い事業に割り振っているわけですが、この交付金の使い方というのを見た目、随分方針転換したのかなというふうに思われるところがあるんですが、そういうことはあるのでしょうか。また、使う目的がいろいろあるので、臨機応変に変えているという話なんですか。その辺はどうでしょう。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金の関係でございますが、これが前にはいろいろ事業の中で使ったというところがありますけれども、今回のこの臨時交付金につきましては、国のほうから用途がある程度限定されていると、推奨メニューというものが決まっています、全員協議会でもお話しさせていただいた低所得者の分と、あと今度、もう一つ、今回、プレミアム商品券の分は事業推奨メニューというところで使ってくださいという中には、その生活支援と、あと事業者支援ということで用途が決まっています。その中で、町として今後、どう使っていくかというところの優先順位を検討させていただいた中で、プレミアム商品券であれば、生活支援、あとは経済対策というところも含めまして、優先順位を決めた中でプレミアム商品券に決定したというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） それは分かるんですが、まだ5年度って半年あるわけですよね。そうしたときに、その生活支援とか経済対策とか、そういうものに関してやろうとすれば、その一般財源を使ってそういうのをしっかりやっていくということなのか、全くそれはやりませんという話なのか、その辺はどうでしょう。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今回の交付金につきましては、手続の関係で9月に実施計画等を手続上、上げて申請をしていかなければならないという中で、今の時期に補正を使わせていただいて、事業のほうを決定させていただいて、これから事業の申請に行くという手続を踏みますので、今回につきましては今の時期でないと無理だということで、今回、補正の予算をさせていただいたと。

その後につきましては、必要に応じて一般財源であるとか、ほかの補助金であるとか、そういうものも活用しながら検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければ、これで質疑を終結します。

次に、歳出に入ります。

1款の議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

説明書10ページ、行政のデジタル化基盤整備のための国からの支援補助金を利用したガバメントクラウドの構築、令和7年度末までの自治体プラットフォーム整備のための仕様、あ

るいは費用などの調査委託330万円ということでした。ちょっと質問したいと思います。

そもそも自治体、吉田町にとってこのガバメントクラウドの構築って何だというところが一般の町民には分かりにくいところがあるかと思ひまして、役場からの少しアナウンスがほしいと思っております。これ、町行政の効率化ですとか、町民福祉、こういうものにどういうメリットが見込めるかということをお願いしたいです。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

ガバメントクラウド構築の吉田町の意味というか意義という御質問ということでお答えさせていただきます。

まず、ガバメントクラウドというのが、政府が提供する共通のクラウドプラットフォームというふうに訳されておひまして、今までは市町がクラウドというものを各自治体がどこかに設置して業務をしていたんですけれども、そういうものを今回やめて、国が定めたクラウドに乗せ換えていきたいと思いますという動きです。

国のほうで二重業務、全員協議会のときでもお話をさせていただきましたが、国が定めた標準化・共通化対象の二重業務をまずこのガバメントクラウドに乗せていこうということをして令和7年度末にやっぺいこうという事業でございます。

この二重業務ですけれども、例えば児童手当だとか、子ども子育て支援の関係だとか、住民記録だとか、戸籍の附票だとか、印鑑の登録だとか、そういった二重業務が国のほうで設定されているわけですので、これは町の意向というものは何一つ入っているものではないです。その二重業務をクラウドのほうに移行していくということを準備するために、今回の補正予算を計上させていただいております。

町民へのメリットというのは、目に見えた形で劇的に何かサービスが向上するといったことではなく、労働人口がいなくなるという時代に備えまして、町の職員が町民サービスを提供するに当たり、いつまでも同じようなサービスを提供できるようにということをして国のほうで考えたサービスの一つということをして捉えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

そうですね、目に見えての変化はそこまでは見えづらい、可視化できないとは思ひんですが、内部のほうはかなりスムーズにというか、迅速化したり正確性が増したりというところに期待をしたいところです。特に、各種の申請手続ですとか補助手続、あるいは給付作業のための抽出だとか、そういうものがスピードアップしたり、正確性が増せば、それは町民のメリットになるかと思ひております。

スケジュールについてもお聞きしたいと思います。今回、まだ調査を始めた段階だと認識しているんですが、総務省の資料などを見ておひますと、一例としては令和7年度末ですから今から2年半後ですよね、2年半後までに調えなさいと、標準準拠システムの本稼働を目指すということでは、令和4年度、去年期ぐらいまでに大体、計画立案のフェーズを終わらせて、もう5年度ぐらいからは移行のフェーズに移ってほしいというような内容、それに対してそれぞれ国から補助をするという内容でございました。

そこでお伺ひしたいんですが、吉田町の移行の計画はどのように考えているか。お尻は決

まっている話なんです、例えば今年度どこまで、来年度は、再来年度はというところでちょっと教えていただきたいんですが。そのスピードが、例えば近隣の自治体ですとか、あるいは県内の町、あるいは同規模の全国の事例なんかと比べて結構早めにやっているのか、それとも様子見ながら足並みそろえているのか、それともちょっと立ち後れを感じているのか、このあたりについてお願いします。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務省のホームページ等々を見ますと、令和4年度に計画立案という言葉も載っておりますけれども、それはあくまでも総務省が言っている一つのスケジュールというか、こんな形で業務を進めてくださいという例示ですので、令和4年度に必ず何かをやらなければいけないというものではございません。計画立案といっても何か国のほうに報告をするようなものとかというものも別にございませぬ。あくまでも決められているのは令和7年度までにガバメントクラウドに移行するという、一番最終目標が国のほうで定められているものです。

当町におきましては、昨年度末、令和5年3月に吉田町DX推進計画というものも決めさせていただいて、その中にも標準化、情報システムの標準化・共通化という項目も挙げさせてもらっておりますので、着実に業務のほうは進んでいるというふうに思っております。

近隣の動向のお話もありましたけれども、たまたま吉田町は1つのベンダーさんがいろんな業務を賄ってくれておりますので、吉田町と関係のあるベンダー1社とお話しする機会が多いんですけれども、他市町でいいますとそのベンダーが多種にわたっておるところもあります。今言った二重業務のものが一つ一つ違うところもあるかもしれませんので、そうした自治体の皆さんはこの業務はこのベンダー、この業務はこのベンダーということでお話しを一つ一つ進めていかなければいけないと、そういうふうに事を考えますと、たまたま吉田町は割と、数少ないベンダーとお話をすれば業務のほうは早く進むということなので、決して遅れているということは吉田町として認識しておりませぬ。

ただ、全国で同じことをやっているものですので、もちろんトップランナー的に頑張っている自治体もいらっしゃると思いますけれども、トップランナーで走っていても、現状、吉田町と同じにいても、また吉田町より遅れているにしても、令和7年度末というゴールに向かって皆さん進んでいるところですので、そこは大丈夫かなと。吉田町として遅れているわけではないのかなと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

自治体の中には、この作業着手、非常に偏差があるというか、スピードが違うというのは存じております。ある自治体によっては、役場に来ること一切ないように全てモバイル端末ですとか、そういうものからで完結できるようなところまで、今年度、来年度に持っていこうというような取組をしていけば、まだ全然着手というところがあるので、吉田町の今の状況については理解いたしました。

ベンダーさんが統一、今、委託業者がある程度統一性があるので、そこのところの調整というか、依頼事項とかはスムーズだというふうには認識しているんですが、これ、中の職員さん結構大変かなと。ある程度は委託して、どんどん任せていくとは思いますが、

最後にお伺いします。これも総務省の資料なのですが、やっぱりお願いといいますか、早期の作業着手を行えとか、あるいは標準的な業務フローの見直しに取りかかれとか、そのような内容がありました。特に担当する職員の方に対しては、こういうものがこうなるからというような、例えば研修ですとか、そういうものも発生してくると思うんですが、こうしたものの進捗についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務省からは、繰り返しになりますけれども、令和7年度末までに業務を完了するという目標を掲げられておまして、もちろんその目標より遅くならないように早く着手をしてくださいということは何回も言われていることでございます。早く着手することで、うちの町でいいますと、スケジュール感の質問にもありましたけれども、令和5年度ではシステム的设计とかシステムエラーなく運用できる調査とか領域を行うということは全員協議会でもお話しさせていただきまして、令和6年度はガバメントクラウド上に実際、インフラの回線を引いたりだとか、仮想サーバーの構築だとか、そういうことをやろうとしております。そういつて早く業務を進めれば、それだけ時間的な余裕が、7年度末までに余裕ができますので、テストに時間をかけられるということもあります。システムエラーなくやれるような構築ができるということで、総務省も早くということを促しているのではないかというふうに感じております。

あと、早くやることのいいメリットとしましては、補助金の回線を引いたときのお金も総務省から出るよということも聞いておりますので、そういったところで早くということを総務省が促している、促して補助金をあげるから早くということも言われているのじゃないかなというふうに思います。

あと、業務フローのお話も御質問にありましたけれども、業務フロー、直接このガバメントクラウド移行とは関係はありませんけれども、うちの町も昨年度CIO補佐官の指導の下、各部門1つ以上、この業務フローを作成する研修会というものも行わせていただきました。業務フローを作ることによって、どこが今度デジタル化になるかとか、見える化ですね、業務の見える化ということになりますので、そういった研修もこれから職員重ねていきまして、業務効率を高めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければ、これで質疑を終結します。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） プレミアム商品券のことでお聞きをします。

今回から5セットから10セットにという大きな変更があったわけですがけれども、今回6回目、過去5回やっていますけれども、そういうようなデータを取って、そのデータから解析をしながら、今回そのような、10セットでいこうとか、そういうものが起きたんですか。データというものが非常に大事だと思っているんですけれども、その辺のデータ収集とか、そういうのは実際行ってはいるんですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課です。

昨日の全協で言った話と似たものだと思っているんですけれども、今回、1回目に10セットにしたものとしましては、商工会からは、前回やって、1回目を5セット、2回目を5セット、残りが出た分について一般販売をしております。その状況を踏まえて、今回、10セットで売ったとしても同程度であれば、10セット、上限2万円で販売したとしても、まだ残数が出るということが協議の中で出まして、そこについて確認したところ、そこは実際そうだったし、昨年度ではなく令和3年度にした実績を確認しても、今までの実績を踏まえれば10セットで売ったとしても可能であり、それが商工会の事務の効率化にもつながると判断して、10セットとしてやっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今言われた合理化とか簡素化とか、非常に重要なことだと思うんです。

聞いた理由は、質問しようと思った理由は、商品券のまず目的が消費の下支えとか、生活支援及び町内業者を支援することということが、これが大前提になっていますよね。そのときに、今現状を見て、なかなかコロナ禍の後、引き上げていく、辞めていく業者、飲食店、非常に目についているものですから、そういうものの分析をしながら、どういうものが必要であるとか、そういうようなものが実際やっていくことが必要だと思うんです。

特に、この商品券もやるに当たって、自分の知っている業者でもなかなか手続とかそういうものの周知がなされていなくて、そうして、中に利用したいんだけど、いないという方が実際にいるわけです。そういうのも含めていろんなデータを取りながらやっていって、より効果的な方法が取れるんじゃないかと、取っていただきたいと。そして、あくまでも業者を支えとか、生活を支えとか、その目的、大前提を出していくような施策を取っていただきたいと思うんです。

要するに、その中で、今言った情報を取った中で、商品券の交換であるとか、そういうものが非常に形で煩わしさがあるやれないという方があるんですけれども、そういうものも含めて、しっかりとした情報を取りながらやっていただきたいと思うんですが、その辺はど

うでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

このプレミアム商品券、第6弾になりましたけれども、今までやっていく中で商工会の事務手続、細かい詳細な事務手続については全て把握できているわけではないんですけれども、このやり方でやっています、今まで大きな問題もなく、町への問合せについても特別大きな問題がない中でやっているんで、今、このやり方が適正だと判断しております。

ただ、そういう中でもこういうところを改善してほしい、そういう要望があれば、そういうのは聞いて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

今、最後に言われたことが一番大事なことだと思いますので、とにかく下支えをする形をしっかりとやっていただきたいと、そういう形でよろしく願いをいたします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） ただいまの関連質問になるわけですが、今回は町から配られた購入引換券がなければ買えないということですよ。それで、上限を10セットにすると。今までの流れを見ていると、一般販売によって何とか売れているという意識を持っています。5セットであれば1万円で、買おうと思えば2万円、2万円はなんと、1万円なら買うけれども2万円はなんと。そういうことを考えると、心配しているのは売れ残るんじゃないかと、今のやり方でいくと。今までは一般販売があって、結局、何回も買いに行った人いらっしゃるわけですよ。それで全部売れていると思うんですが、それが今回、売れるというふうにお話しされていたんで、その辺はどういうことから売り切ることができるんだと言い切れるのか、そこをお願いします。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

今回10セットにして、1回目に町民限定で販売することに商工会と調整して決めました。前回の状況を踏まえますと、1回目、2回目で昨年度と今年度の町内の世帯数もほぼイコールです。それを推定して検討すると、前回と同じ、1回目、2回目、丸々同じように全員が買うとは思いませんが、ある程度、そこに近い形で町民は商品券を買うと思って、商工会と話した中では買うと思っております。

そうした場合には、計算上は1回目の10セット販売した場合は9割程度売れるのではないかと推測しております、残りが10%残る。それを2回目に当てるという形で、2回目の販売については、今、商工会と話した中では上限5セットで販売することで検討しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） ちょっと1回目、2回目というのが理解できていなくて、定例会の前の全員協議会でついていた資料には1回目、2回目なんて記載はどこにも書いていないんで

すが、それはいつの間にか変わっているということですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

変わっているのではなくて、今回、全協のときの時点では1回目に10セット上限で売り切る、売り切りたいという商工会の要望あったんですけども、過去の実績を見ると、10セットにしたとしてもある程度は残ると推測しておりました。その部分について、どういう方向で一般販売、2回目というか、1回目の販売において残数が残った場合については2回目をどう実施するか、町民限定にするのか、一般販売にするかというところについては、まだ決まっていなかったのので、ここには記載してはいなかったものになります。

そこについては、何かしらの形で売り切るということで、その時点では検討して、全員協議会のときには1回目というか、10セットで販売するというものしか記載をしてございません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） これ、町民の皆さんにお知らせするときには、1回目、2回目がどういう形になるかも含めてお知らせすると。それはいつになるんですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課です。

その商工会でもチラシで広告等に載せますし、ホームページにも載せます。町からも引換商品券を渡す、10月中旬以降になるんですけども、引換商品券を渡すんですけども、その中に、1回目の販売は10セット上限でいつから販売、2回目についてはこういう形でやるということで記載をして示すことでやる予定であります。

以上です。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） それが11月18日。いつ頃、それが町民の皆さんに連絡が届くことになるのか。引換券は10月の下旬発送ということになっているわけですけども、それまでにしっかり、少なくとも10月の広報あたりには載せてPRしておかないと駄目だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

商工会からのチラシ、広告に入れるチラシについては9月末時点の事業者、登録者がどれだけあるかとかも含めて、チラシを作製して、チラシに載せる、ホームページに載せる、事業者にも通知をします。町からも引換商品券を渡すときにも同様な形で、販売時期、あと9月末の登録事業者を含めて引換券を郵送します。あと、10月の広報よしだでも、その情報を広報に載せる予定であります。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 平野です。

説明書24ページ、公共下水道費についてです。

6月の議会で令和6年度からの下水道使用料の値上げを承認しました。その目的は経費削減率を100%まで持って行って、一般会計からの基準外の繰出金をなくすというふうに理解しています。しかし、今回の拠出金973万5,000円は全て基準外ということです。この今回の補正は、下水道事業が目指す姿に反する行為だと思いますけれども、そこに関してはどうふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

今回、一般会計から基準外の繰入金をいただく補正を組んだことは、やむを得ず必要になったものというふうに捉えております。

まず、下水道事業会計のほうで言いますところの収益的収支に係って基準外繰入金が必要になったことというのは、その要因は、昨年度途中から職員人件費に係る増額であります。上下水道課では、下水道に係る職員、昨年度の途中から職員が育児休業に入っておりましたので、本年度当初予算を編成する時点では、その職員に係る給与費は復帰予定の後の分だけ計上してありました。言ってみれば2.5人分の人件費を計上していたこととなります。その後、4月の定期人事異動によって、当該職員、他課へ異動となりまして、別の職員が配置をされましたので、3人分の人件費が必要となりました。

今回の補正は、その分が増額として表れていますが、育児休業の前後で見れば、職員配置数は3人から3人に戻っただけとも言えます。ですので、今回補正はいたずらに職員配置数を増やして人件費を増額して、その不足を一般会計に頼っているということではありませんで、必要となる職員数、もともとの3人分に戻したということでもあります。

逆に言うと、育児休業の間、予算は適正に減額していたという裏返しでもありますので、元に戻すために必要となる今回の繰出金の増額は、やむを得ないものとしてお認めをいただきたいと存じます。

参考までに、3人分の人件費を計上した予算同士で比較をしますと、令和4年度の当初予算も3人分を計上しておりました。今回、令和5年度補正後の予算も3人分の計上ということになりますが、令和4年度当初予算と今回補正後の予算、比較をしますと41万円減額となっておりますので、お認めをいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） やむを得ないということで理解していただきたいということなんですが、詳しくは公共下水道のほうの補正でやりますので、これで終わります。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、本議案の質疑、全般について特に質疑があるようでしたら許可をいたしますが、いかがでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ないようですので、これをもって、第60号議案についての質疑を終結します。

これから、60号議案についての討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いをいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で、本日の日程は終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日は、これをもって散会といたします。

散会 午前 9時36分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会12日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

それでは、議事に入ります。

本日は、特別会計と企業会計の決算及び補正予算に関する議案の総務文教常任委員会の所管に係る議案の質疑を先に行い、続けて、産業建設常任委員会の所管に係る議案の質疑をそれぞれ議案番号順に行います。

途中、説明員の入替えを行い、進めてまいりますので、御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

議案の質疑については、ページ数等明らかにしていただいで、質疑をお願いできればと思います。

◎議案第54号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第1、第54号議案 令和4年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。。

これから第54号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第55号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第2、第55号議案 令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第55号議案についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第56号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第3、第56号議案 令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第56号議案についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第57号の質疑

○議長（大石 巖君） 次に、日程第4、第57号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第57号議案について質疑を行います。
質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 決算書の2ページから5ページの保険料基金積立金繰越金について伺います。

平成30年度から令和2年度までは基金を取り崩しておりましたが、令和3年度からは基金積立金が取崩し額を上回り、繰越金も令和3年度が1億16万円、令和4年度が9,092万円と運営状況は良好のようになっています。

また、保険料に関しても、令和3年度から保険料の基準額を月4,800円から5,000円に上げた結果、令和2年度から令和3年度の差は2,536万円の増加、令和4年度はさらに588万円の増加というふうになっております。

令和3年度から介護保険事業において、積立金を取り崩さなくても運営できるようになった要因は、保険料の値上げ以外にもあるのでしょうか。まず、お願いします。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

介護給付費準備基金積立金につきましては、介護保険事業計画に基づきまして、毎年度取崩しを行い、翌年度決算に基づいて積立てをされているところでございます。

令和3年度、4年度におきましても介護給付費の不足に充てるために取崩しを行いました。令和3年度、4年度におきましても介護給付費の不足に充てるために取崩しを行いました。令和3年度、4年度におきましても介護給付費の不足に充てるために取崩しを行いました。令和3年度、4年度におきましても介護給付費の不足に充てるために取崩しを行いました。結果的に取崩し額を上回る額を積み立てすることとなっております。

令和3年度が計画値を大幅に下回った要因としましては、全員協議会でも御報告したとおり、新型コロナウイルス感染症の影響があったことで、介護給付費が抑えられたことが上げられております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） ちょっと変わりますけれども、介護保険料は3年ごとに改定すると。本年度は令和6年度から令和8年度までの保険料を決めるということなんですけれども、保険料決定に関しては国の方針というのがあるとは思いますが、今の良好な運営状況を配慮して、できる限り保険料アップを抑えることはできないかということに関してはどういう御意見をお持ちでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

介護給付費につきましては、令和3年度で令和4年度同様、今年度につきましても計画内で収まることが見込まれております。しかしながら、3年度、4年度と比較しますと、給付費は増加しております。令和5年度につきましても増加が続くものと見込まれております。

また、将来人口推計におきましても、高齢者人口は、2040年、令和22年に向けて増加し続けることが見込まれることや、高齢化率につきましても、総人口は減少する、その中でも高齢化人口が増加するといった影響により、高齢化率自体も上昇することが見込まれております。

このような中で、給付費総額の見込みをどのように見込んでいくかというところにつきましては、必要なサービス料を見込むということがとても重要だと考えております。その必要なサービス料を見込むことによりまして、皆様に必要なサービスをお届けできるということで、財源が不足しないように、保険料を見込んでいくということが重要な作業となっております。

その中で、人口推計や要介護度別の認定者数、それから、サービス別の給付料を算出して、保険料を見込んでいくわけですけれども、その中で、基金の活用を検討しながら、保険料の上昇を抑えるような検討はしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今、保険料を抑える検討をしていただけるというお話だったんですけれども、国が決めるじゃないですか、この基準額を決めるための計算式というのがあって、これを町として独自の考えで、そこはもうちょっと抑えてもいい、逆に不足ならもっと上げよう、そういうことは可能なのか、やっぱり国が決めたその式に従って、基準値というのは決めなきゃいかんとか、そこはどうなんでしょう。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

国の第9期の計画についての基本的な指針でありますとか、給付と負担についての見直し等も今、国のほうで行われております。その方針を受けまして、町としてどういった方針で保険料を算出していくかというところは、町が決めるところでありますので、そこにつきましては、策定委員会等を通しまして、皆様の御意見を伺いながら、適切な保険料を算出して

まいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

◎議案第61号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第5、第61号議案 令和5年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第61号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） まず、令和4年度の決算書の土地取得の6ページ、そこに歳入歳出差引き額残高2,108円と記載されております。補正の説明書の1ページなのですが、令和4年度決算によると、先ほど申しましたように2,108円、これが令和5年度への繰越額となります。

今回の補正予算の補正額が3,000円で、頭出しの1,000円を加えますと4,000円になる。繰越額が2,108円と確定してもいるにもかかわらず、補正予算において総額4,000円とする理由はどのようなことでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、今回令和4年度決算によって2,108円決算出ておりますので、繰越額として2,108円でございます。

それに対して、補正予算において、どう積み上げるかというところでございますけれども、今回その補正をするに当たり、頭出しの1,000円がまずあったわけですが、そこについて、補正計上するときに、ちょっとその1,000円について考慮していなかったというのが原因でございます。ですので、本来そこについては、その1,000円も考慮して、2,100円が積み立てるように、3,000円という形にするのが適切であったと考えております。

今回こちらにつきましては、一方で繰越金を今回に適切に積み立てるという部分については、今回この予算をお認めいただければ、その2,100円を積み立てることがまずできるということ。あと、2,108円以上積み立てることがございませんので、実際決算においては、その積み方であっても異なるような形にはならないものですから、御理解いただきたいというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） あくまで予算ですから、変動要因、それは補正かけて変えていくというのは理解していますが、先ほど申しましたように、確定値に対してそれより上回る額を予算に計上するというのは、ちょっと何か違う感じがしますし、それを議会に承認を求めると

いうことも疑問を感じるわけであります。

言っているのか、今回反対するというものではございませんが、今後はぜひそういうことをしっかり配慮して、繰越額で収める、歳出のほう、それなら一般財源とか、ここで言うと、国庫支出金はおかしいのかもしれないけれども、何かそこで調整して、しっかり議会に提示していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（大石 巖君） 答弁はよろしいですか。

○7番（平野 積君） じゃ、お願いします。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

今後につきましては、今言われたことを念頭に置きながらちょっと気をつけて予算のほうの議案として整えたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければ、これで質疑を終結します。

◎議案第62号の質疑

○議長（大石 巖君） 次に、日程第6、第62号議案 令和5年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

第62号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第63号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第7、第63号議案 令和5年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから第63号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第64号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第8、第64号議案 令和5年度吉田町介護保険事業特別会計補正

予算（第1号）についてを議題とします。

これから第64号議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時16分

再開 午前 9時17分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名であります。

◎議案第58号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第9、第58号議案 令和4年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから第58号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

水道事業会計についてですけれども、資料7の1の5ページから、有収率は昨年より0.7%の減少となっています。それから、資料7の2の14ページのところで、これ、効果として、老朽管を耐震管に布設替えし、漏水事故等による被害削減を図ることができた、こういうに効果として書いてあるんですよ。

であります、その老朽管の布設替えをやっているにもかかわらず、この決算においては、漏水が減るところか、逆に増えてしまって、被害の削減が図られていないということになると思いますが、これについてをお伺いいたします。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

昨年度布設替え工事を施工したところは、それまでの老朽化した管から耐震性能を有した真新しい管に布設替えしましたので、今後の漏水発生を未然に防ぐことができたという意味で、資料7の2のほうの14ページでは、被害削減を図ることができたという表記をさせていただきました。今後の漏水発生を未然に防ぐことができたという意味で、被害削減を図ることができたという表記をさせていただいております。

ただ、全体の有収率の数値としては、議員御指摘のとおり、前年を下回っているのは事実でございます。

これは、昨年布設替えをした箇所以外で、まだ見えない漏水が起きている可能性が高いというふうに考えております。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

昨年も私決算のとき、たしか質問で言ったと思うんですけども、とにかく有収率の向上を図るための老朽管の布設替えということだと思いますが、実際、その年度にやった、布設替えしたところは漏れなくなったのでいいわけですけども、それ以外のところが漏れているから、有収率が上っていったらということ、それなら年間工事をやる量を増やせば、そのどこかに逃げちゃっていく水が減っていくと思うんですよ。

それで、水道会計結構黒字になっていますから、そういうことも考えて、できるだけ、ちょっと上限は限られていると思いますが、布設替えの量のある程度増やして、少しでも有収率を上げていくというふうには考えられないかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

議員のおっしゃいます老朽管対策の布設替えの更新でございます。これは、建設改良という事業のほうになります。この建設改良の中では、老朽管対策と基幹管路の耐震化を現在同時並行で進めております。そのため、建設費の全てを老朽管対策に回すことができない状況であります。

そこで、現在は老朽管の中でも耐震性能が低い管材でありますV P管という管、それから、その中でもまた破損して漏水が起きた場合に影響の大きい管を、これを拾い出しまして、優先的に更新を進めております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

町長の今定例会の行政報告にも、そのようなことで町長からのお話もありましたんで、そういうことで、今、私は老朽管のことで、あと2つあって、片方のほうに比重はかけられないというお話でしたが、できるだけ老朽管の布設替えのほうをできる範囲で予算を増やしてもらって、少しでも減らすということが、やればやっただけそこがよくなっていくということは当たり前なものですから、それに伴って漏水がなくなるということでもありますので、それがお金が流れていったらを防ぐということなものですから、そういうことで、5年度の決算を期待しているということでもありますので、できるだけそういう形で予算を取って、少しでも減らしていただきたいと要望いたします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

◎議案第59号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第10、第59号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計剰余金

の処分及び決算の認定についてを議題とします。

第59号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） ちょっと何ページというのはございませんが、先日提示していただきました下水道使用料対照経費によりますと、令和4年度は令和3年度に比べ、1,037万9,000円、率にして6.3%の経費削減が図られています。

これは喜ばしいことだというふうに思っておりますが、その要因として、先日の全員協議会でお伺いしましたところ、浄化センターの修繕費と一般管理費の計画策定業務委託料であるとのことでした。

修繕費は550万、計画策定業務委託料は580万円の経費削減が図られています。これらにおいて、経費削減が図られた要因というのはどういうところがあったのでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

まず、修繕費につきましては、前年との比較で言えば、修繕に係る費用、前年より少なかったということ。推計との比較であれば、推計が平成29年から令和3年までの過去5年の実績から平均を求めたもので、令和4年度の実績は、その見込みよりも修繕費用が少なかったということでもあります。

計画策定のほうにつきましては、これも令和3年には、災害対策業務委託というのを実施しております。これは、現在施工しております浄化センターに自家発電機を設けるための、その前提となる総合地震対策において、浄化センターに自家発電機がないことから、自家発電機が必要であるというような位置づけをするための業務委託でございましたが、これが令和3年にあったものが令和4年には、このような委託がなかったということで、前年比減で来ているということでもあります。

以上であります。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 計画のほうは理解できましたが、修繕費のほうはちょっと不足かなと思います。

この経費削減というのは、これをいかに継続させるかというところが課題だというふうに思っております。浄化センターの機器に関しては、ストックマネジメントを用いて、基づいて整備していると思っておりますけれども、ストックマネジメント計画から外れた機器の点検整備及び消耗品の交換等を定期的に行っているという記載がございました。

ストックマネジメント計画とそれから外れたものがあると、その辺の違いというのは何なんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

ストックマネジメント計画の中では、予防保全型といたしまして、機器の劣化、例えば機械であれば摩耗の状況であるとか、あるいは電気ものであれば耐用年数、一般的に考えられる15年という耐用年数から考えまして、壊れる前に修繕を、あるいは更新をしている予防保全

型ということでやっておりますが、それでもものによっては、突然に壊れたりするようなものもございますので、それはストマネから外れたものとして、修繕をかけていかなければならないものとなっております。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そうしますと、令和4年度の計画から外れているものとしては、中央監視制御設備部品更新とか、ナンバーワン汚水ポンプ向上整備とか、これは突然起こったものなのか、職員の方々がそれをチェックして、計画的にやっていっているものなのか、その辺はどうなのでしょう。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

定期的な修繕はストマネとは別にやっているということでもあります。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） もう一度その経費削減ということにしますと、計画の委託料というのは結構な額になっていて、いろんな種類がございます。そういうものを、今おっしゃったように、職員が計画的にやっているということで、その職員に委託するのではなくて、職員の方々にチェックしていただいて、しっかり計画を立ててもらって、それに従って修繕していけば、計画委託料というのは減ると思うんです。

そういうことで、職員の方々の業務の範囲を広げて、委託料を減らすということは考えられないのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

ストックマネジメント計画の策定、それから、診断であるとか、策定に当たっては、専門家の知識が必要でございますので、職員でできるというふうには考えておりません。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そのあたりを新入社員とか採用するという、専門的知識を持った方を意識的に採用することによって、そういう経費を減らしていくという考え方もあると思えますけれども、その辺に関してはどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

ストックマネジメント計画を策定できるほどの技術力を持った者が役場の職員に応じけるとは思えません。

○議長（大石 巖君） 理事、平井光夫君。

○理事（平井光夫君） 職員の採用の話だったので、ちょっとこちらでもお答えしたいと思いますが、我々技術職とか、そういう専門職の方も実は募集しておるんですが、なかなかやはり応募がございません。県内に土木系の学部を持つ大学がないとか、そういったこともあって、なかなか応募が少ない状況です。

ただ、以前町長のほうから島田工業のほうに足を出向いていただいて、そういうリクルート活動をしていただいた結果、島田工業からその後何人か入っていただいておりますが、やはり、ただ、例えば下水道の話ですと、大きいうちのところじゃないものですから、なかな

か人事のサイクルずっと、毎年、毎年、じゃ、下水の人、入ってきたところというふうなローテーションが組めるかということ、実はそういう状況にもないものですから、おっしゃることは、我々も重々承知しております。

できるだけ専門的な知識を持った職員を採用したいとは思っておりますが、現実的にはなかなかそこは採用状況、または、うちの中の体制、両方からなかなかちょっと現実的には難しい面があるということでございます。

以上です。

○7番（平野 積君） 了解。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

〔「いいですか」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 今の議案のですか。

それでは、59号議案についての質疑。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） すみません、うっかりしまして。

ここの中で確認をしていきたいのが、全協でも聞きましたけれども、資料の8の1の6ページ、ここに業務ということで、令和4年度の附属書類、行政区域内の人口が2万9,217人、処理区域内の人口が1万1,272人、計画処理人口、これは8年度だと思えますけれども、1万4,700人、あと処理区域内の接続済みの人口が8,418人、処理区域人口の普及率が、ここに書いてある38.6%、水洗化率が74%、これについてはお聞きしません。

現状では、下水道処理区域内の下水道接続率が74.7%、裏を返せば未接続率が25.3%、要するに4人に1人は下水道が整備されていながら、接続をしていないことになる。そして、行政区域内の2万9,217人、計画処理人口が1万4,700人となると、最終の水洗化率は50.3%になると、中から計算できると思うんですけども、その辺の、間違っていないか、次にいくための確認ですけれども、確認をいたします。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 恐れ入ります、すみません、最後のところ、1万4,700人がどう関わって50.3%という数字が出たか、もう一度恐れ入りますが、お願いします。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） この中に、計画の処理人口ということで出ています。それが1,700人、3段目ですね。これは計画ということは、令和8年ということで認識をしているんですけども、それでよろしいのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

全協でも1万4,700人の数を御質問いただきまして、そのとき計画処理人口1万4,700人、令和8年度までの379ヘクタール内の人口かというお尋ねでございましたので、計画人口はということでしたので、そのとおりですとお答えをしております。

計画処理人口は、平成29年に策定した下水道事業計画の中の数字であります。事業計画は、計画期間7年間としているために、この時点では、平成36年度の将来人口を推計したものと

なっています。

多いように感じるかもしれませんが、これは、例えば浜田土地区画整理地内にも住宅が張りついて、区域内の人口が増えた場合の見込みを立てているためであります。

その理由は、下水道事業計画では、特に処理場の能力を確認する中で、区域内の住宅や事業所が下水道に接続した場合に、流れてくる汚水を処理するだけの能力があるか、増設の必要あるかを確認するために、このような計画人数となっています。

なお、ただいま県と見直し協議中の事業計画では、同じ379ヘクタールの処理区域内人口を1万1,000人台に見直しをしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

1万1,000人台に計画ということですね。

浜田とか、そういうところに関しては、なかなか世の中の情勢がそこまで追いついていくかということを見ると、大変になると思います。

しかし、今の下水道事業のこの生命線というか、これはもう加入率を限りなく100%に近づけるということ必要であると思うんですね。

全員協議会で説明されましたけれども、未接続理由のうち、敷地の接続要件に接続できないものはパーセントには反映されるような事例はないと思うんですね、たくさん。

また、高齢化によって接続が無理との理由も、未接続の25.3%にはほとんど影響がないと思うんですが、ここのに関する確認をしている数字、予測をしている数字、特に敷地の設備要件、そういうのに関しては、前回2件しかなかったんですけども、あれは、あんなものでいいんですね、2件ということで、大体がそれ以上あまりよくなるということはないですね。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 恐れ入ります、ただいまは4人に1人が接続していない理由を途中まで高齢化であるとかというふうにおっしゃっていたと思います。最後のところで、2件というのが、下水道事業区域内でもって、まだ下水道が来ていないために、浄化槽に対して補助を出した件数だと思います。ちょっと両方の数字がどう絡みがあって御質問されたのか、ちょっと分からないので、もう一度お願いします。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

要するに25.3%、4人に1人は入っていないよという数字ですね。その数字は、今、いろんな条件を先日示されたけれども、この数字が永遠に影響されることはないでしょうということです。それほど影響はありませんよということの意味です。理由だけ言われると、聞いていると、それがあたかももう2割、3割あるような印象を与えますので、違った印象を与えないためには、確認をしているんですからね。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

未接続の理由、それぞれ今から幾つか申し上げますが、それぞれの数値が幾つかというのは把握しておりませんが、この間も申し上げましたように、高齢者のみの世帯であって、若

い世代の方がいないので、下水道に入らない、今からそれだけの投資ができないという方、あるいは、敷地が狭くて工事が難しい方、金額が高くて、少し経済的に困難である方、入らない理由それぞれあると思います。あるいは中に既に合併処理浄化槽が入っているからという方もいるかと思いますが、それぞれに理由があつての未接続率だというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、中で合併処理浄化槽が入っている方がいるからという答えがありましたけれども、そうすると、もともと合併浄化槽でやればよかつただけの話であつて、下水を無理してやっていくという意味が、今の話聞くとなくなっちゃうじゃないですか。

要するに合併浄化槽がやっていく、合併浄化槽に切り替えていくことが、今の返事だと、どうも必要になってくると思うんですけれども、その辺はどう考えますか。私にはそういうふうにしか聞こえなかつたですけれども。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

大きな意味では、そういう、議員がおっしゃるような考え方に基づいて、もう吉田町には現在の379ヘクタール以上下水道区域を広げないという判断をしております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） それは、よくそこで区切りをつけたなと感心はしています。それは、私、確かによかつたことと思いますけれども、要するに言いたいことは、これから令和8年度で、この決算前にいくと、令和8年度に止まるわけですけれども、今言われた一番大事な少子化であるとか、そういうのに向かつて、今まで戦略会議で出していた計算がどこかで狂ってきませんか。

その辺をちょっと心配しているものですから、下水道がどこかで行き詰っていくんじゃないかという心配をしているんですけれども。それで、こういう形の質問をちょっと、意地悪かもしれないけれどもさせてもらっているんですけれども、その辺はこれからの決算をやっていくに当たって、どういうふうな形で予測とか少子化とかに対してやっておりますか。そういうのというのはありますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

戦略会議とおっしゃいました、下水道会議の戦略会議のことか、料金審議会のことか、確認をしたいと思えます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

言いたいことは、どこで何をするかじゃなくて、こういう公共下水道事業で、これだけの行き詰まりが出てきたときに、やっぱりどこでなくて、これから吉田町どうやって引っ張っていくかということがちょっと心配なものですから、その辺の町としての方向性というか、決算を踏まえた方向性というのは持っていますかということなんですけれども。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） すみません、御質問がちょっと明確に私が理解できなかった

んで、この決算を踏まえて今後どうしていくかということですが、昨年度中に料金審議会も開催し、答申も得て、今後値上げするという条例改正もお認めをいただきまして、下水道の区域については、このままではまさに少子化であるとかで人口も減っていく中で、下水道使用料の収入の伸びが見込めないということで、値上げもお願いしなければ収支が成り立っていく方向にならないということで、そのように動いております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） これは、これからどうしていくかということを考える中でやるんですけども、ちょっと現実的なものに入っていきますけれども、今59号議案の中の決算書の1ページ、2ページのところでちょっと見ていただくと、この中に収益的収入の中で、第1項の営業収益9,232万9,435円が計上されています。水洗化率が74.7%、仮に100%とすると、それが料金を上げて、これ、仮の話だから、そうすると、やっても1億2,372万にしかならないですね。

要するにあとは言いたいことは、この中で他会計負担金、これが4億894万1,000円と、他会計補助金が1,982万403円、合計で4億2,876万1,403円が補助金として、一般会計から出ていくわけですよ。毎年これに近いお金が出ていくと思うんですけども、8年までは。そうやっていくと、例えばその合計を、今言ったもし1億2,000万全部が入って、そのやつを払っていくとなると、その金額を計算していくと、今の状況から3.46倍、独自で計算していますので、多少ずれているかもしれないですけども、そのぐらいの数字が出てきちゃうんですね、これ、浄化センターの維持費は別として。

そうすると、独立採算制でというものに関して、確実にもうやるどころ、やらないルートが決まってくると、独立採算制というものに対してのもっと意識をして、どうやってやっていくかという意識をしてもらわないと困るんですけども、その辺の独立採算制に対する今の料金体系、料金設定、それに関してはどのような理念というか、それで進んでいるわけですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

独立採算制についての考えというのは後で申し上げますが、御質問の中で、数字幾つか並べていただいて、もしこのままなら3.46倍になるという試算、何と何を、何か一般会計の補助金が3.46倍に増えるようなふうに取りましたので、そこをもう一度お願いします。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ごめんなさい、それはそうじゃなくて、他会計の補助金、要するに一般会計から出ていくお金が4億2,876万という金額になりますので、それを1億2,000万、収益的収入が100%の人がそれに加入したときには1億2,000万、その全体で割ると、今言った4億2,876万を1億2,372万で割ると3.46という数字が出るわけです。これが100%入っての数字ですけども、そういう数字が出る。要するにこれだけたくさんの数字が出てきている中で、独立採算制というのが町としてはどういうふうに考えますかという話ですね。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

ただいまの御質問は恐らく仮に100%水洗化率果たせたとしても使用料収入は1億2,000万円ほどにしかならず、それでもまだ一般会計からの繰入金には全然追いつかないという

ような状況でもって、独立採算制をどう考えるかという御質問だと捉えてお答えをします。

そもそも独立採算、何かと言えば、議員がお考えのように、この資本費、建設費に投じたお金にまで自前の使用料収入で賄えると、一般会計からの繰入れはもらわない、それを果たせるのが真の意味での独立採算だということは、言葉の意味からは分かりますけれども、現状、そこまでの回収するための使用料改定すると、大変な金額になってしまいますので、料金審議会では、当町のこの現状は説明をしております。

説明した中で、それは無理なので、目標として汚水処理費用だけでも使用料収入で賄えるようにするためにはということで、議論を行っていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 別に責めているわけじゃなくて、重々承知の上で話をさせてもらっているわけですね。それだけ大変な思いと同時に、この決算を踏まえていくと、下水道の区域がやる区域、やらない区域、それがはっきり決まったときには、どこかで必ず総括をしにやいかんということですよ。それに向かって、今から準備をしていく覚悟が必要じゃないかと、私はそう思っています。

そういう形で、今回の質問に関しては、いろいろたくさんお金が出ていきますけれども、吉田町の下水道処理に関して、下水道事業に関して、できるだけ町民の人に負担がかからないような方向を見つけていただきたいと、それだけです。

そして、方向性としては、公共浄化槽でやるとか、そういう形の方向に向かって、決算の中から見えてくるものはそうものじゃないですかということなんですけれども、その辺の町の考え、最終の考え方、最終8年以降はどのようにするかというのは、ビジョン持っていますかね。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

できるだけ負担のかからない方向でということでございました。この決算を踏まえるより以前にもう既に経営戦略、あるいはその前の汚水処理ビジョンの中で、下水道これ以上続けることが負担がかかる方向であるので、もう下水道の区域は広げないし、区域の外には合併処理浄化槽の補助をしていくという方向づけを既にしております。その中で、昨年、今年というふうに動いてきております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私は、ずっとつながってやっていて心配しておるときに、一番の大事なところは、平成12年が一つのターニングポイントになっていたということで、残念ながら、今、ここにずっと追いかけているわけですが、その辺は、いずれにしても、うまく処理をして、みんなができる処理、不公平感をなくした処理をやっていただきたいということで、いろいろ発言させていただきました。

回答に関してはいいです。また、いろいろ調査していきたいと思っておりますので、よろしく。

○議長（大石 巖君） 答弁よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なければ、これで質疑を終結いたします。

◎議案第65号の質疑

○議長（大石 巖君） 次に、日程第11、第65号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。。

これから第65号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） まず、収益的収入及び支出、営業外収益、他会計補助金、附属資料、附属書類の6ページから8ページです。

この他会計補助金226万6,000円は、人事異動による人件費の増額を一般会計から補助金で補おうとするものです。しかし、収益的収入及び支出の議決予定額を見ますと、収入が7億6,685円1,000円で、支出は7億4,816万1,000円と、その差額は1,889万1,000円の収入増です。

一般会計からの補助金がなくとも、1億6,402万4,000円の収入増というふうになります。一般会計からの基準外の繰出金を減らすべく使用料の値上げを行う中、基準外の繰出金を増やすより基準外繰り出しを行わず、企業会計内で内部吸収するという選択はなかったのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

下水道事業会計、消費税の課税業者でありますために、地方公営企業法の中で、予算資料、決算資料税込みで表すものと、税抜きで表すものが定められております。議員のおっしゃる65号議案のこの第2条の金額でございますが、税込みで表したものでございまして、これですと、おっしゃるように、収入が支出を1,889万円上回っていて、余裕があるように見えますが、税抜きでしますと、差額は幾らもございません。

それを表したものが、議会前の全員協議会でお配りしている予定損益計算書です。令和5年度の当初予算における予定損益計算書では、収益と費用の差を税抜きで36万1,000円と表してお示しをしております。これは、赤字予算は組めない中で、純利益をぎりぎり黒字となる程度に抑えて、一般会計からの繰入れを必要最小限に抑えるように、予算を組んでいるためです。

この36万1,000円の純利益、つまり黒字額では、今回人事異動によって必要となった226万6,000円の人件費は捻出できませんので、今回基準外繰入金财源を原資とした給与費の増額補正、やむを得ない費用として、お認めをいただきたいと存じます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 正直私が理解できない部分があるとは思いますが、税抜きと税込みでどこが違うのかがよく分からないんですが。単純にこれ税込みだとしたら、10%減るだけじゃないかと単純に考えてしまうんですが、その辺が。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

ここは大変細かい話になってまいります。利用者の皆さんから頂く使用料収入なんかは、消費税上乘せをさせていただいておりますが、例えば一般会計からの繰入金であるとか、勘定は違いますが、資本的収入のほうの国庫補助金などというものは、消費税分を上乘せしてもらっているわけではない。それから、消費税の申告のときにも、これら消費税の計算関わってきますので、この税込みか税抜きかというのが10%かかっているか、かかっていないかというだけでは表しにくい。そこで、参考までにお示ししているのが、予定の損益計算書で、この中で税抜きで消費税計算まで含めたときに、最終的に純利益がどれぐらい出るのか、赤字にならないのかというようなことを表すのがこの表でございますので、これでもって御判断をいただきたいと思っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） じゃ、その資本的収入及び支出のほうにちょっと話を変えます。附属書類の9ページです。

資本的収入及び支出について、支出において、国庫支出金返還金によって、746万9,000円の増額があり、今回の補正はその分を一般会計から基準外の繰り出しをする構図です。しかし、人件費で936万8,000円の減額があり、支出総計としては189万9,000円の減額になっています。その減額分は、企業会計の中で内部吸収する、内部保留するお考えのようです。議決予定額の収入は9億956万5,000円、支出は9億4,430万1,000円で、その差額は3,473万6,000円で、これは引継ぎ金等で補填するということになっております。

今回の補正は、一般会計からの基準外繰出金を活用して収入、支出の差額を当初予算の3,473万6,000円から2,536万8,000円に減らそうとするものであります。一般会計からの繰出金がなくとも3,289万9,000円の差額となり、当初予算に比べ差が減額するのですから、今回の補正は必要ないのではないかというふうに考えますが、そこはどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

ちょっと御質問が私に理解できなかったんですが、資本的収支の中で、国費の返還が一般会計からなのはなぜかということでしょうか。そうではないですか。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） まず、支出に関して人件費で減額になりますよね。収益的収入のほうで増額になる分、資本的のほうは支出は減って、それは903万円でしたか。それに対して、返還金のほうが750万だったかな。その差額は、資本的支出は人件費の減額分と返還の分で相殺するとマイナスになる。そのマイナス分は、資本的会計の中で内部吸収しようとしているわけです。

そうすると、最初の既決予算のときの収入の支出の差額よりも、ほうっておいても差額は減るはずなだけけれども、そこへ一般会計からもう一度繰出金を出して、その差額をより縮めるという操作が、基準外を減らそうと、減らすために使用料料金を上げて、会計回収率を100%にして、企業外繰り出しをなくすんだという名目でやっているにもかかわらず、繰出金をどんどん要求するというその企業姿勢はいかがなものかということです。

○議長（大石 巖君） 理事、平井光夫君。

○理事（平井光夫君） すみません、私も確認的にさせていただければと思うんですが、資本

的収支のほうで、総額が減っているじゃないかと。だから、その補正の必要がなかったんじゃないかとまず1点御質問あったようです。それはそれでよろしいのでしょうか。

その点につきましては、また、すみません、課長のほうから話があるかもしれませんが、資本的収支のほうでは、国庫の支出金の返還金というものが増額をしなければいけませんので、そういった意味で総額ということではなくて、款項別に見ていったときに、この部分は総額しなきゃいけないということで、補正をしているんだというふうに私は理解しております。総額ということではなくて、款項別に見たときに、補正をしなきゃいけない項目があるので、その部分を補正し、減額の部分は減額の部分でやって、総額としては、ただ、マイナスですけども、款項別に見たらプラスマイナスがあるという、プラスにしなきゃいけないものがあるんで、補正したというのがまず一つのお答えです。

もう一つ、基準外支出を減らすという姿勢で料金値上げしたのに、増やすのはというのは、考え方としてはまさに我々は基準外支出を減らそうということでやってきておりますが、これは議員、よく御存じのとおり、基準外支出を減らすために料金改定をしております、経費の削減もやっていこうとしておりますが。料金改定はまだ4月からですので、基準外支出が全部計算上なくなるのは3年ごとやって、3回やって初めて基準外支出が減るということですので、気持ちとしてはそうなんです、現実的にはまだそこまで追いついていない。基準外支出というのは、当分まだやむを得ず行っていくということなので、姿勢は分かるんですが現実としてはちょっと違うというのが私の答えであります。

課長のほうでもしあれば、お願いします。

○7番（平野 積君） 議長、先にちょっとやらせてください。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 2つあって、後半の部分は理解しています。でも、前半の部分、返さなきゃいかなから、やっぱり繰り出すというのはある程度理解はしているわけですが、その資本的支出の人件費において、それを上回るマイナスが、それであれば、これ、一般会計に戻してもよくはないですか。

そうすると、要するに内部吸収じゃなくて、出すのはいいけれども、基準外戻すことからすれば、全体的、一般会計からの基準外の繰入金は減るのではないかとということです。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

先ほどは失礼しました。

資本的支出におけるこの人件費の減でございますが、資本的支出においては、この人件費のために直接的に繰入金を頂いておりませんので、人が減ったからといって返す、予算上減額する、一般会計繰入金で返すものもないということがまず一つございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） だから、企業会計という、人が減って、人件費は減るけれども、資本的支出のほうは別にそれはそれでいいんだと。資本的収益のほうが増えたら、じゃ、頂戴よと。何か企業内でしっかり収めることはできないものなのかということなんです。同じ一つの企業会計なんだから、そこで抑えられないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

資本的支出に載せることのできる職員は、資本的支出の人件費に充てることのできる職員は、建設事業に携わっている職員、収益的収支に係るほうは、建設に携わらない汚水処理に係るほう、業務に係るほうという区分けをしておりますので、実際に当たっている業務と違うのにこの資本的支出のほうから人件費を出すということができないということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 私自身の勉強不足というのもあると思うんですが、普通に考えておかしいと思うことを述べているわけで、公共下水道事業という企業会計の中で、しっかり収支を合わすというその会計上の……、勉強しろと言われればそうかもしれませんが、何か違和感があって、もう少しそういうことは同じ人件費なんだけれども、その仕組みが違うと。そしたら、うまいことやれば、何か工夫して、そんなことだって、悪知恵のある人できそうにもなるというか、何かもう少し分かりやすく説明する方法というのはないんですかね。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

地方公営企業の会計、企業会計、企業会計と一口で申し上げますが、民間企業がやっているこの複式簿記の帳簿とは明らかに違うところがあって、それは収益的収支と資本的収支に勘定それぞれ分けて立てていることに、民間企業との違いの特徴があります。

民間企業であれば、同じ人件費なんだからということできるかもしれませんが、あくまでこの収益的収支、資本的収支それぞれ載せておりますので、それぞれの中でということになります。

以上です。

○7番（平野 積君） 了解。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は終了をいたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午前10時11分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会14日目でございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（大石 巖君） 日程第1、一般質問を行います。
会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定によりまして、質問の順序は通告順といたします。
1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 平 野 積 君

- 議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。
〔7番 平野 積君登壇〕
○7番（平野 積君） 7番、平野です。

私は、通告書のとおり、吉田町の人口変動について質問します。

国は平成26年に人口の現状と将来の姿を示し、今後の目指すべき将来の方向性を提示するまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及び今後5年間の目標や施策の基本方向、具体的施策をまとめたまち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定しました。それを受けて、吉田町は人口の現状分析を行った上で、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものとして、吉田町人口ビジョンを、そして、それと一体となって、吉田町の人口減少の克服と地域の自立かつ持続的な活性化に向けた目指す将来の方向、そして最近の5年間の基本的な取組方向と取組項目を示すものとして、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略を平成27年に策定いたしました。

そこには、5つの総合戦略の体系が掲げられ、その一つとして「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」と記されています。その基本目標の一つとして、合計特殊出生率、現状値1.73(平成20年から平成24年)に対して、目標値2.07(達成期間平成31年度)が記されて

います。参考資料1に示しますように、東日本大震災が起こった2011年の日本人人口は、2万9,613人をピークとして、今年7月に、ついに2万7,000人を切ってしまいました。

そこで、以下の点について質問します。

(1) 吉田町の人口変動をどのように分析しているか。その分析から吉田町の人口変動に関する課題を何と認識しているか。

(2) 上記課題を令和6年度からの第6次吉田町総合計画にどのように反映しようとしているか。

(3) 外国人人口は今後どのように推移していくと推定しているか。

(4) 吉田町の最新の合計特殊出生率は。また、そのときの階級別(5歳)出生率及び合計特殊出生率の現状値1.73としたときの根拠となる階級別(5歳)出生率は。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長(大石 巖君) それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

[町長 田村典彦君登壇]

○町長(田村典彦君) 吉田町の人口変動についての御質問のうち、1点目の吉田町の人口変動をどのように分析しているか。その分析から吉田町の人口変動に関する課題を何と認識しているかと、2点目の上記課題を令和6年度からの第6次吉田町総合計画にどのように反映しようとしているか。3点目の、外国人人口は今後どのように推移していくと推定しているかについては、関連がありますので併せてお答えいたします。

本町は、東名吉田インターチェンジが昭和44年に開設され、製造業を中心とする企業立地が進むとともに、人口も増加し続け、豊かで勢いのある町として発展してまいりました。しかしながら、平成23年3月の東日本大震災の発生により、駿河湾に面した平たんな地形の本町は、津波被害を憂慮しなければならない安全を失った町と言われるようになり、人口は平成23年8月末の3万605人をピークに減少に転じております。

これらのことから、町では、これまでも津波防災町づくりを喫緊の課題と位置づけ、協力を推し進めるとともに、安全安心とにぎわいづくりを一体的に進めるシーガーデンシティ構想により、多くの人々でにぎわい、誰もが安心して住み続けることができる魅力的な町づくりを進めているところでございます。

現在の町の人口は、8月末時点で2万9,205人となっております。現行の第5次吉田町総合計画の将来フレームにおいて、令和5年の人口を2万9,100人と想定しておりましたので、想定を上回る状態となっております。

地区別等人口を見ますと、令和5年3月末時点で、住吉区が9,982人、川尻区が6,192人、片岡区が5,712人、北区が7,409人となっておりますが、東日本大震災が起きた平成23年3月末と比べますと住吉区は1,148人減で10.3%の減、川尻区は173人減で2.8%の減の一方、片岡区は103人増で1.8%の増、北区は893人増で13.7%の増となっており、沿岸地区の人口は減っているのに対し、内陸地域では増加しております。

また、昨年度に実施しました町づくりに関する住民意識調査の結果、「住みにくい」と回答された方のうち、その理由を「災害が心配」と回答された方の割合が、片岡区・北区では30%前後であるのに対し、川尻区では45.8%、住吉区では50%となっており、津波被害への不安が沿岸地区から町外への転出、町内においても沿岸地域から内陸地域への転居が多い一

因となっていると考えております。

次に、国勢調査での年齢3区分別人口割を比べますと、15歳未満の年少人口は、平成22年度は4,492人で15.3%でしたが、令和2年度は3,689人で12.8%となっている一方、65歳以上の老年人口は、平成22年度は5,993人で20.5%でしたが、令和2年では7,468人で25.8%となっており、本町においても少子高齢化の進行が見られます。

そして、近年、増加傾向にある外国人住民の人口ですが、10年前と比べますと平成25年3月は934人でしたが、令和5年7月末現在では2,233人で1,299人の増となっており、町の人口構成比でいきますと7.6%となっております。

国籍別で見ますと、昨年まで一番多かったフィリピンを抜き、ベトナムが550人で25%を占めており、次いでフィリピンが22%、ブラジルが17%と続きます。

在留資格別の割合を見ますと、ベトナム人では68%が技能実習を占めており、近年において数年前まで多かった中国人の技能実習生が激減する一方、入れ替わる形でそれ以上にベトナム人の技能実習生が増加していることを示しております。それに対しまして、フィリピン人では91%、ブラジル人では100%が永住者、日本人または永住者の配偶者となっております。

今後、社会経済状況によって日本国内で就労する外国人の人口は増減することが考えられますが、国内においては就労先となる企業が多くあることから、今後も多くの外国籍の方が町内に住み、長く居住する方も増加傾向で推移していくものと推定されます。このようなことから、外国籍の住民であっても、町になじみ、吉田町民として問題なく暮らしていける町づくりが今後の課題であると考えております。

これらのことから、第6次吉田町総合計画においては、誰もが安心して住み続けることができる魅力的な町づくりを進めている第5次吉田町総合計画の基本的な理念を継承するとともに、さらに津波災害対策を強化し、より多様な人々が快適に安心して暮らせる町づくりを目指す計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、4点目の吉田町の最新の合計特殊出生率は。また、そのときの階級別(5歳)出生率及び合計特殊出生率の現状値1.73としたときの根拠となる階級別(5歳)出生率についてはお答えいたします。

初めに、厚生労働省の人口動態保健所・市区町村別統計により公表されている最新の合計特殊出生率は、集計期間が平成25年から平成29年までのものですが、吉田町では1.57となっております。また、そのときの母の年齢階級別出生率は、15歳から19歳までが4.6、20歳から24歳までが51.0、25歳から29歳までが100.9、30歳から34歳までが101.3、35歳から39歳までが42.4、40歳から44歳までが9.6、45歳から49歳までが0.2となっております。

続いて、合計特殊出生率を1.73としたときの根拠となっている資料は、集計期間が平成20年から平成24年までの厚生労働省の人口動態保健所・市区町村別統計の値となりますが、そのときの階級別出生率は、15歳から19歳までが5.6、20歳から24歳までが65.0、25歳から29歳までが117.9、30歳から34歳までが105.7、35歳から39歳までが45.3、40歳から44歳までが7.3、45歳から49歳までが0.1となっております。

○議長(大石 巖君) 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） では、再質問させていただきます。

今の答弁のところで、現在の町の人口は、8月末時点で2万9,205人となっております。現行の第5次吉田町総合計画の将来フレームにおいて、令和5年の人口を2万9,100と想定しておりましたので、想定を上回る状態になっています。第6次の総合計画に関しましても、第5次を継続していくというようなお話がありました。

そうすると、今の吉田町においては、人口減少ということに関して言えば、それほど危機感が持っていないということなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課でございます。

人口減少についてですけれども、今、人口につきましては、何とか2万9,100よりも多少今は上回っているような状態にはあるという中で、危機感を抱いているかどうかというお話になりますと、やはり統計でいきますと、先ほど議員がおっしゃったように日本人の数が減っているということもございまして、合計特殊出生率のほうも下がっているというところでは、ほかの要因があるにしても、やはり人口減少というのは喫緊の課題であるというふうには考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そういっていただけるので再質問できます。

まず、社会動態という観点からお話ししたいと思います。

吉田町の人口は、先ほども申しましたけれども、東日本大震災が発生した2011年の8月の3万605人をピークに、12年後の本年8月には2万9,205人、先ほどもお話がありました。その差を単純に12で割れば、年間117人減少しているということになります。しかし、それくらいの減少にとどめられたのは、外国人が増加している。

外国人は2015年、つまり平成27年頃から増加し始めまして、2011年8月からの増加は1,239人、年間103人増加しています。総人口の減少人数の117に、外国人の増加人数103を足しますと、日本人は年間220人減少しているという結果であります。外国人の方、先ほど答弁の中で、ベトナム人は帰る方もいるけれども、フィリピン人やブラジル人というのとはどまっていただけということもありましたけれども、基本はやはり日本人の人口をいかに増やすかということだと私は思っております。

そこで、東日本大震災以降、吉田町は津波避難タワーとか、川尻地区の防潮堤かさ上げ強化、そういうことをやって、津波防災町づくりを強力に進めてまいりました。

その中で、日本人が年間220人ずつ減少しているという原因は何なのかということをごどのようにお考えでしょうかということ。もし、津波防災町づくりがなければ、年間300とか400とか500いっていたかもしれない。それはそうかもしれないという思いはありますけれども、現実に220減っているということに対して、どういう原因が考えられるというふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

人口減少が進んでいる要因というところがございますけれども、やはり先ほど答弁でもありましたとおり、合計特殊出生率のほうも下がっているということもありまして、やはり

出生数が減っているというところはあると思います。

それと、あと先ほど答弁のほうでありました、やはり東日本大震災による津波の影響で、やはり沿岸部から避難タワーであるとか防潮堤の整備であるとか、そういうものを進めている中でも、アンケートを取るとやはり沿岸部に不安感があるというところで、やはり人口の流出というかそういうものがありまして、やはりそういうものが人口減少に起因しているのではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 人口の変動という観点からすると、社会動態と自然動態というのがありますけれども、社会動態でいくときに、沿岸の方が北区のほうへ移られて、それは吉田町としては変わらないわけです。そういう方もいらっしゃるけれども、現実には外へ出てしまう。これがもう、会社の転勤とかそういうこともあって出たり入ったりする方もいらっしゃる。その中において、やっぱり安定的といったらおかしいんですけども、どんどん減っていつているということなんですが、この行き先というのは何かチェックされているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

その人口の流出先につきましては、全体で見ますとやはり県外の他市町に行くことが一番多いような状況でございますが、学生さんであるとかそういう人に関しては、やはり県外に出ている方もいらっしゃいます。そういうことで、主にはやはり県内の中の移動が一番多いという結果には出ております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 学生さんが大学に行くとか、それは想定内といえそうです。本当はそれが行く行くは帰ってくるというのが理想的ではありますが、出ていく。だからその辺は、国勢調査と住民基本台帳の差がやっぱり、国勢調査でいくと基本台帳よりは少ないというのは、その人たちが出ているからだというふうに理解しているわけですが、転出届を出されるときに、どういう理由で転出するのかというようなことは書いてもらうのか、今はそういうことは聞かずに、はい、受け付けましたということになるのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

その人口の移動については、毎月、うちのほうで集計している際に、それこそ急いでいる方もいるという中では、全員が全員にアンケートは取れていませんけれども、そのときにどういう理由で転出されますかということについてはアンケートを取っておりますが、その中でやはり一番多いのは、仕事関係で移動するという方がやはり圧倒的に多いという現状でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） ちょっと先に質問すればよかったんですけども、県内の他市町に移られるという方は、転出される方のどのぐらいの方が県内の他市町に行かれていますか。

うか。そこまでは調べていないですか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

他市町に移られる理由ということで、割合、そのアンケートの中では、県外に。アンケート、月によっていろいろとございますけれども、やはり県外は8割から9割ぐらいは、県内の移動というところが多いという状況になっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今は減少とか転出の話ですが、もうちょっといい話というか、人口増加についてちょっとお伺いしたいと思いますが、吉田町ではシティプロモーションということで、吉田町をPRして移住定住促進ということを進められております。具体的にはどういうことをなさっているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

やはりシティプロモーションというところで、今までもいろいろとホームページとかでは紹介しておりましたけれども、やはりまず町を知ってもらうというところがやはり一番主要な要因で、今までも町を知っていただくことをいろいろやってきたんですが、やはりその発信力が弱いというところもございまして、前に説明させていただきましたロゴマークであるとか、こんな町ですよということを町の内部からPRするというところがやはり大事ななところもありまして、昨年度にロゴマークであるとかブランドメッセージとかをつくって、まず吉田町を知ってもらうというところから始めて、いろいろそういうことを始めて、あとは県内のほうに移住プロモーションであるとか、そういうものに行って吉田町をPRしてくるというような施策を今取っているところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 令和4年度の決算に関する資料のシティプロモーションのところに、移住定住促進事業について、県や近隣市町と連携し、首都圏の住民を対象としたオンライン移住セミナーやオンライン移住相談会を実施したと記載されております。

近隣市町と一緒にやって、それをやること自体はいいと思うんですが、近隣市町に勝って、吉田町に人を呼び込むというところに関して、吉田町の売りというか、吉田町のここがすごいということは、どういうふうに発信されているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

どのような形でというところでは、うちのほうで今やっております子育て支援であるとか、移住に関してのこんな制度がありますよとか、そういうものに関して一つのパンフレットにしまして、それを東京とかに行きまして、吉田町はこんな便利なところだと、こういう補助制度もあって、こういう住みやすい町だということもございまして、あとは今回のロゴマークとかブランドメッセージの中でも、交通網ですよね。東京からでも十分通える距離であるとか、そういうものも、そのパンフレットの中に盛り込みまして、そういうものを配布しながらPRしているというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 近隣市町も同じような各市町でやっていることを記載して、配布されていると思うんですが、例えば焼津市と比べてみたときに、やっていることで、吉田に行こうと思うような記載がされているのか、どこの市町も同じようなことが書かれているのか、そういう点で、おお吉田町というところはありますか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

そういう面では、それこそ令和5年度からのよしにこパッケージのほうの制度の拡充でありますとか、あとは保育料であるとか、そういうものも、この近隣の他市町に比べると第1子については安いというところも売りだと思います。

あとは、先ほど言った交通に関しても、静岡までの距離がバスで十分通える距離という中で、これから始まる実証実験の中ではデマンド交通であるとか、そういうものもPRできる一つの要因ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 私は、富士フィルムに以前勤めていまして、吉田町には平成元年に来たんです。そのとき、吉田南工場に全国の支店とか研究所から、とにかく吉田に人を集めるというそういうブームがありまして、一時吉田南工場はブラックホールと、入るけれども誰も出ていけないというような状況があったんです。私よりも先に来た方々というのは、吉田に住まないんですよ。ちょうど藤枝の駿河台開発のときで、ほとんどが駿河台に行ってしまう。何でだと聞いたら、やっぱり交通の便だよと。JRが通っていると通っていないでは全然違うんだよと。やっぱり吉田町というのは、バスとかありますけれども、そういう面ではハンデを負っていると私は思っているんで、それを上回るような魅力を発信していかないと、なかなか来てくれないんじゃないかなと思っております。

そういう中で、首都圏でやるのはいいんですが、吉田町として、どういう方に来ていただきたいのか。要するにお年寄りをターゲットにしているのか、子育てする若い世代をターゲットにしてやっているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

やはり今のロゴマーク、ブランドメッセージも含めまして、やはり子育て世代、15歳から39歳までの間の子育て世代をターゲットに、いかにその方たちを吉田町に呼び込むかというところを目指しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そうすると、ターゲットは子育て世代であると。そうしたときに、子育て世代の方というのは仕事を持っていますよね。そうしたときに、東京に住んでいて、コロナのおかげでテレワークというものが導入されつつあるんだけれども、やっぱり今正直言って、コロナのときに比べて戻っているわけですよ、やっぱり会社に来いと。そういう中で、要するに通勤するというのを考えれば、まだハンデはあると思うので、何かやっぱり町の

魅力というのを出していかなければならないんじゃないかなと思っております。

もう一点、首都圏だけでやるというのは、補助の関係があると思うんですが、吉田町として子育て世代をどんどん集めたいということであれば、全国に広げて発信していくということは考えられないのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

やはり、吉田町というまず名前を知っていただくという中では、やはり首都圏だけではなく全国に広げていきたいという中では、一つの手段としては、今やっておりますふるさと納税であるとか、ああいうもので特産品をPRするのも一つのあれですけども、そういうものでまず吉田町というものを認識してもらおうというところでは、何とか全国に向けて発信をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） ふるさと納税をやると何か証明書みたいなものが届くじゃないですか、ふるさと納税をしましたと。普通はその紙ぺらだけ送ってくるんですが、せっかくやってくれた方々に、それを送る際に吉田町のいいところとか、そういう宣伝をするようなものを同封すれば、ちょっと経費はかかるかもしれませんが、吉田町というのはこんな町なんだという関心を持っていただくというようなことができれば、より今のおっしゃっていたような吉田町のPRに役立つかなと思うんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今でも、ふるさと納税を返すときにはチラシを入れまして、吉田町のPRみたいなものはやっておるんですけども、その中に施策であるとか、そういうものについては、そこまではまだいっていませんので、経費の問題もございますので、その辺も含めてその辺は検討していきたいというふうに考えております。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 首都圏とか全国に広げたとしても、私自身はそんな大きな効果はないんじゃないかと。先ほど言った県外に出ていった人に帰ってもらおうやというのが策としてはいいんじゃないかなと。そういう面では、先ほどありましたように、よしにこパッケージとか各種相談、吉田町は結構充実した支援策を出していると思うんですが、そこをより高めるといえるか、そういうことが必要んじゃないかなと思っております。

そこで、今、若年者住宅取得応援補助金30万円、これは町外の方や町内でアパートにお住まいの方に対して住宅を建てるときに支援しましょうというような制度なんですけど、令和4年度にそれが74件と記載されていましたが、それは町外の方と町内のアパートに住まれている方、どのぐらいの比率なんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

やはりもともとアパートに住んでいる方と、あと町外から入ってくる方の比率でいいますと、やはり町外から入ってくる方のほうが比率的には多いというふうに感じております。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） それは非常にありがたいことだというふうに思っております。

では、74件の7割、8割はそうだったとして、そうすると50として夫婦で来ると100人は増えるわけですよね、町外から。そうすると、まだほかに出ていっている人がそれ以上にいるということになってしまうんですが、やはり来てもらうということに関して、今までの支援だけでは足りないということはあると思うんですが、それは最後に言います。

もう一つ、自然動態について考えますと、高齢化が進んでいます。そうすると死亡者数というのが増えてきている、これからも増える可能性は高いというふうに思います。

そこで、前回の同僚議員の一般質問で、町長から、増田寛也氏の地方消滅のお話がございます、それを止めるには二十歳から39歳の女性をいかに増やすかというところがポイントであるというお話がございました。

吉田町は、県下で、減り方という観点では少ないと私も認識しておりますけれども、やはり平成27年8月からの8年間で、その年代、二十歳から39歳、700人減っているわけです。今、少子化が進んでおりますので、これがまた減る方向、このままいけば減る方向になる。それをいかに防ぐかという話になるんですが、まず来てもらう、先ほども話したように来てもらうということも重要なことですが、もう一つは、来ていただいたとしても、子供を産もうという意欲を持ってもらう。それは経済的な余裕とかそういうものを持たないと、なかなかそういう気持ちになってくれないのではないかなというふうに思っております。

そこで質問ですけれども、要旨で話しました合計特殊出生率、現状値1.73に対して、目標2.07を平成31年までに達成するという目標値なんですけれども、参考資料の4にも示しましたように、やっぱり全国的に下がっているわけです。そうする中において、計画立案時に、なぜ目標値2.07というのを掲げたのか、そこをちょっとお伺いして、これをどうしたら、もしそれを本当に考えていたのであれば、それはどうやって達成しようと考えていたのか。その辺を説明いただけますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

この合計特殊出生率2.07という、そもそも数字的なことからいいますと、長期ビジョンの中で、国・県ともに2060年に2.07を達成するという中で、国も県も掲げて、その2.07という目標に向かってやっていこうという話で進めておったわけでございますけれども、31年、そのときに比べると今よりもまだ人口の減り具合といいますか、カーブといいますか、その辺がまだ緩やかな段階では、2.07を達成できれば今の人口をそのまま維持できるというところで、目標として2.07を掲げさせていただいておりますけれども、なかなかやはり、そこからまた年数がたちまして、今の自然減でありますとかそういうものを考えますと、やはりその2.07を、長期的に見れば、2060年までに2.07を達成したいというのは、国も県も掲げている目標でございます。それに向けて、うちのほうも、その目標については今後進めていかなければいけないんですけれども、やはり喫緊のものについては、また総合戦略の中ではちょっと検討していきたいというふうには考えてございますけれども、なかなかその2.07を、その当初であれば何とか維持できるかというところで目標値として掲げさせていただいたところがございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 最後の最後でチョンボしたと思っておりますが、平成27年なら2.07、

5年後にできると思っていたというのはどういうことですか。本気で考えていましたか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

まち・ひと・しごと創生総合戦略、27年10月に策定をさせていただきました。このときに、吉田町、当時1.73という数字でございました。この計画については、国・県の計画を踏まえた中で策定をするということがまず1点ございます。そうした中で、県は2.07を目標値として当時掲げました。吉田町は、当時1.73という数字でありましたが、吉田町は県内でも非常に高いところにいまして、その中で、吉田町が2.07を目指さなければ、県の達成ができないということで、町としましても2.07を目指そうということで、人口ビジョン、それを達成するために総合戦略を策定したということでございます。当時の状況というのは、そういう状況があります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 第1期が平成27年で、第2期は令和2年、そのときも同じことを書いてあるわけで、そのときもやはりそういう気持ちでいることだと、これを話していても切りがないので、やめます。

その第2期吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略、令和2年から令和6年、5年間なんですけれども、その基本目標のように、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるという中において、講ずべき施策に関する基本的方向というのが記載されております。その中に、女性が活躍できる社会をつくるため、国や県、関係団体等と連携した様々な広報を通じて、ワーク・ライフ・バランスの意義の重要性を啓発し、第1子出産前後の継続就業率の向上を目指すと記されております。その第1子出産前後の継続就業率の向上を目指すについては、具体的にはどういうことを今、やられているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

この第1子、女性の働きの上というふうなことでございますけれども、具体的には放課後児童クラブの預かる時間帯を撤廃して誰でも預けられるという形であるとか、先ほど申しました保育料の問題であるとか、そういうことで働く人になるべく預けやすいことで、なるべく働くお母さんを増やしていこうという政策を取っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 続いての記載なんですけれども、また職場や家庭、地域において、子育て期の母親の孤立化の防止や育児負担の軽減を図るため、特に父親の固定的な役割分担意識の解消に取り組むについて、特にその父親の固定的役割分担意識の解消という点では、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、門田万里子君。

○健康づくり課長（門田万里子君） 健康づくり課でございます。

父親の育児への協力とか参加ということにつきましては、出産前にパパママ教室というのを当課ではやっております。それには、母親と父親とセットで来ていただいて、2人でお互いに子供が生まれたらこうしていこうとか、実際にお風呂の入れ方だとか、父親はこういう

ことに気をつけてくださいねというようなことを、実際に助産師を呼んで、教室を行っている状況でございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そのほか、数値目標のときにイクメン講座とか出ているんですが、そういうことをやっている。その中で、もう一点、魅力ある町独自の教育システムを構築し、吉田町で教育を受けさせたいと思える質の高い教育を行うということなんですが、この質の高い教育というのはどういうことなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

質の高い教育というところでございますが、御承知のとおり、吉田町の教育につきましては、T C Pトリビンスプラン、平成29年度から始まっておりますけれども、これにおいて、まず基盤整備というところで、学校における照明のL E D化、それからトイレの洋式化、それから各学校、普通教室、体育館等にエアコン整備ということで、環境整備をすることに伴って、子供、教職員ともに快適な環境の中で教育ができるというところで質の高い教育ができるという考えになっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 私も教育を受けるなら吉田町と言われるような町になればいいなというふうには思っているわけで、そうすれば、多くの子育て世代の方が移住してくてくれるというふうには思っています。

また、確かな学力の定着ということに関しても、私は賛成しておりますが、重要業績評価指標K P I、その全国学力学習状況調査の県平均正答率以上の科目数の割合、小中学校ともに100%について、令和4年度はゼロ%だったんです。確かな学力をつけるには、単純にいう学力をつけるのが私は前提だと思っています。

そういう点で、まずは単純な学力向上というところに関しては、どういうことをやられているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

単純な学力向上のためにはどういうことをやっているかということでございますが、当然、基礎学力というところが重要なところでございますので、学校教育課としては、そのK P Iの指標にある全国学力・学習状況調査の目標値、県、学区、県の平均以上というところが、当然、ベースにあるものですから、各学校におきましては先生方が基礎的な学力をつけるための学力もしっかりやっているんですが、当然、当町につきましてはI C Tに関して非常に力を入れてやっておりますので、I C Tでいろんなドリルができるとか、基礎的なドリルというのがいつでもできるような状況になっています。児童・生徒、持ち帰りもしていますので、そういったところでI C T使ったドリルパークができるような状況とか。

それから、当然、小学校の低学年等につきましては、基本的な漢字とか、算数のドリルとかそういったものも行っておりますので、そういったところについてくる。それから、中学校につきましては、中間テストも、期末テストだけじゃなくて中間テスト導入しておりますので、そういったところで短い期間の中でテストをやることによって、基礎的な学習をそこ

で子供たちが学んでいくというところで、K P Iに達していないという事実はあるんですが、その事実を基に、教員もそれが分かった上で基礎的なところをしっかりと学んでいるという状況になります。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） これは、また別の機会でやりたいと思いますのでやめておきます。

今、吉田町の計画について、吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載されていることについて、その施策、何点かお伺いしたんですが、気になるのは、読んで気持ちのいい言葉が並んでいるわけですよ。でも、何やるんだらうと。この計画期間というのが、今の場合であれば5年あるわけですけども、遠い将来の、こうなったらいいなとか思えないようなことが羅列されているというふうに私は思っています。

そこで、令和6年度からの6次総合計画の基本計画においては、理想的な将来像は、町が目指す姿として出すのは全然問題ないと私は思っていますけれども、やっぱり具体的な目標ということに関しては、1年目、こうである、2年目、3年目、こうだと、最終4年目までやっていくと。そういう1年ごとの目標を明確にすることによって、その1年間で本当にそれが達成できたのかどうか。そういうのを吉田町の得意なP D C Aサイクルで回して、しっかりステップアップを図って4年後にはどうだ、できたぞというような、そういうふうな進め方というのを提案しますけれども、いかがですか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

4年後、8年後に向けて総合計画の中で具体的にどう進めていくかというところにつきましては、そのP D C Aサイクルで回す中では、その実施計画、実際にどのようなことをしていくかという具体的な実施計画につきましてはP D C Aサイクルで回しまして、その年の振り返りをして、来年度にどう生かしていくかというところについては、その中で評価をしながら事業のほうを進めているという状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） それは現状ですよ。それがうまくいっていないから、年度の目標をしっかりと明確に立てたらどうかという提案なんだけれども、そこに関してはどうですか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

そのP D C Aサイクルの中では、今お話しさせていただきましたけれども、事業を毎年どうやって、振り返りをして、どのように次年につなげていくかというP D C Aサイクル自体のサイクル自体は、それで評価もしていますし、その中で実際にできたかどうかというところについても、その中では評価をさせていただきますので、今のP D C Aサイクルをとにかく続けていくことで、その目標に向けて頑張っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） ちょっとまだ時間もあるので。

要は、その評価、最終的に年度ごとの評価も見えていますけれども、要は達成に対して、現状値よりちょっと上がった。で、未達。本当に達成できたというのは、ないわけじゃないん

だけれども、そんなに多くはなくて7割近くは未達なわけです。目標ということに関していえば未達なんです。ちょっと上がったのは半分くらいあるんですが。

そういうものを、目標じゃなくて、この年度の目標を明確にすることによって、その評価というのがより鮮明にできないかということなんだけれども、そこはどうですか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

その実施計画で上げた事業自体を、とにかくその事業を100%、それを達成するというのが、あくまでもその事業に対する目標でございますので、それを達成することでその第6次総合計画の中の目標に、指標に向けて、それをどう達成していくかという中で、実施計画を確実にその事業を進めていくというところで、うちのほうは評価しているということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） では、最後に、吉田町の出産・子育て支援のほとんどは国からの支援を受けているものではないかなというふうに私は理解してまして、吉田町独自の画期的な子育て支援というのを提案して広く公表すれば、どんどん人が来てくれるのではないかなというふうに考えて、それによって人口の減少の歯止め、あわよくば増加に持っていくようなことができればいいなと思っております。

特に二十歳から39歳の女性を増やすことは、町長、お考えですので、出産・子育てについて独自の支援策を実施するとともに、その二十歳から39歳の方々が魅力的と思えるような町の環境、支援だけじゃなくて町の環境施策というものをしっかり打ち出して、これを全国に広めることによって、吉田町の人口増加。

人口増加すれば、おのずと町税も増えてくると思いますので、まずぜひそういう、ある面、その二十歳から39歳に特化したような施策、その環境整備、前回も公園の整備とかいうことございましたけれども、そういうものをどんどん打ち出して、やっぱり県外に出た人、県内にはいるけれども吉田町から出た人の半分ぐらい帰ってきてもらえるような施策を打ったらどうかと思いますが、その辺についてはどのようなお考えがありますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、平井光夫君。

○理事（平井光夫君） 画期的なものとして、我々は実は5年度予算でよしにこパッケージ、国が今度10万円の伴走型支援することに対して、国が10万円やるんで、もう町の単独のものはやめてもいいんじゃないかって、実は議論がありました。その中で、これも町長の御意見というか、国が10万円やるんなら町が上乘せして10万円やるんだということで、我々、20万円。これはかなり画期的なことだと思っております、実は我々、予算のプレゼンでも十分、プレゼンにしたつもりだったんですが、マスコミは全然書いてくれませんでした。すごく残念なんです、我々は結構それは画期的なことだと思っております。

あとは、小規模の保育所なんかの助成についても補助も出して、そういった待機児童を出さない、特にゼロ歳から2歳児までぐらいのところを手厚くするというのも、我々、そういう意味じゃ、子育て世帯への画期的な施策だというふうに思っております、そういう意味でPRの仕方としてまだ足りていない部分があるのかなということは議員のおっしゃるとおりかもしれませんが、そこをもう少しPRしていきたいなとは思っているところでござい

ます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） おっしゃったことは理解した上でちょっと強気で言っているというのは御理解ください。

やっぱりそれがなかなか伝わらない。じゃ、何で伝わらないかというところをやっぱり考えて、もっとでかい花火を打ち上げれば取り上げてくれるという考え方もあるので、どうすれば広報できるかというところも含めてやっていっていただきたいなと思います。これはもう返事なしで結構ですので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大石 巖君） 以上で、7番、平野 積君の一般質問が終わりました。

◇ 山 内 均 君

○議長（大石 巖君） 続きまして、8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番（山内 均君） 8番、山内 均でございます。

通告に従い、吉田町の文化財について質問いたします。

書籍の「吉田町文化財第7版」が平成27年2月に再発行されました。およそ10年前に町の文化財について私は質問しましたが、この間に町の文化財に新たに指定されたもの、指定解除されたものがあります。解除されたものは元には戻りません。文化財を守ることは重要であります。新たな歴史を見つけ、文化財に指定し、町の歴史と魅力を加えることも重要な使命と考え、質問いたします。

質問事項です。

1、吉田町文化財、史跡、工芸品等の保存・継承について。

趣旨です。

吉田町には、史跡、工芸品、天然記念物、無形民俗文化財、古文書、書跡、絵画、建物など、重要な歴史をつなぐ文化財が多くあります。令和5年6月議会の一般質問では、天然記念物、無形民俗文化財などについて質問をしました。天然記念物などの指定解除は、町にとって大切な歴史・財産を失うことでもあります。文化財を守るためには、積極的な保護活動が必要であり、また、無形民俗文化財などの形あるものは、正しくつなげていくことが必要であり、伝統を保存することとなります。

今議会では、史跡、工芸品、彫刻などについて質問をいたします。

(1)史跡第1号 家康御陣場跡（大幡神社）、史跡第2号 大熊備前守屋敷跡、史跡第4号 小山城跡（山崎の砦）について。

①史跡第1号 家康御陣場跡は、徳川軍が武田軍と対峙したときの拠点である。史跡第1号に選定された背景は。

②史跡第2号 大熊備前守屋敷跡、資料1、8月20日に撮影いたしました資料を見ていただくと、この上の。今回は私にとっては重要な文化財ですのでカラーで、今の皆さんには白黒だったですけれども、カラーでお願いしました。このカラーの1枚目の上が備前守の跡で

す。畑に囲まれて未整備ではあるが、小山城（山崎の砦）とは連続的につながりを持った切り離せない史跡である。今後、整備が必要と考える。町の考えは。

③史跡第4号 小山城跡（山崎の砦）について。

小山城跡（山崎の砦）の模型（資料2、8月20日の撮影）が展望台小山城にあります。吉田町の文化財の解説によれば、1570年代から1580年代の武田軍と徳川軍の攻防の拠点となった重要な資料であります。この模型の作成の理由は何だったのでしょうか。

④家康御陣場跡、大熊備前守屋敷跡、小山城跡（山崎の砦）は、町の歴史の重要な転換点であると思う。模型を中央公民館などに展示し、町を知る場・機会をつくりませんか。

(2)は、工芸品第17号三番神社所蔵の人形の首、第24号林泉寺の十王像、第20号彫刻本寿寺の木彫り龍について。

①それぞれが歴史を持つ、町の貴重な文化財である。管理はどのようになっているか、支援はどうしているか。

②自然劣化や大地震などからの保護の考えは。

(3)その他。

能満寺公園の西側には三重堀があります。資料の3になります。現存する450年前の貴重な遺跡であります。史跡として登録はできないのでしょうか。

②展望台小山城には、時代を映す大変貴重なよろい、かぶと、火縄銃、刀剣、書籍、絵画など多くが展示されておりますが、劣化が心配されます。保存環境の整備が必要であると考えます。対応と対策は。

③吉田町の文化財を守るための重要性を強く感じます。町の今後の計画は。

以上、よろしく願いいたします。教育長にお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長（山田泰巳君） 吉田町文化財、史跡、工芸品等の保存・継承についての御質問のうち、1点目の史跡第1号 家康御陣場跡（大幡神社）、史跡第2号 大熊備前守屋敷跡、史跡第4号 小山城跡（山崎の砦）についての一つ目の史跡第1号 家康御陣場跡は、徳川軍が武田軍と対峙したときの拠点である。史跡第1号に選定された背景はについてお答えいたします。

家康御陣場跡は、郷土における武田、徳川の攻防を調べる手がかりとなる、歴史上または学術上、価値の高い史跡であることから、昭和39年4月1日に吉田町指定第1号史跡として指定しております。

なお、吉田町指定第1号から第4号までにつきましては、戦国時代の武田、徳川に関連するものとなっております。

次に、二つ目の史跡第2号 大熊備前守屋敷跡は、畑に囲まれて未整備ではあるが、小山城（山崎の砦）とは連続的につながりを持った切り離せない史跡である。今後、整備が必要と考えられる。町の考えはについてお答えいたします。

大熊備前守屋敷跡は、戦国時代の武家の居館跡を調べる上の大切な史跡であることから、昭和39年4月1日に吉田町指定第2号史跡として指定しております。現在、現地付近には、説明看板や標柱を設置しておりますが、屋敷跡の北側半分は工場、南側半分は茶畑となって

いるため、当面は整備することが難しいと考えております。

次に、三つ目の史跡第4号 小山城跡（山崎の砦）について、小山城跡（山崎の砦）の模型が展望台小山城にある。吉田町の文化財の解説によれば、1570年代から1580年代の武田軍と徳川軍の攻防の拠点となった重要な資料である。模型作成の理由はについてお答えいたします。

展望台小山城内に展示している模型は、小山城を訪れる方に、武田流の築城手法や武田、徳川の攻防を知っていただき、実際の地形についての理解を深めていただくための資料として、展望台小山城を建設した昭和62年に作成したものでございます。

次に、四つ目の家康御陣場跡、大熊備前守屋敷跡、小山城跡（山崎の砦）は、町の歴史の重要な転換点であると思う。模型を中央公民館などに展示して、町を知る場・機会をつくらないかについてお答えいたします。

家康御陣場跡、大熊備前守屋敷跡、小山城跡（山崎の砦）は、町にとって歴史上または学術上価値の高いものであることから、これらの文化財を含めて、町民が郷土の歴史や文化に愛着を持ち、後世に伝えることができるよう、中央公民館などに指定文化財を紹介する資料の掲示や、映像により紹介することなどについて検討してまいります。

次に、2点目の工芸品第17号三番神社所蔵の人形の首、第24号林泉寺の十王像、第20号彫刻本寿寺の木彫り龍についてのうち、一つ目の、それぞれが歴史を持つ、町の貴重な文化財である。管理はどのようになっているか、支援などはどうしているかと、二つ目の自然劣化や大地震などからの保護の考えはについては、関連がございますので併せてお答えいたします。

町指定の有形文化財につきましては、吉田町文化財保護条例第6条第1項において、その所有者はこの条例及び教育委員会の指示に従い、文化財を管理しなければならないこととされており、三番神社所有の人形の首、林泉寺の十王像、本寿寺の木彫り龍は、それぞれの所有者などに管理していただいております。

三番神社所蔵の人形の首については、江戸中期以降の浄瑠璃の代表的な首であり、郷土における操り人形の流れを知る手がかりとなることから、昭和56年2月10日に吉田町指定第17号工芸品として指定しております。その保管に当たっては、三番神社のほこらに収められており、年に一度、人形や衣装の虫干しを行っております。

林泉寺の十王像は、十王思想に基づく現存する貴重な像であることから、平成14年12月2日に吉田町指定第24号工芸品として指定しており、林泉寺の十王堂内に陳列されております。

本寿寺の木彫り龍は、近郷まれに見る写実的で大きなクスノキ木の龍であることから、昭和63年6月1日に吉田町指定第20号彫刻として指定しており、本寿寺本堂正面の欄間に設置されてございます。

いずれもその保管に当たっては、直射日光や多湿を避け、定期的にはほこりを払うなど、文化財の保護に努めていただいております。教育委員会といたしましても、保存状態を確認するための定期的なパトロールや、所有者、管理責任者への管理、補修などについての聞き取りを行うとともに、必要に応じて専門家などからの助言や指導をいただきながら、文化財の保護対策に努めてまいります。

また、吉田町文化財保護条例では、文化財の管理や修理に多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えない場合などには、その経費の一部に充てるため、予算の範囲内で補助金を

交付し、その補助の条件として管理や修理に必要な事項を指示することができることとなっております。

次に、3点目のその他の一つ目の能満寺公園の西側には三重堀がある。現存する450年前の貴重な遺跡である。史跡として登録できないかについてお答えいたします。

吉田町指定第4号史跡の小山城跡は、郷土における武田、徳川の攻防を研究する上で最も重要な史跡である。平山城として武田流の築城手法を生かした城であることから、昭和39年4月1日に指定をしております。議員の御質問にあります三重堀は、武田氏の築城技術の特徴と言われ、現存する堀としてはきれいにその形が残されていることが非常に珍しく、既に指定されている小山城跡の一部となっていることから、新たに指定することは考えておりません。

次に、二つ目の展望台小山城には、時代を映す大変貴重なよろい、かぶと、火縄銃、刀剣、書籍、絵画など多く展示されているが、劣化が心配される。保存環境の整備が必要と考える。対応と対策はについてお答えいたします。

展望台小山城の1階、2階の展示室スペースには、よろい、かぶと、火縄銃、刀剣、書籍、絵画などをガラスケースに入れて陳列されております。展示物の保存状態を良好に保つため、除湿剤を使用するなど適正な維持管理に努めているところでございます。

最後に、三つ目の吉田町の文化財を守るための重要性を強く感じる。町の今後の計画はについてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、指定文化財を紹介する「吉田町の文化財」という冊子を発行し、文化財の周知を図っているほか、小学校3・4年生においては、地域の文化・歴史・産業を学習する社会科副読本を利用して、文化財への関心と理解を深めるよう努めているところでございます。さらに、保存会などの皆様が文化財を公開する際には、その様子を広報よしだや町ホームページに掲載するなど、今後も引き続き町民の皆様文化財に親しんでいただく機会を提供し、文化財保護施策の一層の充実に努めてまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 8番、山内です。

今、答弁をお聞きました。先ほど言いましたおよそ10年前、文化財について質問をしたときと答えはほとんど同じ答えで返ってきました。ただ、違うのは、先ほど書きました「田村の松」をはじめ、幾つか5種類ぐらいが文化財から指定を外されているわけです。それに対して私は危機感を持っています。この次、何が起きるか。それと特に、前回もそうだけれども、樹木医とかいろんな意識が入っていかないと大変なことになりますので、その辺でしっかりとした質問をしていきたいと思っております。

まず、再質問として一つ目です。

史跡の第4号の小山城跡（山崎の砦）については、模型の作成の理由は伺いましたけれども、10年前の質問で行った、作成に当たって監修に関係した先生は誰なのかは分かっておりますか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

今、議員御質問の小山城模型、これの作ったときの監修は誰がという御質問でございますが、制作したところは確認は取れましたが、監修につきましては、現時点は確認のほうは取れておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） この史跡についての一番重要なところですよ。作ったものに関して。

以前、小和田先生の話が出たんです。甲陽軍鑑とかいろんなものから史跡の資料を集めて。特にその辺で、そういうところで監修をしてくれた人、その人によっては本当にこれは全国に広めていいものであるとかそういうものになってきますので、その辺の監修をしてくれた先生方のそういう調査、そういうしてくれた人を調査して公表するような計画というか、そういうのはありませんか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

議員御質問の模型制作に携わった、監修された方が誰だという中で、そういった方が分かれば公表するということでございますが、現時点では誰が監修したという確認ができていない状況でありますので、作成の会社というものは資料が残っておりまして、そういったものは確認取れますので、追跡調査をして誰が監修したというのは分かるかもしれませんが、その分かるか、分からないか、今後の調査の結果になると思っておりますが、そういった中でこういったものをどういうふうに公表していくというのは、その時点で考えていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） これに関しては、展望台小山城、資料にあります。つけました。二つの模型です。この模型は、インターネットで見えていきますと、ほとんど同じ形で出ています。要するに言いたいことは、誰か監修をする人がいて、歴史的な能力とか勉強した人がいて、それを出して、そしてこれを作ることによって世の中に広めていくということだと思っているんです。

僕は、特にこの小山城の跡、山崎の砦、その山崎の砦に関しては、恐らく小山城と出たのは歴史上なっていますけれども、その辺のしっかりとした小山城に名前、命名されたというのは実際には分かっていますか。いつ頃、どういう形で命名されたのか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

小山城という名前がついたという時期、ここに関しては、やはり武田、徳川のそういった1570年代というふうには考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 一番最初の史跡の関わり方、第1、第2、第4と。そのときにまずこの歴史の背景としてはちょっと先ほど聞きましたけれども、もうちょっと知りたかったのは、その背景が具体的にどのような形か。インターネット見ると非常にたくさん具体的に出ているんですけれども、その背景というのは恐らく、先ほど答弁にありました江戸時代になる前

の桃山時代の、ちょうどこの攻防の史跡です。恐らくこの三つが、第1、第2、第4に指定されたのは、吉田町の歴史の中で一番根本的に大事なところ、吉田町を形成するに当たっての非常に大事なことだと思っているんですけども、私はそういう認識をしています。

そういう認識の下に背景はどうですかと聞いたんですけども、今の聞いた背景、それ以外にまた特に感じているものってございますか。背景について。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

議員御質問の背景ということで、やはり教育長答弁でもございましたが、武田、徳川の攻防を知る上で重要なもの、学術上価値がある、歴史上も価値がある、高い史跡というところで指定をされたというところでございます。1号から4号、これにつきましてもやはり吉田町にとって武田、徳川、この戦国時代の武田、徳川の攻防は重要であるということで1から4になっているかというふうに推測のほうはされますが、それこそしっかりとした順番の背景、そういったものというのは把握のほうはできておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の1番、2番、4番、家康の御陣場跡、大熊備前守屋敷跡、それと山崎の砦、それに関しては全く同じ時代に、それにそれぞれが同じ空間の中で存在をしていた。そして、その中で反省をしながらやってきたわけで、そういう歴史を、さっきも言いました小学生にも教えるにも非常に大事なことは、同じ時代にそういうものが吉田町で起きて、それが吉田町の原点、あえて原点と言いますけれども、原点となっているんだぞと。そういう吉田町のできたこと、吉田町の歴史を子供たちに教えることが、恐らく歴史を子供たちに考えさせる、楽しませる一つの要素になると思うんですけども、そういうものの、もちろん教育委員会をお願いをすることに当たって、答弁の中で小学生にも、3年生にやるということに関しては、そういうものの一つの歴史の中でのマップ、つながりのマップを作って子供たちに教えていく、吉田町のでき方を教えていくというような予定というか、計画というか、そういうのを持っていたきたいと思うんですけども、そういうのは持つことはできませんか。考えませんか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

教育長答弁でもございましたが、小学校3・4年生においては、社会科副読本というものを利用しまして、町内の文化財・歴史・産業を学習するようやっているということで、文化財への関心を深めてもらうということで、授業のほうもしております。

あと、地域の方々におきましても、地域教育推進協議会というものが各地域にございます。そういった中でも文化財を回るウォークラリー的なものも、過去実施されているという状況でありますので、少しでもそういう小さい子供たちに文化財の関心を持ってもらうというふうな動きはしているということですが、今後についても引き続きそういったことを考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 資料の上、備前守の跡地です。この写真で見ると、これすぐ近くで撮

ったんですけれども、この写真で見ると非常に整備をされているように見えますけれども、入っていくことできないです。もう軽四でしか。軽四でずっと沼地から、上の広い通りから、あそこの水道の貯水槽からちょっと西に行ったところからここに入っていくんですけれども、そのときの入り方が。

整備していただきたいというのは、子供たちにもっと教えるのであれば、やっぱり少なくとももうちょっときれいにする。誘導するような施設を造っておくことが必要じゃないかと思うんです。あの入り口見ると、子供たちがこれ見てここに行きたいとは思いませんよね。実際行ってみてそういう感じがするんです。

そういう意味で、答弁では整備をする予定はないと言いましたけれども、今言った子供たちとかそういうのを考えると、いつかはどこかの時点で整備を考えていただきたいと。発掘すると恐らく出てくると思うんですよ、そこらへの入り口が。そういう意味でその整備に関しては、もう一度お聞きしますけれども、将来的にやっていくということは考えられませんか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

私も現地のほう何度か行ったことがございまして、やはり議員おっしゃられるとおり、なかなか通路が入りづらいというところは承知しております。

そういった中で、やはり子供たちにつなげていくということで、知ってもらふということが非常に大事だというふうには痛感しておりますので、例えば案内看板を設置したらどうだということも話とか出ておる中で、議員さんおっしゃられるその整備というのが具体的にどういふものかちょっと分からなかったものですから、場所としては、あの部分に関しては工場であったり茶畑であったりということで、私有地、民地になっているということで、そこで何かをする、復元するであるとかそういったことを考えると、用地取得をしないとイケない。非常に金額もかかるということで考えますので、現時点においては、そういったところは難しいというふうに答弁のほうさせていただきました。

今後については、その整備、今言った通路の改修であるとかということも、中でその整備、どういったものが必要なのかということを検討しながら、その整備に当たって、具体的にどういった整備をとるところも協議をしていったほうが良いというふうに現時点では考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の答えは、明らかに遺跡の発掘調査ですよ。もうあることは分かっていますよね。あそこにあるんだから、そこにつながる道であるとか、必ず誘導路があったはずなんです。そういう遺跡調査を、もし吉田町でやるということになれば、あそこのうちか何か建てて、その遺跡調査が必要になってくるというのであればなってきますけれども、実際にやってほしいのは、遺跡調査をする、本当は遺跡調査をして、そしてさっき言った吉田町の起点を、原点をやっぱり大事にしていくということがこの町にとって恐らく、先ほど人口のあれもありましたけれども、そういうのって来るんじゃないですかね。

私は、その整備することによって、三つを整備して、そして、同じ敷地の、同じ時代の中での、全く同じ時代にこういうものがあつたと、そういう一つの例示をページの中に関連を

つけてやったら、日本中から来るんじゃないですか、とは思うんです。

その理由は、先日、展望台に行っておそこにいる方と話をしたときに、結構、何千人って来ていますよね。それで、みんな写真を撮っていくんです。コンクリートの小山城を。その中にやっぱりもったいないなという気がするんですよ。人を呼ぶことができると思うし、それとやっぱり観光も含めて、非常にものができると思うんですよ。

もう一つ言いたいのは、小山城とその三つが、どこかの視点で直接眺められる。高台みたいなところで。そういうものを造れば、それが吉田町にとっては非常に重要な財産になると思うんですけども、そういうような考えは、これからやっていきたいと思うんですけども、取り入れるような気持ちというのはありませんか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

議員の御質問、皆さんに知ってもらおうというところが一番大事なところなので、私、今、受けたんですけども、そういった面から、やはりなかなか文化財に関してPRができていないというところが思っておりまして、実際、展望台小山城の中に、2階に文化財の写真を展示してあるコーナーがありますけれども、そういったものも前のままという状況が見受けられました。

今回、こういうのを機にまた改めて、どういった形でそういった資料を展示して皆さんに知ってもらおうとか、先ほども答弁でも映像なんかを撮って中央公民館とかで流すこともできるのかなど。そういったところで知ってもらおうということで、いろいろ今後検討していく中でいろんなものができるかなというふうには思っておりますので、少しずつかもしれませんが、皆さんに知ってもらおうような形でちょっと努力していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） いずれにしても前を向いた、吉田町を外にアピールできる非常に重要な資料でありますから、考えてください。

その次です。先ほど答弁いただきました、この写真の二つ目、下に二つありますけれども、これが展望台小山城の中の展示室に掲載、掲載というか、もう大きな、大きな模型として出ているんです。これ、皆さん、やっぱり見えていますか。みんな、大体知っていますか。

先ほど教育長の答弁の中にあっただのが、中央公民館などに、場所的にありますから、その模型を、同じ模型なら模型をセットして、そしていろんな人に見てもらおう。特に私は、今、外国の人たちがうんと増えてきた、増えている状況を考えると、本当は1階のスペースに、先ほど言った同じ時代のマップと、それとこの模型と、そういうものを作ることによって、吉田町がどういうものかって本当よく分かってきて、そこに興味を持ってくれる人いっぱいいるんじゃないですかね。

小山城のいろんな史跡に関して、落語家の昇太、彼ももう訪れている。でもテレビで見ていると、彼のああいうテレビ見ていると、常にNHKやっていますよね。大きく。それがやっぱり出てこないというのは、そういうものを、新しいものというか、過去の本当のものを造ってやれば、彼は来てくれるはずなんです。後で後ほど言いますけれども、三重堀に関しては恐らく来るんじゃないかと思うんですよ。

そういう意味で、中央公民館だけではなくて、もしこういうスペース、1階のそういうと

ころのスペースにこういうものをセットして町をアピールするというもの、そういう考えというのは、やってほしいんですけども、考えを持つことはありませんか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

展望台小山城にある小山城跡の模型を中央公民館などに展示してPRするという御質問でございますが、実際の模型の大きさ、広さでいうともう2メートル四方ある大きい模型で、高さについてもケースを含めて2メートル以上あるというふうに思っております。それを中央公民館にということではありますが、なかなか移動させるのは難しいというふうに考えます。あの模型が小山城にあることによって、そこで、小山城でいろんなことが起こったということで、現地にあるのが一番効果的ではないのかなというふうに考えておりますので、引き続き展望台小山城に展示をしていきたいというふうに考えます。

その代わりに、先ほども少し答弁させていただきましたが、別の形で、例えば映像とかで中央公民館でその様子を流すということもできると思っていますので、その別の形での周知、PRというのもできるというふうに考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 同じ回答ですけども、その回答にこだわるのは中央公民館に行く人たちって割合に少ないですよ、決まった人たちですよ。それを考えると、先ほど言った外人の方が来たときに、そういうものを持つことによって必ず見に行くじゃないですか。見に行く確率が多いですよ。本当は、鉄筋コンクリートのやつは不満ですけども。でも、そういうものを造ることによって、吉田町のこれ、全国的にアピールできるんじゃないかと思っていますけれども。特に、今、写真のこれを今日はお願いの一番言いたかったのは、写真がありますよね、このもう一枚目の写真。ここ皆さん行ったことありますか。このところ、一番堀がきれいに見えるところが下の右側の2つです。我々は、子供のときには、ここがあって遊び場になっているんですよ。通学路になっていたし。そうすると、そのときにはきれいに見えた三日月堀そのものが、やっぱり怖い、神秘的だというイメージを持っているんです。そういう意味で、ここへ行って感じたことというのは、何か、ここへ行ったことありますよね。そこで感じたものというのは何かありませんか。お姫様がという歴史もあるし、歴史というか、そういう語りもあるし、そういう中で、ここは非常に、教育長の答弁の中に、小山城のところ一帯で登録してあるから、それぞれ特別考えませんよという形ですけども、その答えに関して私はずっと思っているのは、これはインターネットを見ていくと、インターネットの書き込みがあつて、このような三重の堀は他にあまり例がないとされていますと、これが一つのインターネットから探し出した見た人の感想ですけども。それと同時にもう一つは、こういうものはほかにはないという表現もしているんです。そうすると、たしかに全体が史跡として登録はしてあるかもしれないけれども、この登録をすることによって、この吉田町の本物の姿、本物の形が、オタクといわれる人たちが必ずそういうことで来ますから、そういうものによって、吉田町をアピールできるようなものというのは考えてほしいんですけども、そういうのは、また特別に考えることはありませんか。史跡として、文化財として指定をしていくような。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

議員おっしゃられる三重堀、これというのは武田の築城手法の特徴ということで、その堀が、三日月堀が3つあるというところで、それが今、現存の状態、多少埋もれているところも、浅くなっているところもあると思いますが、現存のままきれいに残っているというところは、すごく価値があるというふうには考えます。そういった中で、あと小山城跡というところ一帯の、一帯としての価値というところで、三重堀も含めて吉田町の指定文化財で指定してあるというふうにご考えておりますので、また三重堀だけ単独ということは、今後についても考えておりませんが、そういった中で、先ほど議員さんから出ました落語家の春風亭昇太さんも何年前かに現地を見ているというのがネットのほうで見たこともありますので、非常に珍しい貴重なものであるというのは重々承知しておりますので、今後、あのあたりをどういった形で皆さんに知ってもらい、見てもらうようにするにはどうしたらいいかというのを検討してまいりたいというふうにご考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今回の答弁の中にあつた小山城一帯を史跡として指定をしているところが、答弁の中では誰が監修をしていつ頃造つたか。それが定かでないままに一帯を史跡としての登録をしている。それはどこかでゆがんでいくような気がするんです。現在ゆがんでいますよね。そのゆがみはどこかで取らないかと思ひますけれども、そういう史跡として価値あるもの、私としては、これは本当にインターネットで見るとおり、ほかにはないよ、ほかにはこういう例がないですよ。それがやっぱり魅力になるんじゃないですか。そういう意味でお願いをしたいんですけれども、別に、うんとはあれですけれども、検討する余地というのはないですか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

三重堀単独での文化財の指定ということで、答弁のほうをさせていただきたいと思ひます。

すいません。繰り返してしまひますが、三重堀含め小山城跡という一帯のところで価値があるということで、町の文化財として指定しているという現状でございますので、三重堀単独での指定というものは考えておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 教育長、ずっとここで生まれて育つていって、ああいうものを吉田の外で、よそで見たことがない、そういうのを聞かされると、どうしてもやっぱりその魅力は我々にとっては欠かすことのできない魅力ですよ。それは一つの、今の答弁を聞くと、全体の史跡そのものが歴史上、歴史の中で検証されていれば、私はそれでいいと思ひます。でも、実際に検証されていない。その中で見ていくと、本当にそれでいいのかなど。今のようないふ状況が、発掘調査してどういふ形であつたかといふのは分からないものですから、そういう意味で、正しいものに登録の中でもう一度裏づけを取っていくとか、そういうことはやらないかとまずいと思ひますけれども、その辺はどう考えますか。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） おっしゃるとおり、大変貴重な史跡ですので、吉田町としても大事

にしていかなければいけないと思います。議員も御指摘があったこの吉田町の文化財、この冊子にも解説がいろいろ書いて、当時の背景等も書いてあるわけなんです、文化財保護審議会の中で協議をした中で、ここ一帯としての小山城跡としての指定というような形で、当時検討されておりますので、御意見については、文化財保護審議会のほうにこういうような意見もあったというようなことも伝えながら、また審議会の会長等とも相談できるかなというふうに思っております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 実は、お城を造ったときにそういう形で賛否があったんですね、確かに。その中で、何がゆえんしたか、経済がゆえんしたかどうか知らないけれども、あのときの創生の1億、あの当時は竹下さんですかね、1億創生の1億の補助金を出して造った。ちょっとその辺が非常に私としては、大事に、もっと大事にしたいなと思っております。ぜひ、検討しないよという答弁だったです。そういったことで、審議会の方に伝えていただけたということになれば、やっぱり歴史を、あそこにいる人たちって、私も何人か知っていますけれども、本当によく知っている人たち。あとは、だからそういう意味では、またぜひやってください。

それとあと、もう一つ、先ほど聞かれた土地が年代が分からないとか、そういうときはどういう、本当のいきさつが分からないとか、そういうときはやっぱり、学芸員しかないんですよ。我々が幾ら研究したって彼らにはかなわない。彼らはそういう歴史の中で、それを専門にやってくれますから。前回も言いましたけれども、吉田町にはいない。でも、相良には意次がいますからいますよね。牧之原にもいますよね。そういう意味で、正しい歴史、我々が誇る歴史がそこにあるわけですから、そういう学芸員であるとか、そういうものに関する獲得というんですか、それに関しては、ちょっとぜひ考えをしていただきたいと思うんですけれども、教育長、どうですかね、その辺は。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 学芸員が吉田町のいろいろな史跡について、どの程度の知識を持った方を学芸員に招くことができるかということもありますが、一つは、学芸員がいたときに、それをどのように有効に吉田町の中で活用できるかということも含めて、当然、予算が絡むことでもありますし、今、県の学芸員等にもある程度聞きながら、史跡のことについて確認することはできるかなというふうには思うんですけれども、常駐のような形で置くことが本当に可能かどうか。それは持続可能なものになるのか。そこについてはちょっと検討しないと、今何とも言えないかなというふうに思っています。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 学芸員といっても、図書館であるとか、いろんなことの中で全部やるわけですから、私はそれだけに特化するということはないと思いますので、その辺もぜひ検討していただきたいと思います。

あとは、小山城へ行って、保護、文化財の赤外線からの保護、湿度からの保護、それに関して、これだけではちょっと足りないんですけれども、実際に、あそこに受付にいる方に話をしていたときに、歴史を書く黒板ありますよね、正面に。あの黒板を、黒板をふくと全部消えてしまうというんです。完全に劣化しています。もう途中までしか消していないですけれども、あれを一つ考えると、我々建築家の中では、当然美術館とかそういうものを保護す

るには、いろんなやり方がある、湿度もそうですけれども、太陽の光が上から入ってくる。あれはアウトですよ、本当にやるとすれば。そういうのを、もうちょっとしっかりとした保護ということに関して、町のほうでお願いをしたいと思うんですけれども、保護に関しての管轄は建築になるんですか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

展望台小山城については、町のほうで管理している施設になります。その中に文化財であるとかそのほかの貴重な鎧兜、刀剣等たくさんある状況でございます。今の維持管理という中で、湿度が高かったりというふうな環境もございますので、除湿剤等でそういった維持管理を今している状況でございます。

今後に当たっては、小山城の展望台小山城自体も30数年たっているということで、今後改修というふうなことになった場合に、そういった文化財、あとあそこに展示してあるものの保存のほうも専門家のほうに意見も聞きながら、ああいった展示品をよりよい保存環境にしていくということで、協議のほうをしてみたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 管理に関しては設計の仕事ですよ。それはやっぱり、だから建築課とかって聞いたんですけれども、それはやっぱりやってください。現実的には、多分もう2割、3割、もう行っていますよね。あんな暑くて湿度の条件だから。除湿剤、そんな簡単なものじゃないですからね。壊れるときにはすぐ壊れますからね。その辺は、ちょっとしっかりと検討をしてくださいということです。検討していますという答えはいただけますか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

すいません、先ほどの繰り返しになってしまいますが、展望台小山城の施設、改修するというタイミングで、専門家の御意見をいただきながら、展示品の保存についてよりよい保存環境づくりということを協議してみたいというふうに考えます。

以上です。

〔「検討はしませんか」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 考えるだけですか。聞くだけですか。聞こえるだけですか。検討はしませんか。検討しなくていいんですか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ、展望台小山城の施設管理、町のほうでやっているということでもありますので、そこと協議を今後してみたいです。

以上です。

〔「理事にお聞きします。谷澤さん」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、こういう回答ですけれども。多分あの状況を見ると、もうかなり侵されている状況です。特に、さっき言いましたけれども、三番神社の人形の頭、どうい

保存をしているのか。あと、林泉寺の十王像。あれも外気にさらされています。ガラスがあるだけです。それと、本寿寺の木彫りの龍も全く同じで、あれはもう外に直接出ていますから。ああいうのを見ていくと、保存ってやっていって、一番最初に言いましたけれども、一度なくしたものに関しては、絶対返りませんからね。その辺で、執行部のほうで検討する余地があるという返事をいただきたいんです。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事の谷澤です。今、議員のほうからの御質問をいただきました。

まず文化財の保護に関しましては、これは先ほど来から教育委員会、教育長の答弁、それから担当課長のほうからも答弁がありましたとおり、教育委員会の所管の下に、その保存等を行っていくということになるかと思えます。その中で、今、一つ小山城の管理ということの中で、展望台小山城については町の施設ということがございますので、ここを先ほど来、修繕等々、今後、年数がたっておりますので、その中で教育委員会と協議をしながら、修繕のときにはその対応を含めて協議をしていくということになるかというふうに思えます。

先ほど来から一貫して、教育委員会のほうの保存のほうをお話と通告を受けた答弁のほうをしておりますので、そうしたことで御理解をいただきたいというふうに思えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 答弁、今の回答で不満であるというのは、答弁でありましたように、それを持っている方にもう依存をしていると。それだと放棄ですよ、責任放棄。私、本当に大事なものに関して、例えば木彫り龍なんかを見ていても、もう書いてあるとおり、解説書、これには本当にどういうものか。一刀彫だって、1本の木から出ているとか、そういうものがなくすわけにはいかんのですよ。だから、そういう意味でお願いをしたいということです。今の回答で、ぜひその中でやっていけるような状況をつくっていただきたいと、そういう形を期待していますけれども、そういう回答でいいですか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

今後、文化財の保護等につきましては、予算も今後計画も含めて、いろんな総合計画等もありますし、そうした中で、教育委員会と協議をしながらということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ごめんなさい、ちょうどいい時間ですけれども、最後に聞くことを決めてきました。砦の模型を顕彰して、展望台小山城ではなく、山崎の砦（小山城）を新たに造ることはしませんか、考えませんかということです。どうですか。歴史を守るための保護。しませんか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

現状、今、小山城跡ということで史跡の指定をされておまして、そこで今保存、現地、現状ということで、見て分かるというようなことで、跡残っておりますので、そうしたことで、現状の形で今の展望台小山城から、上からその史跡の状況が全体が見られるという今状況でございますので、それを維持していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 大事な文化財ですので、ぜひその辺を30年、40年続けなきゃいけません。守ることが我々の使命ですから。それをぜひやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で、8番、山内 均君の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時10分とします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時08分

○議長（大石 巖君） それでは、皆さんおそろいですので、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 楠元 由美子 君

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は13名です。引き続き一般質問を行います。
4番、楠元由美子君。

〔4番 楠元由美子君登壇〕

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元由美子です。私は、令和5年第3回吉田町議会定例会一般質問におきまして、さきに通告してありますとおり、魅力あるシーガーデンについて町長にお伺いいたします。

豊かで勢いのある魅力的な町を目指すシーガーデンシティ構想による新たな安全が創出され、多目的広場手前から水防センター前までの防潮堤天端部分（川尻防潮堤緑道）は、多くの方々に駿河湾や富士山を眺望しながらウォーキングやジョギング、サイクリングなどで利用されてきております。今年度は多目的広場の駐車場、トイレ、イベント利用可能な広場の整備等がさらに進められ、暫定的な利用が期待されております。高台となる多目的広場へ車での移動が可能となり、階段が困難だった小さなお子様や高齢者など、様々な方々が壮大な駿河湾のオーシャンビューと海岸側から眺める風景を身近に体験することができるようになることを、私をはじめ町民の皆様も心待ちにしております。

まだまだ推進しなければならないシーガーデンであります。このシーガーデンを町内外多くの方々に周知し、共に魅力あるまちづくりを創造することは、我が町の発展には欠かせないものですが、シーガーデンの将来像や整備計画、また工事の進捗状況などのパネルを掲げることで、訪れた方々の関心も深くなると考えます。

国に引き渡した駿河海岸防潮堤（川尻工区）は、現在、天端部分を町が占用し、花が植えられるなど環境美化活動が行われており、散歩される方々の心を和ませております。また、吉田中学校の生徒による天端への植樹は貴重な体験であり、郷土愛を育み、まちづくりに関

わった経験として子供たちには思い出深く、とてもよい事業でした。さらなる景観を兼ねた天端での憩いの場の創出は今後も必要であると考えます。例えば、様々な方々が利用しやすいような切り株椅子の設置や吉田町にちなんだクイズなどを表示するなど、まちの魅力をPRする仕掛けは子供たちや町外の方々に吉田町のよい印象を与え、楽しく利用できるものと考えます。

一方、のり面の環境整備はスムーズに行われていないように感じます。この景観は、全国に誇るべき防潮堤としては不具合な状況であります。

以上を踏まえ、質問します。

(1)シーガーデンの将来像や整備計画、工事の進捗状況などのパネルを現地に掲げる計画はあるのか。

(2)今後、川尻防潮堤天端部分での憩いの創出をどのように計画されるのか。

(3)このシーガーデン整備の中に町内児童が関われるような取り組みはあるのか。

(4)防潮堤の法面部分について、国との調整を今後どのように考えるのか。

以上が私の一般質問の要旨です。明確なる御答弁をお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 魅力あるシーガーデンについての御質問のうち、1点目のシーガーデンの将来像や整備計画、工事の進捗状況などのパネルを現地に掲げる計画はあるのかについてお答えをいたします。

現在のシーガーデンの進捗状況や整備計画について申し上げますと、防潮堤等の整備による安全・安心の創出につきましては、先行的に川尻防潮堤の整備を進め、令和4年5月に完成をいたしました。今後は、吉田漁港や住吉防潮堤、大井川の堤防、坂口谷川堤防の整備を進めることで、津波をブロックする全周防御の実現を図ってまいります。

沿岸地域における新たなにぎわいの創出につきましては、川尻地区においてシーガーデンシティ構想推進計画シーガーデン（川尻海岸）整備編を令和元年12月に作成をし、この計画に基づいて多目的広場や海浜回廊などの整備を進めており、4月に多目的広場の一部を供用開始したところでございます。今後は、住吉工区におきましても川尻工区同様、にぎわいに関する整備計画を策定し、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

また、現在の整備状況や今後の整備の方向性につきましては、これまでも広報よしだや町ホームページをはじめ、イベントでのパネル展示やチラシ、パンフレットの配布などによる情報発信、みどりのオアシスマつりにおける川尻防潮堤の現地見学会の実施など、広報活動に努めているところでございます。

このように情報発信に取り組んでいる状況の中で、議員御質問の現地にパネルを掲げる計画につきましては、防潮堤住吉工区の工事の詳細は現在国と調整中であり、また、川尻工区のにぎわいの創出につきましても、整備の方向は決まっているものの、官民連携による具体的な整備について、検討をしている段階でございます。そのため、現時点において具体的な整備工程や完成図などは不確定な要素を多分に含んでおり、変更のたびにパネルを取り替えることは現実的ではありません。したがって、パネルの設置による周知は現状では考えておりません。しかしながら、今後、具体的な金額などが進んできた段階で、完成のイメージ

ジパスなどをお示しできるものがあれば、それらを掲載したパネル等の設置を検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の今後、川尻防潮堤天端部分での憩いの創出をどのように計画されるのかについてお答えいたします。

川尻防潮堤は、流域に豊かにぎわいを与える大いなる河口を東端とし、西端の多目的広場での延長約1.5キロメートルの天端道を有し、海拔11.8メートルからの眺望は、議員のおっしゃるとおり壮大な駿河湾や富士山を望むことができ、人々を魅了するものがございます。この川尻防潮堤は、さきに述べました（川尻海岸）整備編において、海辺のプロムナードゾーンとして位置づけ、東側の吉田公園と現在拡張を検討しております吉田公園南側用地からなるレジャーとスポーツゾーンと西側の多目的広場を中心とした親水交流ゾーンをつなぐ動線として、駿河湾や富士山の壮大な眺望を楽しみながら、ウォーキングやジョギング、サイクリングなど人々が行き交う憩いの場として活用していくことを計画しております。

まず、その第一歩として、花の植付けなどによる修景を吉田町まちづくり公社に委託し、憩いの場の創出に努めているところでございます。

次に、3点目のシーガーデン整備の中に町内児童が関わられるような取り組みはあるかについてお答えいたします。

今後、シーガーデンの整備を進めていく中で、児童・生徒がシーガーデンの整備に参画することは、郷土愛を育む大変貴重な機会になると考えております。そのため、児童・生徒が参画できる取組につきましては、これまでも積極的に実施してまいりました。具体的には、吉田中学校生徒による防潮堤のシャリンバイの植栽体験や多目的広場への芝張り体験、保育園児による天端道でのお絵描き体験、さらに、吉田特別支援学校の生徒による水防センター内に配備する机の製作などを実施してまいりました。また、小・中学校の防災学習や地域教育推進協議会のファミリーウォークでは、実際に現場を見学していただき、防潮堤を目で見て肌で感じてもらうよい機会を提供できたものと感じております。

今後につきましても、児童・生徒がシーガーデンの整備に関わりを持つことは、まちづくりに参画していただく貴重な機会と捉えておりますので、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、4点目の防潮堤の法面部分について、国との調整を今後どのように考えるかについてお答えをいたします。

川尻工区の防潮堤につきましては、議員がおっしゃるとおり、町が占用する天端部分を除き、海岸保全施設として現管理者であります国へ引渡しをしております。このことから、のり面部分の管理者は国となりますが、管理者の見解としましては、除草につきましては施設点検に必要な場合に実施するものとされております。このような位置づけの中、現在、のり面部分の草の管理は十分になされていない状況でございますが、にぎわいの創出や景観の形成といった観点から、良好な状態が維持できるよう役割分担の明確化などにつきまして、引き続き国と協議を行ってまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

御答弁ありがとうございました。少し再質問をしていきたいと思えます。

質問1についての再質問ですけれども、先ほど町長答弁の中で、まだ川尻工区のにぎわいの創出について、整備の方向性は決まっているものの、官民連携による具体的な整備について検討している段階ということで、具体的な整備工程や完成図などは不確定な要素を多分に含む可能性もあるということ、設置のほうは現在は考えていないというお答えをいただきながらも、今後、具体的な計画などが進んできた段階では、完成のイメージパースなどお示しできるものがあれば、それを掲載したパネル等の設置を検討してまいりたいということで、明るい答弁をいただきました。できれば、まだまだ状況のほうが、町民の方々ももちろんホームページ、また町からの広報等でお示ししている部分は重々ある、皆さんが周知されつつある状況ではありますが、できる限り早い段階で、皆様にいろいろなイメージが示せるようなパネル等が設置できるのが早くなるという思いが強いのが、正直なところであります。

また、そのこのところのパネル等の設置は今後のお話になってくるわけなんですけれども、そういった完成のイメージパースとともに、またそのこのところに最近はいろいろな観光施設等でQRコードなどを表示して、そのこの場所、まちの特産品、お勧めスポットなどを紹介するような、そういったまちのPRにつなげるようなものもつけているところも多く見受けられますが、吉田町はそういった形でのまちのPR等をこのシーガーデンのところで今後展開するようなお考えというのは、どのように考えているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

先ほど、今ありましたパネル等の掲示につきましては、答弁にもありましたとおり、具体的な案ができたところというところでございます。その中で、QRコードというお話ですけれども、やはり、町としてもプロモーションというところを考えますと、やはりそういうどんな形で町を売り出していくかと、知っていただくかというところも非常に大事な観点になりますので、もし掲示等を設置する場合には、そういうことも検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

ぜひ、なかなかまだまだ形が、吉田町の方々にはある程度シーガーデン構想という言葉も十分周知され、イメージもだんだん湧いてはきているところでもありますけれども、町独自の取組でありまして、また町外の方にも多く知っていただくためにも、またこういったQRコードなどを盛り込んで、ぜひ吉田町を大いに紹介してくれるような場所になっていただきたいと思えます。

続きまして、質問2について再質問させていただきます。

今後、川尻防潮堤天端部分での憩いの創出についてですけれども、先ほど、町長答弁の中で、今第一歩として花の植付けなどによるまちづくり公社のほうで憩いの場の創出を務めていただいているというところで、私もときどき散歩させていただきますが、花がきれいに植えられていることをうれしく思っております。ただ、今後こちらのほうの天端の部分の憩いの場の創出というのは、まだまだ続いていくものと考えてはいるわけなんですけれども、今、

水防センターの敷地のところ、ここには芝生のエリア、またデッキテラス等などで休憩ができるような憩いの場が創出されているわけでありますが、この川尻防潮堤緑道のところには足を休める空間の演出は全くない現状であります。緑道の両脇の雑草の対処方法も兼ねて、ベンチなどを設置するなどして憩いの創出の計画もどうだろうと思いますが、そのあたりは町はどう考えますか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

川尻防潮堤天端の部分への切り株等椅子の設置ということで、こここのところは、川尻防潮堤緑道ということで、防災課のほうで管理させていただいておりますので、私のほうからちょっとお答えさせていただきます。

まず、この川尻防潮堤の天端部分につきましては、整備段階から天端部分の構造、仕様については、にぎわいとか創出の場の創出といった観点から、ベンチなどの設置も検討をしていたという経緯もあるんですが、やはり、整備当時、コロナウイルス感染症といった拡大時に伴う財政面、また、言い方はちょっと悪いかもしれませんが、ベンチというのは通行にとってはちょっと支障物になるという、そういった安全面、また、ここは海岸保全施設を占有している施設になりますので、占有手続をする際のいろんな制約とか条件、そういった面がございまして、そういうところを総合的に判断した結果、当時は現在の舗装、両面に幅5メートルの舗装とその両サイドに植栽を植えるという形で整備のほうをさせていただきました。一方、今、議員がおっしゃられましたように、同時期に整備しました水防センターにはそういった憩いの場となるような展望デッキを設けさせていただいたところでございます。

このような現状において、今、川尻防潮堤天端にベンチなどの休憩施設を今新たに設置するような計画は、特に持ち合わせてはないんですが、今後、多目的広場や吉田公園南側用地の整備に伴って、このような休憩施設の需要とか必要性が高まってくれば、それはまた設置、その前に設置できるかどうかという検討は必要になってきますが、そういった検討は進めていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

いろいろなコロナ禍など等で、いろいろな工事のほうで検討をしていた経緯はあったものの、財政部分等を含め、今のような現状に落ち着いたというような話の中、今後、もっと利用される方が増えてくるであろうという想像も兼ね、多目的広場の整備と吉田公園の南側の活用も含めた中で、今後前向きに考えていただけるような答弁をいただき、うれしく思います。なかなか、大人は、健康的な方は、もちろん歩くことを楽しみとしておりますので、何も問題はないわけでありますが、場所によってとても景観スポットになるような場所もあると思います。そういった足を休めながら景観を楽しむ、またそちらのところの部分に町の紹介等を兼ねた何かパネルなのか、そういったものも設置することによって、少し足を止めていただいて、少し憩いの創出ができるような緑道の中でもそういった演出もできるように考えるわけでありますが、今のところはベンチの話をさせていただきました。

それ以外には、今後何か考えられるような憩いの創出というものはございますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

憩いの場の創出ということでございますが、今、議員おっしゃるとおり、吉田公園南側の用地でありますとか、多目的広場の今後の活用の仕方によって、そのプロムナードゾーンというのを、今、整備計画の中ではプロムナードゾーンという形で、そこをつなぐ憩いの場となるようなものということでゾーニングはしてございますが、その利活用に応じたそういう憩いの場というのは、今後計画の中で考えていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

今後の計画の中で、また少しずつそういったことも考えていただけるという答弁をいただいたので、安心しました。

一つ気になるところが、以前、天端の安全対策、それについて、同僚議員の方が質問されたことがありました。町は大井川の土手と同様と考え、特に転落防止柵は設置しないと当時答弁されたと自分は記憶しております。しかし、大井川の土手はL1対応の高さであります。この川尻防潮堤の高さはそれ以上となります。この高さを考えると、何もしないということでは本当に大丈夫なのか、とても心配しているわけでありまして。季節によっては風も強くなります。安全・安心なまちづくりを目指している町の考えを今一度教えてください。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

川尻防潮堤天端への転落防止柵等柵の設置という御質問でございます。

以前もお答えさせていただいたとおり、町としましては一級河川大井川の堤防同様、設置する必要はないものと考えています。というのは、確かに高低差に違いはあれど、堤防の形が1対2というのり勾配があるんですけれども、横の勾配を持ち合わせているということと、天端は6.8メートル、川尻防潮堤、上あるんですけれども、そのうちの中央5メートルが舗装として通路としていますが、その両サイドは2で割りますので、1メートル弱ぐらいの路肩部も持ち合わせております。そこに植栽もしているということでございますから、市としては安全上柵がなくても問題ないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

改めて確認はしたわけなんですけれども、確かに両サイドのほう、天端の両サイド、1メートル弱ぐらい路肩があって、植栽もされているということで、それがそういった安全の対策につながるものとも考えるわけではありますけれども、ちょっと、なかなか小さなお子様等、風にあおられてしまわないかすごく心配するところでもあります。今の答弁だと、そういったことは今のところ考えていないというような答弁はいただきましたが、今後、利用者の状況も踏まえて、安全対策等必要なときには、ぜひ前向きに考えていただきたいと思っております。

続きまして、先ほど答弁の中でも令和元年12月に概要版として配布されたシーガーデン（川尻海岸）整備編の答弁のお話がありました。現在、こちらの概要版に向けた整備が進められた状況ではあるわけなんです、そのちょっと整備編の中で、シーガーデンの活用のイメージというものが示されているものがあります。ハード面の整備の部分ですけれども、実

際にこちらの整備編の資料の中には、海辺を彩る風のオブジェの設置ですとか、眺望を楽しむ景観のスポットの整備などと記されたものがあります。こちらのほうの計画、今はどこのところまで進められているのか、お答えできるところまででいいのでお願いします。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

このシーガーデンの整備計画の中のプロムナードゾーンということで、ハード整備、ソフト整備ということで、活用のイメージというところがございますけれども、まだこれは、先ほど申し上げましたとおり、吉田公園南側の用地でありますとか多目的広場の活用、利用状況に応じて、今後憩いの場で使うというところはゾーニングとして活用させていただきますけれども、その中でどういうふうなものを設置して、どのように具体的に活用していくかというものにつきましては、その中で計画として考えて検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

そうしますと、今後検討していくというようなお話でした。多目的広場のほうはある程度、今年度の整備のほうは形になってきているわけでありましてけれども、今もう9月であります。来年度に向けた整備計画等もある程度考えられているかと思えます。また、南側の用地の部分も、昨年度、どのような活用ができるのかという検討を委託された結果が出てきているかとは思いますが、そのあたりとかの具体的なことは、まだ当分、来年度も同じような形で皆さんで話し合っ決めていくような方向性でまだ進むのか、それとも、もう令和6年度からは少しずつ何かしら実施に向けた取組に進んでいくのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

従来の整備でありますとか、例えば町が整備して町がそれを活用して町がやるということであれば、進んでいくんですけども、進む中で、今回の一つの考え方として、官民連携、民間とどう連携しながら民間の活力を使いながら整備していくかということもございます。そういう中で、どういうふうな活用の方法、具体的にそういうイメージみたいなものは町でつくる中で、じゃ、民間がそれを活用してどう民間が参画できるかということも、このシーガーデンの整備の中では大きなテーマになってございますので、そういうものも模索した中で計画のほうは検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） そうしますと、町の中でのイメージはもうある程度は形はできているような考え、今の段階ではある程度町のイメージはできている。そういうふうな考えでよかったんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

町のイメージというのは、ここに何を造って、こういうものを造るというイメージではな

くて、先ほど説明させていただきましたシーガーデンシティ構想推進計画の中で、ここは例えば吉田公園南側用地であれば、レジャーとスポーツゾーン、そういうような活用をしていきたい。先ほど言いました海浜回廊については、プロムナードゾーンとって両方を結びつける憩いの場でありたい。多目的広場についても、親水交流ゾーンということで、そういうもののイメージをつくって、そういうイメージでシーガーデン全体を整備していくということでございまして、あそこにこういうものを造ってこういうものを造るといった具体的なイメージをしているわけではなくて、そういうゾーニングをした中で、ここにどう民間を活用していくかというところを、今後検討していくというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） そうしますと、民間との連携がすごく重要になってくるわけですが、そういった民間との話し合いは、どれぐらいの計画の中で、期間の中で進めていきたいと町は考えているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

それこそ、前にもお話しさせていただいた多目的広場についてはサウンディング調査といひまして、民間がもしここを活用する場合、どのような活用の仕方があるかというものも調査していますし、今後、官民連携をどう進めていくかというところについては、今うちのほうでも法律的な問題もございまして、どういうふうな形で連携が組めるかというところも、今模索している状況でございまして、それが完成すれば、具体的に、じゃ、どういうふうな手法でどういうふうな形で進めていくかというところが具体的に決まってくるというところで、今進めているところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

町のほうもいろいろと模索をしているのは重々理解はしました。多分、大きく左右してくるのがやっぱり民間なのかなというところがあります。ぜひ、町のほうもいろんなそういった手法を持った民間の方といろいろと情報交換をしていただきながら、何とかよい方向性に進むように進めていただきたいと思います。

続きましての質問をさせていただきます。

水防センターの緑道を挟んだ南側になりますが、それほどは広くないのですけれども、少し平らなスペースがあるように見受けられます。このスペースを活用した何か眺望できる駿河湾の紹介ですとか、子供たちが関われるようなオブジェなどの設置、そういった憩いとにぎわいの創出につながるようなものが、何かしらできるんじゃないかと自分は考えるんですけれども、このスペースに関して、町はどう考えますか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございまして。

議員おっしゃられました空いたスペースというのは、水防センターから緑道を挟んで南、ちょっと三角形の形をしたところのスペースということでございましょうか。その場所につきましては、海岸保全区域の中ということで、その部分は緑道となる舗装と植栽の部分は町

のほうで占有させていただいていますけれども、あの三角のところは占有の範囲に入っていないので、今、町でどうこうするということは現実的にない状況ではございますが、今後、先ほど申し上げましたとおり、南側用地の整備に伴って、そこにおいても何か考えることがあれば、それは国と協議をしていきたいと、そんなふうを考えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

水防センターは本当にデッキも、デッキに上るとまた見晴らしがよくて、すごくいい場所にもなっておりますが、ちょうど緑道を挟んだ反対側の部分のスペースの部分、まだ町の占有の部分ではないということではありますけれども、いろいろ今後、いろいろな場所の整備の活用性が決まってきた段階で、またそちらのところの部分もよい形で町が占有して、何かしら訪れた方に印象づけるものにつなげていただきたいと思います。

続きまして、質問3についての再質問をいたします。

先ほど、子供たち、児童・生徒が参画できるような取組、今までもいろいろと積極的に実施していただいた報告がありました。私が知らなかった多目的広場での芝張りの体験、保育園児の天端道へのお絵描き体験等、子供たちが関わる機会が幾つかあったということは、本当によかったと思います。なかなか目に触れるものでないと、なかなか印象に残らないこともありまして、ちょっと見づらい部分もあったんですけども、今後も、何かしらそのような取組は積極的に行いたいという答弁を先ほどいただいている中でありますが、自分が考えているのは、のり面の階段のところ、今、町が占有はしてなくて、国が占有されている部分となるわけではありますが、天端部分と同様に、町がのり面の階段と両脇1メートルほどを町が占有して、その部分をコンクリートなどで覆って階段をさらに安全対策、コンクリートで安全対策、そして手すりとかを設置する、そのコンクリート部分には、町の三大祭りなどの絵を設置して、そこに町内に通う児童たちが関われるきっかけづくりを何かを考えるような、そういった取組もすてきだなと私は考えるわけではありますが、その辺のにぎわいの創出、児童のそういったまちづくりへの参画について、町はどう考えますか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

先ほどの町長の答弁でもございましたとおり、やはり、中学生であるとか小学生であるとか、児童が関わるということは非常に大事なことだというふうに、町のほうでも認識してございます。今、先ほどお話をさせていただいておりますが、具体的に何をどこにどう整備するかというものが決まった段階で、果たしてこの中で、どう今の児童であるとか、学生が関われるかというところは、具体的な整備が決まった段階で何をどうするかというところは検討していきたいというふうに考えてございますので、今の段階で、こういうふうな形でこういうふうに整備できるというものは、ちょっとお話しできませんが、そういう具体的な整備を進める中で検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

具体的な政策がまだ決まっていない中でお話しするのも難しいところではあるわけなんで

すが、ぜひ子供たちは吉田町で限られた時間の中でしか関われない児童たちでありますし、また、今回壮大なまちづくりに子供たちが関われるという機会も本当に貴重な体験であります。高校、大学を町外、県外へ旅立っていく町内の児童たちが多いわけでありまして。次世代を担う子供たちには、本当にたくましく成長して、大きく羽ばたいていってほしい思いでもありますけれども、コロナ禍の時代の中で、背景で、本当に生きづらさを感じている若者もいます。一人でも多く明るい未来を想像する子供たちが心身共に健康に成長できるように、私たち大人が導いていくことは本当に大切だと考えます。町主導で、本当に子供たちに吉田町で育った証をぜひ残していただきたいと思っております。

続きまして、質問4について再質問します。

のり面の部分、国との調整を今後も考えていくという答弁をいただきました。先ほど、私も少しお話ししたんですけれども、実際は利用しているのは町が主にはなると思うんですけれども、どうしてもやっぱり、景観、のり面の景観のほうがすごく気になる場所です。こちらのところののり面ですが、降雨や流水などによるのり崩れを洗堀に対して安全となるために、のり面に芝を植栽したと思っております。実際に芝が現在うまく育っているのかがすごく心配しているわけでありまして、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

議員今おっしゃられましたように、川尻防潮堤では、浸食や表面崩壊を防止するために、のり面保護工として張芝工という工法を採用しております。その芝なんです、その芝はのり面全面に張っているんですが、その芝の種類ですが、芝生の中でも丈夫でたくましい野芝というものを採用して、全面的に張っている状況でございます。

現状、これも議員がおっしゃられましたとおり、今草に覆われていまして、芝の生育状況というのは大変分かりづらい状況ではあります、また植物でありますので、場所によってはむらもあるかと思うんですけれども、基本的には、のり面に芝が根付いているものと判断しております。というのは、芝というのはだんだん伸びてくるんですが、まずのり尻部ってのり面の下のところを見ていただきますと、張ったのはのり尻までなんです、今、その芝がだんだん道路のほうに張り出して、ちょうど側道の路肩のほうまで芝が張り出している状況も確認できます。また、先日、今後の除草対策というのを検討する一環としまして、現地でリモコン草刈り機によるデモを一部で行いました。このデモによって、背丈ほどの草が今一気に除草されたわけなんです、その下には緑の芝生がちゃんと根付いておりましたので、そういった意味から芝は根付いているのではないかというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

今、ちょっとなかなか、草のほうはすごく勝っているような現状でありまして、なかなかちょっと芝のほうはどうなっているのかなというのが分かりづらい現状だったものですから、確認したわけなんですけれども、少しリモコン式の草刈り機等でのり面が少し整備された部分を見ますと、うまくどこまで育っているのかなって心配したところでもあります。多目的広場のほうののり面なんかは、同じように芝が張られておりますけれども、すごく芝のほうの発育がいいというか、上手に芝が育っているなというイメージがあったものですから。こちらの

川尻の防潮堤ののり面のほうの芝は大丈夫なのかというところを心配したわけではありますが、その辺はうまく育っているというような今答弁でありましたので、大丈夫という認識でよかったでしょうか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

先ほども申し上げましたとおり、植物でございますので、むらはあるかとは思いますが、基本的には芝は根付いているものと判断しております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

先ほど芝のほうはうまく育ってきているという心強い答弁もいただきました。また、一部リモコン式の除草の機械によって、のり面の部分も景観をよくされているところも見受けられております。今後は、国との調整をさらに進めていただいて、ますますの景観をよくしていただけたらと思います。

魅力あるシーガーデンについて、町の考えを聞きました。管理者である国との調整、また民間との調整、話し合い等が大きなシーガーデン構想に左右してくるということが重々理解したわけであります。ただ、全国に二つとない防潮堤です。新たな安全と町の魅力を大いに引き出して、想像を超えたにぎわいの創出が繰り広げられて、全国に誇る防潮堤実現になるよう、今一度職員の方、そして民間の方、地域の方と一体となって全国に誇る防潮堤実現を目指していただき、皆さんににぎわいの創出が早く繰り広げられるように、ぜひお願いしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大石 巖君） 以上で、4番、楠元由美子君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は午後1時、13時としますのでお願いします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 零時59分

○議長（大石 巖君） それでは、皆さんおそろいですので、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 大石 裕之 君

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は13名です。引き続き一般質問を行います。
1番、大石裕之君。

〔1番 大石裕之君登壇〕

○1番（大石裕之君） 午後の最初、トップバッターとして一般質問をさせていただきます。

1 番、大石裕之でございます。

私は、多文化共生社会と企業と町の役割についてということで、質問をさせていただきます。

現在、静岡県の在留外国人の数は約10万人というふうになっております。そのうち、吉田町には7月現在ですけれども、2,233人の方がいらっしゃるということでございます。私たちの生活の中には、スーパーに行っても普通にいらっしゃいますし、車を運転していても外国人の方が運転している車というのめたくさん見受けられる。そんな生活に溶け込んでいるという状況でございます。その彼ら、彼女らの生活を支えるには、収入を得られる糧というものが需要でございますし、働く場所があることが絶対条件だと思います。外国人の中には、商売をされている方もいらっしゃいますが、多くの方は町内または近隣の工場などに勤務されている場合が多いと思われま。

私たちは、外国人とその御家族が町内で生活するに当たり、相互の理解と協調の下に、生活スタイルや文化等の違いからか、それぞれの生活地域の中でトラブルになってしまうことがあります。私たちは、同じ地域に暮らす同じ町民として、国籍などに関係なくトラブルのない、お互いに信頼し、安心して生活できる生活環境を築いていかななくてはなりません。日本人のみならず、外国人にとっても誰もが住みやすい吉田町と評価されるそのためには、外国人の各個人の努力や協力はもちろんです、町や企業の協力も必要だと考えます。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

- (1)外国人に対する生活のサポートやルールなどの周知方法は。
- (2)外国人の生活上の課題や問題は把握しているか。またその問題解決への取り組みは。
- (3)外国人労働者の私生活に関する企業のサポートを町は把握しているか。

以上3点について、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 多文化共生社会と企業と町の役割についての御質問のうち、1点目の外国人に対する生活のサポートやルールなどの周知方法についてはお答えをいたします。

本町におきましては、外国籍住民の人口が近年著しく増加しております。10年前の平成25年3月には934人でしたが、令和5年7月末現在では2,233人で1,299人の増、町の人口構成比で見ますと7.6%となっております。現在、町では役場庁舎1階に吉田町多文化共生総合相談窓口を設置しており、外国語通訳の技能を持った職員が担当部署までの案内やサポートなどの対応をしております。そして、外国人が吉田町で生活するために必要な情報を発信する取組の一つとして、吉田町多文化共生総合相談窓口の職員が広報よしだの情報を英語、中国語、ポルトガル語に翻訳したものを作成しております。これに国や県などの関係機関が発行している外国人が日本で生活する上で必要となる情報のパンフレットなどを収集し、言語ごとにまとめたものと併せて役場庁舎窓口や保健センター、榛原病院、ハローワーク、町内の金融機関やスーパーマーケットなど18か所に配架して、町内で生活する上で必要な情報が多くの外国人の手に届くようにしております。

また、町ホームページでは、言語を選択することにより、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語に対応しております。生活上のルールなどの周知につきましては、ごみ

出しが時折問題となりますが、現在、吉田町牧之原市広域施設組合が作成しているごみ収集カレンダーや町が作成しているごみの分け方、出し方の案内チラシをいずれも英語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、ベトナム語の5種類に多言語化し、吉田町に転入した際などに役場庁舎窓口でお渡しをしております。

日常生活に必要な各種制度などにつきましては、さきに申しあげました多言語化した情報紙により、必要な情報を発信しております。

また、吉田町国際交流協会において実施している様々な交流活動の一つとして、日本語勉強会を行っており、多くの方が日本語能力試験の合格を目指しております。

次に、2点目の外国人の生活上の課題や問題は把握しているか、またその問題解決への取り組みはについてお答えいたします。

吉田町多文化共生総合相談窓口などにおいて把握している課題としましては、日本語が理解できないことが起因し、同じ境遇の方同士でコミュニティを固めてしまい、日本語で会話をしなくなり、地域に溶け込めていないという問題があることを承知しております。このように、日本語能力が充分でない外国人の増加が見込まれる中、県では令和2年2月に静岡県地域日本語教育推進方針を策定し、生活に必要な日本語能力を身につけ、地域社会に参画できるように日本語教育を総合的、効果的に推進する体制を構築しております。

この方針を受け、町といたしましても多文化共生の実現に寄与する日本語教育の場づくりの推進や国際交流協会との連携など、希望する外国人が生活に必要な最低限の日本語を身につけることができ、その日本語教育に地域住民が関わることで、多文化共生の形成を推進してまいります。

最後に、3点目の外国人労働者の私生活に関する企業のサポートを町は把握しているかについてお答えいたします。

町内在住の外国人の就職先が全て町内であるとは限りませんが、町内事業所の中で外国人労働者が多い企業の取組として町が把握しているものは、技能実習生が多く、通勤用自転車をヘルメットと併せて支給している。組合において、通訳依頼や日本語指導、交通ルールの指導を行っているなどがございます。

以上お答えしましたとおり、町ではこれまでも多文化共生に向けた生活基盤整備として、役場窓口への外国語通訳の配置や多言語化を図ることによる情報発信の強化などを主に行ってまいりましたが、これまでの取組に加え、外国人住民のさらなる地域コミュニティへの参加を支援するために、日本語の習得機会の充実に向けた取組を強化してまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） 御答弁ありがとうございました。

たまたまタイムリーに、数日前、12日、13日ぐらいに、主に全国紙で報道がございました。外国人労働者の受入れを認めるということで、在留資格、特定技能の対象を自動車運送業を追加するというような方向で検討に政府が入られました。特に2024年問題というのが運送業の中で多く言われておりますので、それにも対応しなきゃいけないと、人手不足が、物流が滞るといようなことが考えられておりますので、そういったところには外国人の方を活用しようという方向でございます。タクシーとかバスに対しても特定技能の対象になるという

ことです。タクシー、バスは資格が必要になるんで、ちょっと時間がかかるのかもしれませんが、少なくともトラックの運転手等はすぐに仕事としてできるという状況に、近い将来というか、なってくると、もう来年度ぐらいにはなってくるといような状況だというように思われます。

そういった意味では、今後もっともっと多くの外国人労働者がこの日本に来る。そして、この吉田町にも訪れるということになります。当然生活を町民とともにされていくということになりますから、新たなトラブルや、今までのトラブルもそうなんです、そういったことも当然発生し得るという状況が今後も続いてまいります。

そういったことにもどう対応していくのかということも踏まえて、質問をさせていただきますが、先ほどの御答弁を聞かせていただくと、町としては、言葉の問題についてはすく対応をさせていただいているというように理解しております。言葉の問題も外国人の方にとって大変重要な問題であるというのは確かでございます、平成20年の県が取ったアンケート、静岡県外国人労働実態調査というものがございまして、2019年です、すみません、令和元年です。その調査の資料によりますと、やはり外国人労働者の方々が何を一番望んでいるかということであると、やはり災害時に多言語で情報欲しいとか、医療機関受診時のときに多言語対応してほしいとか、行政サービスも多言語化してほしいというような要望が一番多かったというデータがございますので、言葉の問題をまず入り口として対応してくださっているというのは、非常にいいというように思っているところでございます。

そういった中で、まず、相談窓口で外国人の方々の相談を受け付けているということでございますが、この相談窓口、今までどんな相談がとか要望が多いのかというのが、集計的にもし分かっているようであれば、ちょっとお答えいただきたいんですが、お願いします。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

相談窓口でどんな件数が多いかということでございますけれども、やはり多いということになりますと、まず初めに役場に来て、まず吉田町に住むための手続をするというところがやっぱり一番多いというところと、あと出国するときに手続をするというところが、一番やはり多くなりますので、税金のことであるとか、あと保険のことであるとか、そういう相談がやはり一番多いというふうに把握してございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） 確かに行政に来るということ言えば、手続上の相談が一番多いということになるかというふうには思います。外国人の方も、役場とか行政の手続は面倒くさいというところもある。日本人も同じようにありますが、そういった意味では、何回も町に訪れる、具体的な生活の相談だけをしに来るということはなかなかやっぱらないのかなというように思っているところでございます。

やはり生活の上で、外国人の方々がちょっとしたトラブルなり、自分たちは当たり前でこれでいいと思っていたことが、実は違っていたとかいうようなことが時々起こるというふうな中で、その窓口、そういった相談自体が来て解決に進んでいくということは、なかなか難しいんだろうというように思っておりまして、そこはやはり雇用している企業なりと協力して、いろいろと対応していくということが一番近道なのではないかというように思っ

おります。

外国人労働者に対する企業の姿勢というものも、本当に近年変わってきています。先ほど言った平成20年、2008年のときの外国人労働実態調査では、外国人労働者に対する教育や日本の生活、文化指導などを実施している企業は僅か1割程度しかありませんでした。外国人労働者が日本の社会の中で生活するための実践的な指導は、ほとんど行われていないばかりか、考えられてもいないということがはっきり分かるような調査結果でございました。それが、令和元年の2019年の調査では、外国人労働者が日常生活で困っていたときの対応を見ると、企業が何らかの形で関わるというのは8割近くに上っております。特に関わっていない企業というのは1割ほどしかなくて、平成20年と比較いたしますと、企業が何らかの形で関わるということが1割から8割まで大きく変化しているということが分かってまいりました。

外国人労働者が、日常生活で困っていたときの対応の詳細を見ますと、基本的に社内で対応するというところが、企業が46.2%で一番多く、次に、採用時に仲介した団体等に連絡するが24.2%です。この二つの対応で全体の70.4%になりますから、ほとんどがこのどちらかの対応をしているというように数字から見て取れます。今申し上げた、この採用時に仲介した団体等というのは、御存知だとは思いますが、企業が外国人労働者を受け入れるときに、特定機能実習生として受け入れることがほとんどなわけですが、その際窓口となるのが実習生を受入れの組合といわれる管理団体になるわけですが、この実習生の受入れは、この組合自体は何をやっているところかといえば、日本での生活ルールや法律とか、身近なところでいえば交通規範などを実習生に教えたり、あとは企業が法律にのっとった雇用をしているかというようなチェックもしたりもしております。そういった中で、企業は何かトラブルがあったときは、軽微なものであれば社内で対応しますけれども、それ以外の場合は、この組合任せになっているというところも実態としてございます。

そのような対応をしてもらっていても、なかなかトラブルがゼロにはならない、どうしても散見されるという状況が続いております。町は、これらの外国人労働者を雇用している企業等があるんですが、何社の企業が、どれぐらいの数の事業所が、何人ぐらいの外国人をそれぞれ雇用しているかというような、情報なりはお持ちでいらっしゃるのでしょうか。答弁の中に入ってくるかなとも思ったんですが、それがなかったんで、そこをちょっとお尋ねいたします。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

個別にどの会社は何人というのは、うちの役場のほうで把握してございませんが、どういう資格で今日本に滞在しているかとかというのについては、把握してございますけれども、企業別に、じゃ、何人この会社が雇っているかというまでは把握してございません。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） 1番、大石です。

そうですね。そこまで現状でいうと必要がないというようなことなのかもしれませんが、私としては、外国人労働者を雇用している企業と組合等の話合いの場とか情報交換の場みたいなものを、行政も持ってもらいたいなというように思っているんですが、そういった話合いの場を持ったりする、もしくは持とうとしている、そういう働きかけがあったとかそうい

ったことがあるかないかお答えいただきたいです。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

話し合う場というか、それこそ、町自体は小さい町ですので、大体どの企業が多く雇っているかというのは大体把握はできているんですけども、何人というところまでは把握できておりませんが、そういう中で、先ほど言った国際交流協会であるとか、そういうところに今入っていらっしゃる方が、今度新しく来た方とのつなぎをしてもらったりであるとか、そういう中で、企業のほうとどういう連携を取るかということはございますけれども、そういう中から働きかけをしていくかというようなことは、少なからずもやっているというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 1 番、大石裕之君。

○1 番（大石裕之君） 企業にとっても、町が間に入っても入らなくてもいいんですけども、実習生が生活上の地域の方々と、交流なり交流の促進なりがあると、企業側にもメリットがあるわけでありまして。実習生と地域の交流促進ができていますとプラス評価されますので、今後の実習生の受入れなどに影響してくる。受入れがしやすくなる、もしくは雇用期間なんか長くなったり、そういったメリットがあるというように、組合の方から私は聞いております。

そういったメリットもあるということであれば、企業のほうも、地域との交流促進も含めたそういう生活の支援というものに、もっともっと積極的になってもいいのかなというように思っているところがございまして、ただ、企業の場合、どうしてもさっき言ったように組合任せになっているところがすごくあるんです。何かあれば組合に言えばいいんだと。組合、お前らの仕事だろうというところがございまして、実際生活をしている中でのトラブルというのは、一番困るといって、被害者は町民なわけですね。町民の方がそこに巻き込まれるというか、トラブルになったときに、町民はその外国人の人がどこに勤めている方だということを分からないことが多いと思います。分かればその企業に連絡するということもあり得るんですけど、それも分からない、知らないということであれば、町民が直接そういったことを言える場所がないということになってしまうわけです。

それを町が、その窓口みたいなものが町で受け入れて、町が全部聞きますよと、対応しますよということだけでやっていただければ、一番ありがたいとは思いますが、結果として、町民の方々がトラブルの解決に進めなくて泣き寝入りするしかないような、そんな状況も聞こえてきておまして、町民が困っている状況にあるということに関していえば、町はもっと積極的にここに関与してってもらいたいというのが私の考え方、お願いでございまして、特に外国人、そういった中で、企業と外国人の方々と町と組合、この4者なりがしっかりと情報交換しながら、お互いがお互いの責任を果たしていけるような形になることで、町民が、これからもっともっと増えているであろう外国人の方々とも、トラブルもなく安心して生活できるような環境をつくっていけるんじゃないかなというように思っております。

外国人のそういった方々に対して、私は、企業側も一定の責任を果たすべきだというように思っておりますが、それを行政から、それを企業に強く言えという話ではもちろんないんですけども、情報交換の場を定期的に持ってもらう中で、企業側にも、こういうこ

とがありましたよと、こういうことのお願いですとか、例えばごみの出し方一つ取っても、一回言ったじゃなかなか分からなかったりすることもあったりしますし、季節もののことでトラブルがあった場合には、なかなか習慣的にできないみたいなこともありますので、時を見て、何回も積極的に働きかけを、行政からも町民の立場に立った中で、企業に話をしてもらおう、組合に話をしてもらおう、また、組合なり企業なりからも情報ももらって、外国人の方々の労働環境なんかも非常に悪いところもあるという話も聞いたりもしますので、そういったこともチェックしながら、お互いのためのそういう場を設定してもらおうことが、町民にとって非常にプラスじゃないかと思っておりますので、私のそのような考えに対して、当局としてどのようにお考えか、ちょっと考え方を御答弁いただきたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

先ほど答弁の中にもありましたとおり、例えばごみ出しであるとか、そういうものについては、行政としましてはごみの分け方であるとか、出し方であるとか、そういうものを多言語化して、なるべくそういうルールを守ってもらうような形で周知するようなことは、今でも行っているわけですがございますけれども、そういう中で、やはりそういうことで一番やはり問題になるのは、やっぱりコミュニティの問題というところがやはり一番問題になってきて、そこにはやはり日本語を、やさしい日本語、初期段階の日本語から教えていくというところが、やはり言葉の壁というのがやっぱり一番大きいのではないかなというふうに思っております。

そういう中で、答弁の中にもありましたとおり、県のほうでも、そういう日本語教室の、初期の段階から教えていこうというところで、今体制づくりをしています。そういう中では、やはりそこに教える方については、なるべく地元から指導員を出して、そういうところに、初期の段階ですので、母国語分かる方でないと困りますので、通訳の方が必要になりますので、そういう方もそういう国際交流協会の中から出すとか、そういうところでコミュニケーションを図っていくと、地域の住民と、今度新しく入ってきたコミュニケーションがなかなか難しい外国人との間のコミュニケーションを取っていくと、そういう体制を今静岡県のほうでもつくっていきまして、吉田町としましては、そういうことで、まず初期段階から積極的に関わって行って、なるべくコミュニティに問題が生じないような、言葉の壁を打破できるようなことは今後考えていきたいというふうに考えております。

そういう中で、やはり企業の協力というのも、どうしてもやっぱり必要になってきますので、そういう中で、企業との協力も、そういう中では今後検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

言葉の問題は、本当に私も最初申し上げたとおり、大変重要なもの問題だと。言葉が理解できるようになったらすれば、いろんなことが解決に進んでいくというのはもっともだと思っておりますし、それはそれでしっかりお願いしたいんですが、やはりその部分と、あとは企業側の責任みたいなものが私はあると思っておりますし、そういう中で、町が役割を果たせることがあるんじゃないかというふうに思っているところでございまして、県が言葉の間

題を今一生懸命やっているという話がありましたけれども、県も以前から言っているのは、外国人労働環境の実態と、その改善の必要性に対する企業の理解の促進を図っているところでございますというような、これ議会の答弁なんですけれども、そういったことはつきり今以前から何回も言っております。そういった意味では、やはり企業に対する一定の責任というものが地域に対してあるだろうと、社内のことはもちろん社内でしっかり完結してやってもらえばいいんですけれども、地域に対する責任というのも一定程度あるだろうという中で、今回質問に立たせていただいておりますので、先ほど申し上げたとおり、そういった言葉のことはよしとして、お互いの情報交換みたいなもの、要望なりをしっかりと企業にも、それぞれの企業に伝える。もっと言えば、企業に営業活動にも行ってほしいというぐらいの思いはあるんですけれども、そこまで実際できるかどうか別としても、そういった場を設けていただいて、企業に対して状況を説明したり、企業のまた話も聞いてきて、地域にトラブルがないようにしていただくのが、やはり役場の役割としてあるだろうと思っておりますので、そういった思いを込めて質問をさせていただきました。そのようにぜひお願いをいたします。

これで私の質問は終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で、1番、大石裕之君の一般質問が終わりました。

◇ 蒔 田 昌 代 君

○議長（大石 巖君） 続きますして、12番、蒔田昌代君。

〔12番 蒔田昌代君登壇〕

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田昌代です。

私は、令和5年第3回吉田町議会定例会において、事前に通告してあるとおり、町の障害者福祉について、大幡川幹線の道路改良事業についての二つについて町長に質問いたします。町の障害者福祉について。

令和5年4月の統一地方選挙後の、令和5年第2回吉田町議会定例会において、町長の所信表明の中に、五つの柱からなるマニフェストを上げております。その四つ目の柱、福祉社会の建設の中で、悩みを打ち明けやすく、手を差し伸べやすい環境の整備として「共に支え合い、いつまでも住み慣れた地域で暮らせるまち」を基本理念に上げる、地域福祉地域福祉計画に基づき、社会福祉、障害者福祉、高齢者福祉、子育て支援の施策を展開しておりますとあります。その中の障害者福祉について、町は第3期吉田町障害者計画（平成31年3月）を策定しています。

近年、障害のある人とその家族を取り巻く環境は大きく変わりつつあります。コロナ禍の中で孤独な介護は、在宅で暮らす障害者の支援を巡る課題を浮き彫りにしました。超高齢化社会の中で、障害者とその家族も8050問題が急速に進んでいます。日本の障害者福祉は家族依存の形が当たり前で来ましたが、現代社会の中で在宅障害児者の家族依存には限界があると思われまます。在宅障害児者の介護をしている親御さんの高齢化も進んでいることも大きな要因です。

障害には、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害などがあります。中でも身体障害者手帳の1、2級で、かつ療育手帳の知的障害がAであるといった、支援の度合いが高い方が

重症心身障害児者とされています。全面的な介護を必要とする重症心身障害者とその御家族の問題について、以下質問します。

(1) 重症心身障害児者は県内、志太榛原圏域、町内には何人いるか。年代別、また18歳以上と未満とに分けて把握しているか。

(2) 町内の重症心身障害児者が利用できる通所先や日中活動場所の利用状況は。

(3) 宿泊先であるショートステイ施設の中で、重症心身障害児者の方が利用可能な町内と近隣市町の施設の数は。

(4) 重症心身障害児者が利用する施設のサービスにおける問題や課題は。

(5) 第3期吉田町障害者計画の中で、福祉サービスの充実の現状と課題から見ても志太榛原圏域に重症心身障害児者のための入所施設やショートステイの拡充の必要性があると考えが町の考えは。

次に、大幡川幹線の道路改良事業について。

町長の所信表明の中の五つの柱からなるマニフェストの一つ目の柱、津波防災町づくりの中の、そのほかの津波防災町づくりにおける防災対策の取組として、道路網などの都市基盤整備を進め、交流人口の拡大など新たなにぎわいの創出にもつなげてきたとあります。この取組の中で、かねてから課題となっていた大幡川幹線の道路改良事業について述べられています。

また、この事業について、令和5年当初予算にも計上されています。長く進展がなかったこの事業が進むことは、町民福祉の点からもよいことと考えます。

大幡川幹線の道路改良事業について以下質問します。

(1) 地域の住民の理解を得るために町はどのような方法で動いてきたか。

(2) 道路の計画線について問題となったところは。また変更はなかったのか。

(3) 大幡川幹線の道路改良事業計画はどのように進めていくのか。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 町の障害者福祉についての御質問のうち、1点目の重症心身障害児者は県内、志太榛原圏域、町内には何人いるか。年代別、また18歳以上と未満とに分けて把握しているかについて、お答えをいたします。

県では、肢体不自由1級、または2級の身体障害者手帳とA判定の療育手帳の交付を受けている方、または身体障害者手帳と療育手帳を所持してはいないが、同程度の重度の障害を有していると認められる方を重症心身障害児者として把握しており、医療的ケアを受けることが不可欠である医療的ケア児者の人数と合算して公表しておりますので、その人数をお答えいたします。

県内では2,439人、志太榛原圏域では267人、町内では14人となっており、年代別、または18歳以上と未満で区分した人数は公表されておられません。

次に、2点目の町内の重症心身障害児者が利用できる通所先や、日中活動場所の利用状況はについてお答えをいたします。

町内の重症心身障害児者が利用している施設は、町内の生活介護事業所のほか、牧之原市

や藤枝市、島田市、菊川市の生活介護事業所や、藤枝市、焼津市の日中支援の事業所となっており、多くの方が町外の施設を利用している状況となっております。重症心身障害児につきましては、町内のほか、牧之原市や藤枝市、島田市の放課後等デイサービスの事業所を利用しております。

次に、3点目の宿泊先であるショートステイ施設の中で、重症心身障害児の方が利用可能な、町内と近隣市町の施設の数についてお答えをいたします。

重症心身障害者が利用可能なショートステイの施設は町内にはございません。近隣市町におきましては、藤枝市に2か所、焼津市に1か所あるほか、静岡市に4か所の施設がございます。また、本年7月に開設しました榛原総合病院の地域包括ケア病棟につきましては、重症心身障害者の短期入院が可能となっており、既に受入実績がございます。

次に、4点目の重症心身障害児者の利用する施設のサービスにおける問題や課題はについてお答えをいたします。

当事者団体の皆様からは、町内に医療的ケアが必要な障害者が利用できる施設がないため、近隣市町の施設まで行かざるを得ない状況となっておりますとお聞きしており、利用者の皆様には御不便をおかけしている状況であると承知をしております。また、志太榛原圏域においても、利用希望者の人数に対して施設の数が少なく、十分に対応できていない状況となっております。

最後に5点目の、第3期吉田町障害者計画の中で、福祉サービスの充実の現状と課題から見ても、志太榛原圏域に重症心身障害者のための入所施設やショートステイの拡充の必要性があると考えが町の考えはについて、お答えいたします。

第3期吉田町障害者計画におきましては、障害者が安心して自立した生活ができる場所を基本理念に掲げており、暮らしやすい支援体制の充実を基本目標としております。障害者が引き続き住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、在宅サービスや施設サービスの充実を図る必要がありますが、町内の施設だけではニーズに対応しきれていない状況でありますことから、議員がおっしゃるとおり、志太榛原圏域で考えていく必要がございます。

志太榛原圏域では、当事者団体、障害福祉施設、医療機関、教育機関、行政の代表者で構成される志太榛原地域自立支援推進会議を設置し、広域的な課題の共有や広域障害福祉サービスの推進などに取り組んでおります。この会議におきましても、圏域において、重症心身障害児者が利用できる事業所の不足は広域的課題と捉えており、利用者のニーズにあった福祉サービスが提供されるよう、市町の枠を超えて協議しております。

また、この会議には、実務者レベルで諸課題を協議する四つの専門部会が設置をされており、重症心身障害者支援専門部会では圏域の重症心身障害児者の支援などについて協議をしているほか、市町単位の部会での課題の共有や、広域課題を解決に向けた検討を行っております。

障害者が住み慣れた地域や家庭の中で、明るく充実した日々を送り、心豊かな人生を過ごしていただくとともに、御家族の負担軽減のため、福祉サービスを必要とする人が適切なサービスを受けられるよう、引き続きサービス提供体制の整備などの取組を進めてまいります。

続きまして、大幡川幹線の道路改良事業についての御質問のうち、1点目の地域の住民の理解を得るために町はどのような方法で動いてきたかについて、お答えをいたします。

都市計画道路大幡川幹線につきましては、北部幹線と榛南幹線を結ぶ広域都市計画道路と

して、昭和47年7月に計画を決定されており、そのうち榛南幹線から県道吉田大東線までの区間につきましては、平成25年度に完成し共用を開始しております。

現在町が事業を進めております、県道吉田大東線より北側につきましては、平成15年度から本格的に事業に着手するための地元調整などを行ってまいりました。その手段といたしましては、当整備に関する地元説明会を開催してきたほか、地元関係者、地権者との個別協議などを行ってまいりました。

この度、令和5年3月に開催しました地元説明会において、地元の皆様から道路線形について合意をいただくことができましたが、この地元説明会の開催に向けて、これまで課題となっていた事項について、関係する地権者などとの折衝に重点を置き、意見交換を重ねることで合意につなげることができたものと考えております。

次に、2点目の道路の計画線について、問題となったところは。また変更はなかったのかについてお答えいたします。

これまで、地元や地権者の皆様との調整を行った中で、課題となっていたことは、計画線の上に八幡神社が建造されており、またその境内には、吉田町指定文化財第1号史跡、家康御陣馬跡がありますことから、その移転の取扱いの調整が課題となっております。これまでの調整の中でも、都市計画道路の計画線の変更も見据え、様々な選定案を地元へ提示して調整を図ってまいりましたが、合意に至ることはできませんでした。

今回地元の皆様から合意をいただいた線形は、都市計画決定された計画線は変更せず、八幡神社を下げる形で、都市計画道路の計画線から外れる区間を暫定整備区間として位置づけたものでございます。この暫定整備区間におきましては、両側に歩道を設置する幅員構成ではなく、八幡神社側の歩道を整備する、片側歩道とすることで、道路幅員を16メートルから約10メートルに縮小し、地元地権者の皆様への影響を最小限としております。

最後に、3点目の大幡川幹線の道路改良事業計画はどのように進めていくのかについてお答えいたします。

さきに申し上げましたとおり、3月に地元の皆様から道路線形について合意をいただくことができましたので、今年度は全体事業費等算出や、事業スケジュール、財源の検討など、事業着手に向けた準備を進めているところでございます。

来年度以降は、測量、設計業務に着手し、その後用地取得、物件移転補償、道路改良工事へと順進めてまいります。地元関係者や地権者の皆様と連携と調整を図りながら、早期完成に向けて、事業を進めてまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田昌代です。

まず、町の障害者福祉について再質問をしてみたいです。

(1)の重症心身障害児者は県内、圏域、町内には何人いるか。年代別、または18歳以上と未満に分けて把握しているかという点についてですが、これは、回答のほうで18歳以上と未満は分けていないという回答でした。

なぜこれを聞いたかという、やはり特別支援学校に行かれる方というのが主だと思います、そういう障害手帳を持っている方は。卒業した方は社会に出ることになって、次

の受入先があるのかどうか。どういうふうはこの社会に出ていくのかということをお聞きしたいです。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

特別支援学校を卒業した後ということですが、特別支援学校を卒業した方につきましては、障害の程度によりまして、就労支援継続のサービスを使われる方もいらっしゃいますし、今回の議員の御質問でございます重症心身障害児者につきましては、ほとんどが在宅で、日中の居場所といいますか、日中の活動場所を生活介護といったサービスを利用されたりだとか、あとは必要な居宅、在宅でヘルパーさんに支援をもらうサービスを利用したりだとか、そういったサービスを組み合わせて生活をしていただいている状況にあると把握しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

18歳以上で、重症心身障害児者は、在宅で皆さん、支援学校出ても家にいるということですよ。やはりその日中面倒見ていらっしゃる方はほとんど御家族の方だと思います。御家族の方もいろいろ、本当に我が子のことについて一生懸命されていると思います。

その中で、今回いろんな課題とか問題とかというのがあるのは分かってきましたけれども、これというのは、この問題とか課題とかも、把握する集まり、家族がやっぱり在宅にいる人は、家にいる方は、家族は、その家族でまとまっていたり、サービスを利用している事業所に行ったりとかするんですけれども、やはり使っているうちにいろんな問題や課題をこういうことがあるなということがやっぱり出てくると思うんです。それを把握する家族の会の集まりとか、家族が言える会合の場とかの開催というのはどのように行われているのか。その事業所内で行われているのか、それとも、町でもそういったのをどういうふう把握しているのか、そういったことをちょっとお聞きしたいと思います。どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

今御質問の家族の会等というところでございますが、当町というか、この地域には榛南重症心身障害児者親の会メイフラワーという会がございまして、当事者同士の会ということで活動をされています。その中で、当事者同士の会ですので、いろいろな情報交換を行ったりだとか、こういった要望が出てきたけれども、どうしようかだとか、そういった話合いをしたりだとか、勉強会をしたりだとかそういった活動をされております。

その会の方々は、毎年町といたしましては意見交換会の場を持っておりまして、今年度につきましては10月に予定をしております。その中で、会の中から行政に対する質問であるとか、御意見、要望、それからサービス事業所に対する御意見だったり、要望、状況等も伺うことができます。

それに加えまして、それぞれ障害を持った方々が障害福祉サービスを使うときには、計画相談といって、相談支援専門員の方が、その方の状況に応じたサービスを組み合わせて計画を立てるわけなんですけれども、その計画の中にも、御家族の思いであったり、今利用しているサービスが足りているのかだとか、こういったところがもう少しこうなるといいなだとか、

そういった御家族の声も、その計画書を通して、町としましては見させていただいて把握しているという状況になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

そういった親の会というのがあって、今度は10月に開催があるということなので、そこでもいろいろ出てくるとは思うんですが、これは、過去2年遡って、コロナ禍のときにこの親の会の会合は開催できていたんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

当事者の方の会の年間というか、日々の活動のこととして受け止めてお答えしますが、日々の活動については、やはり少し制限があったかというふうに伺っておりますが、年に1回、行政とこの会の方々と会って意見交換をするということは、昨年度も行っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

様々な問題とか課題とかがあると思います。この吉田町障害者計画の中でも、例えば26ページ、27ページに当事者団体ヒアリング結果というのが出ています。この中にいろいろ課題があるんですけども、コロナの前と、これは平成31年3月に策定されているんですけども、コロナ前とコロナ禍で、この重症心身障害児者が利用する施設のサービスにおける問題とか、運営とか、団体上の活動とか、サービスの質の向上に向けたことについて、変わりはなかったのか。コロナ禍の前も、やっぱりこういう課題はあって、現在もこの課題はもちろんあるんだけど、そのほかに新たに出てきた問題とかというのは把握してあって、どんなものだったかというのはわかりますか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

議員が今おっしゃった第3期吉田町障害者計画というものは、今年度が終期となっております。来年度以降の計画を策定するために、今年度策定の業務を進めておりますけれども、その中で、この当事者団体等ヒアリングというものを、6年度からの計画策定に向けて、今月末にヒアリングを行う予定となっておりますので、その中でも、当事者の団体の方から状況は伺えるのではないかなというふうに思っておりますが、団体としてどうかといったところは、今後のヒアリングを待ちたいとは思いますが、障害を持つ方がサービスを利用する上で、このコロナ禍という状況の中で、大変御家族も、サービスを使いたいけれども、感染をしては心配であるとか、家族の方自体が感染してしまうと、その障害を持つ方に移してしまうのではないかとといったところで、サービスの利用については、サービスの運営というよりは利用については、大変御家族の方が心配をされたという話は伺ったことがございます。

サービスの運営側からすると、この新型コロナウイルスの感染対策というものが、国からも施設ではこういったところを気をつけるようにといったマニュアル、そういったものを各施設が策定をして、そのマニュアルに沿った形で、なるべくサービスは滞らないように提供

をしていただいたというふうに伺っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

やはりコロナ禍において新たな利用サービスがあるんだけど、利用したいけれども、利用できない。運営する事業所の悩みとか、家族の悩みとかというのが新たに分かって、浮き彫りになったと思います。

今回おつけした資料で、第4期吉田町地域福祉計画、第4期吉田町地域福祉活動計画、令和5年3月、吉田町と吉田町社会福祉協議会という二つの名前が載っていて、その中の75ページ、76ページをコピーさせていただきました。資料としてつけさせていただきました。

この中で、身体障害者手帳の所有者を見ると、合計ではほぼ横ばいで推移しています。①に推移が書いてあって、②に療育手帳所持者の推移を見ると、療育手帳の所持者の推移を等級別に見ると、A判定はほぼ横ばい、B判定は増加傾向が見られますということです。

今回、この質問の中に条件として入れてある、障害者手帳1級と2級、かつ療育手帳、知的障害がAである判定ということは、ほぼ横ばい、数字はそんなに変わりはないというふうに出ています。ですが、数字が本当に多いか少ないかというのは、その考え方にはなると思うんですけども、横ばいだから何もないというわけではなくて、やはりこの中で年月がたってくると、やはりここに関わってくる方々、家族の方々から、本人も当事者もそうですけれども、やはり年齢という時間の経過というのが入ってくるので、そこは数字的には横ばいなんだけれども、時間の経過で起こってくる新たな問題というのが、また今回コロナが過ぎ去ってから、過ぎていないですけれども、の中で、より明確に家族の問題というのも、時間の経過で起こってくる問題というのがはっきりしてきたと思います。

やはり吉田町もそうです、吉田町では施設、利用者がある施設はない、吉田町の中で、ほとんど皆さん吉田町外の施設を利用して、生活介護事業を利用しているということが分かりました。やはり吉田町にもという考えもあります、やはりこの問題は吉田町だけでどうこうする問題ではないんじゃないかと私は思います。やはりちょっと吉田町だけで抱えてやるよりも、周りの市町等の状況をやっぱり把握して、これをどうやって改善していくかということが必要だと思います。

その点で、(5)の質問で、やっぱり障害者が安心して自立した生活ができる町、暮らしやすい支援体制の充実を目標としてあるのであれば、やはりそういったところも含めて、吉田町だけではなく、近隣市町と協議を、これについてより深く話をしていくべきだと思います。

志太榛原地域自立支援推進会議というのを設置して、広域的な課題の共有や広域障害福祉サービスの推進などに取り組んでいますということなんですが、この会議について、より今どういう、具体的にもう課題として上がっている、広域的な課題と捉えているということはどういうことがあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

答弁にもございました志太榛原地域自立支援推進会議というものは、広域な課題の共有や広域な障害福祉サービス全体について協議をしている場になります。その会議の部会というところで、重症心身障害者支援専門部会というものがございます。その部会の中で、やは

りそういったサービスの不足している部分であるとか、今後のそういった基盤整備についても、この圏域の課題ということで認識をして、解決に向けた検討を行っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

この推進会議というのはどのくらいの、年1回の開催なのか、どのくらいの回数で行っているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

推進会議の全体会というものは、年に1回になります。その会議を運営していくに当たって、運営部会、事務局会議、推進部会というものが、すみません、部会がたくさんあって、そこが必要に応じて会議を行って、推進会議自体は全体を吸い上げて、圏域の課題をそこで共有して、それを今度は県の自立支援推進協議会というところに上げていく会議というふうになりますので、自立支援推進会議全体会自体は、年に1回そういった協議を行う場ということで設置をされております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

家族の方が、年齢が高齢化していくのもあって、今まで家族の人もできていたことができなくなったり、例えば車で移動するにも、自分でできていたことができなくなったりということもあって、そういったことに対してサービスをつけて利用できるようにしたというふうにお聞きしていますが、そのサービスが本当に足りているのかということがすごく疑問に思うんですけれども、やはりサービスを足りているかどうかという把握をするというのは、どういった場所で、もう少し、この使い方をどうにかしてほしいとか、本当にサービスが足りているかどうかというのをちょっと吸い上げる場というのは、どういったところから吸い上げるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

障害福祉サービスが足りているか、足りていないかといったところは、障害者福祉計画等で今後を見据えたサービス料といったものを検討しながら評価をしていくわけですが、障害福祉サービスの中で、一つサービスの生活介護というものを取りましても、その中で生活介護については受入れが何人あります、定員が何人ありますという、一見足りているようでも、その中で、議員が今回御質問いただいている重症心身障害児者の障害の状態であったりだとか、介護が必要な状態によっては、同じサービスの名前の中でも、受入れができたりできなかったりというところで、なかなか量を図るのが実は難しいところがございます。その中でも、重症心身障害者の部会というところで、昨年11月から牧之原市と合同でその会議も進めておりますが、そこでも意見を吸い上げながら把握に努めているところでございます。

先ほど答弁をさせていただきましたけれども、計画相談というところで、その方に合ったサービスをどのように組み合わせて計画を立てていくかといった、計画相談支援員の方の計

画書の中からも見えるということがございますので、そういったところから把握をしているところになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

そういったサービスが足りているか、足りてないかということは、生活相談支援員さんがいて、そこから吸い上げていることなんですけれども、新たにできたサービスとか、具体的に、あなたにはこのサービスが使えますよみたいに周知するとか、お知らせするというのも、やはりこの生活相談支援員さんからされることが多いということでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

その業務を相談員が行っているということで、そこで、家族と本人とお話をして、サービスを組み立てていくということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

その生活相談支援員というのは、吉田町内にいらっしゃる方なのか、牧之原と一緒にやっているのか、何人いらっしゃるのか、ちょっとそこをお聞きしたいです。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

そういった事業所がございまして、近隣で言いますと、やまばと学園だとか、そういったところとか、あと、こころであるだとか、そういった事業所がそういった相談員を配置しておりまして、その相談員からそういった計画を立てていただくということになっております。以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

また、家族が本当にだんだん、数としては横ばい状態、重症心身障害児者の条件として持っている方は、数としては本当に横ばい状態なんですけれども、やはりそれに係る家族の方が高齢化していて、自分が亡き後、子供はどうするのかというのが一番の心配だと思います。御兄弟がいらっしゃればいいんですけれども、御兄弟がいなくて、本当に1人になってしまうという方もいらっしゃると思うんですが、そういった方に対しての、やはり町が、そういった方々の不安を解消していただく、ちょっと少し軽減するためのほかの事業に、成年後見人制度とかというものがあるんですけれども、成年後見人制度についても、いろいろあるけれども、実際それを利用するには、すごくいろんな条件があると思いますが、成年後見人制度についてということも、そういった重症心身障害児者の方々に説明というか、周知することとはされているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

先ほどの重症心身障害児者親の会というところで、当事者同士でそういった勉強会もしているというお話も伺いました。それから、やはり先ほどの計画相談支援員の方も、家族と相

談する中で、もしそういった必要があれば、そこでも御相談に乗ってというようなところになろうかと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

重症心身障害児者の親の会の方も、いろんな状態の方がいらっしゃると思います。生まれたときから障害を持っていた方もいらっしゃるんですが、ある程度青年になってから、交通事故に遭って今の状態になったという方もいらっしゃいます。様々な状態で、こういう重症心身障害児者のサービスを利用するという状況になった方々がいます。そういった本当に小さい頃からなってきた方もいらっしゃるんですけども、途中でこういった障害に遭われる方というのは、今後ないとも限らないと私は思います。

そういった方々が本当に利用できるような、サービスを利用できるようなことを町も積極的に、他の市町と一緒に考えて、サービスの提供体制の整備とか、それこそ、入所施設とかショートステイ、本当に数が足りているのか、数を聞いていくと、本当にこの人数、志太榛原圏域ですごい人数あるので、そういった方々のためにも、積極的に、ちょっと前向きに考えて、入所施設やショートステイの拡充の必要をお願いしたいと思いますが、これが本当にどのぐらいの状況で進捗しているのか、ちょっと全く分からないので、これからの各市町との調整でやっていくことだと思いますが、ちょっと早めに、親の高齢化も進んでいきます。本人も年を取っていきます。いろいろ時間がたってくると、様々なことが出てくるとと思いますが、早急に近隣市町と話をさせていただいて、サービスの向上を図っていただきたいと要望します。

じゃ、次の二つ目の質問にいきます。

大幡川幹線の道路改良事業についてです。

令和5年度の予算で437万8,000円ついています。これは設計委託料です。令和4年度の決算で300万5,200円、これも設計委託料です。今の事業が進んでいったことなんですけれども、町民にも説明会をしたということでお聞きしましたが、この予算を考えて、その後、令和5年度の予算、設計委託料と書いてありますが、これは一体どういったことなのか、ちょっと内容をお聞きしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

町長答弁にもございましたように、本年度の事業につきましては、全体事業費の算出、また、今後の事業スケジュール、また財源の検討、こちらの事業着手に向けての準備を進めているところでございまして、それに関する業務委託でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

実際にこの事業が開始されるというのは来年度以降という答弁ですが、令和6年度以降に、本当に測量に入り、事業への完成という、計画というふうになると思うんですけども、令和6年度までの計画、以降の計画というのはまだ策定されていないのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

先ほど申し上げましたように、全体事業費をまず今年度調べていくといいますか、調査していく感じでございます。その中で、各年でどのくらいの事業ベースで進めていくかというところも計画したいというふうに考えてございますので、現状におきましては、まだ何年までの完成というところまではこちらのほうで見据えてはございません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

この道路の計画線ですけれども、本当にいろいろ問題があって、地元の住民の方とか、神社の氏子さんとか、そういった方々といろいろ協議をしてきたと思います。この協議の中で、今回計画線が決まって、こういうふうになりましたというふうに説明を受けました。

ここの道路というのは、すごく、現在もそうなんですけれども、交通量が激しくて、私住んでいるところから見ると、すぐそこなんですけれども、自分も通るし、ほかの人が通るのもよく見るんですが、やはりすごく交通安全面でどうなのかというのが一番不安なんですけれども、今は、過去にバイクとの交通事故とかというのがありました。多分、今のところは幸いにも死亡事故とかというのはないんですけれども、あの交通量からすると、すごい毎日地域の住民も不安だと思います。

実際に、自治会にここの安全対策してくれという要望書が過去に出ていたと思います。その際に、安全の交通安全のために対策をしてくださったと思っています。なんです、やはりここを利用する方々の町民や外から来た方々が、もうお互いに目配りしながら、どっちが先に行く、誰が先に行くみたいなことを意識しながら、町民とか運転者さんの意識で、あそこの交差点、誰が先に右に曲がる、真っすぐ行く、左に曲がるというのがされているんじゃないかというふうに、私はいつも利用して思います。

実際その安全対策、道を、計画線決まったんですけれども、その安全対策について町は何か考えていることとかはあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

安全対策というお話、交差点部分の話がメインかとは思いますが。交差点につきましては、これから静岡県とは、警察のほうになりますけれども、そちらのほうと、交差点の協議のほうを進めていく形になります。その中におきまして、どのようなところに、町のほうから交差点の図面のほうを出させていただくんですけれども、いろんな交通安全対策配置させていただいて、その内容の協議をさせていただきますので、その中でよりよい、歩行者であるとか、道路を利用されます車であるとか、そちらのほうを利用しやすい道路にしていくような形になってくるものでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

本当に交通量が多くて、かつ自転車の方も、工場に通う外国人の方が自転車で利用したり、高校生も通学で、バス停が近いですので、利用したりとかしている方が多いです。本当に交通安全のために、あそこの交差点というのは、非常に重要なところになると、やっぱり町の

にぎわいづくりの点でも、重要なところになると思います。より安全に、交通事故がないように、やはり町の方としても、県とのやり取りで安全対策をぜひしていただいて、周りに住む地域の住民の方に安心・安全で使える交差点、道路であるということをアピールしてもらえたらいいなと思います。

歩道についても、両側に歩道を設置する幅員構成ではなくて、片側歩道とするということですので、そういった点でも、やはり交通のルールとかマナーというのを、外国人とかいろんな方に周知していただきたいと思うので、交差点の安全、交通安全を含めて、今後道を整備していただきたいと思いますというふうに私は要望したいと思いますので。

では、以上で、これで私の質問を終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で、12番、蒔田昌代君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

2時40分から再開をしますので、よろしくお願いします。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時36分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

引き続き一般質問を行います。

◇ 八 木 栄 君

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

〔10番 八木 栄君登壇〕

○10番（八木 栄君） トリを務めます10番、八木 栄でございます。

私は、令和5年第3回吉田町議会定例会一般質問において、さきに通告してありますように中学校部活動の地域移行について教育長に質問いたします。

中学校の部活動には、運動部、文化部がありますが、今回は運動部を取り上げました。文部科学省から出された学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてを受けて、スポーツ庁が中学校の運動部活動の地域移行について取り組んでおり、私も野球をやっていることから運動部活動のスポーツクラブ移行に関心を持っています。

少し前からですが、中学校運動部活動の地域スポーツクラブへ移行については、耳にすることがよくあります。

この件について、既に取り組んでいる自治体の話も伺っております。部活動の地域移行についてかなり進んでいる自治体もあります。各種競技によって違いはあると思いますが、学校にない部活動など、生徒がやりたいと思う種目を選べることも一つの魅力だと思います。当町においては、この件についてどのように取り組んでいるのか気になります。

野球部を例として取り上げてみますと、本年度、全日本少年軟式野球クリーニングのサト

ウ杯静岡県大会では、出場16チームのうち、複数中学校合同チーム6、クラブチーム1、中学校単独チーム9となっています。

また、本年度、吉田中学校野球部への入部者が1年生1名と聞いています。これについては、吉田中学校の部活動が地域スポーツクラブになり、部活動がなくなるという情報が流れたため、ある程度の人数が中学校の野球部へ入ることをやめたからと聞きました。

こうしたあやふやな情報のために野球部の部員数が減り、今後の見通しも分からなくなってきました。この件について吉田町においてはどのようになっているのか、確かなことを伝えたいということもあり運動部全体について、以下質問いたします。

- 1、全国的に少子化が進む中、部員不足が問題になっているが、当町としてはどうか。
- 2、運動部活動の地域移行のメリットは。
- 3、地域スポーツクラブを支える人材の確保と育成についてどのように考えるか。
- 4、教員の働き方改革としてどう考えるか。
- 5、地域スポーツクラブとして、活動する場所についてどう考えるか。
- 6、地域スポーツクラブとして、活動費や各種大会への参加費等において、補助金等はどう考えるか。

以上が私の質問です。明確な御答弁をお願いします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長（山田泰巳君） 中学校部活動の地域移行についての御質問のうち、1点目の全国的に少子化が進む中、部員不足が問題となっているが、当町としてはどうかについてお答えいたします。

吉田中学校の生徒数の推移としましては、20年前の平成15年度は918人、10年前の平成25年度は895人、本年度は784人と年々減少しており、吉田中学校も全国的な少子化の流れにたがわず生徒数は減少している傾向にあります。また、吉田中学校の部活動につきましては、令和2年度まで、学校の部活動またはクラブチームなど何らかの活動に参加する原則全員加入制としておりましたが、令和3年度からは、加入・未加入の判断を生徒自らがすることができる完全自由加入制としております。

原則全員加入制であった令和2年度の学校の部活動加入率が86.5%だったのに対し、完全自由加入制となった令和3年度の部活動の加入率は83.2%、令和4年度も同じく83.2%、令和5年度は76.3%と徐々に減少している状況となっており、生徒数の減少に加え、部活動の加入率も低下していることから、部員数が不足する部も出てきている状況にありました。

そのため、吉田中学校では、令和2年度まで23あった部活動を、本年度までに20に削減しております。生徒数の減少に伴い、部員数が減少したり、地域に活動の場があったりする部活動においては、計画的に廃部をしているという状況にあります。本年度、弓道部と水泳部については、新入部員の募集を停止し、来年度以降廃部予定となっており、他の部活動の在り方についても検討をしているところであると聞いております。

次に、2点目の運動部活動の地域移行のメリットはについてお答えいたします。

スポーツ庁により設置された運動部活動の地域移行に関する検討会議により、昨年6月に提言された内容によると、中学生のスポーツに親しむ環境について、今後は学校単位から地

域単位での活動に積極的に変えていくことにより、少子化の中でも将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保する必要があり、このことは学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上にもつながるとしております。

こうしたことから、運動部活動の地域移行のメリットとしましては、これまで運動部活動が有していた大きな役割や教育的意義をおおむね持続することや、将来にわたり我が国の子供たちがスポーツに継続して親しむことができる機会を確保することが可能となること、さらには学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の向上につながることを挙げられます。

次に、3点目の地域スポーツクラブを支える人材の確保と育成についてどのように考えるかについてお答えいたします。

町長からの行政報告でも申し上げたところですが、教育委員会では、本年度から吉田町部活動の在り方協議会を設置し、6月に第1回目の協議会を開催いたしました。協議会の委員からは様々な観点から地域移行に当たっての問題点や課題が意見として出され、そのうち設置種目の設定をはじめ、地域スポーツクラブを支える指導者の確保と育成についても、各種目における人材不足やその人材の意識格差の問題など幾つかの課題が委員から挙げられましたので、今後2回目以降の協議会で、さらに議論を重ね、吉田中学校の部活動の方向性を定めていきたいと考えております。

次に、4点目の教員の働き方改革としてどう考えるかについてお答えいたします。

さきに申しあげましたとおり、学校の部活動をめぐる状況については、競技経験の少ない教師が指導せざるを得ない点や、休日も含めた指導や大会への引率、運営への参画が求められる点など、教師にとって大きな業務負担となっているといった理由により、近年、持続可能性という面で厳しさを増してきており、中学生のスポーツ環境について学校の部活動では支え切れなくなっている実態があります。今後、中学生等のスポーツに親しむ環境について、学校単位から地域単位での活動に積極的に変えていくことにより、学校における教師の業務負担経験を軽減し、学校教育の質の向上につながっていくと考えております。

次に、5点目の地域スポーツクラブとして、活動する場所についてどう考えるかについてお答えいたします。

昨年12月に、スポーツ庁と文化庁が示した学校部活動及び新たな地域クラブ活動等の在り方等に関する総合的なガイドラインによると、地域クラブ活動の運営団体、実施主体は、公共のスポーツ・文化施設や社会教育施設、地域団体、民間事業者等有する施設だけでなく、地域の中学校をはじめとして小学校や高等学校、特別支援学校や廃校施設も活用することとしております。

吉田中学校の運動部活動の地域移行に当たり、活動する場所につきましても、このガイドラインを踏まえながら、今後、吉田町部活動の在り方協議会を中心に議論を重ね、方向性を定めていきたいと考えております。

最後に、6点目の地域スポーツクラブとして、活動費や各種大会への参加費等において、補助金等はどう考えるかについてお答えいたします。

現在、吉田中学校では、部活動に加入している生徒から1人当たり年間4,000円を徴収して、活動を行っており、中部大会以上に勝ち上がった場合の参加費やバス借り上げ料などは、町の補助によって賄われている状況です。

今後、部活動が中学校から地域に移行するに当たっては、活動費などの経費を誰が、どのように負担するのが大きな課題となっております。消耗品購入費や指導者報酬、保険加入料、施設利用料などすべてを受益者負担とすれば、その費用負担は高額になることが予想されます。現時点では、国からの補助があるのかどうかも決まっておりませんので、国の動向を注視するとともに、吉田町部活動の在り方協議会で、経費負担を含む様々な課題を洗い出し、整理していく作業を行い、生徒が充実した活動ができる環境を整えながらも過度な受益者負担や種目による不公平がなるべく生じないような方向性を定めてまいりたいと考えております。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

それでは、自分の質問に対して、順番に再質問させていただきたいと思います。

まず最初に、中学校の部活動ですけれども、部活動は入学後、入部するまでにある程度時間があると思います。それで、クラブチームというのは、その年度になればすぐ始まるかなということで、よく分からないんですけれども、そういう形かなと思いますけれども、そうすると、自分の好きな部活動へ入部できるように入部前から、中学校へ上がる前から確かな情報を得ることが必要だと思います。今回は、そういうことが確かな情報が流れていなかったものですから、野球部の例を挙げて野球部にたった1人しか入らなかって、ほかのよそへ行ってしまったということがあったものですから、そういうことで、そのようなことの中から、入学前に部活動に関する何を何らかの方法でこの小学校から中学校に上がる生徒に伝えるという、そういう何か方法はあるかどうかお伺いします。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

入学前に、児童、保護者等に、そういった部活動についてお知らせする機会がないかどうかということでございます。

実際、今年度、それこそ1年生の野球部が1人だったというところであるんですけれども、今年度入った1年生につきましては、昨年11月25日なんですが、吉田中学校におきまして新入生保護者説明会を行っております。このときに、中学校から、校長先生自ら中学校についての説明をしたわけなんですが、そこにおいて部活動についての話もしております。

その部活動についての話の中で、同日付の資料で保護者宛てに教育委員会のほうから、吉田中学校における部活動の地域移行についてという資料を配っておるんですが、そこでは国のスポーツ庁・文化庁から出たその検討会議の提言というのが出ましたという話をさせてもらって、そこでは当時、そのときは令和5年度、6年度、7年度の3年間で改革集中期間として部活動が地域に移行すると、全国的にこの3年間を目途に地域移行しますという提言が出たところで、そこで説明会をやったということになるものですから、その教育委員会からお示しした、保護者宛てにお示しした資料を基に吉田中学校の校長先生が、その11月25日の保護者説明会で説明をしたんですが、そこで部活動については地域移行というのがこれからあるよと。別に吉田中学について移行するということがなくて、国がこういう方向性を示していますので、御承知くださいというところのお知らせ、それから、吉田中学校の部

活動については、自由加入制ですよという話を保護者の方にしております。

そこで、その地域移行というのが3年間で行われるものですので、どうなるかというのはあれですけども、それがあるという中で部活動がこれから削減されていこうというような話をしているということで、中学校としてそういったことを保護者説明会、新入生保護者説明会にしているということになりますので、事前には部活動の状況については、説明しているということになります。

ただ、地域移行をするよとか、部活がなくなるよというところの具体的なところは言っていないくて、そういう方向になるということをお話ししたということで、それを見て、保護者がその状況でどうなったかということなんですけども。

はい、以上になります。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今のお話を聞くと、資料を渡して、説明をどうしたかと、自分もそこにいたわけじゃないものですからよく分からないですけども、当たり前説明をしたということだと思うんですけども。

それで、とにかく、じゃ、受けた方が勘違いをしたのか、それとも自由なもので、よそへ行ってしまった人は、自由なものでよそへ行ったという、そういう取り方になると思います。そういう形でもよろしいですか。分からないと思いますけれども。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

そうですね、説明をそういうふうにしたということで、あと保護者がどう受け止めたかというところまでは、こちらは承知していないものですから、その説明の中でどう思ったかということだと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） じゃ、来年、また同じように説明会をやると思うんですけども、そういったときは説明の仕方をもう少し丁寧というんですか、理解していただくような形でしていただきたいと思うんです。その辺についていかがですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

教育長答弁でも申し上げましたとおり、部活動の地域移行につきましては、今現在、設置している吉田中部活動の在り方協議会のほうでこれから検討していくということになります。多分、今年度につきましても来年度に新入生のための保護者説明会というのが、多分11月下旬頃にやるのではないかと考えられますけれども、その時点で決まっていることがあれば、当然正確に保護者のほうには伝えていきたいというふうに思いますが、現在のところ、その検討会議でどういうところまで決まるかとか、それが教育委員会として、吉田中学校として確定的な内容として伝えられるかということによって、伝えるものは違うと思うんですが、というところで御承知いただければと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木。

じゃ、ちょっとお願いになりますますが、課長にお願いしますけれども、何かな、説明を受けた方が勘違いしないような、現状での何ていうかな、きちんとした詳細を分かりやすく理解してもらえるように説明をしていただくように、その説明会を開いていただくということでお願いしておきます。

次に、23あった部活動が、本年度までに20に削減したということで、それで、あと本年度、弓道と水泳部が来年度以降廃部予定となるということで、最初の削減した3つの部活動というのは何がありますか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

23あった部活動を20にしたということで、3部活を減らしたということになるんですが、具体的には2つは文化部になります。令和4年度に、家庭部と園芸部を廃部しております。それから、今年度からなぎなた部がなくなっているということで、この3つが廃部ということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今、なぎなた部ということで伺いました。なぎなたというのは、吉田町の町のスポーツというくらい国体でもここの体育館で開催して、なぎなたもいい成績を収めた覚えがありますけれども、それで過去に吉田高校なんかもなぎなた部が強くて、その吉田中学校でやった子らが榛原高校とか吉田高校で活躍というふうに覚えておりますよね。

そうすると、あと来年度から水泳と弓道もなくなってしまうということで、結局、こうした廃部になるというのは、先ほど部活動を自由にして加入率が下がったわけですね。それまでは全員が加入しなきゃいけない100%だったのが。それが影響しているかと私は思うんですよ。その辺はいかがですか。どのように考えますか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

部活動の自由加入制が、令和3年度から自由加入制にしたということで、それが部員数が減少につながって、廃部になってしまったんじゃないかという御質問ですが、これにつきましては、もともと部活動というのが生徒の自主性に依拠してやるもので、さらに、学習指導要領上にも部活については必須というものではないという中で、ただ、部活動についての中学校で部活動といえば非常に重要な活動として占められていたということになります。ここ5年ぐらいの中で、それこそ地域クラブとかいろんなスポーツクラブについて充実してきたというところで、そういったところに入っている方が10年ぐらい前から増えてきたと。

ただ、部活動は全員加入制なんで、そっちも入らなきゃいけないけれども、そっちもやらなきゃいけないけれども、クラブチームのほうにも入りたいというような生徒が非常に増えてきて、実のところ後半の、令和3年以前のところの10年ぐらいは名ばかりで、部活のところに取りあえず入って、クラブチームに行くような生徒もいたということで、ただ、その中で会費を、先ほども教育長答弁で言いましたけれども、部活動4,000円年間支払っていただくんですが、名ばかり部活動に入る生徒においても保護者のほうで4,000円の諸会費を支払わなければいけないとか、そういった費用の問題とかが出て、いろいろとあったものですから、その辺で、あと生徒の自立性とか、その辺を自主性を重んじるというところで、加入に

については近隣市町、全国的にも必ず入らなければいけないというところのような風潮が減ってきたというところもありまして、自主加入制にしたというところがございますので。

それが廃部に至る原因になったかどうかというところがあるんですけども、今般、廃部にした3部につきましては、実際はちょっと家庭部、園芸部につきましては、実際のところ、やっぱり入部者が減っていたというところがあるんですが、なぎなた部につきましては、社会体育のほうで既に地域の活動の場があるというところで、廃部にしたという経緯ですので、人数が減ったからといった今後の地域移行というところも踏まえて、活動の場があるというところで廃部にしたというケース。

プラス清流館高校ですね、高校のほうにあったなぎなた部についても廃部にしたというところがありまして、吉田中学もそれに伴って廃部にしたという経緯もあると聞いております。

以上になります。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

以前、私、ここで中学校の部活動についてということで一般質問したとき、学校の、中学校の部活動が自由になりましたという答弁をいただいたんですよ。それで、結局、それ、そのときも伺っただけで、今言ったようになぎなたとか、ほかにも何かあるか知りませんが、部活動を入らなくて、それでも何か地域のスポーツクラブとか、何かほかのところでその部活動に準じているものやっている分なら、何とか自分が好きなものが中学校の部活動にないとしたら、それはそれでいいかなと思うし、それとかもう少しレベルの高いといったら、中学校の部活の顧問には申し訳ないと思いますが、サッカーなんかだと、どこかのエスパルスとかジュビロとかそういう関係の団体の下部組織があるもので、そういうところへ入って、将来的に、何ていうかな、大きな夢を持ってやっているという人があると思うんですけども。

そういうことを考えているといいですけども、ただ、何もしない子を、学校の部活動もしない、それでよそのスポーツクラブとか、そういう何か文化的にも入っていないという人がいたとしたら、私個人的な感覚ですけども、ちょっと非行に走っちゃう子が入るかなというふうなそんな感覚で、前回のときにもそういう感覚で学校の周りにたむろしている子がいるがどうですかということをお伺いしたんですよ。それについて、教育長は、榛原中学校の校長先生をやったことなものですから、その辺でこの件について、私はそういうふう考えるんですけども、教育長はどういうふうに考えますか。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 答弁でもしましたけれども、今までの部活動には、いろいろな意味での教育的な意義というか、価値とか、今の生徒指導上の問題も含めて学校の中で位置づけながらやってきたというような経緯があると思います。そのことは全く否定するものではないとは思いますが、先ほど課長も申し上げたとおり、いろいろな流れの中で今、子供の主体性を重んじるというような形の中で、クラブチーム等いろんな地域での受入れの体制もできているところがありますので、全国的な流れとしては、今もう全員加入制から希望加入制というような形のほうに流れてきています。

生徒指導上の問題は、生徒指導上の問題として別途指導しなきゃいけないことだろうというふうに思いますけれども、部活動の在り方としては、今、強制的に全員が入らなくてはい

けないという流れではなくなっているんだろうなというふうに思っています。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今、一般質問で部活動の地域移行ということで伺っているものから、どこにも属さない子供が中学生があると思うんですよ。そういう生徒たちに対して、私はちょっと変なほうに走ったら困るなというような気持ちで今言ったんですけども、その辺についてどうですかというふうに伺ったんですけども。その辺はあれですか、どう考えますか。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） あまり先入観では見れないかなというふうには思いますが、そうした子供たちが時間をどういうふうに使うかというようなことに関しては、それは一つの指導が必要なんだろうなというふうに思います。何かが変わろうと思ったときというのは、いろいろな不安であったり課題だったりがあるかというふうに思うんですけども、部活動に参加していないから非行に走るということが直結するわけではないだろうと思いますし、そこは指導なのかなというふうに思っています。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木。

では、吉田中学校の生徒はしっかり指導されているということによろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 継続して指導をしていくということです。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 八木です。

2つ目の質問のあれで、3つ目か、ちょっと待ってくださいね。3つ目ですね。指導者が仮にスポーツクラブを支える人材の確保ということで聞きたいんですけども、今、現状、中学校の部活動の中で、何ていうんですか、外部指導者というのをお願いしてやっているところはありますか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

中学校で現在やっている外部指導者といいますと、部活動指導員という名目で教員ではないですが、会計年度任用職員としてこちらで雇用して、雇っている部活動指導員という者がおるんですが、今年5月末現在の状況でいきますと3人の部活動指導員が指導していただいているという状況になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） その3人の方の指導している部活動のあれを、種目を教えてください。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

その3人の指導の部活につきましては、女子のソフトボール部、それから5月末の時点ですが、女子ソフトテニス部、それから弓道部ということになっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今、弓道部が外部指導者でやっているよということで、それで、今度あれですか、弓道部が廃部になっちゃうということでありますけれども、こうしたら結局、外部指導者という方はどこかでやっていて、ある程度、その競技を知っている、やっているという、そういう方だと思うんで、中学校の弓道がなくなったら、このもしかしたらその方のほうへ行って、スポーツクラブになる可能性もあるということでしょうか。それともすぐにはそういうことはならないということでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

弓道部についての指導員について、それが例えば廃部になったらそのまま地域クラブの指導員となるかどうかということにつきましても、在り方協議会等で話をしていくというところもありますし、まだ御本人とそういう話というところも具体的にはしているわけではないんですが、可能性としては社会体育として、もう既に実施している弓道に関してはというところていくと、イメージとしてはその地域クラブに移行というの一番合ってるんじゃないかなというところで、可能性としてはその方が移行というところも、移行して、地域クラブとしてやっていただくというイメージとしてはあります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） あと、仮に地域スポーツクラブに移行したとして、指導者という人がちゃんといないと、そのスポーツクラブとして運営できないと思うんですけれども、その指導者になるためにはどんな資格が必要となるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

現状、部活動指導員として雇用している3人につきましては、特に資格というものを必要とはしてなくて、その競技等に、運動に対してある意味精通している方ということが確認されれば、その方にやっていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 今、現在の外部指導員は特に資格は持っていないよ。それから、自分がちょっと調べたら、今度そういう地域スポーツクラブで指導者としてなるような方は、きちんとした資格がどこでそういう資格を取れたかというのはちょっと分からないですけども、ということがあったんで、それはまた、じゃ、その、何ですか、協議会の中でまた話が出ると思いますが、自分もスポーツやっているもんで、もし用がなくなって何かそういうのが、年を食っちゃったら駄目かもしれませんが、取れば取って、そういう指導なんかもやってみたいなと思ったもんで、伺ってみました。

あと、今、弓道が社会体育の関係でやっているということで、体育協会の各種競技団体が運動のスポーツのほうがあるんですけども、そういうところと中学校の部活動が今後、地域スポーツクラブに移行するに当たって、そういう同じ町の中のことなもんで、連携を取ったりということができるかどうかというのをちょっとお伺いします。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

体育協会と連携が取れるかというところでございますが、6月に開催した第1回吉田町部活動在り方協議会、こちらのメンバーが、要綱を設定しておりまして、その組織委員15人以内で組織するというふうになっておりまして、そのメンバー、委員はどういった方々がやっているかといったら、体育協会の代表の方も入っております。それ以外に、文化協会の代表、スポーツ推進委員の代表、スポーツ少年団の代表ということで、それ以外も教育委員とか社会教育委員とか自治会の方、小・中学校の保護者、中学校の校長及び教諭、教育長ということで、それ以外の有識者ということで15人で構成された委員で行っておりますので、社会体育協会の方も含めて今、協議会の中で協議をしているということになりますので、体育協会の方が地域クラブになるに当たってどういったところに関われるかということも含めて検討しているという状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 了解しました。

あとあれですね、教員の中にはやっぱりスポーツが好きで、自分が好きなものがある、自分が中学校のときにやってきたとして、高校でやったとして、自分が母校へ帰ってというんですかね、中学校の教員になって、それを指導して、そういう考えを持っている人もいますけれども、これ文科省のこういうあれで、結局、教員の働き方改革ということでこういうふうになっちゃうと、そういう方がやりたくでもできなくなっちゃうということもあると思うんですよ。

だけれども、まずあれですよ、町長の報告の中では休日を最初にやめたりというような、そういう段階的に移行していくというようなことを言われたものですから、そうすると本当に中学校の部活動を離れたとしても、教員が、そういうのを好きな人が教師としてでなくて、あくまでも一般の個人の間人としてそういうものを見るということも可能なかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

教職員が地域移行した場合のその地域クラブのほうの活動ができるかどうかというところなんです、この教員の働き方改革というところで、これで部活動が地域移行して、教員が完全に部活から離れてしまうかといったら、実際に教職員のアンケートを昨年、部活動の地域移行に係るアンケートを取っているんですが、その中で教員102人中、地域移行してもやりたいと、指導したいという職員が8.8%おったものですから、10人ぐらいの教職員はやりたいという意欲がある教職員がいることがアンケートの中から分かっております。

というところで、国のほうも教員が学校の外というか、地域クラブではあるけれども兼職兼業という考え方で報酬をもらって部活のほうに参加するということができるというような手だてがあるものですから、そういったものについても協議会の中で検討しながら、教員が、部活をやりたいという教員につきましては、そちらに兼職兼業の中で報酬をもらってやっていただくというところで、可能になりますので、そういったことを検討しながらやっていくという予定となっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

3点目の回答で、部活動の在り方協議会のことのちょっと回答があったんですけども、6月に協議会を開催したということでもあります。ここに先ほど、割かし簡単に中身を言ってくれました。もう少し協議会で出された、何ていうかな、意見というものを少し教えていただきたいと。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、桑田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（桑田真男君） 学校教育課でございます。

第1回目の吉田町部活動の在り方協議会が、6月2日に開催されました。その中で先ほど申しあげました委員15人参加して、15人ではなかったですが、少し欠席者もおったんですが、十数名で開催されました。

内容は、今回第1回目になりますので、事務局のほうからは国の政策ですね、部活動の地域移行に係る国の政策がこういう方針だよと、3年間で教育改革推進期間というものに変わったものから、改革集中期間から推進期間、ちょっと緩くなったんですけども、推進期間に変わったよというところと、昨年10月に実施した小学校5・6年生と中学1・2年生、それからその保護者プラス教職員に対して取ったアンケートの集計結果を報告させていただきました。また、体育協会、文化協会、スポーツ少年団の関係する団体のほうに、もし地域クラブになったら受入れ可能かどうかというアンケートも取らせていただいた内容を、この内容について報告をさせていただいた上で、吉田中学校の現状について織田校長のほうから話をしてもらいました。

という、いろんな地域移行に係る情報をそこでテーブルに乗った上で、先ほどの委員の皆様から意見をいただいたということになるんですが、上げられた意見は、そうですね、教育長答弁の中でも出たものもはじめとしまして、やっぱり指導者の確保というところが難しいよというのが、具体的に文化協会、体育協会等とか、いろいろ言っている中で、なかなか高齢化というところがあって、指導者自体が高齢化しているんでなかなか難しい部分もあるという意見が出たりとか、指導者、これから賃金もどうしていくかというところの問題もあるんじゃないか。

それから、保護者の方からは、保護者の方の中には部活動に入っていることによって、それが成績に関係してくるんじゃないかということで、地域移行をしたときに、その辺というのはどうなるのかとか、そういった意見が保護者から出たりとか。

それから、内容としては1種目、部活動であると1種目を選択すればそれだけということなんだけれども、複数の種目に触れるというような機会があってもいいんじゃないかとか、それいわゆる総合型地域スポーツクラブのような組織づくりもあってもいいんじゃないかというような意見が出ております。

以上になります。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） あと、4点目の教員の働き方改革というのはどう考えるかという回答の中で、教師が部活動から離れて、その時間を使うことによって学校教育の質の向上につながっていくと考えていますが、この質の向上というのを具体的にこう、もう少し質の向上、学校教育の質の向上ということをどういうふうか少し分かりやすく教えてください。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

教員が部活動から離れることによって、学校教育の質の向上につながっていくという答弁を教育長のほうからさせていただきましたが、質の向上ということでございますが、当然、今、中学校の教員ですね、ほとんどの教員が部活動顧問または副顧問を行っているという状況の中で、吉田中学校については火曜日、木曜日、金曜日、あと土・日のどちら、いずれか1日が部活動の活動日になっておりますが、当然顧問、副顧問になっている教員につきましては、その曜日については、授業が5時間目、6時間目で終われば、その後、部活動の活動になりますので、遅い時間であれば6時近くなるところまで部活動の活動をしなければならぬというところで、教員については当然メインというか、主は授業をやるということになります。当然授業準備というところがありますので、部活終わってから授業の準備をするという先生も当然いるわけです。

という中で、当然授業準備時間をじっくりとかけることによって、当然授業案についてもより理想的なというか、子供たちにとって質の高いものが作り上げられるということになるものですから、そういった面で教育の質の向上というのは、教員がゆとりを持ってしっかりと授業準備ができるというところが、部活が離れることによってもたらされますので、そういったところで質の向上ということで答弁させていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

あと、令和7年度末をめどにというふうに、この地域に移行するのはめどにということでもありますので、町の考える地域移行までのスケジュールというか、もう始まっているものから、先ほどの協議会も始まっていることだと思いますけれども、どういう形で7年度末をめどにすることが進んでいるか、ちょっとスケジュール的にはどうかということをお教えください。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

部活動の地域移行におけるスケジュールということでございます。

スポーツ庁、文化庁から示された提言に基づきますと、当然、令和5、6、7年度の3年間をかけて令和8年度初頭から休日から地域移行というところが目標というか、青写真として描かれているわけなんですけど、吉田町につきましても基本はこれに基づいていきたいというところで今、進めたいとは思いますが、現在のところ、その第1回では課題を洗い出したというところでまだ終わっていません。

今後、当然、吉田町というのは吉田中学1校しかございませんので、吉田中学校の部活動が同地域移行に向けて一番最良の形でいけるかというところをこれから検討していく話になりますので、国が描いた青写真3年間というところを当然目標というか、そこを指標として考えていくということになりますけど、現在のところは、まだ在り方協議会でもここまでにいうところの明言とか、そういったところもしていないものですから、基本はその3年間ですることからやっていくという考え方ではあるんですけど、はっきりしたちょっと期間については、現在のところはまだ出してないという状況になっております。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） あと、協議会が始まったばかりでいろいろ決まっていないということですので、なかなか聞きたいことを聞いても答弁になるかどうかというのがあるもんですからあれですけども。

先ほど自分が伺ったその活動する施設というか場所とか、また運営費とかそういうものも、とにかく家庭の個人的な負担が増えてしまうということは事実だと思うので、そうするとなかなか逆にそういうものをやる方が、やる生徒がなくなってきちゃって、また私のすぐ悪い考えかもしれませんが、町にたむろしている中学生が増えちゃうかなというふうに思っちゃうものですから、それはそれでまた。

令和7年度をめどに、休日の部活動から段階的に地域に移行していく方向というふうに町長の行政報告があったものですから、その都度、今後また、まだ今5年だもんで、6年、7年とあるもんで、その都度進捗状況について、今後もこの件についてまた質問していきたいと思しますので、今日は以上で終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で10番、八木 栄君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 3時25分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めましておはようございます。

本日は定例会20日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日は提出されました第53号議案 令和4年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議案第53号の質疑

○議長（大石 巖君） それでは、議事に入ります。

日程第1、第53号議案 令和4年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから第53号議案についての質疑を行います。

質疑は最初に歳入の1款から11款、21款についての質疑を行います。

引き続き歳出の質疑を行います。議事日程のとおり本日は1款から4款及び12款から14款までとし、款別に区切って質疑を行いたいと思います。

説明員を入れ替えながら進めるため、出席する説明員による順番が前後する場合がありますが、御了承願います。また、歳入の1款から11款、21款以外の歳入については、歳出の財源に合わせて行うようお願いをします。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いをいたします。また、簡潔明瞭に審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないよう御協力をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

初めに、歳入の1款から11款、21款についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 町民税、固定資産税についてお伺いします。

決算書の12ページから13ページです。

個人町民税と固定資産税の現年課税分の収納率を比べますと、町民税が98.56%で固定資産税が99.54%。高い率ではございますけれども、固定資産税のほうが約1%高い。これは

例年同じような流れで来ていますけれども、その差の要因というのは何なのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 税務課長、中村真也君。

○税務課長（中村真也君） 税務課でございます。

収納率の固定資産税と町民税の関係ですけれども、固定資産税につきましては毎年回収者が固定というか大体変わりがございません。しかしながら、町民税につきましては会社を辞めたりだとかそういうことの人の変動があるものですから、収納率のほう若干開きがあります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 説明書、主要欄の説明書を見ていますと、その口座振替利用率が固定資産税は令和4年の場合67.31で町民税の場合は32.7%になっている。これは大体何年も同じ。要するにその、口座振替を増やせばもっと上がると思うんです。令和4年でいけば、1%ということであれば、1,600万ぐらい増収になるわけで、その、人が変わるということもあるんでしょうけれども、そういうことに関して口座振替というのを確実に増やしていくということができれば、より収納率は上がると思うんですが、その点についてお伺いします。

○議長（大石 巖君） 税務課長、中村真也君。

○税務課長（中村真也君） 口座振替につきましては、毎年納税通知書のほうを発送するときに口座振替の御案内というか、そういう通知を中に同封して御案内をさせていただいています。今コンビニ収納、それから、スマートフォンアプリの収納とかも増えていきますので、その辺で大体数字が固定、利用率のほうの数字が固定して、大体ほぼほぼ変わらないのですけれども、そういうような取組を行っています。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 口座振替、どんどん増やしていただきたいと思います。

今までずっとその通知を入れているのは知っているのですが、それだけでは上がらないということが分かっているのであれば、さらなるその対策を考えなきゃいかんと思うし、コンビニとかアプリの収納というのができるようになってきているので、それを含めてどんどん収納率を上げていくという努力をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前 9時07分

再開 午前 9時09分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、歳出に入ります。

歳出の1款議会費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費、1項総務管理費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の21ページ、多文化共生推進事業でこれなんです、この特定財源の内訳を見ますと、外国人受入れ環境整備交付金、これが6万2,320円とついてございます。決算書のほうの歳入の31ページを見ますと、ここのところに外国人受入れ環境整備交付金がございます。こちらでは423万7,307円となっております。ほかにはそんなにこれ、この交付金を使っているところが探したけれども、見当たらない。そうした中で、じゃ、この差額はどこに行っちゃったんだろうというところで、担当課のほうにもお伺いしたのですが、そうしたところ人件費に使っていますよというお話でございました。

人件費であります、我々というか追えないというか、どこの人件費に行ったんだろうというのが探せないんですね。もともとステップアップシートというかこの説明書においても人件費についてはというところで載っていない。これ、交付金なり補助金、国からもらったものについて追えないというのはどうなんだろうというのをすごく思っております。特に今回なんか差額が非常に大きい。これ、何とかならないかなというのが一番の疑問なところで、例えば、こういった交付金について、いただいたもの、いただいたものと言うか、についてはたとえ人件費でもどこかに記載があれば、あ、ここに使っているんだと我々も分かるというところで、ぜひ、そういったことができるかできないかというところでお伺いします。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

ただいま議員のほうから外国人の受入れ環境交付金の内訳ということで、今お話がございました。

まず、今議員がおっしゃられたとおりこの外国人の受入れ交付金につきましては、確かに423万7,307円の歳入があり、そのうちその該当事業であります多文化共生推進事業費のところには6万2,320円、それ以外には2款の、2款1項総務管理費の6目、企画費の2の事業になります、ここは会計年度任用職員のところになります、こちらに残りの417万4,987円が充当されているというものとなります。

この会計年度任用職員のまず、関係なんです、令和元年まではこの会計年度任用職員は各事業の人件費としまして、臨時職員ということでこの事業費の中に含まれておりました。ですので、その当時はその人件費分がこちらのほうに入っていたということになります、これが令和2年度から会計年度任用職員ということで新たに事業化されたことから、今回このような差異が生じているということになっております。

ちなみに、令和4年度におきまして、国・県からの交付金、それからあと、補助金等で職員の時間外などや、あと、会計年度任用職員の人件費等も含まれる事業といたしましては、

ちょっと代表的なものになりますが、個人番号カード交付事務費補助金、それから、国民年金事務費の委託金、あと、地域子ども子育て支援事業費とか、あと、さらに新型コロナウイルスワクチン接種の体制確保事業、また、子育て世帯の生活支援特別給付金の事務等の補助金にはこの人件費等が含まれておりまして、全部で20事業令和4年度ではございました。

この20事業に係るこの国の補助金等の総額ですけれども、2億5,630万4,000円ほどとなります。このうち、この2億五千何がしの中に会計年度任用職員等を含む人件費ですけれども、人件費の額は7,890万6,000円ほどということになります。

決算に係るこの議会審議の関係で、参考資料としましてこの主要施策のほうを出させていただいております。こちらにつきましては、人件費を除く全ての、人件費を除く全ての予算事業を提出するというので、これまで議会と協議がなされているものでございますが、今回議員からの御意見、また、会計年度任用職員の制度が創設されまして、2の事業というのが新たに加わったものですから、この辺につきまして人件費を含めます事業費の財源内訳につきましては、どういう表記にしていこうかというので今後検討させていただいて、次につなげていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ぜひ、そのような形でお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

14ページを見ていただけますか。庁舎管理の部分です。

全協でいろいろお聞きをしまして、それで、内容は、大分内容に関しては大体聞かされました。そして、特に、何て言うんですか、この設計の中で結果が出た中で、理事にもお話をしたときには相談をすると、どこかでね。相談をすると行ってくれたんです。私から見ると、おそらく相談するところは設計事務所、ここを設計したところ。大きな設計書がありますよね。多分、設計資料の中では地震というやつに入っているはずなんです。間違いなく。そうすると、その辺をどこか行き違いとかあったかもしれないですけれども、状況を見ると地震を考えたときにはおそらくカーテンホールが跳ねるでしょう。大きな打撃をそのまま置くと起きる可能性がありますよね。そのときに、下をしっかりと止めてやれば、全体が多少もつかなど。

一番の設計の難しいところは、あそこに、角に柱がない、要するにあそこにすごい応力、変形が起きますので、その辺でお願いをするわけですけれども、どこか設計事務所で、そこに言ってその辺をちょっと相談をしていただく。そして、直していただくことが、やはり庁舎の管理、町の人たちが使うところを安全にやるには必要なことだと思うんです。その辺でぜひ、お願いをしたい、一つはそれをお願いしておきたいと思うんですけれども、どうなんですか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

庁舎の修繕につきましては、まずは緊急度の高いもの、優先順位をつけながら実施してい

るということがございます。

今議員のおっしゃられたところについても、当然うちとしては把握して、もう、既にこの携わっている業者、建築したときの業者です、そういうところにも相談をかけながら、実際まちづくりセンターのほうにもちょっと御相談させていただいたのですが、案件としてそこが対応できるかできないかということもあって、ちょっとまちづくりセンターのほうはちょっと今回断られたというか、ちょっと受けていただけなかったので、その中で建築士さん、関わっている方、いらっしゃいますので、そういう方とそういうものについては相談してやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 我々が設計するとき、その電子部、金属と金属がぶつかると必ず弱いほうにさびていくと、そういうものがこれ、普遍的な法則があるものですから、それをやるならもう、絶縁しかないんです。そういう意味でお願いをしたいんです。

それともう一つは、もし、やるとしたら、工事、エレベーターそのものは恐らく1か月くらい止めなければいかんということになるんです。今回、なぜここでやったかという、今回エレベーターの中もいろいろ止めて点検、修理やるでしょ。そのときにやるのが一番合理的であると思っているんです。その中で、町の財産を使うわけですから、一番いい方法、一番いいタイミングをもってやっていただきたい。それがもう一つのお願いですので、その辺のことをどういうふうに考えますか。お願いいたします。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 決算ですので、この先のやり方については、当然ちょっとまた、いいタイミングで考えていきたいと思うのですが、予算が伴う話でございますので、その辺も踏まえて対応のほうはしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 生活交通確保対策費、説明書27ページについてお伺いします。

地域間幹線系統確保維持費補助金、これは平成30年度の99万7,000円から令和4年度の950万1,000円とこの4年間で約10倍に跳ね上がっています。この跳ね上がりというか、増額。それに対してどういう状況でこういう結果になっているのか、まず、説明願います。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

この地域幹線系統確保の補助金ですが、これは今、県のほうであります地域公共交通計画の中に載っています赤字路線、今うちのほうで言いますと静波、藤枝、相良、島田ということがございますけれども、今、その部分が赤字路線ということで取り上げられておりますが、そこの中の全区間のところの赤字を埋めるという補助金なんですけれども、これに関しては牧之原市、吉田町、あと、島田市がそれぞれの路線の相互区間に合わせて、その赤字分を案分して、その分を負担するというところで補助金のほうを出しております。これにつきましては、コロナ禍ということもあって、そういう中で赤字があったということで、コロナ禍については増えているということもございます。あとは、燃料費の高騰であるとか、人

件費の確保であるとか、そういうものの要素もその中に含んでいますので、そういうものについて赤字が増えたというところで、今回その補助金分が上がっていったということで考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） これに関しては、もともとは要するに国とか県とか補助金が出て、それで、足りない分を市町で補填するという理解なんですけど、その市町の分がどんどん増えているということは、もう、しずてつからの要求がむちゃくちゃ増えているということなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

要求が増えているというか、その査定につきましては人件費であるとか、あと、その路線のバス賃の収入であるとか、そういうものをある計算式に全部当てはめて、一定の計算式に当てはめて計算していますので、それがむやみやたらに何でもかんでも経費として見ているものではなくて、ある一定の基準がありまして、その中の経費を案分して出しているということでございますので、むやみに増えているということはありません。そういう中で必要な経費について、これは国費、先ほど言った県費も出ていますので、そういう中ではそういう査定をさせていただきますので、そういう中でやっていますので、適正なものであるというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 先ほどのコロナ禍によってこういう高騰が起きているという説明ですと、令和5年度の予算ってこの額よりもっと高い額を当初予算に据えていますよね。コロナが大分落ち着いた中においてもまだ、高騰するという読みはどのような読みで上がると想定して当初予算の額を決めたのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

これ、そのある一定のその基準がございまして、その中のある金額に応じてうちでも予算措置をしているわけでございますが、乗客のほうに戻ってきたということもございしますが、先ほど言いました燃料費の高騰、あとは人件費の確保、そういうところがその燃料費よりももっとかかってくるということであれば、それは必要経費でございますので、やはりその分はどうしても補助として見ていかないと路線が確保できないということもございまして、要因とすればそういうものも要因になってくるのではないかとこのように考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありますか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

29ページを見てください。ユニバーサルデザインの推進事業です。

この全員協議会の中でなぜゼロ円かとお聞きしました。その聞いた理由も言いますけれども、この中で公益財団法人の市町村公益財団協会の助成事業として公共施設ユニバーサルデ

ザイン化及び省エネルギー機器購入助成金、助成にエントリーして公共施設のユニバーサル化を進めていきますという返事をいただいたんです。それで、今日の新聞を見ていると、いよいよ高齢化が10人に1人、80歳以上。このユニバーサルに関して、私は決算というのはその確保が大事なんですけども、決算から読めるものを予算につなげていくのが一番大事なところだと思っているんです。それで、そういう形でお聞きをするんですけども、そういう年寄りの方、80を超えた人が10人に1人の世界になってくると、もう、我々が、自分も入ってきていますけれども、簡単に考えているのではなくて、もう、5センチの高さが突っかかって、それをけがすると、骨を折ったりすると寝込む状況が続きます。そういうことを考えていくと、このユニバーサルデザイン化って各地域に、各部門に任せていって、各それぞれの理念をそこでやるんじゃないなくて、吉田町としての一つの理念を、統一した理念を持って、そして、そこでしっかりとした管理であるとか方向であるとか、それと、高齢者のための小さい子供さんのものをつくっていくことも必要だと思うんです。

ぜひ、そういう意味で、ここで言いたいのはゼロ、中ではやっていますよという返事だったんですけども、統一をした中で、理念を統一した中で、吉田町の中での理念を統一した中で、そのどこかで評価をするところをしっかりとやっていただきたい。契約の管理にもかかってくるけれども、そういう意味でお聞きをしたいのですけれども、そういうところの今までの過去の考え方というのは、そういうのはなかったのですか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

このユニバーサルデザインに関しましては、今議員のほうから説明のありました補助金、公共施設に関しては補助金のほうを補助しまして、LED化とか省エネ対策だとか、そういうものに関しては補助金を出して進めているという中で、今、町の理念としてユニバーサルデザインはどうかというお話でございますけれども、町のほうとしましてもそのユニバーサルデザインに関しては、その建築物に関してはバリアフリー法とかそういうものもございしますので、そういう中でそういうものは厳正に審査するという中で、先ほど言った段差であるとか高齢者の階段のほうをどう、スロープ等で対応できるのかどうかというところは当然そのバリアフリーの関係でありますとか、あと、民間でありますと現地確認を出すときにはハートビル法とかそういう法律があって、そういうところで補助できるようなものは補助していきますので、そういう面では町としても、あとは、そのユニバーサルデザインというのはどういうものかというものの周知に関しましても広報等とそういうものを通じて、町民の皆様にもそういうものを周知していくような活動もしておりますので、そういう中で町としても今後もユニバーサルデザインについては進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかには質疑ありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の二十、先ほどと同じ27ページなんですが、ここで出ているのが、すみません、バス交通活性化対策事業費補助金の交付ということで、事業者へ役場前バス停付近へのバス待合所兼観光情報発信拠点設置にする補助金を交付ということで、これは役場のところのボックスと言うか、だと思いのですが、当初予算ではそうした話がなかったんです。この、これ

は特定財源の5市2町連携中枢都市圏構想事業費負担金を多分、これも充ててやっていると思うのですが、当初予算ではもう、ほとんど1万円ぐらいしかついていなかったんです、この金額が。たしか。そうした中で、急にと言ったらおかしいんだけど、これをやることになったその経緯というものがあるようでしたらお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

このバス交通活性化対策事業費補助金ということでございますけれども、これは生活確保対策、生活交通確保事業の中でも当初予算でもあそこに待合所を造るところで、取りあえず予算計上としましては1,000万予算計上をさせていただいております。その中で、1,000万であそこに待合所を造るところで事業を進めていたわけでございますけれども、どうせあそこに待合所を造るのであれば、ほかに付随して何かPRできるものがないかというところで今のスタイルで観光協会のほうにお願いをして、あそこで観光拠点のパンフレットであるとか、そういう周知も含めたバス待合所を造ったらどうかというところが、その実施の中で浮上してきまして、その中で観光協会のほうと合意をいただきまして、今のようなスタイルになったというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

そういう理由というのは理解できました。

これ、先ほどちょっと確認して、新しいのが出ているのかもしれないんですけども、これは第2期静岡中部連携中枢都市圏ビジョンということで、2022年度から2026年度までというやつね。これの53ページに出ているのですが、コミュニティスペース整備事業ということで出てございます。ここには事業の概要として「牧之原市、吉田町、静岡市を結ぶ特急静岡相良線のバス待合所の機能等を有する施設をテレワークスペース等の機能を備えた施設に改修するための支援を行う」というようなことが出てございます。先ほどの御答弁だと、観光、町の観光を兼ねた物産とかのという話だったんですけども、ここにテレワークというような言葉が出ているんですけども、それについてはあそこを最初からそういうのも念頭にあったということでよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

その5市2町の連携都市圏、中枢連携都市圏の補助金でございますけれども、今議員がおっしゃったコミュニティスペースというのは、全協のときにもちょっとお話をさせていただきましたけれども、小山城のところの、ところにテレワークスペースを造りたいというところで予算計上させていただいたのが今の場所でございます。今回のこの役場前のスペースにつきましても、これはもう、バスの待合所というところで最初から予算計上させていただいておりますけれども、そこにつきましても待合所というところでございますので、Wi-Fiを設備して、テレワーク、その中には書いてございませんけれども、テレワークスペースも含めて整備しようというのは当初からあった計画でございます。

ただ、先ほど言った小山城のほうにつきましても、最初待合所も含め、も兼ねたそのテレワークスペースを改修として造ってきたいというところはございました、を計画していた

わけでございますが、やはり、ちょっとお話しさせていただいた、ちょっと事業者との合意がちょっとうまくいかなかったというところで今回そちらのほうは中止になったというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうしますと、向こうが頓挫した。その後ですよ、これを作ったの。計画はあったにしても。そうしたら、ここ、ここを、じゃ、向こうでそのテレワーク云々のものも兼ねたものに、もうちょっと大きくするというようなことはできなかったのでしょうか。向こうはどうせ、向こうもお金かける予定でそれなりの予算を取ってあった。こっちもそれなりの予算があった。片方が頓挫したのだから、じゃ、それをこっちにがっちゃんこして、じゃ、こっちをちょっと大きくしようというような話にはならなかったのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

今お話のありましたコミュニティ、あちらのスペースのほうとこちらの待合所のほうをお金は向こうで余ったお金をこっちにくっつけばいいというお話がございまして、くっつけるといふか、こっちに流用して、じゃ、こっちの予算を多めに、もっと大きなスペースのものができないかというお話だったのですけれども、この5市2町の連携中枢都市圏事業の中では、そこの流用というのがちょっとできません。それは、時間的なものもあって、首長同意がどうしても必要になってくるのですが、ちょっとその時間がなかったという中で流用ができないものですから、向こうは向こうの事業、こちらはこちらの事業の予算の中で事業を進めるしかございませんでしたので、それと、今のスペースというのが最終的にその公共交通計画の中では、あそこを今後どうしていくかというところもございまして、取りあえず移動できるものというところを前提に最初計画をしておりましたので、あのくらいのスペースのところ、設置をさせて、予算の範囲内でありませけれども、ああいうあれぐらしいのスペースを設置させていただいて、その中にWi-Fiとか設置しまして、テレワークスペース、機能の一部もその中に取り入れているというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

補助金も使うのはもちろん、町の自腹を使わずに補助金で賄うというのはすごくいいことだとは思いますが、それだけに固執しちゃって、補助金を流用できないからこっちはやめるじゃなくて、もうちょっと柔らかく、町のお金を使ってでも、じゃ、町民のため、その利用のため、テレワークのためとしたらできるんじゃないかなという、すごくそういうのが思っていたんですけども、何かにつけ補助金が、これにはこの補助金、これにはこの補助金、ここは流用はできませんよという中でこっちはやめて、片方やめて、こっちはこっちだけにしましたという話なんですけども、そこにはもうちょっと柔らかく考えて、多少町のお金を使ってでももうちょっと、一つじゃなくて二つにして、移動できるようなものにしても。片方は完全なるもう、テレワーク用のものとかというふうにもうちょっとこう考えたらどうかなと思ったのですが、そういう考えは一切なくて、もう、この補助金を使うにはもうこれ、これは流用できないからもう、こっちは駄目だったからもう、それはそれで駄目。こっちはも

ともとそれを使うものがあつたから、こっちはやりました。それだけじゃなく、もうちょっと考えていったらいいのかなと思うのですが、その辺いかがですか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

先ほど説明させていただきましたが、当初からあのくらいのスペースということで考えましたのは、先ほど申し上げましたその公共交通計画の中で最終的にあそこの待合所であるとか、あとはバスの動線であるとか、そういうものも含めまして、どう今後あそこをどうしていくかということもございます。全体の庁舎管理のことも考えた中で、あそこをどういうふうな形で進めていくかという中でありますので、今の場所というのはどちらかというと仮設的に今、動かせる状態にして、今後あれも含めてどう利用していくかということもございます。あと、大きさにつきましても利用者がどのくらい実際使っていただけるのかということもございます。デマンドではないですけども、実証実験みたいな形でどのくらいの人があるのかというところもまだ、手探りの状態でございますので、今取りあえずあの大きさを仮設的な待合所を造っておいて、最終的にはその全体の計画を考える中でその増設するのか、大きさをどうするのかということも含めて検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今同僚議員からありましたけれども、予算の使い道というような観点で、その交通安全施設整備費、49ページの表に3つの工事が記載されております。まず、この事業は実施計画では500万の予定でしたけれども、当初予算は976万8,000円に増額されています。この増額された理由は何だったのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

増額の理由でございますけれども、49ページの説明のところにもございますように、吉田町子供移動経路に関する交通安全プログラム、これに基づく合同点検がございまして、この事業を行う中でやらなければならない箇所がありますので、そのところの関係で工事費のほうを増額させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） この3つの工事がありますけれども、この予定価格を単純に合算すれば、当初予算を上回っています、の額を上回っています。これはその順番に入札やっっているわけで、その入札の差額が出たということで増額したというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

工事の予定というところがございましてけれども、こちらのほうにあります令和4年度防災安全交付金事業、この中の安全施設設置工事のカラー舗装工、あと、令和4年度と同じく防災安全交付金事業の交通安全施設工事の防護柵を、こちらについてはそれに、ものに当たる

ところになりますので、それによる増額でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） すみません、もう一度。意味がよく分からなかったのですけれども。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） すみません、説明のほうがあれですけれども、特定財源の中の社会保険、すみません、社会資本整備総合交付金、こちらがございます。この執行をするものに当たるものがこちらの防災安全交付金事業というところにございまして、そちらのものを執行するに当たりまして増額をしているところがございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今の話と当初予算の、当初予算ではもう、予定されているわけですね、補助金は。途中から補助金が増えたという補正はやっていないですよ。そうしたら、それは最初から分かっていたことで、これをやるから予算を増やしたという話ではないと思いますけれども。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） それはいいとして、結果的に工事というのは当初考えていたものよりも増えたんでしょうか。最終契約、何番でしたっけ、それで予定していて、途中で契約更新もやっていますよね。契約更新やってどんどん金額的には増えている。でも、一応最初当初予算の中には収めている。そうすると、3番目の事業なんていうのは当初契約金額が160万か、それで、追加で契約更新で130万、140万増えている。そうした中で、工事の範囲、これ、グリーンベルトかなんかやったかと思いますが、それを工事の範囲というのは増えたのか。最初の契約が予定よりも高くなってしまったのか、そこはどうなんでしょう。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

工事につきましては、当初予定していたものよりも増えています。これにつきましては、まず、防災安全交付金のカラー舗装のほうにつきましては、こちら、区画線のほうを増工してございます。あと、先ほどの防護柵のほうのお話しです。こちらにつきましても当初予定していた防護柵よりも当初ですと65メートル予定しておりましたが、こちらにつきましては事業進捗とも図るようなこともございまして、58メートル増工しておりますので、当初よりも増えている状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） ちょっと今の話の流れからそれるんですけれども、例えば、その入札番号27号の工事の変更契約が契約日が工事終了日の前の日なんです。1日前に契約更新して、ほかの工事の変更契約から工事終了まで極めて短い日にちしかない。これは、今、工事を結構延ばしましたというんですけれども、その1週間でこれできたのかというところでもないと思うので、なぜ、変更日がこんなに遅くなっているのか。そこはどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

まず、工事のほうの関係の変更契約と変更契約日の日と、あと、工期の期間が短いというところのお話しになりますけれども、吉田町の請負の工事監督要領、こちらのほうの指示により、追加工事の内容につきまして、先に受注者と事業につきましては協議を行ってごきます。その後に吉田町建設工事の設計変更の事務取扱要領に基づきまして、変更の指示のほうも、指示書のほうを交付させていただきます。その後に契約をしているということになります。実際の変更日の後に工事というわけではなく、その前の指示書によって工事のほうを施工してごきますので、それにつきましては問題ないところでごきます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 工事のほうはそれで。

要は当初予算で考えていたものよりも多く工事はやりましたという結果ということだと思いますね。

では、そうするとこちらに話移るのですが、去年の決算のときに繰越金、約12億ぐらい出て、その主な原因が町民税の法人の当初予算に対して入ってきた額が3万ぐらい、3億ぐらい違ってたと。その余った金というのはもう、明らかになっているのであれば、もう調定額はもっと早めに分かると思うので、であれば、当初予算で決めるときに落とされた工事というのは復活させてやったらどうかというお話をし、それは積立、積立というか繰り越して3年ですが、令和5年度からの予算を考えるとどういう使い道をするかというお話がございました。それもその3年で使えるやつが5年で、2年たつというのもおかしな話だと思うんだけど、それは今の会計システム上仕方がないと思うのですが、先ほどのようにその工事に関して言えば、要するに予算があるから、よし、じゃ、追加工事やろうという、これは許されるわけです。にも関わらず、でかい歳入という範囲の中では金が余ったとしてもこれは残しますという話なんで、この辺のバランスというか、どういう判断でそういうことをやっているのか、それは何か説明できますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、平井光夫君。

○理事（平井光夫君） 当初予算で認められて、項ごとに予算配付という形で各課事業執行に入るわけですが、そこはその中でその予算の歳出圏、認めた歳出圏の範囲内であれば、それは当局側でその範囲、認められたその歳出圏の範囲内では弾力的に、それを超えることは1円たりともできませんが、その歳出の枠であればその辺のところを効率的にやるということは認められるかと思えます。それで、次のその、じゃ、繰越金の話ということになると、これはもう、全体で判断しなければいけませんので、その繰越金をどう使っていくかというのはその時点ですぐということではなくて、我々毎年当初予算編成の中で優先順位を決めながらやっておりますので、何かそこで繰越金でだから、さあ、使おうという、そういうことではなくて、全体的なことを検討して判断して、優先順位を考えて執行していくというプロセスがあるものですから、その場ではやらずにその繰越金も含めたものを当初予算編成の中で考えると、そういうことごきます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） これに関しては最後にします。

要は今、令和3年度が12億ぐらい、令和4年度が約10億の繰越金をつくっているわけですが、吉田町とすればどちらかというのを金をつためる時期であると。3年のときに町長のほうか

らもいろんな、今後いろんなことがやりたいとおっしゃっていたわけですから、今はためる時期であるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、平井光夫君。

○理事（平井光夫君） 昨年たしか町長からそういう御答弁がありました。

それで、今我々第6次の総合計画をいろいろ検討している中で、やはり今後、インター周辺の開発だとか、大幡川幹線だとか、また防潮堤もあります、全周防御というのもありますので、結構な事業が、大型な事業が出てくるんだろうと思っております。

したがいまして、昨年の町長答弁のとおり6次に当たってはその辺の使い方を考えていかないといかんと、財調20億みたいな目標として一応答弁はしておりますが、それは今度また6次のときにはその高さがどうなのかということも含めて検討していくべきであろうと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

説明資料の22ページになります。こちらの地域交流費です。こちらのほう、主にカムカム補助金等が主に行われているところになります。

今までコロナ関係でなかなか利用したい団体さんもいましたところ、利用できなかつたりとかもありましたが、令和4年度は4件ほど団体さんのほうが利用されており、また、予算のほうの金額も町のほうも大分金額を上げていただいて、決算額は執行率は低いながらもかなり順調にカムカム補助金のほうは利用されていると思います。

町のほうでこのカムカム補助金を利用されるに当たって、町のほうで周知する努力というか、令和4年度はどのような形で努力をされたのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

カムカム補助金につきましては、そのある一定の集客を見込んだ中でそういうイベントに関して町が補助していくというところがございますけれども、こういうものにつきましてもホームページであるとか、そういうもので周知もしてございますし、あとは、メディア等をもし、のところで使えるものであればということもございます。あと、このカムカム補助金を使う方のほうにも、このカムカム補助金を町の制度として利用していますよというところの周知をしてもらうように、そういうことでなるべく多くの方にこの補助金があるということを知ってもらう周知は、そういう面ではしているということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

そうですね、利用していただいている団体さんも周知の一つの方法としてチラシ等にご載せていただいて、いろいろと広げていただいているのは重々理解していますし、その成果もあって大分こちらの利用される団体さんも固定というか、されてきているかなというような感じであります。

こちらのカムカム補助金のほうの要綱ですけれども、大体その大型イベントに対して大体

5,000人以上の来場者の方たちがあった場合のイベントに対して、こういった補助をされているような要綱になっているわけなんですけれども、このここ最近のコロナ禍の関係でそういった大型のイベントがなかなか開催しづらい状況もある中、小規模なイベント等で町を盛り上げてくれたところもあるわけなんですけれども、町としまして今後そういった小規模の団体のそういったイベント等に対してこのカムカム補助金に代わるような何か、そういったものというのは今後考えるような予定とかはあるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課でございます。

まず、カムカム補助金のほうですけれども、このカムカム補助金につきましては、それこそ人数に応じて金額というのは決まっています、最低でも5,000人以上1万人未満というところで10万円というのは補助しますというところでございます。

このもともとカムカム補助金の目的というのが、その大規模イベントの招致というところで、なるべく多くの方に来ていただくにはどうしたらいいかというところが目的でございますので、カムカム補助金についてはあまり小さいイベントまでということでは考えてございません。目的がそもそも大規模イベントをどう周知していくかという話でございますので、先ほど言ったその、じゃ、小さいものの補助金ということでございますけれども、例えば、にぎわいスポーツであるとか、そういう補助金でもし、対応できるものがあれば、そういうものをぜひ、使っていただいて、イベントであるとかイベントでなくても、例えば、開発する、何か商品を開発するであるとか、そういうもので町のほうのにぎわいのほうに参加していただけるようであれば、そういう補助金制度もございますので、そういう補助金制度を使っていただいて、ぜひ、町のにぎわいに参加していただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

そうですね、カムカム補助金の目的がもともとあると思いますので、そのの枠の中だけでは難しいという答弁をいただきました。

その、そういった中、別件でそういったそののにぎわいの創出等のところで対応できるようなものがもし、ある、そちらのほうで対応できるかもしれないというようなお話も今、いただきました。また、そういうものを希望される方もいらっしゃると思いますので、ぜひ、ホームページ等でもう少しそういったところも町のほうの特徴として周知できるようにしていただいて、もっと町をにぎわいづくような形で地域の方々に利用していただけるようにつなげていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の39ページ、自治振興費のところでございます。この中では、女性登用、自治会の役員さんということで20万円これまでインセンティブということでやってきてございます。これはそもそも10年くらいの期間においてやっていきますよというのが出だしにありました。

そういう中で、もう既に6年、7年、令和4年で6年、7年かな、になると思います。これまでこのインセンティブとしてやってきた中で、じゃ、その女性を登用した中で、その自治会がどのような効果があったのかというのを町のほうでは何か認めているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

こちらの補助金ですけれども、国の男女共に仕事と家庭を両立する社会の実現ということだとか、あと、それを受けて町でも住民一人一人が生き生きと暮らせる町づくりの実現を受けてというような男女共同参画プランを策定しておりますので、その中の一つの取組として自治会、今まで登用がなかった自治会の中で女性の登用ということでやっていたということでございます。

議員おっしゃるように平成27年からこの活動をやりまして、もう令和4年度で8年目かな、ということになっております。

最初令和、平成27年度当初も町の取組に賛同していただきまして、自治会から初年度も4人という女性登用がなされました。今8年目ですけれども、令和4年度は8人の方の女性の登用がされております。平均しますと年間で4人、5人と、4.5人という数字がはじき出されますけれども、確実に一步一步進んでいるかなというふうに思っております。

その効果としましては、当初から賛同していただいて女性を登用いただいているという、定着に向かって進んでいるということと、あと、もう一つ、各自治会へアンケートを実施をさせていただいております。各自治会からの御意見としましては、女性の考え、目線は各種イベントや防災関連に必ず必要となっているので、女性の登用は大変こういうことをやっていただいていることだというような御意見だとか、女性の前向きな意見や提案が増えてきていることだとか、あと、女性登用のきっかけづくりとしてこのような補助金は大変うれしかったと。今後も継続してほしいというようなことも伺っております。

ただ、女性登用のため、女性の登用ということの補助金ということで、ちょっと違和感を感じているところもあるところありますけれども、当町としましてはこういった風土づくりのきっかけとして捉えておりますので、この女性の登用は大変よかったことだなというふうに思っています。

あと、国の、総務省のほうで出された冊子のほうからも町のこういった取組が取り沙汰されて、各全国に示されたところもありますので、効果としては上がっているというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

女性を登用している自治会、当町では4自治会ある中で北区と片岡が多いんですかね。川尻地区もここ2年くらい登用されている。そうした中で、住吉はもう、ゼロですと来ています。住吉の自治会長さんとかにもいろいろお伺いするのですが、なかなか男性ですら町内会長、やりたいよという方がいない。そうした中で、女性はなおのことという中で非常に大変な思いをされているようです。

では、インセンティブがあるから女性をって、なかなかいかない。そうした中で逆にその女性だからというところで、分かるんですよ、国の男女共同云々も分かるし、分かるのです

が、じゃ、ジェンダーフリーを考えたときに女性だからとやっちゃっていいのか。そこがすごく引っかかっているようです。

住吉自治会の場合は、女性の参画するところというのはすごくいろいろあると。今、女性部と言っているのか婦人部と言っているのかちょっと分からないですが、その各町内会と組にもそういう女性部というものがちゃんとなっていて、お祭りにしても運動会とかにしても、防災にしても、その方々にいろいろお願いすることもあって、やってもらっているの、自治会全体から見たら、男女一緒に共同でやっていますよというお話も聞いています。だから、特別、その町内会長にならないといけないのかというような御意見もございませぬ。だから、その辺を考えると、じゃ、あと2年ぐらいあるとして、これまでずっとそれによって20万なりを上乗せしていただいている自治会が、これがなくなる、もし、なくすとしたら、急に、じゃ、それがなくなっちゃったら今までの何だったんだという話になるし、その辺の、じゃ、今後どういう方向で行くのかというところで、もし、お考えがあればお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

先ほど来繰り返すことになるかもしれませんが、補助金というものはあくまでもきっかけづくりということで、町が補助金を出すことを別に目的にしているわけではありません。女性の意見が町内会活動に反映されたりとか、または自治会活動に反映されたりとかという方法は、別に補助金じゃなくても議員おっしゃるようないろんな方法があると思いますので、そういったことをまた、いろんなことを考えていきたいなどは思っております。

この補助金をやり始めたときも自治会の皆さんとも相談しながらやり始めた補助金だと思いますので、今後、10年たった後です、どういった方法が一番いいのかということもまた、自治会の皆さんと相談しながら、新しい方策があれば考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 平野です。

職員人件費の中で、時間外勤務手当についてお伺いします。

時間外勤務手当は1億円を超えた平成28年から減少しまして、平成29年は7,200万ぐらいまで減ってきましたが、ここ3年、4年と再び増加傾向にあります。3年度、2年度からあるのですが、4年度はその会計年度任用の職員の残業の報酬というか手当を加えると、もう、1億を超すという状況です。

3年度からは新型コロナ、先ほど理事のほうからもありましたけれども、イレギュラーな業務とか残業とかあって、それを除いたとしても令和4年度は令和3年度に比べて1,600万ぐらい残業代が増えているわけなんです。この今上昇している要因というのは何なのでしょう。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

令和3年度と令和4年度、職員人件費の時間外を比較しますと、確かに増加傾向でございます。

考えられる要因としては、三つほど考えておまして、まず一つは、コロナから回復をし

てきているということがまず一つでございます。2020年、令和2年です、に流行したコロナですけれども、新しい生活様式というものも確立して令和4年度には少しずつイベント等が元に戻ってきた時代でございました。子供たちを対象にした生涯学習活動です、そういったイベントも戻ってきておりますし、あと、町の3大祭りです、たこ揚げだとか花火だとか、あと、小山城まつり、そういったイベントも全て元に戻るといことはなかったのかもしれませんが、実際はやり始めたのも令和4年度でございました。そういったところで、令和2年度、3年度にはなかったイベントが令和4年度で実施されたことによる業務量の増というものがまず一つ考えられております。

二つ目としましては、今コロナからの回復という話をさせてもらったのですが、二つ目の理由はまた、コロナの今度オミクロンというものが流行したというのも令和4年度でした。オミクロン株は非常に感染力が強いコロナでして、職員も7月、8月、夏のときとか、あと、秋です、11月から冬の初め、冬です、11月からの多くの職員が感染をしました。ちょっと私のほうの記録で言うと、延べ人数ですけれども、150人ぐらいの職員が感染したという記録もあります。そういった職員の休みを抱えながら町民サービスを低下させないように残っている職員が業務を担っていたというところでどうしても残業が増えたということが二つ目の要因でございます。

三つ目の要因としましては、令和3年と令和4年を比較しますと、大雨等の対応がちょっと増加しているということが、記憶としてございます。令和4年度の時間外が発生した勤務日数が7日でございました。令和3年度はそこが4日ということで、どうしても夜間で警報、注意報が出ると、どうしても夜間ずっと職員が張りついていなければいけないという対応がちょっと時間外をかさんだ要因だというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そうすると、三つ挙げていただきましたけれども、令和3年度と令和4年度比べると土木費が500万ぐらいパカンと上がっているわけです。それは大雨の影響ということでよろしいのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 全てではございませんけれども、それも一つの要因ということで考えております。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そうしますと、コロナが発生したということで、その業務というのはどちらかというとなかなか進まない、残業代は減ってきたけれども、コロナが回復すれば元の仕事量に戻れば、やはり時間外というのは増え、大雨というのは今年だけ、4年だけの話ではなくて今年もあるし、これも続くとすれば、今後、やはりその時間外というのは、一定というか上がりは抑えるけれども、このまま続くのではないかというように思うのですけれども、そうしたときに、やはりその業務の効率化ということを図っていかねばいかんと思っております。

私の経験を話しても仕方がない部分はあるんですけども、一律にあれやれ、これやれといったら、絶対長続きしないですよ。やはり、個人の働き方っていろいろあるわけじゃないですか、やり方が、個人の。基本的には個人の方は、やはり成果を出そうと頑張ってください

っているのは理解できるので、それを前提として課長とかそのグループリーダーとか、そういう方がしっかり面接して、ここはこうやったらどうかと、個々にやり方があると思うので、そこをうまくお話しして、本人も納得した上で効率化を図っていくというようなことをやれたらいいと思うのですが、その辺に関してはどういうお考えをお持ちでしょうか。

○議長（大石 巖君） 総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

時間外を少なくというか、というお話は、時間外そもそも上司の命令を受けて時間外はやるものですので、通常の勤務ではできない理由だとか、あと、いつまで仕上げる必要があるかということは、課長がしっかり把握して命令を出すということは今後も徹底していきたいとは考えております。

今議員からおっしゃられた面談というか、というものはもちろん課の中での風通しとかそういうものも関係しますので、コミュニケーションは保ってもらおうということも総務課から、また、各課には常に発信をしております。あと、町の中でやっております人事評価のところでは、課長と職員が1対1で面談をする機会ということは年に2回、3回、最初と中間と最後ということで3回設けられておりますので、そのときには体調管理も含め、仕事のやり方も含め、そこでいろいろなことは話合う機会は設けさせてもらっていますので、今後も引き続きやっていきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） ちょっと言い忘れて。要は経費削減を図れと言っているわけじゃなくて、要するに職員の皆さんの健康、みんな頑張っているんで、その健康を保ってやっていただくために、やはり過剰な労働は避けるという意味で言っているんで、あくまでも経費を下げろと言っているのではないということは御理解ください。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結をします。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

再開を10時25分とします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時23分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、2款総務費の2項徴税費から6項監査委員費までについての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、12款に行きます。公債費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 基金費についてお伺いします。

決算書の360ページ、説明書は336ページの小・中学校建設基金についてお伺いします。

決算書には10個のその基金名が記されておりまして、それらの多くは少額とはいえども基金目的が何がしかに使われているということでございますけれども、その小・中学校建設基金は取り崩すこともなく、利子を積み立てているだけであります。当面小・中学校の建設というものが無いのであれば、これ、この基金を解消して財調に戻したらどうだと。吉田町は今、金をためる時期だということもありますので、本当に使い道がないのであれば戻して、本当に今度実際につくろうとといったときにもう一回つくってもいいんじゃないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

議員おっしゃるとおりその基金については、今積み立てているだけという状態になっておりますが、実際小・中学校各学校には施設老朽化等もございますので、今後そういう修繕にまたお金がかかることも想定されます。

全体で話をすれば、町全体の施設自体が老朽化していますので、そういったところにも今後かなりお金がかかってくるということもございますので、ちょっとこの基金について、本当にどういう形で今後進めていったらいいかということについては、ちょっと検討課題としてこちら持ち上がってはいるのですけれども、また、今後の課題としてちょっとどういう形が一番いいのかということで、検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

次に、14款予備費についての質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時31分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） では、子供発達支援のほうから行きます。

説明書は119ページ、120ページです。

効果の一番下に「令和4年度から相談支援事業所COCOサポートが入り、保護者初め事業所並びに保育園への相談、助言指導をしてもらえることから、療育の質の向上へとつながった」と記載されています。COCOサポートというのはどのようなサポートをやっているものなのか、まず、お願いします。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課でございます。

COCOサポートそのものは一般社団法人たけのことという事業者にも業務を委託しております。この委託料なんですが、こちらは福祉課のほうの110ページの地域生活支援事業費の中の12節委託料の障害児相談支援事業といったものになります。こちらの事業で相談員さんを発達支援事業所のほうへ配置をしていただきまして、相談事業のほうを行っていただいております。

内容につきましては、相談指導、巡回指導、在宅相談といったことにはなりますが、保育園等に訪問をしていただきまして、保育者、保育士です、とか、保護者への関わり方や助言のほうをしていただいております。そのほかにも事業所を使うであるとかといったサービスの提案ですとか、発達検査なども行いまして、児童の発達に関するサポートのほうを行っていただきました。それ以外に町の障害児の対策について、課題等もございますので、課題等の洗い出しを行っていただきました。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 予算のときでしたか、福祉課とそのこども未来課が同じところががちちゃんで、本当に効率的にその仕事ができるのかというお話をしたと思うのですが、その点ではうまく活動されているということなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） 逆に福祉課とこども未来課が連携を取りやすくなった部分もございます。加えまして、保健センターですとか地域子育て支援センターにもこの相談員が出向くこともございまして、そこの横のつながりです、そういったところも調整をしていただいたり、こういうところは課題だからどうしようかという話合いをする場面もできて、逆に事業もうまくいった、令和4年度につきましては話合いの場も設けることもできまして、うまくいったような状況です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 令和4年度はうまくいったというお話なのですが、5年、6年、これ、広げようと思えばもうちょっと範囲を広げてうまくこれを活用してやっていくことも可能なのではないかとと思うのですが、そういうことに関してはどうなんでしょう。もっと、今の

ところをしっかりとやろうとしているのか、もうちょっと広げてうまくやっっていこうとしているのか、その辺はどうですか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

まずは今年度、令和4年度に行ったことをしっかりとやるというのがあるのですが、今、相談業務をやっただけですが、ちょっと住民が相談に来るといったところの窓口がはっきりしていないので、今度はそのところを整理して町民にPRできるような準備をしていきたいと考えております。あと、そうですね、これから令和4年度に行ったことで事業が少し保健センターでやっている事業から発達支援事業所に来られる方たちが少し変わってきておりますので、その辺の事業を整理して、どんなお子さんが来られても対応できるような発達支援事業所ができるように少し対応のほうを今、検討し始めたところになりますので、昨年のことをステップに今年度、来年度ステップアップをしていくような今、ちょっと話をさせていただきます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 説明書の100ページ、高齢者社会参加推進事業費です。

静岡県ではその65歳から自立した生活ができる期間をお達者ということで集計しております。先日令和2年度のデータが発表されまして、吉田町の男性は17.80歳で35市町中31位、女性は21.99歳で9位。男性は大体中盤スタートでちょっと上がって、令和2年度は下位に落ちてしまったと。女性も一時トップに立ったこともあるのだけれども、9位まで下がってしまっているということなんです、説明書の意図には「培ってきた経験を生かし、参加できる様々な社会貢献活動の場が整っており、積極的に活動している」と記載されております。

そこで、今のさわやかクラブの参加人数なんですが、令和元年度1,017人だったのがどんどん減ってきて、令和4年度は821人になっています。このさわやかクラブの会員の減少ということを町はどのようにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

さわやかクラブの会員の減少ということでございますが、やはり、もともと会員であった方が高齢になってきて、それから、今から会員になっていただきたい若い年代の方がなかなか会員になっていただけない現状があるということは伺っております。

さわやかクラブ自体もそれぞれの単位クラブごとに活発に活動はしていただいているのですが、やはり、コロナ禍の影響もあったのではないかなというふうには思いますが、今後会員を増やしたいという気持ちもさわやかクラブ自体で持っていただいておりますので、その辺り町としましてもどのように協力ができるのか検討をしていきたいというふうには考えております。出かける機会を増やしていただきたい、皆さんで活動していただきたいという思いはございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 先ほど申しましたように、そのお達者と重なってきていると。やはり、その人と人が触れ合うというか、そういうことによって脳の活性化が図られて、お達者度が

伸びると。自立できる期間が延びるといふようなことがあると思うので、吉田町も高齢の方、どんどん増えているのですが、それに反してさわやかクラブは減っていると。だから、そういう事情を踏まえて、状況は多分そうだと、コロナとか、若い人が入ってこないというのはちょっと聞いています。役割に若手役員、60以上で若手役員、それがいないらしいです。ほとんど難しい。それがどんどん高齢化していると。そういう中においてイベントは各グループいろんなイベントを考えてやっただきさっているみたいなんですけれども、そこに対するその資金援助というか、補助金をちょっと増やして、そのイベントをより充実させるというようにできればもう少し、そのときに人を呼んでくる。それを考えるその幹事の方とかは、イベントを考えるのは大変だとは思いますが、その資金をしっかりと補助してあげるといふようなことは考えられないかなと。それによってその会員増が図られてくるというようにできないかなと思うのですが、そこに関してはどうでしょう。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

さわやかクラブの活動につきましては、毎年活動についての計画を基に補助金という形で支援をさせていただいております。その中で、単位クラブの上の全体のさわやかクラブの方々ともお話をさせていただいて、そういった御希望があつて、活動する意思があるということがあれば、協議をさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありますか。

4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

説明書の137ページになります。子供会育成連合会助成事業費であります。

毎年こちら予算のほうがありまして、例年どおり執行率100%で行われている事業であります。令和2年度、令和3年度とコロナの影響でなかなかその子供会のほうの連合会のほうのイベント等が、事業が中止されていた中、令和4年度のほうは事業のほうが行われたわけなんですけれども、この2年間のブランクの中で町としては補助金の支援をしているわけなんですけれども、この子供会の育成の連合会の方々の中の連携がなかなかうまく取れていたのかどうか、そこが心配するところではありますが、その辺の連合会からの町のほうへの相談みたいなのは今回あったのでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

令和2年度、3年度につきましては、議員おっしゃるようにイベントのほうはできなかったもので、児童館への御協力という形で備品のほうをいただいたりですとか、ということをしていただきました。その際に、その際もですが、役員さんが児童館やこども未来課のほうへ相談に来ていただいて、どんな活動をしたらいいのかということ相談いただきました。議員心配されています令和4年度につきましては、イベントを始めていいのかというところから役員さん、御相談に見えていただきまして、どんなふうにやったらいいかというところも児童館と併せまして相談に乗せさせていただきました。乗らしていただきました。それこそ、子供会の役員さんは1年ごとに代わるものですから、なかなか1年やって、2年やって積み重ねてということもなく、大変だということはこちらも承知しておりますので、前年度はコ

コロナでこんなふうだったので、今度はこういうふうにやりましょうかということで、役員さんもいろんなイベント、こんなことをやってみたい、あんなことをやってみたいといったことをいただいたのですが、現実的にできそうなものの中から安全にできるものをということで、児童館の児童館祭りの第2部という形で協力して、役員さんにも協力していただきながら児童館祭りと併せてやるような形で実施をしてみました。

以上です。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

そうですね、役員さんのほうが1年ほどで代わってしまうということで、前年度行われたイベント等があればそれを引継ぎがうまくいく中で、なかなか見えてこなかった2年間というのがやはり、不安もあったと思いますし、そういった点で町のこども未来課、また、児童館の方々との協力で令和4年度がよい形でイベントができたということはよかったと思います。

あと、気になるところで、児童の人数もあるとは思いますが、ここ、コロナ前の状態です。当初予算、ごめんなさい、決算額等がもう少し金額もあったかなと思う中、今後このコロナのほうでだんだんイベントのほうでやれるような、行えるような状況になってきたときにこの決算額でしかやれないイベントでしか考えられないのか、また、もし、役員さんのほうでももう少し幅を広げたイベントを行いたいといったときに、その辺を町はもう少し予算をつけて支援するような形で考えるか、その辺をどう考えますか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課でございます。

子供会の連合会への補助金につきましては、一応補助金要綱に基づいておりますので、予算の範囲内という形で支出のほうをさせていただきます。

役員さんは4月からスタートするものですから、その前年度からどんなことをやりたいからどんな予算をくれということにはちょっとできにくいと思いますが、前年度やった役員さんからどんだけの予算を欲しいといったところを話を引き継いでもらって、予算化したものを計画的に使っていただくような形でお願いしたいと思いますので、予算を上げるときに、こちらが予算を作成するときにまた子供会の方たちとどんな活動をこれからやっていきたいかといったところもヒアリングしながら、補助金の金額等も考えていきたいと思います。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の138ページ、児童厚生施設整備費ということで、これは児童公園の遊具の点検であるかということであるかと思いますが、4年度は修繕はなかったということでございます。

児童公園というと、非常に規模も小さい中で過去我々委員会でもちょっと見に行ったこともあるのですが、遊具に関して古くなって、老朽化したり異常があると、撤去の方向に向かっているというのが最近の流れであるかなと思います。修繕よりももう、撤去という方向に行っているのかなと思うのですが、町としてもぎゅっとなまちという中で、小さなお子さんと一緒に散歩がてら行けるような遊園地というか公園というか、そういうのがまず、必要だ

と思います。そうした中に遊具があまりないというようなところはどうか、どうなんだろうって思っております。ですから、4年度に関しては修繕もなくという中であるのですが、今後この公園、児童公園についてもう少し違った方向での整備というか、そういったものを考えることはできないのでしょうか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課でございます。

町内には児童遊園が幾つかあります。8か所あるのですが、私有地にある公園と町有地にある公園とがございます。私有地につきましては地権者とも話をしながら遊具の更新はあまり考えていないところになりますので、修繕の必要なものができたときには議員おっしゃるように撤去というような形の方針を今、構えております。

町有地につきましては、今までどおり適切に管理をするということで、必要があれば修繕、新しいものもということで検討は行っていくところです。議員おっしゃるみたいに歩いて行ける場所で小さいお子さんが遊んだりということもお話もあつたのですが、小さな町ですので、小さいお子さんにつきましては地域子育て支援センターを活用していただきまして、そこには保育士資格を持った支援員もおりますので、お母さんやお父さんの不安な話とか、もっとできるようになったよといった話もしてもらいながら助言もしてもらいながらのセンターの活用をしていただけたらと考えております。

遊具につきましては、危険等もございまして、町もどのように取り扱うかといったところも悩ましいところがございます。安全に利用していただくためには、やはり常に見ているものが必要になりますので、職員のいるところの施設を活用していただけたらと考えているところです。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 8番、山内です。

128ページです。を見てください。保育園の管理費です。

まず、この中で職員、まず、保育園の入所人数ということが前年から入所率というのが88.64%から83.9%、多少これ、下がっていますよね。それで、その下の職員の数を見ても、正規の人はほとんど変わらない。会計年度の方の職員の異動があつて、例えば、正規社員は34、32、33人、2、3、4年ね。ほとんど変わっていないんですけども、会計年度職員の数が意外と少なくなっているところがある。それで、この入所率の、入所率だね、入所率の停滞というか下がってきたのは、例えば、少子化の問題、少子化の影響が出ているのか、それともその他の意外とたくさん幼稚園に行っていると思うんですけども、幼稚園との兼ね合いで下がってきたのか、そういうその辺の見解ってどんな形で思っていますか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課でございます。

保育園の入所率について、議員御質問がございましたのでお答えさせていただきます。

平成30年から比べて、平成30年は89.83%、令和元年は88.14%、令和2年が86.10%と下がったのですが、令和3年につきましては88.64%という形で上がっております。上がったりと下がったりといったところが町の状況です。

令和4年度につきましては、新しい小規模保育所が1園10月からスタートしましたので、そちらに小さいお子さんが行っていただいたというところがございます。令和4年度につきましては、クローバー保育園とグローアップ保育園の小規模が2つございまして、そこがやはり、最後3月には満床になっているというような形で、小さなお子さんが入所してくるといふ今のこの夏を終えたところでどンドン入所をしてきますので、町の保育施設もゼロ、1、2のところは満床になっている状況でした。そこをクローバー、グローアップさんでフォローしていただいたのですが、今令和5年度につきましても小規模さんのほうに続々と入所をしていただきまして、幼稚園の数字はちょっとこちらでは持って、持ち合わせてはいないのですが、保育園につきましてはほぼほぼ満床の形に年度が終わる頃になると満床になっていくというような状況がここのところ続いております。

保育士の数につきましては先ほど議員からありましたが、正規の職員はほぼ変わらず、会計年度につきましては一人増えているような状況で、令和4年度は行っています。

ただ、実数にしては増えるのですが、短時間で勤務されている方もありまして、短時間の方と短時間の方を組み合わせたという形にもなるものですから、ここで一人増えたところですごく保育園で入所のニーズを、預かれますよというほどの人数ではなく、短時間と短時間を合わせた形になりますので、ほぼほぼ変わらない人数でやっているというような状況です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

10年くらい前は本当に子供たちが、小さな子供が入れなくて、保育園に入れなくてそういう状況があったんです。それが、最近の形で民間も出てきたということで、非常に待機児童は、待機児童ゼロは全く問題なくなってきたということの安心感はひとつありますけれども、今の返事、回答でいくと、要するに民間とのバランスが、要するにそれぞれ持ち合う部分を分担しながらバランスよくやっていただいているということで、確認でよろしいですか。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課です。

民間は、民間の保育園につきましてはゼロ、1、2の形になりますので、小さなお子さんは民間で見られているような状況です。ただ、町のほうでこっちに行きなさい、あっちに行きなさいと指導しているわけではなくて、これだけの8園ございますがどちらにしますかという形で申込みのほうをいただいて優先順位をつけていただいた中で案内させていただいておりますので、議員おっしゃるようにバランスよく今、運営ができているような状況です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の回答で安心はするんですけども、要するに少子化の問題であるとか、それが非常に出ていますので、ぜひ、その辺うまくやった、充実したそういう子供たちに対しても、赤ちゃん、小さい子供に対しても充実した世界を、世の中、吉田町をつくらせていただきたいと。

わかば保育園の先生方が小さな子供を連れて前をよく通るんですけども、やはりあれを見ていると、あんなに和やかなものというか、すごい最近非常に明るい感じがそこには漂っていますので、ぜひ、その辺もバランスよくうまく効率的な運営というか、そういうのを

しっかりと臨んでいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時58分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 159ページです。生活排水改善対策事業費はこの中身は区域内のことでもう、聞きましたけれども、今回は区域外、浄化槽下水道区域外です。ここに表に示されていますこの数字です。この数字は前年に比べれば、大きな、前々年か、比べれば非常に大きな形になってきて、一つの目標に向かっているということはよく分かっています。

そこで、ここにちょっと実際の現実的な話をちょっとしますが、この3件の実際に起きている契約の金額のところにあるんですけれども、1件はこれ、5人槽で79万4,000円、1件は7人槽で89万1,000円、ところが1件は5人槽で198万円、これから補助を引いて実際にかかる、かかっている金額がこれから出てくるわけなんですけれども、実はこの金額を見ていて、今、合併浄化槽の転換に関して非常にいい方向でいることは事実なんですけれども、逆に一つの世の中であおっている形がすごい見えると。そのあおっている形の中に実はこういうことの差というのが起きていて、結局一番高かった人は建物の設計の中で合わせて、お風呂と台所が12メートル離れているんです。結局そういう物件って結構あるわけです。我々がこうやって見ていくと。そういうときにこのような1件は17万円かな、もう1件は十五、六万、もう1件はあとは100万払わなければならんと。そういう現実があったときに、そういう現実というのはこういうやっている中で把握というのはされていますか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

浄化槽への補助は上限額を補助しておりますので、そのお宅で総額で幾らかかったかというところは把握しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

確かに申請をするときには金額が出て申請するわけではないんですけれども、そういう現実的にこういうものが、多々見かけられてくると思います。その中で、一番困ったのは、一

番高かった家は浄化槽そのものが劣化をしてきて、それで見積もりを出したらこれだけと。では、もうやめますという話になったんです。ところが、そのやめることはいいんですけども、それが汚染、汚水という汚染を促すことを考えると、どこかでこういう事実を把握して、そして、統計を取って、そして、その中で、何て言うんですか、みんなが公平に、公平というか、みんなが同じ条件でできるような形を何かのシステム、スタイルをつくらないかんと思うんですけども、その辺のこういう、こういうものの把握をしないというか、何か分からないんですけども、実際に把握をこれからしてもらって、そういうものの中でやっていかないとまずいと思うんですけども、そういうこれから把握をしていくような、こういう状況を見たときに把握をしなければならんという状況が出たと思うんですけども、その辺のこれからの決算を踏まえた次の時間に対しての何か方策とか、考えとかそういう予定とか、そういうものは持ってはおりませんか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

浄化槽の補助につきましては環境省のほうで浄化槽の本体価格であるとか、工事費の実態調査を行って、そのデータを基に補助金額、いわゆる上限額を定めております。

制度化した補助金として予算を組んで対応する以上、上限額を設けることは妥当だと考えますし、現にどの市町でも上限補助には、浄化槽補助には上限額を定めております。

浄化槽とそれに係る排水管、個人の財産でありますので敷地が広い等の理由によって排水管に係る工事費がほかの方と比べて多くかかるとした場合でも、補助上限額を上回る分については、その方に御負担をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の答えというのは非常に冷たい答えであって、じゃ、その人たちはもう、諦めなさいよという話ですか。やはりその辺が、やはり町民に寄り添ったような施策を、やはり考えてほしいなと思うんです。要するにこれは、もう個人に任せるのではなくて、公共下水道の公共浄化槽の施策でやるというのが一番いいと思うんですけども、その辺のそういうものの考え方、公共浄化槽の、環境省でも今までは市町村設置型が、今の表現では環境省は浄化槽、公共浄化槽という形で表現をしているんですけども、国のほうからもそういうようなものに関してのその、何ですか、意見というか、そういうのっていうのは全然ここへ来ることはないんですか。下へ下りて、要するに町へ下りてくるようなことというのはないんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

現在吉田町が採用しております個人設置型のこの浄化槽への補助も環境省の補助事業でございます。

議員がおっしゃる公共浄化槽も同じ環境省の補助でございます。両方の通知が下りてきております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 通知というか、聞きたいのはそういうことではなくて、通知が来ていて、それで、切り捨てるような通知ではなくて、町では町の人たちが困っているときにそう

いうものを一つでも考えることが必要だと思うんですけども、それはそうね。例えば、環境省に提案をするような、そういうシステムをちょっとつくることができると思うんですけども、その辺はどうか、やはり、そういうのを見つけたときには何か手を打たんといかんでしょう。それは、最終的には国の問題になると思いますけれども、その辺の考えというか、そういうのというのは、システム、これをつくっていくというものの考え方というのは持ち合わせませんか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

答弁は一部繰返しとなります。

浄化槽の価格について環境省のほうが本体価格であるとか、工事費の実態調査を行って毎年の補助の補助額に、補助基準額の算定の基礎としています。例えば、単独浄化槽から合併槽へ切り替える方の配管費用の補助が、これまで9万円だったのが12万円に上乗せになったというのもその調査の結果でございますので、環境省のほうでその実態調査、金額の調査を行っております。それが補助に反映しているものでございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 谷澤理事、谷澤さん。谷澤理事。ちょっとお聞きをしたいのは、町でこういう状況がたくさん、これ、出てきますよね。そういうときに町としては、そういうのは、確かに標準的なことをやって、それ以外はできませんよというのも一つの回答ですけども、その辺の吉田町の、どうですか。やはり、何か吉田町を守る人たち、町を守る人たちの後々の役割として、我々もそうですけれども、そういうものを考えていく。ぜひ、そういう、例えば、統計とか取ったものをちょっとまた、その方向性を持って行くような形を何かつくって欲しいんですけども、そういうのは町としての執行部としては考えることはありませんか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

今、全般的なということのお話しの中で御指名がありましたので、私のほうから答弁をさせていただきますが、先ほど上下水道課長が申し上げた内容とも一部重なるところもありますが、当町では生活排水の改善対策ということで、これにつきましては下水道事業、それから浄化槽、合併浄化槽の事業ということで、2本立てで行っている。その中で、浄化槽につきましては環境省を含めた補助等を町としても行っていると。さらに、この補助額につきましてはこれまで本体工事のところだけだったものを宅内配管工事、それから、撤去工事等も含めて補助範囲を広げてこれまで行ってきたというものがございます。

ですので、まずは町としましてはそうした国の制度を踏まえながら、この水環境の改善と言いますか、そちらの生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するという観点からこの事業を進めているというものでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 実は、今月の30日に浜松でその、これに関係した全国から集まりがあります。参加するつもりでいます。そのときに、そういう国会議員とかいろんな人のを聞いていると、やはり切り捨てではなくて、大変に、何て言うんですか、優しく包んでいくよう

な、そういう話をやってくれるわけです。そのときに、そういうところに対して、その、統計を取った中でこういうことが現実にあるよ、恐らく日本中同じことが起きるんですけども、そういうものに関しての施策を、に対してぜひ、吉田町が発信して、そして、そういうものやっていたら、恐らくここの吉田町の価値も含めていくと思うんです。それと、とにかく一にも二にも生活している人を守るわけですから、ぜひ、お願いしたいです。

それと、もう一つ聞きたいのは、例えば浄化槽で二つは、一つの屋敷に二つ設置することはできますか。補助は別として。それを最後に聞きます。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

浄化槽は設置できるかどうかのほうは、県のほうで管理をしております、県のほうでいろんな基準を定めて、そのような場合、特に補助が出せるかどうかです。個人、全額個人負担で設置する分には構わないと思いますが、二つ目を設置するのに二つ目にも補助が充てられるかどうかというのは県のほうで基準を定めております。

○議長（大石 巖君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 地域医療対策、説明書148ページ。

令和4年度というのは出費がないわけですが、「地域を支えるはいなんの会の活動支援のために小山城まつりで啓発活動を行った」と記載されています。この啓発活動という観点で、その地域を支えるはいなんの活動内容を、例えば吉田町のホームページに載せて、そのはいなんの会というのを紹介して、やはり、どういう活動をしているかというようなことを載せたらどうかと思うんです。牧之原は一応は載せています。くそ古いデータが載っています。それよりも、やはり、最新の、吉田町は最新のをしっかりとやっていくというようなこと、お考えはありますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、門田万里子君。

○健康づくり課長（門田万里子君） 健康づくり課でございます。

地域医療を支えるはいなんの会の活動の内容なんですけれども、そうですね、せっかく地域のために皆さん、活動していただいておりますので、ぜひ、皆さんに知っていただくことも必要だと思いますので、今後どういう形になるか分かりませんが、ちょっと検討はしていきたいとは思っております。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） はいなんの会を支援するという点に関してはよいことだと思っております。

では、それとは別に意図に「地域の医療機関関係者との連携を図り、医療体制を整備していくことで身近な地域で安心して医療が受けられるようにする」と記載されています。

現在新たに開業するその医療機関に対しては、その吉田町診療所等開設補助金交付要領を基に補助金を出していますけれども、そのようなまちの姿勢、そのまちというのは町ではなく待つほうなんです、そういう待ちの姿勢だけでいいのか。今の吉田町の医療機関の先生方を見ると、どんどん高齢化が進んでいるという状況の中で、より積極的にその医療施設というのを引っ張ってくるというようなその活動というのはいないのかなと思うんです。安

定した医療機関というのを吉田町で確保するという観点で、そういう点では施策とか、補助金を出すだけではなくもっと積極的な施策というのは打てないものなのではないでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、門田万里子君。

○健康づくり課長（門田万里子君） 健康づくり課でございます。

現在の当町の診療所につきましては、議員おっしゃるようにもう、高齢化していて、ただ、このままでいけばどんどん減っていく一方になってしまいます。

そこで、医師の確保、それから診療所の新しい、新しく開設をしていただくために令和3年です、に補助金を新しく創設をしたところがございますので、今後これからまた、近隣の榛原総合病院だとか医師会、地元の医師会とかともまた協力をして、今後それ以外にも医師や診療所を呼び込むような対策が、何ができるかというところをいろいろ検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 検討していただければと思いますので、今後もどういった検討をされているのか伺っていききたいというふうに思っております。

別件です。地球温暖化防止対策事業費、説明書160ページで住宅用新エネルギー機器等設置事業補助金1件10万円、令和2年度から既存住宅への太陽光システム及び蓄電池、セットじゃないと補助金を出さないということになって、令和2年度が3件、令和3年度が3件、令和4年度が4件と低調であります。令和5年度の予算審議のときに同僚議員のほうから別にしてほしいかというお話があったと思います。そうしたときに、今後総合計画の見直しであるとか、そういった計画の中で、やはり地球温暖化防止のために必要なことだという中で、ちょっとそういったことも手段の一つとして検討していただきたいと思っておりますと答弁されております。この検討というのは進んでいるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

おっしゃるとおり、議員のおっしゃるとおり今年の予算の審議のときにそのように回答させていただいております。

実際、他市町の太陽光の補助金等を確認させていただきながら、ちょっと調べていただいて、かけさせていただいても、実際その、実績がその令和2年から始まったセット、これについて確かに低調でございます。今回、第6次総合計画もございまして、地球温暖化防止計画も作っているところですので、そういった検討であったり、やはり、地球温暖化防止に必要な事業だというふうなところは思っておりますので、その中で検討させていただくというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今後第6次でしっかり地球温暖化対策というのを明確にさせていただいて、やはり、それに伴う施策として、やはりそういう機器、その地球温暖化、エネルギー下げる、二酸化炭素を減らすというようなその策をやはり、しっかりと打ち出して、それが町民がそれに従ってやれるような策を出していただきたいと思っておりますので、期待して待っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） また、今の同じところですけども、吉田町で現在、この毎年この金額ってやつがもう、長年ずっと同じ金額が金額で来ているという認識はしているんですけども、吉田町では現在はどこか太陽光で使っているところというのは、ちょっと紹介して、できる場所はありますか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

紹介というのは町の説明、メーカーという意味ですか。

○議長（大石 巖君） もう一度、8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 実際に使って稼働をしているところ。太陽光を、太陽光発電を使って電気を動かしているところ。吉田町の中には例えば、体育館であるとかどこかそういうものを持って持っていますか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

今おっしゃっているのは町として公共施設ということで紹介できるものがあるかということですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

都市環境課で全て把握しているわけではございませんが、水防センターも太陽光を使っていますし、防災、北区公園のオアシス館でも太陽光を設置されております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 聞いた理由は、皆さん多分御存じのとおり東京都は住宅に関しては全て、全てつけなさいと。私はこういう仕事をしていて感じるのは、本当にもったいないです。実際では幾らでも力がありますよね。それと同時にもう一つの方向性でいくと、多分吉田町の中にはまだ水銀灯を使っているとか、そういうのはたくさんありますけれども、業者から試算をもらっているのが、かなり大きな金額がそのエネルギーを使って、太陽光を使って、そして、水銀灯を使ってLEDに変えて、そうしてやることによって物すごい効率が出てくるんです。何十万、何百万ぐらいという数字をもらっているんです。また後でいずれどこかで紹介しますけれども、そういうのを考えると、この5万円というのがもっとちょっと、50万円ね、もっとやっつけていいんじゃないかと、そう思います。そう思っているんです。少なくとも今回、風力発電で悪いやつがいましたけれども、あれは決して間違っているわけではなくて、やり方が間違っているんです。ああいう形のものを使うことによって、吉田町の先ほど財政的なものに関しては大きな影響を持つてくると思うんです。それも含めて、この吉田町の中では毎年毎回毎回こういう50万の、でとめているわけですけども、これもそういうものに関してのその全部やるような、そういう方向性というのは持ち合わせませんか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

今それこそ、この令和2年からセットにしたという状況の中で、低調であるということの中で、では、その提唱をPRしながらというのもあるのですが、その実績に合わせて今、予算を取っている状況です。その中で今後、新たにセットではなくて、それぞれでもというような形になる場合については、それなりの予算もやっていきたいと思ひますし、それだけ蓄電池をやるということ、そういう世帯があるとすれば、やはりつけていくべきだと、地球温暖化防止対策としては、事業としては絶対に必要な事業だというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 最後にしますけれども、身近なところでいくと今浄化槽をたくさんやっていますよね。浄化槽ブロー、ブローというのは小さいやつは太陽光だけで永久に回るわけです。要するに、言いたいことは、効率的なものは、効率的なそういう施策をすれば、財政的にはかなりの人たちがその楽ができるだろうと。それと同時に町にとっても大きなメリットがあるんじゃないかということです。

ぜひ、この毎年毎年50万ではなくて、500万とか5,000万とか、そういう数字をだんだんつけていくようなものやっていたらいいと思います。それによってここだけではなくて、全体が潤っていく。潤っていくということを考えるとその辺の施策も考えていただきたいと思うのですけれども、最後にその辺の方向、意気込みというのは聞くことはできますか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

やはり、蓄電池自体が高価なものであると。この補助金については単費ということの中で財政等の課題もありますが、地球温暖化防止について必要な施策だというふうに考えておりますので、その計画も今回これから作っていく計画の中でしっかりととらえていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

説明書の152ページ、風疹の追加的対策についてちょっとお聞きします。

対象者がここに書かれている対象者で、これは全対象者だと思います。次に、クーポン送付の対象者が書いてあって、クーポン券送付者が2,708、実施者191、実施率7.1%、これに対して、これはもうずっと毎年積み重ねてきたものだと思うのですけれども、この実施率7.1%というのは令和4年度の7.1%と令和3年度の、これまでの2年度、3年度から見ると増えていると思うのか、増えている、実施率は増えているのか。どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、門田万里子君。

○健康づくり課長（門田万里子君） 健康づくり課でございます。

こちらのクーポン券の送付者は、こちら積み重ねになっておりまして、その中で、今までに全く受けていない人、いない人2,708人に、全員にクーポン券を送っているという形になっております。この中で、この4年度のこの中での実施率があくまでも7.1ということで、これ以上のちょっと数字は出ていないのですが、ただ、4年度につきましては、この追加的風疹の対象となる年代の方全員にクーポン券を送付しておりますので、3年度よりは受けた

方も増えていると思って、考えています。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

増えているということで、これまで、今まで積み重ねをしていきました。この、国が目標としている、力を入れている政策なんですけれども、この目標の達成のためにどれだけできたかという、ある程度数字も必要だと思うんですけれども、国として示されているこの、全この年代が打って、必要な人は何パーセントぐらいは打っておいたほうがいいよみたいな数字的なものがあって、それというのは町としてはそれをクリアできていると思うのか、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、門田万里子君。

○健康づくり課長（門田万里子君） 健康づくり課でございます。

国が、国が出しているこの目標というのが、令和4年の時点で12月までに対象の方の抗体保有率が85%という目標が出ておりました。そこから接種者数で割り戻して数字を出していくのですが、今明確な数字は出ていないのですが、おおよそというか明確に幾つ、何%とか幾つというのは出ていないのですが、おおよそに言いますと、それこそその追加的接種を行ったおかげで、80、保有率の85%近くはいつている。いいところはいつているというところでございます。

もともと国もこの保有率の85%を出したときに、この国全体の数字ではあるのですが、この対象の期間の年代の方が80%近くはもう、保有していると。それでもほかの年代から比べれば低いということで、この間の対象者に追加的接種を行っているところですので、もともとの80%近いところから追加的接種を行って接種していただいた方の人数を見ていくと、その85%のところまではいつているのではないかと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

長らくこの支援対策、風疹の追加的対策をやっているのですが、広報とか等でもこの間載っていました。また、この送付、クーポンの送付で同時に来た人は分かると思うのですが、改めてこの風疹の追加的対策についてのもう一回周知みたいな、必要性というのをもう一回周知をしたほうがいいのかなと思うのですが、これはどうでしょうか。これについての考えをお聞きしたいです。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、門田万里子君。

○健康づくり課長（門田万里子君） 健康づくり課でございます。

こちら、当初の追加的接種の期間が3年間延長して令和6年の末まで、年度末までに延長されておりますので、今後も広報でお知らせをする、それから、先日も、あと、LINEでもお知らせもしておりますので、こちらの広報、ホームページ、それからLINE等を使って今後もお知らせはしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありますか。

12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

3、資料の169ページ、母子保健衛生費の中の今回産婦健康診査について全協でお聞きしました。やはり、母子健康手帳の交付の交付件数が166件で、やはり減っているかなというふうに思います。その中でも、やはり母子の健康、やはり、のために頑張ってもらいたいと思っているのですけれども、今回町は平成9年から妊産婦新生児訪問というのを行っていきます。あと、産婦の健康診査もあります。この、あと、次のページの170ページで出産子育て応援交付金事業の中で伴走型、内容の中で伴走型相談支援ということで、いろんな相談とか支援をする、町はしております。その中でこの3つのその事業を並行して多分行っていると私は思っているのですけれども、これは今回令和4年度は問題なく、この相談とか訪問等のできたかどうかというのをお聞きしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 健康づくり課長、門田万里子君。

○健康づくり課長（門田万里子君） 健康づくり課でございます。

こちら、産婦健康診査はまず、県内の医療機関において健診とか心の健康チェックなどを行っていただいております。妊産婦新生児訪問、こちらについては妊娠期の妊婦さん、それから、あとは出産後の全ての産婦と新生児について、助産師と保健師が健康状態や新生児の発育状態などを確認するために訪問をしておるのですけれども、こちら二つ、まず二つの事業につきましては、さきのこの医療機関で行う産婦健康診査、こちらの健診結果は全て町に送付をされてきておりますので、そちらの結果を活用して町の助産師と保健師が妊産婦新生児訪問ということで訪問をしている。その訪問した内容においては、特に支援が必要だったりとかリスクの高い方につきましては、また、それを医療機関にも報告を返して、医療機関と助産師、保健師とがみんなで連携をして、情報を共有をして支援をできておりますので、ここはうまくいっております。あと、2年度のときの出産子育て応援交付金事業、こちらにつきましても妊娠、妊娠の届出時、それから、妊娠の8か月頃新生児訪問時にそれぞれに直接対面で面談を行いまして、そのときに交付金の御説明をさせていただいて、同時に相談にも乗ったりして、ここは100%交付金ということで支給はできておりますので、全て三つが重なり合っとうまくいっていると考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

この説明書の中から見ても、やはり、今うまくいっているということでしたので、私もうまくいっていると思っております。出生率が吉田町も母子健康保健手帳をもらう方が、ちょっとその数が減っておりますが、そこはやはり、吉田町の特色としてこの子育てに力を入れているということもありますので、ちょっと皆さんにまた、引き続き頑張ってもらっていて、うまくこのいろんな支援あります、補助金等もいろいろあるので頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） それでは、以上で本日の日程は終了しました。
御協力いただき、ありがとうございました。
本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前11時37分

開議 午前 9時00分

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会21日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日は、提出されました第53号議案 令和4年度吉田町一般会計歳入歳出決算についての質疑を行います。

議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎議案第53号の質疑

○議長（大石 巖君） それでは、議事に入ります。

日程第1、第53号議案 令和4年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから、第53号議案についての質疑を行います。

昨日に引き続き、質疑は、歳出の5款から11款についての質疑を行います。

質疑は、款別に区切って行いたいと思いますが、説明員を入れ替えながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので、御了承いただきたいと思います。

また、歳入の1款から11款、21款以外の歳入については、歳出の財源に合わせて行うようお願いをしたいと思います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いをいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないよう御協力をお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

歳出の5款労働費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

説明書の181ページの、この榛南建築高等職業訓練校事業費補助金ですけれども、28万5,000円。それで、効果のところ令和2年、3年、4年と載っているんですけども、人数も6人、7人、6人。それで、吉田町がそのうち1人もいないということでもありますので、これまでずっと、これ補助金を出してきたわけですけれども、費用対効果というんですか、吉田町でこのところ受けている人がないということで、町として必要かどうかということ

を、ちょっとお伺いしたいですけれども。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この事業につきましては、榛南地区の建築士を育成するために補助金を出しているものであって、現在、2年度、3年度、4年度ということで吉田町の方が不在ではありますが、今後もそうなんですけれども、吉田町から建築士を目指したい、そういう方がいる場合には、受入れ体制としてはやっていくことが必要であると思っております。なので、この形、負担金を払った形で補助金を出して、建築を志す方のための事業として進めていきたいと思っております。

決算ではないんですけれども、5年度につきましては、1名吉田町からも入ったということも確認しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番です。

自分も45年くらい前、建築士の資格を取るに当たって、ここへ講習を受けに行ったんですよ。なので、あることによってためにはなっているというふうには、それが存在することによって、ためにはなっているということは大変分かるんですけれどもね。

結局、その受講する方が吉田町で、今来年は1人いるというような予定でいますけれども、そのためにも、もっとこれを活用していただきたいということがあるものですから、そのために何か、今町でどのような形でこれを町民にPRしているか分かりませんが、もう少し周知して、できるだけ多くの方にここへ行ってもらいたいものですから、その辺のやり方は何か考えていますか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この榛南建築協会の事業としまして毎年やっているものとしましては、小山城まつりのときにイベントで出店してもらっている中でPRしているもの、あと広報よしだにも載せてPRしているんで、そこら辺がまだもう少し、やり方がまだ何かあれば、また検討していきたいと思っております。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結します。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

195ページの松くい虫です。全協でもお聞きしましたけれども、ここの効果がここにも書いてあります。予防剤の注入が対象となる松が11本、これが自彊小学校3本と能満寺が8本となっています。実際に能満寺でこれを入れた後、6本が伐採されましたね、松くい虫でね。

基本的には100年を超しているやつが、ああいう形でなくなるということに関して、本当ははっきり言って怠慢だと思いました。

その中で、ああいう古木であるとかそういうもの、吉田町にまだいっぱいありますので、もう過去には田村の松も枯れた経験がある。その経験を基に、五、六年に1回しかやらないという回答もあったんですけども、こういう準備としての、守るための、古木を守るため、つまり歴史をしっかりと守っていくためには、やらなきゃならんことが本当はあると思うんですよね。恐らくこれに関しては、この数字が出ていますけれども、もっと実際には動いていないんじゃないかなという気がするんですね。この11本、足した3本と8本、この選定が問題であると思うんですけども、その選定というのはどういう形で選定をしたんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この木の選定については、町内で守る必要があるという松およそ50本に対して、サイクルとしては現在5年から6年周期で実施していきまして、その中で単木的、地上散布できない場所については薬剤注入で実施して、そのサイクルで実施しているものになります。

この薬剤注入につきましては、専門家ともちょっと話をしていきまして、この薬剤が薬剤取締法という法律の中に登録されたものを使っていまして、それが効果として残効期間が6年ある、そのものを実施しているの、その周期でやっているという形でやっています。専門家と話をした中で、もうちょっと期間を短くしたらどうかという話もしたんですけども、そうすると、有機溶媒が過剰に入ってしまうと溝腐れとかが起きて、そういうリスクが高まるので、最悪の場合は枯れてしまうリスクが多くなるということも聞いております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の説明の中ではいろいろあるでしょうけれども、基本的には、さっき言われた5年、6年をもっと短い期間でやること。要するに、もう100年とか150年の年輪を重ねた樹木は、要するに抵抗力というのは、それほどこの若い木と違ってあるわけじゃなくて、何かあったらやっぱり伐採というほうへ行くんですよね。そのときに、この選定の方法、選定の方法もそうですけれども、これ誰が選定をしていくんですか。誰に依頼をしていくんですか。そういうシステムというのは、しっかりと成立をしていますか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この今言っている、その松の選定というものについては、各学校であつたり、それこそ今回やった能満寺の参道のところの松のものを抽出して、50本ローテーションでやっているもので、それを順次、今年はどこをやるという形で選定して、担当課で実施しているものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 一般質問でやったときに、非常によく調べた、調査したんですね。そうすると、まだ、サツキもそうですけれども、やって保存しなきゃならん木、やっぱりたくさんあるんですね。それをぜひやってほしいんですね。

それと、今日はそういう選定の中で、幸い吉田町って造園業者が結構いますよね。その中に、そういう方たちは木を見る目を持っているだろうし、木に愛着もあるだろうし、だからそういう人たちに依頼をする。そういう依頼をするシステムをつくる。そうしていかないと、例えば3年がいいのか、2年がいいのかっていったって、枯れるものは、もう一度入れば駄目ですからね。

だから、そういう形で吉田町にたくさんいる目利きの人たち、そういう人たちで一つのサークルをつくってやっていくという、そういう何かの形をとっていかないと、この先大変なことになると思うんですけれども、そういうような何か集まっている人たちの集まりをつくって、業者とかそういう精通している人たちの集まりをつくって、そしてそういう人たちに委ねていくという方法が考えられると思うんですけれども、その辺はどういう形で考えますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

町内にも6社の造園業者がいて、この松くい薬剤注入については資格を持った職員がやるような形になっていまして、それも町内業者がいるんで、そここのところで随意契約でやっております。

基本的にその樹木管理についても、町内業者が伐採とかやったときに、そのときに現場を見てもらった形で、ちょっとこの木が今後心配だねとかという話も聞きながら、来年に向けて事業を実施している状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 最後にしますけれども、言いたいことは、審議会の人たち、例を挙げるとね、ああいう方も非常に興味を持っているし、大事にする人たちが多いですよね。ぜひそういう方たちであるとか、そういうものはしっかりと利用した形でやらせてくださいね。守ってくださいね。それをお願いしておきます。

これ、来年の当然予算に反映してくると思いますけれども、なったときには、そこでまたやりますから。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） ちょっと今の関連で。

能満寺の参道の松が枯れましたよね。あの原因は何だというふうに解釈されていますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

一般的に松の枯れは、もう完全にカミキリムシで穴が開いたところにマツノザイセンチュウが入って、それによってそれが広がって枯れるというものに、そういうサイクルになっていまして、原因は、そのマツノザイセンチュウによる松枯れで枯れてしまったというものが原因になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） それがしばらく放置されていましたよね。それはどういうことなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

その枯れた松についてですけれども、最初枯れた原因が見つかったときに、まず初めに、ここは道路なんで建設課所管のところになっていまして、そこで木を1本切ったんですけれども、その後に再度隣の木にも線虫が移動して広がったということだと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そこで、建設課長もいらっしゃるんで。要は、その吉田町の松というか、町が管理する松とか樹木に対して、産業課と建設課、どういう分担でどういう連携をしているんでしょうか。その保全という観点で。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

産業課のほうで、要はそのマツノザイセンチュウが広がらないために薬剤注入はしているんですけれども、あくまでも松の所有は、道路管理者なり、その施設管理者になってくるので、そこについては情報共有も当然産業課と建設課と密にとってやって、今回のこともやってはありました。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そうすると、道路沿いにあるんで建設課が伐採すると。でも、それまでの情報というのは、建設課と情報共有はしっかりやっていたという話なんですけど、実際お話に行ったときに、結構たらい回しにされたわけで。建設課は、俺の担当じゃねえという話があったんですけど、その辺の連携が本当にうまくいっているのかどうかというのは、かなり疑問があるんですけど、しっかりそういうお互いに連携してやっていただきたいと思うんですが、今の状況がしっかりできていると思っているんなら違うと私は思っているんで、今後より密にやっていただきたいんですが、もうこれ以上はできないというのか、どうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

今、議員からも課の連携ということで、これは今の産業課、建設課のみならず、他の業務もいろいろございます。福祉も含めてですね。その点、しっかり今後も連携を深めてやっていきたいと思っております。その辺の調整等も、私どもも入りまして、しっかり調整を図っていきたいというふうに思います。

現状でも、先ほどたらい回しということがありましたが、そうしたことがないように、今後情報共有を図りながらやっていきたいと思っております。

以上でございます。

〔「了解」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の197ページの水産振興費の中で、漁港環境改善事業ということで、町内の漁師の方が漁港の清掃をやっていただいて、これは実費の半分を補助するよという話の中で、マックスは50万円という話でございます。

いつもこの漁師の方に聞くと、「これっばかのお金じゃ、本当はできないだぞ」という話をよく聞いています。今年度というか、4年度は8回やってくれたという中でこの金額かなと思うんですが、そもそもこの港に入る流木であるとか水草であるとかごみというのは、河川のほうから流れてきて入って、それが一番下にある港に入ってくる。それを漁師の方々が、死活問題にもなるんで除去する、清掃してくれるというところなんだけれども、これ町で何かもっと、この港内の清掃に関してできることがあるんじゃないかなと思うし、私この金額が本当に妥当なのかというところで考えたときに、実費の半分というよりも、もっと出してあげたほうが、そしたらもっと回数も増えるかもしれないし、よりいい環境が保てるんじゃないかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この漁港環境改善事業、これは水産業振興事業費補助金交付要綱の中のもので、事業費の2分の1交付するという形でやっています、漁業者で今その清掃活動でやっているものが、今、議員がおっしゃった、台風とか大雨のときに川から流れてきて漁港内の泊地にたまるものと、あと漁場、漁に出たときに網に引っかかる、例えば大きな河川から流れたものが網に引っかかって除去するもの、その二つがあると思っています。

この補助金につきましては、あくまでも吉田漁港の漁港区域内という中でやっています、河川のものについては、この補助金の中でやっていくものであります。漁港区域外に出たものについては今まで補助金がなかったんで、そこについては、それこそ昨年度から漁業者ともちょっと話をしながら、何かしらの補助金がないか、あと他の自治体がどうやっているかということは今調査しています、それで何かしらの対策を取っていきたいと思っています。

今言った補助金の割合、負担2分の1上限でやっているんですけども、そこについてなんですけれども、現時点でも事業費のマックスまでいつでも行っていないんで、漁港区域内については今の形でやっていきながら、新たな補助金も使って、ちょっと漁業者とも話をしながら進めていきたいので、そこはどのようなやり方がいいかということは、またちょっと検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

港内の清掃というか、それはもう、要は、湯日川は、もう本当にもろ港ですよ、河口が大幡川かな、あれもこう来て、ほぼ港へ入ってきます。結局、河川の管理のほうで何かやってくれて、じゃ、藻とかが流れ着かないようにする。そういった方法によって、こっちの負担が減るといことも考えられると思うんですが、漁港内に限って考えたときね、そういった何かしらのことができるんじゃないかと。

だから、町内の川と言ったらおかしいんですが、湯日川なり大幡川だったら、そんな大きな流木というのはあまり考えられない。あそこから来るのは藻なんですよ。それで、東側の

港というのかな、昔小舟、今は遊漁船が泊まっているところ、あっちのほうは、本当にその藻なんですって。藻を上げて処分する、それがもう非常に大変だという声も過去聞いておりますんで、そうしたら、じゃ、町内の河川から流れるもんだったら、町内で何とかできないかって思うんですが、その辺、理事、何かありますか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

今、議員からも、町内の河川から流れてくるということの中で、漁港の清掃ということでご話しいただきました。どういった方法があるかというのは、ちょっと今この段階では、ちょっとお答えができない状況ですけれども、先ほど環境省であるとか国から県含めて、特にまた湯日川は二級河川ですので、県の管轄の河川になるということもございまして。この辺ちょっと今後調査させていただきまして、対策のほうを講じられればというふうには思いますけれども、一応今後調査・検討させていただければと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 漁業者もね、本当に環境をよくするという意味と、やっぱり余分な仕事を減らしてあげるというのはすごく大事だと思いますので、ぜひ検討のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎です。

ページ193、用水路改良事業費の12節委託料及び14節工事請負費についてですが、山崎頭首工がゴム繊維の破損により、これラバーダムですが、機能不全となり、町ではその代替施設として仮設のポンプを設置し、用水の確保をしている状況であります。山崎頭首工が壊れてしまう前に比べ用水の量が少なく、農業者は困りきっております。ぜひ、用水の安定的な確保のために、山崎頭首工の修繕について進捗状況をお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

山崎頭首工の修繕に係る進捗についてでございますが、こちらの表にもございますように、令和4年度におきまして、山崎頭首工の修繕のために現地の測量、あと並びに修繕の設計の業務委託のほうを発注したところでございます。また、現在におきましては、こちらの山崎頭首工自体が二級河川の湯日川のところに設置されているところもございまして、河川管理者でございます県と河川協議のほうを現在進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎です。

3年前の大雨によって堰が、ラバーダムですね、これが破損をしたわけですが、今代替施設といたしまして、神戸川より、本年も4月中旬頃よりこの9月15日頃まで、8インチを4本ポンプアップをされて、吉田たんぼの米作りに農業用水として送られてきたわけですが、

この9月15日にポンプが片づけられました。来年の米作りに間に合うように、農家のためにもラバーダムの早期復旧をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

農業者様のほうの御苦労等、町のほうも分かっているところがございますので、できるだけ早く復旧していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） ぜひ、来年の米作りに間に合うように配慮をお願いしたいと、このように思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、課長のほうから、山崎橋のあそこのラバーダムのところ、あの箇所が湯日川水系と坂口川水系の両方の接点、そういう話があって、それに対して県と今交渉しているという話が今答弁であったんですけども、交渉というのはどういう交渉をするんですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

山崎頭首工につきましては、湯日川のところで、ここが二級河川になりますので、まず静岡県が管理する河川になります。そのところに頭首工を設置させていただいている関係がございますので、修繕におきましても、それに関わる協議のほうを県としなければなりません。その協議でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 現在その冠水に関して、水が出て床下浸水を起こす神戸川、あの問題を今追及していて、建設課で非常によくやってくれた、動いてくれたんです。

ただし、今の話を聞いていくと、これは県の問題であって町が考える問題ではないと。それに、ラバーダム、通常の水のときに、その神戸川とつなげることによって今のある程度の解消はできるだろうし、それと冠水に関して、大水ですよ、それに関して何らかのシステムは取れるだろうし、方法は取れるだろうし。困ったときには堰を造ることによって調節もできるだろうしと思うんですね。

確かに県との問題であると、町の問題であると。それで言葉の中でやることに関しては非常に分かりますけれども、住んでいる人たち、実際に作っている人たちのためのことを思ったときに、当然県と町で交渉して、そしてそれはその周りの人たちの本当に欲しいものを訴えていく、制度を変えさせていく。その制度を変えさせていくというのをうまく利用してもらって、県のほうにその力を出してもらおうとか、そういうことをやることによって必要なことはできるんじゃないですか。ぜひ、その辺をやってほしいんですけども、その辺の考え方というのは、もう今の回答と変わらないんですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

山崎頭首工につきましては、農業者の利水用のための施設でございます。今、議員おっしゃったのは、治水をどうするかというところのお話かと思っておりますので、またそのところはちょっと話が違うのではないかというふうに思います。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 話が違いかどうかそうじゃなくて、そこに住んでいる人たちが川の水を使うことによって、住んでいくんですよ、生きているんですよ。住んでいる人たちを置いておいて、それは違うよって、そういう判断は間違っていると思うんですよ。その辺は、その今の全く同じ考えていいですか。どうぞ。

○議長（大石 巖君） 理事、平井光夫君。

○理事（平井光夫君） 今は、この用水路の改修維持修繕費のところの議論だと思いますので、議員の治水の話はこの款ですべき問題ではないと、私はそう思っております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 町の人たちを守るために、今そういう回答をしたから、回答を言ったから言っているだけの話であって。我々やりますからいいですよ。町の人を守らないかん。当然、町としても。それも、農業も同じ……

○議長（大石 巖君） 山内議員、今の193ページの用水路改修工事の関係での質問ではないと思いますが、また別のところでそれはお願いしたいと思いますが、どうですか。

○8番（山内 均君） まあ、いいですよ。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 津波高潮危機管理対策事業費、203ページです。

本年の3月の定例会において、一般会計補正（第6号）で4,650万円ほどの減額が行われました。復習になりますけれども、この減額理由をもう一度説明していただけますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

今年の第1回の補正の減額につきましては、漁港漁場整備法の改正が見込まれていた関係もあって、そのことについて法改正後にどういうふうに進むべきか、そこも注視しながら進めていきたいということで減額したことになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そのときに、その法改正に伴い、防災だけではなくてにぎわいというのを取り込めば、より有利な補助金ができるのではないかということで、一旦減額しますというお話だったんですが、それに関して、その後進捗というのはございますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

ここの漁港漁場整備法の法改正については、可決はされているということは聞いておりますが、その後、その改正によって今現時点で新しく進むメニューが出たとかというのではなくて、細かく大きく今進展しているというものが大きく今のところない状況で、そこにつ

いてはしっかり注視して、状況を把握していきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） ちょっと別の観点で、令和3年度に吉田漁港津波シミュレーション302万5,000円、やっています。ああ、4年ですね、4年に行っています。令和3年度にも800万円ほど使って津波シミュレーションを行っているんですが、その令和3年と令和4年で何が違うんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

このシミュレーションにつきましては、吉田漁港のL2津波対策をどのような形で進めていくかということのシミュレーションをやっていて、そのシミュレーションは、既存の今ある胸壁、既存の胸壁と港の東側に今造っている多目的広場、西側が漁港の部分になるんですけども、そこのところに同じ防潮堤機能を延伸してきて、多重防御で守ろうという形の検討をしております。

その中で、令和3年度につきましては、そのシミュレーションを4ケース実施しております。対して4年度につきましては、シミュレーションを2ケース実施している内容が違っていて、3年度につきましては、漁船が通る航路幅、船舶が航行する航路幅、現状がおおよそ60メートルから90メートルあるんですけども、その航路幅に影響しない形で、吉田漁港もすぐではないんで、地形がいろいろある中で、既存の航路は狭めない状況で検討したものを3ケース。あともう一つ、航路を狭めて、漁港の船舶の航路を20メートルまで狭めたときにどうなるかということの1ケース、合わせて令和3年度は4ケースやっています。対して4年度につきましては、漁港の航路を令和3年度に1ケースとして20メートル狭めました。そこをどこまで広げても大丈夫かということで、35メートルと40メートルのケースについてのシミュレーションの2ケースを4年度に実施しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 令和4年度に、その効果には、津波シミュレーションを実施し、L2地震による設計津波高で漁港背後地に越流しない各種要件の確認、取りまとめを行ったと。結局、結論としては、何がいいということになったんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

4年度に実施した2ケース、漁港の航路幅35メートル、40メートルのシミュレーションを実施した結果、35メートルであれば、既存の構造物と多重防御の施設整備をすれば、漁港背後地に浸水はしないという結果を得られております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 要するに、今の半分以下にすれば、こっちは大丈夫ですという話。それ、その船を運行する漁業関係者の方は、それでやりましょうという話になったんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

ここについては、漁業者ともシミュレーションの結果については話をさせていただいております。そこについては今協議中という形で話はしている状況です。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） その効果について、その津波対策について関係者へ説明する際に必要な資料作成、今後の施設配置を3次元画像やメタバースで体験してもらい、これを読んだらうまくいっていないのかなというのが想像できるわけですが、今の段階もうまくいっていないという理解でよろしいのか、こういう画像に訴えて了解を得たというお話なんですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

このゴーグルのものについては、現在漁港に3Dで画像を作って、どういう形がいいかというものはイメージとして作っている状況で、まだ漁業者に説明できるまでには至って、その画像使ってはできていない、パソコンの3D画像で、漁港の形を3Dで作った上でゴーグルをはめるとイメージが湧くものになるんですけれども、そこについては、漁業者とまだ、それを使った上での説明とかはまだできていない状況になっております。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今、4年度の決算をやっていて、4年度に購入してこれをやるぞと、効果としても書いてある。それが、令和5年の今、まだできていませんというのは、ちょっとおかしくないですか。もう半年たっているわけです、令和5年も。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

4年度に、このパソコンとVRゴーグルを購入させていただきました。その納品が終わった以降に、その漁港のデータをそれぞれの、データをイメージとというか、防潮堤をどういうふうに配置したらどうなるかという画像を作って、今イメージ図を作ったりして、それを体感してやるというものを、まだ漁業者には見せていないんですけれども、そこはこういう形で見れるという形まではもっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 最後、微妙な発言。もうできて業者に見せていないのか、まだ未完成なのか、そこはちょっとはっきりさせてもらいます。

○議長（大石 巖君） 理事、佐藤慎一君。

○理事（佐藤慎一君） 佐藤です。

データのほうなんですけれども、35メートルと結果が出てから、まだあまりそこをいじれていないという状況があります。ちょっと今はまだ別のことを、ちょっと一生懸命やっている段階で、こちらのほうはあまりできていないというのが実態になります。すみません。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） じゃ、その今の吉田港を潮流しないというのは、今それほど重要ではないというふうにお考えなんですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この吉田漁港津波対策については、重要なものになります。漁業者との調整、理解していただくことも重要だと思っているので、そこは丁寧にやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 理事、佐藤慎一君。

○理事（佐藤慎一君） 35メートルのことにに関して理解を得るということも大事だと思うんですけども、背後も、漁港に行くために漁港の施設を動かすかどうかも含めて、ちょっと今後まだ検討しなきゃいけないことがある中で、35メートルだけに特化してVRを使って説明するということがちょっとできていないという説明になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） その辺が、一番最初に質問した、取りやめたということとの絡みがあると思うわけですよ。要するに、こっちは、作っておいて、最初のほうは住吉の防潮堤につなげようというお話と、こっちは狭めて、ここは吉田、潮流しない。だから、そこのこの吉田港辺り、漁協辺りのそういうところをどういじるかという話だと思うんですけども、何かこう、どう進捗しているのかというのが全然見えてこないんですけども、それで話を聞くと、最初は、法は改正したけどどういうメニューがあるか分からんから、その補助金が我々にとって有利かどうか分からんので、それは置いておきますと。それで、こっちは、資材は買ったとか、シミュレーションはやったけれども、いまだにできていません、ほかに重要なことがあるんですと。だから、要するに何が重要、吉田町にとって重要なのかって、そこをお知らせください。

○議長（大石 巖君） 理事、佐藤慎一君。

○理事（佐藤慎一君） 現在は、35メートルの開口幅で背後の胸壁とかの高さを変えない中で多重防御していくというところまでは、話がまとまっているんですけども、漁港のその漁協の施設を動かして、そこに多重になる防御をするのか、それは背後に持って行って、そこに移動する施設を何か考えるかということ、そこを考えなければいけないということがあまり議論されていなかったの、それを今明確にしてロードマップを作って今後考えていこうと、そういうことを考えている状況です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） じゃ、これ最後にします。

要は、今、佐藤理事がおっしゃったような、今まで考えていなかったけれども、しっかり考えますよというお話のように聞こえたわけですけども、それは大切なことなんでやっていただきたいと思います。そういうのが、やっぱり例えば町政報告会とかそういう中で、やっぱりどういう進捗があるのかというのは示していただきたいというふうに思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

今、議員からもありましたけれども、今後、今スケジュールで検討のほうも既に入っている状況ですけども、今後は町政連絡会、これはこの件だけではないですが、しっかりと報

告、時点時点を見まして、町政連絡会等で報告をさせていただきたいというふうに思います。
以上でございます。

〔「了解」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 205ページを見てください。商工業振興費です。その中に、7の1の1の3……すみません、観光の中で、209ページです。

まずこの中に、12節委託料、そこに小山城周辺の樹木管理料が357万5,000円、これが入っているんですね。私いろいろ調べていって、近くの人とも現地を実際に見ていって、その周辺のどこをやっているのか。この357万円、これはどこにこのお金が入ったか、明確に出ますか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この事業につきましては、小山城周辺の樹木を剪定しているんですけれども、展望台小山城の周辺の剪定と、小山城の中の日本庭園の剪定、あとそれと小山城前広場、能満寺の横のところの小山城前広場のあの芝生広場の剪定と駐車場の剪定を実施しております。

なかなか公園内が広くて、剪定をしているんですけれども、実際やった樹木はたくさん、全体でいくと、36本について剪定を32本、伐倒を3本、枝落ち1本、あと生け垣と寄せ植えの剪定もそれぞれやっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私は、決算とか予算というのは、町の人たちのためにやっているのだからやっていますけれども、実はこの中に、令和4年、訪れた人が1万4,454人ありますね。それで、この訪れた方たちが一番先に目につくのが階段ですよ、階段です。どういう状況か分かっていますか。木が、もう階段を隠すような状況まで伸びていますけれども、そういう状況というのは確認をしていますか。その確認の上、考えることはありませんか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

小山城に下から上がっていく坂のところの樹木については、大分生い茂っている状況は把握できております。そこについては能満寺の敷地にもなりますんで、その中でどういうふうにできるか、能満寺の所有にはなってしまいますんで、そこら辺もちょっと話はしていきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 能満寺の参道から原へ上っていく行く道がありますね、広い道ね、あ

の坂道。あの坂道も、状況を見ていますか。周辺の整備と言っているけれども、もう木が生い茂っていて、外からとにかく1万4,500人の方が訪れてくれるわけですね。そのときに、ああいうものを、まず第一にやらないかん。芝生もいいですよ。芝生はグラウンドゴルフの人たちがときどきやってくれていますので、そういう人たちにある程度任せていくことも大事だと思うんですけども、実際にこれだけ多くの大勢の人たちが見てくれるところを、観光として非常に有利な場所であるとは思っています。それに対して、金額が385万円ではできないというのなら、もっと広げて、そしてその来る人たちのために、要するに町のためにやることを考えることが当たり前だと思うんですけども、どうなんですか。その辺のこれからの樹木の管理と今言われた坂の管理に関しては、どういうふうな形で考えていますか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

樹木剪定、今ある財源の中で、できる限り効果的というか、そういう形でできるものは実施しております。また、当然来場者については今後も増やしていきたい、もっと施策としてやっていきたい部分もありますので、そこについては財政とも協議しながら進めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 主題が観光振興費ですので、これに関してもう少し聞かせてくださいね。

小山城の西の入り口、以前駐車場を買って、そしてもうどのぐらいですか、ほったらかしであるのは。あの辺の、あそこの、もちろん周辺の管理。1万4,000人の人があそこに行くときに、あの危険な坂を上らせるんじゃないかと、やっぱりそこに行く人たちが行かないと、年寄りの方があそこを上って行けないですよ。この状況って、どういうふうな状況になっていますか。観光のために、もちろん使うわけでしょう。買ったわけですから、その辺のこれからの進捗状況、現在の進捗状況と、現在と将来があれば、どのような形で使っていくか、ちょっとお答えをお願いします。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

小山城の西側の駐車場のところを今後どうしていくかとかということ、今現状についてだと思うんですけども、あの用地、以前町で買収して、そのところについては、今その買った状況と変わっていないと思っております。いずれにしても、高齢者等もお城に行ってもらうためには、その整備も検討していかなくてはならないと思っておりますので、そこについては今課題だと思っております、そこについては検討していくものだと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 最後にしますけれども、あのところを見ていくと、周りにいる人、住んでいる人、それも非常に車の止め方で現在知っていると思えますけれども、途中の道路へ止めて入ってくるんですね。やっぱりその辺も観光としての整備というのは、しっかりやってください。そして、今の交渉状況というのを踏まえて、どの辺の計画、どういう計画を持っていますか、あそこは。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

この今の御質問ですけれども、まずこの4年度決算の中では、その用地交渉であるとか、また整備の関係等については、予算の計上はされず、決算にも今出てきていない状態です。

今後につきましては、現在令和5年度を出しますと、現在、八木秀さんからの道路の関係の測量であるとか、また上のところについては、やはり地権者の方がいらっしゃいますので、町としては当然上に整備をして、高齢者の方を含めて上に行っていただきたいということの中で事務のほうを進めております。どうしても交渉事というところが、所有者の方がございますので、何とか町のほうも、今後そちらのほう粘り強く交渉のほうを含めて、今後進めていければというふうに思っております。

以上でございます。

[「了解です」の声あり]

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の206ページ、中小企業振興費の中で、これ主には利子補給に充てているのかなと、そういったお金だと思います。そうした中で、補正をまずしていますよね、5万7,000円かな。予算現額を増やしたにもかかわらず、執行率が半分行っていない。そうした中で、低かった理由が、利子補給の申請事業者が当初見込んでいた事業者数より少なかったためとなっているんですが、まず最初に、じゃ、少なかったためで済ませられるのかなというところがあって、そこをもっと、何で少なかったのというところが、まず気にしなきゃいけないのかなと思うんですが、産業課として何かこの少なかった理由というのがまずあれば、お願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

ここは経済変動のときの補助金の執行率が低かったということで、ここについては、利子補給の申請の手続が、事務手続がちょっと複雑で申請者が低くて、結果的には執行率が低いというものになったものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 申請手続が煩雑というのは、今始まったものじゃないと思うんですよ。過去からずっと同じような申請を金融機関のほうにして、金融機関がかなりお手伝いしてくれてやっているはずなんですよね。そうした中で、それ多分理由にはなっていないと思いますけれども。

そもそも、金融機関は、企業成績のいいところにお金を貸せるんですよ、ある程度。明日も分からないような会社に貸せませんからね。そうした中で、利子補給をちゃんと回っていくようにするというのは、すごく大変なことは分かっているんだけど、ただ簡単に今のような答弁だとちょっと納得できないんですが、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この今、議員がおっしゃったところの利子補給につきましては、金融機関と連携して、事務手続が煩雑だとかそういうものではないものであって、減額理由のところは、コロナウイルスで応援対策の補助金があったんですけども、そこの変動の補助金申請が新たにできたものが煩雑で、そこの申請が少なくて執行率が低くなったというものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

本当、具体的に言うと、どこのところなんですか。歳出の詳細の①の中のところですか。

経済変動対策貸付金利子助成金、ここが大変だったということなんですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

今自分が説明したところについては、経済変動対策貸付資金利子助成金というところの42万9,000円のところの部分になります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうしますと、ほかのところは例年並みにあって、ここだけが極端に少なかったから執行率が低かったという結論づけでよろしいんですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

今説明したところのものになります。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

210ページの展望台小山城の年間入場者数、先ほど同僚議員からの質問の中にも出てきましたが、大体コロナでなければ1万3,000人から1万4,000人が年間訪れるということで、町のほうは、担当課としては、年間大体これぐらいの、1万3,000人から1万4,000人が来場してくれればいいやという、そういう感覚でいるのかどうか、ちょっとお願いします。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この来場者数につきましては、目標としましては、1万5,000人というところは目標には持っていますけれども、そこにとどまらず、もっと増やしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

この来場者というか入場者がね、内訳がよく分かりませんが、以前自分がたまたま行ったときに、私立の幼稚園だか保育園のマイクロが来まして、町外の方でしたけれども、その園児が降りて小山城へ上がるよということがあったもんですから。以前にも話をしたことがあるかもしれませんが、そういった町内にも保育園・幼稚園がありまして、町外にも近隣に

あるものですから、そういうところの遠足とか、できれば小学校、中学校くらいは歴史の勉強とか、あと展望台へ上がると、自分も上がってみると、すごい見晴らしがよくて、360度、天気のいい日ならすごいなというような感覚の場所だもんですから、ぜひこれ今、目標が1万5,000人ということのを伺いましたが、そこには大体1,000人までは行かないかもしれませんが、約1,000人ほど足りていないということで、もう少しそういう遠足とかそういう形のPRですか、そういうのをしたほうがいいんじゃないかなというふうに思うんですけれども、それについていかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この小山城、平坦な吉田町の中でも唯一とは言えないですけども、高台から吉田町全域を見るという形で、すごく見晴らしもいいので、ここの来場者はやっぱり増やしたいと思っています。

この課外授業のところについては、学校教育課とも連携して、現在でもいろんな授業、町内、町外問わず来ている状況でありますけれども、そこは再度、吉田町の観光施設なんで、もっとPRしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

展望台だけじゃなくて小山城の、同僚議員が一般質問でやりましたが、三日月堀とかそういうものも三重になっていてすごいところだよということもあるもんですから、いろんな関係のところへPRして、できるだけ多くの人に来ていただいて、あそこの中の歴史的な展示物もありますし、駐車場のところには何かシラスのあれもあるもんですから、そういうことで吉田町のことを分かっていたいただいて、また来ていただくということも考えられるもので、できるだけ上手にPRしていただきたいと思えますが、同じ返事が来ると思えますのであれですけども、一応そういうことを要望して終わります。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

すみません、先ほどの206ページのところで了解ってさっき言ってしまったんですが、ちゃんとした回答をいただけていないところが一つあって、補正をしたにもかかわらずというところで、補正を何でして、こうなったのか。これ、国のこの交付金があったから補正をしたんだっただか、ちょっと失念しているんですが、それにしても補正をかけているんで、もう大体申請があるかないかはもうある程度分かっている中で、また補正をかけたというところで、その答弁をお願いします。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

ただいま議員からの御質問の、5万7,000円ほど補正をかけさせていただいたというところですが、これは前年度の補助金の返還金になりまして、ここの206ページになりますと、②のいわゆる22節、この分が令和4年度の2号補正で補正のほうをさせていただいたというところになります。

以上にでございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） すみません、ちょっと元に戻って、ごめんなさいね。先ほどの観光振興費のところで、一つ聞き忘れたことが。

観光振興費で、先ほど言いました、4年間に1万4,454人が訪れて来てくれていると。そのときに、現地へ行って非常に感じるのは、階段のあそこの補修。階段ね、石の階段。あれね、何で予算の中に、なぜあれを改修して安全なものにするというやつが入っていないのか、不思議ではないです。今、町のほうでは、あそこ止めていますよね、上り下りをしないようになって。あのところの安全性っていうやつは、この予算の中では出てこないし、この次に出てくることを期待しているんですけども。

落ちたら大けがをするような状況ですよ。少なくとも手すりはなきゃいかんし。それで、これだけ大勢の人が出てきていて、まだ事故がないからいいようなものの、これ事故があったら大変なことになりますので、そういう中での、あそこの階段の手すりをつけるとか、安全性を持たせるとか、使うことによっても劣化していきますから、危険性どんどん増えますよね。そういうことに関しての予算をつけて直しましょうという計画は起きなかったんですか。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

この議員がおっしゃっているのは、男坂の坂のことだと思うんですけども、令和2年度だと思うんですけども、業務委託でこの坂について、男坂女坂業務委託で手すりの設置を検討しております。その中で男坂については、下の土壌が悪い影響もあり手すりの設置が困難ということで、まずは女坂のほうをということで手すりの設置を検討した経緯がありまして、そういう状況に今なっております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の回答でちょっと安心しましたね、令和2年ね。それから進んでいないということですけども、今の土木技術を使ったら、もう簡単な話ですからね。土壌改良とかそういうのは、やってくださいね。それによって、一人でもこの観光の中からは人が出たとか、そういうものがあつたら瞬間的に止まるような形になりかねませんからね。私は自分よく乗ったんですけども、通ったんですけども、今ではもう怖くて通れないですね。

その辺をちょっとしっかりとしたものを作って、せっかくここに予算としてやっていくんだから、安全なものをちゃんと造って、1万4,000人の方よりももっと大勢来るような状況をつくっていくことが必要と思うんですね。その辺の決意というか、これからの予定というか、それがあつたらそれを持っていただきたいんですけども、その辺の回答をお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 産業課長、山脇一浩君。

○産業課長（山脇一浩君） 産業課でございます。

小山城、吉田町の中心にあつて、観光を主としてもっと力を入れてやっていきたいと思うところなんで、安全対策についてはしっかりいろいろ検討した中で、いい小山城づくりを進

めていきたいと思えます。

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時15分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

235ページの「TOUKAI-0」推進事業についてお伺いいたします。

全協でいろいろ教えていただいて、令和3年度から4年度にかけて、まず、わが家の専門家診断が、9件のものが4年度は40件あったと。すごい大きいですね。それと、次の木造住宅の耐震補強事業の一体型が、6件から9件に増えた。あともう一つのブロックに関しては、11件から7件に多少残念ながら減ったんですね。これは意識の違いだと思います。大事なことは、地震に備えた耐震補強ですね。それが、全協の中ではいろいろ教えていただきました、ダイレクトメールの発信であるとか、これ県の方も一緒にやってくれて、建築士会も我々も一緒にやりますけれども、よくやってくれているなと思いますよ。大変な思いをしていると思います。

その中で、こういう結果が出たこと、全協ではお聞きしましたけれども、もう一度全国に分かるように回答をお願いいたします。よくこれだけ伸びてきたという回答です。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

それこそ先日お話をさせていただいたとおり、昨年度につきましては、例年になくダイレクトメールのほうを送らせていただいて、そのフォローではありませんが、個別訪問を強力にやらせていただきました。それまでコロナで個別訪問を控えていた部分がございますが、令和4年度はコロナといってもその対策を行いながら、多いときの倍以上、例年多いときでも200件程度だったものが、昨年度は400件を超える数の個別訪問を行っております。また、県のほうも力を入れた中で、俳優を使って宣伝も行ったという状況もあります。

ただ、やっぱり一番大きかったのはダイレクトメールと個別訪問、それにつきましては、建築士会の皆さんもしかり、県の職員の方もしかり、職員のほうもちょっと頑張らせて

ていただいたというのが結果に結びついていると考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

この結果に関しては、これから来年も同じように続いていくと思うんですよね。ただ、令和7年度でこれが終了すると。それから、後で聞きますけれども、現在この状況を踏まえて、他の町、隣の牧之原市では順番待ちだそうです、耐震補強の改修がね。そのときに、こういう決算が出てきたと、それによって来年、再来年の予測がついたときに、その予測に対して町のほうでは、これからどのような形でやっていきますか。

だから、今なぜそうするかということが、例えばそのダイレクトメールもそう、飛び込みもそう、いいんですけれども、これだけの人数ではなくて、恐らくその関係する人たち、そういう人たちをどうにかしてこういう輪の中に入れて、そしてその情報をいかに取るか、そしてたくさんやってもらうかということが必要となるんですよね。その辺の、この恐らくそういうものが出てくると思うんですけれども、ぜひやっていただきたいと思うんですけれども、そういうようないろいろな、今既存の、今までやってきたもの以外に考えているものというのがありますかね。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

議員のおっしゃるのは、PRの方法とかそういう意味でしょうか。これからそれ以外にやっていくことというのは、予算の話とか、そういう意味でよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ごめんなさい、予算ではなくて。予算は次に聞きますけれども、予算ではなくて、そういうものの、今言ったいろんな人の情報を集めるためのいろんなシステムをつくって、例えばよくあるじゃないですか、一般の人たちに情報提供するような場所をつくってもらう、そういうものがこれから必要になってくると思うんですよね、私としてはね、これから大事なものをやるに当たって。そういうものの今ダイレクトメール、今の取組、それ以外のものっていうのはもっと考えることがあると思うんですけれども、その辺のものに関して、町のほうでいろいろな考えているものというのには特にありませんか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

やはり戸別訪問が一番効果があるというふうに考えておりますが、やっぱりそれ以外でもやっていかなければいけないという中で、今後、小山城まつり等でもPR活動を行っていくという中では、ちょっとクイズ形式みたいなものを考えて、景品を渡しながらTOUKAI-0のPRをしていきたいというふうには考えています。

あと、今それこそ建築士会の皆さんに耐震補強相談士を、会合もやっている中で、そういったところでも広くPRをしていただく中で、情報を集めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） この今の好調を含めて、そして令和7年度で終わるわけですがけれども、

町としてこれから急になくすというわけには多分いかないと思うんですけども、今ここで発表できるような、それ以降の計画というか、補助の計画というか、その耐震を進める計画というのは何かいろいろ出てくると思うんですけども、ありますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

それこそ、令和7年度で今TOUKAI-0事業の木造耐震補強については終了するという話の中で、やはり県のほうに、そういった次の施策等を確認はしているところですが、やっぱりまだ指示する状況にはないという中で、私ども、近隣のほうもどういったことを考えているかというのを確認しております。そういう中で、まだやっぱりちょっと県の動向を見ないとというところが大半で、私どもも県の動向を見ながらというふうには考えておりますが、やはり、それこそ昨年度、件数とかのお話をさせていただいた中で、まだ多くの耐震補強を必要とする自治体が残っているということでございますので、引き続き令和8年度以降も、どういった形でというのはまだお示しすることはできませんが、考えていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 一番聞きたかったことが、その辺の今、令和8年度以降の何らかの方法というのは考えていただくということですね。それを期待していますので、我々もちょっと頑張りますけれどもね。その中で、ぜひその耐震ができて地震から守れる家をできるだけたくさん造ってほしいと、その願いを込めて終わります。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

236ページ、説明書です。土地区画整理事業費ということで、富士見・住吉のやつですね。これ、今までは利子補給しかしていない中で、今度、土地施設管理負担金ということで手当するようにして、若干、若干というか、かなり組合としてはすごくありがたいのかなと思っています。

組合員自体がもう高齢化で、非常に大変な思いをしているということをよく聞きます。組合長とかになっちゃうと、これまでの借財の保証人にならなきゃいけないみたいな、金融機関のね。そうすると、それを後に継がせるわけにはいかない、自分の孫とか子供とかに。だから、そういう中で、すごく大変な思いをされているというのはよく聞くんですけども、これを負担金を出すことによって、この後どれぐらいでこの組合自体がいい方向に行って解散というのか、していけるのかという見込みはあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

議員御質問の、どのぐらいのめどで解散できるかということによろしいですかね。それこそ令和4年度から、その公共管理者負担金ということで支出のほうをさせていただいておりますが、金融機関の借金のほうにつきましては、今年度の支払いで終了いたします。今後、まだ解散に向けては委託料等が発生するわけですが、それも公共管理者負担金の中で支出できると考えています。

そういった中で、来年度、まだちょっと少し換地処分等の業務委託等が発生してくるわけですが、手続を踏まえまして、もともと今の計画は令和10年度で終了する予定ですが、それこそ前に御回答させていただいたとおり、令和8年を目標に解散をするという目標で今やっております。

以上です。

[「了解です」の声あり]

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 吉田町内道路舗装修繕事業費、説明書217ページです。

この事業は、国庫支出金の社会資本整備総合交付金に頼るところが大きくて、令和元年度を例にとると、当初予算6,000万円に対して決算は1,704万8,000円と。当初予算に対する執行率は28.4%だったんですけれども、令和2年度からは、なぜか国庫補助金の額が上がりまして、令和4年度で行きますと、当初予算6,000万円に対して決算額が4,461万6,000円、当初予算に対する執行率が74.4%まで上がっています。これは、その当町の補助金申請がうまくなったのか、その国の方針が変わったのか、それはどちらなんでしょうか。ほかに理由があるなら、それもお願いします。

○議長（大石 巖君） 理事、平井光夫君。

○理事（平井光夫君） これは吉田町職員というか、私、財務省で公共事業予算を担当しておりましたので、その辺の経験からちょっとお話しさせていただきます。

国のほうでは、これ国土交通省のほうでは、各自治体からそういった予算を組むに当たって要望を吸い上げてまいりまして、それを基に予算要求というのを財務省にしてまいります。ですから、毎年度、毎年度、町からの要望がどれくらい来るかというのは、毎年度それは一定ではございません。

一方、その要望が全額財務省に来るかという、国土交通省内でも一応要求の枠みたいなものがあって、調整される場合もあります。したがって、もう国土交通省から財務省へ来るところで、全体100の需要があったとしても80になってくると、そういうケースも当然あります。

その上で、さらに財務省と国土交通省が予算折衝をした中で、今度は予算の額が決まります。そうすると、さらにまた削られることとなりますので、その予算のつき方も毎年度違います。国土交通省内で、今年は例えば国土強靱化ということで防災対策に力を入れようということになると、そっちのほうにシフトすると、例えば道路のほうが少し弱くなるみたいなところもありますし、そのときそのときの情勢によって、国土交通省が何にどういう分野に力を入れるかということで、予算のその道路事業を、これで言うと道路事業にどれだけつくかというのは、毎年ちょっと変わってまいります。

そういったことで、需要と供給というか予算のバランスが、それは毎年毎年何か国の方針というか、今申し上げた国の方針は毎年いろんな、今年は何を重点にするかというのは毎年変わってまいりますんで、その辺の予算のつき方と各自治体からのその要求、需要のバランスで決まるとしか、ちょっとなかなか、一概に国の方針が変わったからということではないんだと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 以前からそういう答弁というのはいただいている、もう10年前からずっと低かったんですよ。それで、じゃ、6,000万円要求して30%しかもらえないのなら、もっと上げておけよ、当初予算、という話も出たんですけども、それが令和2年から突然ぼんと70%台、80%台と上がって、このギャップが理解できないという、その辺で何か説明があるのなら、それを聞かせていただきたいということなんですけれども。

○議長（大石 巖君） 理事、平井光夫君。

○理事（平井光夫君） すみません、そこはちょっと私も承知しておりません。申し訳ございません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そこは分かったときに教えていただければと思います。

平成30年度に530万円かけて道路舗装維持管理計画をつくっています。令和元年度は、土壌調査をやらずに工事をやっているんですけども、計画を立てたけれども、令和2年度からはまた150万円ぐらいずつ、ずっと調査しながら、土壌調査しながら工事をやっているわけですが、その計画に対して、毎年また令和2年度から土壌調査をしなければならないのはどうということなのかということなんですけれども。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

まず、計画のほうにつきましては、どの道路を主にしているかというところの計画になります。それに当たりまして、今度は舗装のほうの土質の調査に当たるところの部分につきましては、その舗装構成、どのような舗装構成で修繕をしていかなければならないかというところを見なければなりませんので、その舗装構成を見るために土質調査のほうをさせていただいて、その工事のほうを進めていくというような流れで進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そうしたときに、調査によってその道路の長さとか幅とか、それで毎年調査の費用は変わってきますと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

先ほど道路の長さといいますか、延長とか、それによっても変わって、変動があるようになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 計画を立てたのが平成30年ですよ。令和2年度からどんどん工事をやれるようになってきているんですよ。要するに、予算が増えたからどんどんやれると。そうすると、もう平成30年につくった計画というのは、もうほとんどあまり意味がない状況になっているのか、いや、まだそれを前倒ししている状況なんだということなのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

計画はもちろん必要な計画でございますので、計画はもともとそのところにありまして、その進捗を図るために、予算のほうが確保されれば、その分事業進捗を図って進めていくというようなことで進めているところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 要は、平成30年であまり工事ができない状況において計画を立てたと思うんですが、それが令和2年度から倍以上の工事ができるようになりましたと。そうしたときに、その平成30年度に立てた計画がいつまでの計画かというのはよく分からないんだけど、かなり前倒しに工事ができているというふうに理解するわけですけども、じゃ、今度、次にその計画を立てるというのは、もう随分先の話なのか、もう近々計画を立てないと、もう次何をやるか分かりませんという状況なのか、そこはどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

前倒し、もちろんできている部分もありますけれども、計画はあくまでも決められたスパンの中での計画になっているものでございます。そのこのところを、毎年事業進捗が図れるものは進めていく。また、その時期的にも、現状路面性状調査というような形で、毎年といたしますか経年で舗装等が悪くなってくる場合がございますので、そういう調査をやった結果をまた含めて、計画自体は見直しをさせていただきたくて予定でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

次に、11款災害復旧費についての質疑を行います。11款です。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

再開は10時45分とします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時43分

○議長（大石 巖君） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

説明書資料の258ページになります。防災意識向上事業費です。こちらの12節です、地域防災資料員養成講座委託料としまして、こちらジュニア防災士養成講座と地域防災指導員フォローアップ講座業務委託料となっております。今年度、吉田中学生の生徒さん、1年生、2年生対象に、ジュニア防災士の養成講座のほうが行われたということで、防災意識のほうの向上につながる育成のほうは、令和4年度はスムーズにつながっているなというところがあります。

一つ気になるところが、この講座を受講した中学生、こちら吉田町の第5次吉田町総合計画によりますと、地域において継続的に活動・活躍できる場を設けることにより、将来の防災リーダーとして育成することが必要と町は書かれておりますが、その辺りの取組のほうはどうだったのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

今御質問のジュニア防災士の件につきましては、まずこの養成講座は、今、議員もおっしゃいましたとおり、地域防災力の向上を図るために、将来を見据え、次世代を担う若年世代の防災啓発が重要であるということから、これ県が実施しております、静岡県ふじのくにジュニア防災士の運用マニュアルに準じて実施させていただいております。令和4年度におきましては、先日も説明させていただいたとおり、吉田中学生の1・2年生を対象に実施させていただいたところがございます。

この運用マニュアルには、要するに三つの理念がございます。まず一つ目は、南海トラフ地震や台風等の風水害から、まず自分の命を守ることができる人、まずこれを学んでいただきたいと思っております。二つ目としましては、次に家庭の防災対策を率先して考える「家庭の防災リーダー」となる人、このような人になっていただきたいと。三つ目は、地域の防災活動に参加する「地域の防災リーダー」として期待される人であってほしいと、このような三つの理念がございますので、このジュニア防災士養成講座を通しましてジュニア防災士になれた方には、まず自分を守り、次に家庭を守り、ゆくゆくは地域を守る、そのような人材に育つことを期待して実施しているものでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

今、三つの理念のほうをお聞きしました。町が毎年行っています地域防災訓練と自主防災会の方が主になってやっている中でも、中学生のほうは率先してやってくれているようなイメージは強いわけですが、町としまして、こういう理念はあるものの、そういった活動にも中学生がもっと活躍できるのかなという何かこちらのほうは考えもあって、この講座のほうに取り組んでいるのかなという思いもあるんですけども、その辺はどう考えますか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

やはり地域防災力の向上というところでは、子供から大人までいろんな世代の方が、まずそういった防災に対する知識を養って、防災力を高めていくというのが必要でございます。

ただ、そういった一つの取組として、ジュニア防災士養成講座をさせていただいていますが、これ一度やっただけでは、当然一緒に身につけた防災知識やそのとき高ぶった防災意識というのは、どうして希薄してくると思いますので、やはり町としては、まず中学生とかに對しましては、学校サイドとも連携を取りながら、継続的な学習とか並びに啓発活動とかを行って、将来的に地域で活躍できるように学習機会の拡大をしたり、またそういったことを通じて地域愛の醸成を期待する、そのように考えております。

以上でございます。

[「了解しました」の声あり]

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

昨年度予算執行されたものの中で、小・中学校体育館に設置のW i - F i、その活用を防災の観点から質疑させていただきます。

決算の款としては、10款、267ページ、12節、14節にはなるんですが、関わりという部分で260ページ、吉田町公式L I N Eをはじめ、S N Sを活用したさらなる情報伝達手段を推進というところもあるかと思えます。情報伝達の多重化を図るところなんなんですが、この昨年度予算で設置した小・中学校の体育館W i - F i、これの現状の設置状況そして稼働状況、まずはここをお伺いします。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

今議員御質問の体育館W i - F i環境整備についてでございますが、これは令和4年度に、今、議員がおっしゃいましたように、10款の教育振興事業費において各小学校の体育館に整備をしたものでございます。

したがって、通常時といいますか、平常時におきましては、体育館でのオンラインでの授業で活用されておりますが、これが災害時においては、災害モードに切り替えることで、無料開放する公衆無線L A Nに接続することができるものでございます。

この手順につきましては、今回W i - F i環境を整えた各小・中学校の体育館は避難所に指定しておりまして、災害時には基本的に各地区連絡部の職員が、役場から必要な資機材を各小の体育館へ運搬します。それで避難所を開設するようになるんですが、その搬入する資機材の一つに、W i - F iモードセレクターと呼ばれる災害モードに切り替えるための手のひらサイズの装置があるんですが、これを現地に持って行ってコンセントにつないで、専用のキーで災害モードに切り替えると、それまで教育で使われていたものが、一時的に災害用としてW i - F iの選択が、スマートフォンのW i - F iを選択するところがあると思うんですが、そこに新たな災害用のネットワークが追加されます。これを選択すると、パスワードなどの認証なしで、誰でも公衆無線L A Nサービスに接続することができるということでございますので、災害時にはこのような活用を考えて整備したものでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

今の説明、分かりやすかったです。これ、もともと令和4年度の地方債借入れ、緊急防災

減災事業として地方公共団体金融機関から、令和5年から令和18年、13年の償還期間、770万円借入れを行ったものと認識しております。教育債でもあるという形なんですけど、今の御説明の中で、防災時にはそのような形を利用して、誰でもそのWi-Fi環境を活用できる状態になるものと思っているんですが、もう一つ、本定例会中の町長の行政報告2ページのところで、「昨年度町内全小・中学校の体育館に整備しましたWi-Fi設備を活用した訓練などを計画」とありました。ここに関しての概要を御説明いただけますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

本定例会の行政報告で町長から申し上げました、そのWi-Fi環境を活用した防災訓練というのは、まさに先ほど説明しました各小・中学校に整備したWi-Fi環境のことでございます。

このWi-Fi環境は、先ほど申し上げたとおり、災害時はもう災害時限定的に使えるもので、そのときに専用のキーで切り替えることによって使えるようになるんですが、これまでの実績としましては、今年6月2日に大雨により土砂災害警戒情報が発令されました。このときに、自彊小学校体育館を避難所として開設したわけなんですけど、このときに試験的に利用しています。それで、接続ができることを確認しています。

また、先日9月3日の吉田町総合防災訓練におきましても、各小・中学校全部で接続訓練を行いまして、接続できることを確認しております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

それでは、今の緊急時の対応については、少し私のほうでは、もしかしたらパスワードですとか、そういうものを設定しないと使わせないという形。要するに、今一般の方としては、体育館を利用する際に、例えばそれが防災の訓練であつたりしても使えないのかなという認識をしていたら、それが自動で切り替わるということでありましたら、誰でもがフリーで端末でもって情報を獲得するということができるという認識でいいのかと思うんですが、そもそもの話で、公共による公衆無線Wi-Fiについては、セキュリティの問題があるかと思うんですけども、地域住民の方ですとか、とりわけその避難訓練や大規模な避難が発生したときのために、体育館の中においては自由に使ってもらったほうがいいのではという考えもあるんですが、そこを制御している、普段は防災でしか使わせないよというところの理由というのが、いまいち明確ではないんですね。そこに関しては、どのような考えでおられるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

繰返しになりますが、平常時においては、教育の観点からオンライン学習で使っておりますので、恐らく一般的な開放はされていないと思います。

それで、防災的には、これ本当に繰返しになりますが、災害時のみに使えるということで、具体的には、ファイブゼロジャパンという、災害時に解放されるフリーWi-Fiは幾つかあるんですけども、今回整備したものは、そのうちのファイブゼロジャパンという、災害時に接続キャリアが垣根を超えて無料開放する公衆無線LANということで、これは本防災

害時に限定されたものになります。その中でも特に想定としては、大規模災害や深刻な災害時に緊急時に被災地の誰でも使えるということから、こういったシステムができていますので、やっぱり一般的に通常使えるものではないと、災害時に専用のキーで切り替えることによって初めて使えるようになるものになりますので、平常時からむやみやたらに使えるというネットワークではないということでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 繰返しの説明を受けて、ある程度は理解しました。

災害時の避難に関しましては、特にWi-Fiが自由に使えないと、非常に現場からのリアルタイムな情報が得られないとか、親族の安否確認とかでWi-Fi通っていないときついなと思ったんですけれども、今の形では、吉田町では、体育館に避難したときに多くの方が自由にWi-Fiを活用して、端末でもって情報を取れるんだなというところですよ。

ほかにも災害時を想定すると、端末の充電ですとか、あるいは、例えば緊急時は取る者も取りあえずここに来ちゃって端末を持っていないと、そういう方に貸与をすとか、そうした当たりの問題もあるかと思うんですが、そこに関してはまた別の話になりますので、ここまでにさせていただきます。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 防災意識向上事業費、説明書の258ページです。

説明書を読みますと、出前講座をやっていると。令和3年度からやっているというんだけど、その令和3年のときにちょっと気がつかなくて、すみませんでした。令和4年度で5か所ぐらいやっているんだけど、それはどういうお話をされているのか。かつ、行き先によって、聞き手の対象によって話は変えているのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

議員御質問の出前講座でございますが、令和4年度におきましては、はあとふるで定期的で開催されている通いの場というものがございまして、この場を利用して、その中で3回。あとは、静岡県災害時介護ボランティア研修会及び静岡県地域赤十字奉仕団基礎研修会において、その計5回で出前講座のほうを開催させていただいております。

これらの出前講座は、主としては、それぞれの団体に地域防災指導員の方がいらっしゃいまして、その方の依頼で実施しております。事前調整の上、テーマはそれぞれやはり違ったものになるんですが、テーマを絞った講座や防災対策の紹介を行っております。

具体的に申し上げますと、最初に通いの場のうち、おしゃべりサロンカフェというのをやっていますが、このときはハザードマップやシーガーデンシティ構想の説明、あと防潮堤動画の視聴等を行っております。それは6月に開催させていただいております。続いて、11月には、静岡県災害時外国語ボランティア研修会ということで、このときは吉田町の防災まちづくりと災害時の対応ということで、研修のほうをさせていただいております。また、11月には、通いの場の遊学クラブということで、ここでは耐震診断及び耐震補強ということで、特に室内での防災対策について講座をさせていただいております。今年の1月には、静岡県地域赤

十字奉仕団基礎研修会ということで、ここでは吉田町地域防災計画の説明をさせていただいております。3月には、通いの場のめだかの学校ということで、ここでは県と町と合同で今進めています「わたしの避難計画」というのがございますが、これについて説明のほうをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 平野です。

私としては、その出張講座、もうやっと始めてくれましたねという、ある面感謝なんですけれども、これをどんどん広げていって、住民のその防災意識向上というのを上げていただきたいという願いなんです。まず今おっしゃったような、いこいの場とかいうところでやっているのもいいんですが、もう一つ要望とすれば、自主防災会、たくさんあるわけですが、まずそこでしっかりそういう講座を開き、いろいろ意見交換しながら、その自主防災会の方々の防災意識向上というのを図っていただければなと思います。

というのは、もう御存知なんですけれども、要するに自主防災会というのは町内会長の充て職みたいな状況で、本当にどこまで自主防災を考えているのか。失礼かもしれないけれども、そういう状況だと思って、地域防災指導員の方も何人か入っているのはいるけれども、実際そういう人たちは、防災訓練をやるときに、ちょっと意見ちょうだいよぐらいしか活用されていない。もっと活用されているところはあるかもしれませんが、少なくとも私が所属した片岡東ではそんな状況なわけで、やっぱりそういう住民の方の防災意識を上げるためには、まず自主防災会の方々にその防災意識、自助・共助、そういうところの意識を高めてもらうということが重要なんじゃないかなと思うんで、そういうところにこれから出ていって、その講座を開いていただければと思うんですが、その辺に関してどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

議員おっしゃるとおり、やはり地域防災の要となるのは各自主防災会だと思っておりまして、その自主防災会の育成というのは、町の義務としてもやっていかなければならないと思っております。

現在、自主防災会に対してどのような活動をしているかと、ちょっと説明させていただきますが、年度当初に各地区を回って、自主防災会活動等説明会を開催させていただいております。このとき、自主防災組織の役割を改めて説明させていただいたり、その年度に行う防災訓練や防災研修、助成事業についてなどの説明をさせていただいております。また、各訓練前、年に9月と12月、3回防災訓練があるんですが、その訓練前には打合せ会を行っております。

令和4年度においては、この津波避難訓練の打合せ会終了後に、その訓練とは別に、先ほど申し上げました「わたしの避難計画」について、県の担当の方が来ていただいて、自主防災会に対して講座を実施させていただいているほか、昨年8月7日には、県主催の市町村防災力強化出前研修がこの役場で開催されまして、自治体の役員や自主防災会長、地域防災指導員など参加していただいて、災害図上訓練を実施したという経緯もございます。

ただ、やはり継続的にやっていく、内容を濃くしてやっていくというのが必要だと思いますので、町としましても新たな手法を取り入れつつ、引き続き自主防災会の充実を目指して

いきたいと考えております。

以上でございます。

〔「了解」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入替えを行います。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時06分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は13名であります。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

先ほど、消防のときにも質問した内容ではあるんですが、268ページの小・中学校体育館のWi-Fi、これ今度は教育的観点から質疑したいと思います。

入っています、使っています、今の活用の現状、まずはここを御提示いただきたいです。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

体育館のWi-Fiの教育上の活用状況ということでございます。昨年度、令和4年度に体育館のWi-Fi工事をしまして、昨年度末2月に完成しております。ですので、2月、もう完成したときから授業等で活用しているという状況になるんですが、具体的に言えば、まず体育の授業があります。体育の授業で、例えばマット運動の自分の回転している様子を撮ってもらって、それを確認する。それが友達同士とか、ほかの見本となるものがどうなのかということと比べてもらうというような形で、その動画をクラウドで活用して先生が児童・生徒と共有したり、そのほか総合的な学習の時間、吉田探求の時間において、端末を持ち込んで体育館に集まった児童・生徒が、その場で調べ学習とか文書作成して、その場で先生や児童・生徒とその内容について情報共有したりといったやり方をしています。

以上になります。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

活用の状況については、これから様々なことで外部のことの情報を手に入れるのに、やはりWi-Fiは必須だとは思っているんですが、吉田町の今年の初めだと記憶していますけれども、学校のほうの事例の展開というか、確か住吉小学校であったと思うんですが、そんな中でも、ちょっとその活用事例を拝見させてもらった中で、例えばバスケットボールでフ

オーメーションなんかをそういうものを使うとか、あるいは得点ですとか様々な活用用途があるかと思うんですが、先ほど防災の件では、いやもう自動で切り替わるし、そこに関してはそのような形でやっていくという御回答だったんですが、やはり私は、せっかくあるもの、例えば学校のお子さん向けというのは理解するんですが、じゃ、例えば学校の授業のない日ですとか夜間、社会教育活動ですとか、あるいはPTA、式典、そうしたのものにも今後そういうものを使わせてほしいというニーズは高まってくると考えておりますが、現状はまずスタートしたばかりなので子供限定というのは理解するんですが、これから十何年にもおよぶ償還の期間もあります。そんな中で、ぜひ特に保護者の方ですとか、あるいはそこで夜間スポーツとして利用される方、これやっぱり自分の端末ですと今、経済的に大分携帯の通信の容量を絞っている関係で、やはり通信障害だったり、うまくつながらないとか遅いとか、そのような方も一定数いらっしゃると思うんですが、Wi-Fiがあるとやっぱりそこはスムーズというところもあると思うんで、そこについてぜひ教育的見地といいますか、そういう子供と親との関わりという部分で、今後検討はされないでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

Wi-Fiの今後の活用というところで、一般的に保護者の方が使えるようにできないかどうかということでございますけれども、現在のところ、Wi-Fiの一般開放については、教育委員会としては考えていないということになります。

それについては、先ほどの防災課長からも話があったかとは思いますが、災害時に体育館が避難所となった場合に、災害専用のファイブゼロジャパンというSSIDを使って、無料で誰もがアクセスできるというところがあるということが、まず一つあります。それが災害時用と。それから、教育用ということで、今回児童・生徒の端末のログインの関係、それから公務用の教員がアクセスする場合のSSIDということで、その辺のものについては整備しているということになるんですけれども、これを例えば一般開放してしまうと、当然同じWi-Fiのアクセスポイントに対して、教育用と公務用のSSIDがあって、さらに、災害はちょっと置いておいて、一般のSSIDをつくることは、技術的には当然可能となります。この場合に、当然そのWi-Fiのアクセスポイントというのは許容がございます。1台に対して、1個のアクセスポイントで最大値というのがあって、例えば100人、150人という方が一度にアクセスしても可能なようなアクセスポイントが設置されているんですけれども、そういったものが、例えば保護者の方が来たときに、その会合でWi-Fiが使えるようにという場合に、子供とか教員がその端末を使ってやっている中で保護者も同時にWi-Fiを使えるようになってしまうと、当然そのアクセスできる許容がオーバーしてしまうという恐れがあるというところになりますので、教育委員会としての活用としてWi-Fiを一般開放するというところは、今のところは考えていないということになります。

以上になります。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

アクセスポイントの集中によって、かえってそのWi-Fiが利いているにもかかわらず通信が遅いというような問題も懸念されるというところと、教育的観点で本来は入れているものだし、災害時にもそういう使い方をするからというところは事前に了解はしているところ

るんですが、それでもあるものをやっぱり使えないのは、不満が今後出てくるんじゃないかと。

そして、私が申し上げたのは、子供がいるときではなくて、例えば夜の体育館を、今小・中学校の体育館を使うケース、そこまで総合体育館ほど多くはないと思うんですけども、そういうケースのときに使いたいですとか、あるいはそのPTAだけでそのような場所を使う。大勢の人が集中しすぎて、例えば卒業式ですとか入学式みたいなところでWi-Fiをオンにしてしまうことの危険性は認識しているんですが、そうした部分に関して、今後経過を見ながら、これは保護者には開放していいんじゃないかと。誰でもオーケーというよりは、だから、そういうある程度の制限を設けて段階的に実施していくということを、ぜひ御提案したいと思うんですが、そこに関してはいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

今後このWi-Fiについて一般開放、保護者とかそういった教育に関係する対象者限定でということでもできないかということでございます。

当然、技術的には可能ですので、今後時間経過していった中で、セキュリティ面の安全性とかそのところとかが解消されれば、そこは考える余地はあると思いますが、先ほども申し上げましたとおり、現在のところは教育委員会としては、あまり一般開放については考えていないということになります。時代の情勢等によってそれが必要とあらば、そこについてはまた検討していく必要があるのかなと考えております。

以上になります。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

吉田町は、非常に機器の導入から、それから活用、非常に先進的な取組をされている。Google for Educationパートナーシップ自治体でもあります。保護者に対して、そこを利用する方に対して、Wi-Fiを今後も一切使わせないという姿勢は実はどうなのかと思っておりますので、ここでは問題提起だけさせていただきます。

別件、よろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） はい。

○3番（盛 純一郎君） 説明書の263ページでございます。教育委員会費、263ページ、視察研修についてお伺いしたいと思います。

昨年度11月に、愛知県春日井市立の中学校、公立中ですね、ここに教育長、教育委員、事務局職員それに町立小・中学校の職員15名で視察研修をされたということについて伺いたいと思います。

そもそもの話なんですが、この教育委員会さんで行う視察研修、これ視察先ですとか、その視察の内容、それから時期とか、そうしたものの選定・決定のプロセスというのは、現在どのようになっているかを質疑いたします。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

教育委員会の視察研修を決定するプロセスということでございます。教育委員会につきましては、毎月教育委員会の定例会というものがございまして、教育委員会事務局と、あと教

育委員4人が出席して、教育長も出席した中で開催をしております。

ここでいろんな議事等が行われるわけなんですけど、視察研修については毎年1回、教育に資する内容について、先進地域の状況を見るということで決めて、毎回予算取りして、それに応じて教育委員会の中で教育委員さんと議論した中で、吉田町について、こういったことについて視察しようじゃないかということを決めていくということになりますので、例年年度当初に予算がついた中で、4月以降に教育委員会を実施していた中で議論していた内容が、吉田町にとって必要となる情報が、こういうものが欲しいんじゃないかとか、こういったものがちょっと吉田町として考える必要があるんじゃないかということになったものについて、じゃ、視察先、それについて非常に先進的な自治体があれば、そこ行ってみようじゃないかということで議論をさせていただきます。

それが、大体夏頃までに行われるということになりますので、そういったところで議論をして、じゃ、こういったところがどうなのかという視察先を決めて、毎年そういった形で視察を決めていくということになります。

以上になります。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） その件に関しては了解しました。

それで昨年度、先ほど申し上げた愛知県の市立の公立中学校へ伺っている、研修に行かれたと。これも説明書にありますけど、ICTを活用ということですね。吉田町は、先ほど申し上げたように、非常に導入や、それから活用は、かなり鋭意積極的に取り組んでいるところだと認識しているんですが、そこが見に行くというところで非常に関心があります。

ICTを利用した授業スタイルの確立に資するための有意義な情報の収集を行うことができたとあります。その現場ではどのような取組があって、それが例えば吉田町のその教育にどのような形でフィードバックされていくのか、これに関しては、ぜひ言及をいただきたいです。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

昨年度視察した愛知県春日井市の高森台中学校のほうに行かせていった内容について、どういったフィードバックがあったのかということなんですけど、こちらについては、吉田町についてGIGAが始まってから3年目ということになりますけれども、昨年度についても、吉田町はかなり先進的に取り組んでいるというところで我々も認知していたわけなんですけど、こちらの愛知県春日井市というところが、非常にもうGIGAスクールが始まる時点からICTを取り入れて授業を進めていたというところで、非常に全国的にも有名な場所でありまして。

実際に吉田町は進んでいる、進んでいると言われているけれども、実際はどうなんだという、全国的な立ち位置から見たらどうなんだというところで、春日井市を見に行けば、春日井市は全国的には非常にそういったICTに関して進んでいるというところで、そういった話が教育委員会の中で出まして、こちらの高森台中学校のほうに行かせていただいたということになります。

通常であれば、教育委員さんと教育委員会の事務局、指導主事等で視察研修に行っているというのが本来だったんですが、前回のこの研修、昨年度の研修については、直接的にその

授業をやったりやっているのは教員ですので、各小・中学校の教員にもぜひ見ていただければということで募りまして、6人の教員が同行して参加をさせていただいたというものになります。

春日井市におきましては、そういうICTを活用して効果的に授業をしているという教員が、有名な教員がいるわけなんですけど、その教員が数人のクラスの授業を自由に参観できるというようなスタイルで見させていただきました。2時間の授業ですね、1時間目の授業で何か所か見れて、2時間目の授業でも何か所か見れるということで、それを必要な国・数・英とか、そういったいろんなジャンルの授業をやっていたので、そういった授業をやっているところを見させてもらったということになります。

実際にそちらを参観したところ、非常に吉田町がやっているものとまたちょっと違うというのか、ICTを本当にうまく使っているなという部分が、具体的には書画カメラを使って教科書を拡大して黒板上に写したりとか、その辺をうまく取り入れたりしていたというところ。それから授業の内容、当然具体的な中身について、子供が主体的に行える授業というのができるような授業スタイルを取っているというところの、非常に学ぶべき点が多かったものですから、それを直接授業2時間見て、その後懇談会で、その教壇に立っていただいた先生方に直接来ていただいて、そこでディスカッションをさせていただきました。ですので、教員や教育委員、指導主事のほうから直接どういった具体的な質問をして、これはどうしているんだという質問を議論した中で、そこでいろんなものが解消されていったという内容になります。

それで、当然帰った後に、各小・中学校の教員が直接来ているものですから、各学校のほうでそれをレクチャーしてもらって、もう直接授業に反映できるというようなスタイルで昨年度の視察は行いましたので、本当に即座に授業への実践につなげることができたのではないかと感じております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

幾つか用意していたんですが、すみません、大体今、丁寧に御説明いただいたので、今後また教育行政に対して、そうした先進事例の積極的な取り込みというのか、採用検討を期待したいと思います。

終わります。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

説明書の273から274、確かな学力定着授業費の中の、274ページの学校図書館事業について、ちょっとお聞きしたいと思います。

これは図書館の図書費の334万6,631円、学校図書館用図書ということで、この取組内容、実績、書いてありますが、書籍・図書の購入が住小で271冊、中央小で361、自彊小で291、吉中で594冊で、計1,517冊というふうになっておりますが、これ本の値段もかなり上がってきていると思うので、これ選書をする場合に、多分司書さんが選書して本を購入すると思うんですけども、司書さんがこの選書をするのに当たって、本を購入するに当たって、選書

に対してどういった工夫をしているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

学校司書の図書の選書に当たって工夫している点ということでございますけれども、各学校にそれぞれ、町の会計年度任用職員ではございますが学校司書を配置しております。各学校の学校司書に、それぞれ選書をお願いしているという状況なんです、それこそ当然、学校で必要とされる書籍というところに重点を置いて、今一般的に読まれるものだろうか、そういう観点ではなくて、学校の授業に関係するものについて、より深い内容の書籍を用意したりとか、当然学校の、その小学校・中学校違います。各学校によって先生の求めるものというのも違ってきますので、学校の司書さんのところに、各学校に、教員のほうの図書に関係する専門の先生がいますので、その先生方と話をしながら、どういったものを選書していったらいいんだろうかというような話合いをした中で、学校司書のほうで最終的に選定をして、学校のほうでも、校長を含めて、こういった図書を買うよというところで認識した中で決めているというものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） この冊数で、毎年の購入と、あと調べ学習で使うときにはシリーズ物が必要だとかというのがあって、何冊かセットが必要という話を聞いています。本当にこれで足りているのかどうかというのを、ちょっとどうなんだろうと思うんですけども、これ、実際子供たちが調べ学習で使うもの、普通に読むものというもの、いろいろ分野があるとは思いますが、これで本当に足りていると、予算内で大丈夫ですというふうに司書さんたちは思っているのか。この中で購入に当たって努力していること、もしくは本を購入するに当たって何か工夫をしていること、ジャンルを絞ってとかってそういうのもあると思うんですけども、そういったことってというのは何かあるんでしょうか。聞いていますか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校図書の購入に当たって、いろいろ金額に応じてどれぐらい、これで足りているのかどうかというところの司書さんの思いというところについてなんですけれども、当然金額、図書費があればあるほど当然新しいものを買えますし、古くなった本についても更新ができるということで、当然あればあるほどいいということではございます。

そういった中で、各小・中学校の中で図書館連絡協議会というのもやっています、各司書さんが集まって情報交換をする機会もございます。年に数回あるんですけども、そこで必要な図書等についても情報共有しながら、場合によってはその図書とかを借りられるということもあったりとか、プラス吉田町立図書館が当然ございますので、町立図書館のほうにある本というものも活用ができるということになりますので、図書自体、当然あればあっただけいいということになります、町内小・中学校の図書室にある本、それから吉田町立図書館のほうも踏まえて、学校の授業等で活用できるものは、そういったものもちょっと連携しながらやっていくということもできますので、当然必要な金額というのはもっと多ければ多いほどいいんですが、この中でやっていただくということになります。

さらに、ちょっとこの金額が、議員のおっしゃることだと金額が少ないというようなことなんです、実は昨年度は、学校図書に対して寄附をしたいという方が来られた寄附の分が実は200万円ございまして、それを各50万円ずつ学校に配分しているという状況がございしますので、実は昨年度は非常に潤沢な図書費を用意させていただいたということになりますので、ある意味これ以上ないぐらいの金額を昨年度は寄附によって配備をさせていただいたということになりますので、実際にも学校司書のほうからも、古い本を新しい本と入替えることができたりとか、参考図書をいろいろ買いそろえることができたんで非常によかったと。さらに、貸出し冊数も、子供たちが新しい本になったから借りやすくなったとか、そういうことも聞いていますので、昨年度については非常に充実していたということになりますので、御承知いただければと思います。

以上になります。

[「了解です」の声あり]

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木です。

説明書315ページ、18節の体育協会補助金153万円ですけれども、これ令和3年から、コロナ禍ということで税収のほうも先行きの見通しがあまり見えないというような形の中で、約10%ほど削減されたというふうに伺っております。現在、令和3年、4年も、この決算においては歳出を結構抑えたような形であって、それで4年度の決算における差引き残額も10億8,576万円ほどあることから、コロナ禍になる前、その10%を減額される前のその補助金くらいにまた戻すというような考えがあるかどうかをお伺いします。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

体育協会等の補助金、コロナの影響で補助金10%カットということで、令和2年度、3年度、うちの課の体育協会、スポーツ少年団等の補助金の確認をしたところ、予算でやはりコロナウイルスの影響を受けて1割減というのは確認をしております。令和4年度についても、前年度の令和3年度と同額ということで、コロナ前の予算には戻っておりません。

ただ、町としましては、その活動に必要な予算をつけているという理解をしておりますので、今話にありました体協等の団体については、その中で努力をして活動を昨年度等していただいたという状況であると思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木。

確かにコロナ禍の間は集まる機会が少なく、いろいろなものが、事業とかそういうものが少なくなっているということは事実だと思います。ですけれども、このページの意図というところが、「町民1人1スポーツを目標とし、誰もが気軽に活動できるスポーツ活動の場を提供する」ということもあるものですから、いただいた補助金に合わせた事業をするのか、それとも、こういうのをやりたいからこっだけ補助くれませんかというのか、ちょっとその辺がはっきり分からないんですけれども。そういうことで、やはりコロナが今収束というんですか、軽くなったりして、全然昔に戻ったような形でありますもので、そういうことから

自分はそのコロナの前の補助金くらいに上げていただきたいなと思うことで、今お話をしていますけれども。

この体育協会の補助金だけじゃなくて、ほかのものも、吉田町の中には、一般会計の中にいろんな補助金があると思うんですよ。これだけじゃなくて、今これは自分が運動をやっているからちょっと伺ったんですけれども、ほかのものもあると思いますけれども、そういうことで、全体的に町の決算のほうもかなりいいような感じがするものですから、財政管理課にちょっとお伺いしますけれども、そういうことの中で、ほかの補助金もあると思いますけれども、そういうのをちょっと、コロナ前にもし下がっているものがあるとしたら、コロナ前に戻した同じような金額にするというような、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

議員御指摘のように、令和2年度、コロナウイルス感染症が蔓延したことにより、令和3年度当初予算編成において、各団体の補助金については、財政確保の観点から減額させていただいているという状況がございます。

令和4年度以降の当初予算編成におきましては、基本的に無条件でその補助金を減額した分を戻すということは今まだやっていない状況で、基本的には、補助金を交付している団体等の財政状況であるとか、各それぞれの事業計画、そういったものを加味した上で予算要求をするように各課のほうには指示を出させていただいて、当初予算編成に臨んでいるという状況になってございます。

今後の予算編成におきまして、大分コロナが2類から5類になったと、そういう状況でいろいろ活動が活発になってくるところがございますが、基本的には予算編成するに当たっては、やはり根拠を持って事業のほうに予算をつけていくこととなりますので、そういった面では、やはり根拠なく増額というよりは、各団体の財政状況とか、今後こういう事業をやりたいというその事業の必要性等そういうところをもって、補助金の増額の必要があればそういうことも対応していくということで考えておりますので、そうしたところをもって判断していくということで考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 4年度の決算では10億円の残額が出たということがありまして、本来なら私の気持ちの下では、何も言わずにコロナ前に戻してあると、皆さんが「あっ、何で」という形で喜んでくれるかなというふうに思うんですよ。ですけれども、今、課長の話だと、必要に応じてということでありますので、その必要に応じてが、補助金をもらう方たちは、どちらかという「いただいている」という気持ちがあると思うんですよ。だもんで、あまり無理は言わないで、今の状況でこれだけの補助をもらっているから、その中でやればいいというような感じでやっていると、私はそう思います。だもんで、もし事業によって以前のように戻しますよというなら、それなりにちゃんと、補助金を減額したその団体にちゃんとその旨を伝えて、必要があって、町としてそれが必要と認めれば、それなりの増額をするようにしますというくらいのことを言わないと、どこの団体も、今もらっているのにいっぱいだと思って、割かし我慢しちゃっていて、そういうことはしないと思うんですよ。

なので、もし今、課長が言ったように、無条件で元の、以前の補助金の金額に戻すんじゃ

なくて、必要に応じてというなら、そういうような形でちょっと通達というか、そういうことをちょっと皆さんに言ってやったほうが親切じゃないかなという、町としてのサービスですよ、というふうに考えるんですけども、それはいかがですかね。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政の予算編成においては各課長に要領等を出しておりますので、その中で各課には、ちゃんとそういったところを各団体とコミュニケーションを取るようには指示をしたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 次に、317ページの体育施設広場維持管理費ですけれども、12節のところでは644万6,958円、このうち200万円が神戸コミュニティ広場指定管理業務のほうへ行って、残りの444万6,958円が高島スポーツ広場ほか6か所植栽等管理業務ということで、これシルバーのほうへお願いしているんじゃないかなというふうに思うんですけども。

この間の日曜日でも野球の大会があって、グラウンドへ行ってソフトボール場を少年野球で使ったわけですけれども、かなり草が多いということで、試合が始まる前に、そこへ集まった方たちで一応草を抜いてもらったということがあります。あそこの旧サッカー場になりますか、今は使っていないもんですけれども、そこなんかもう今見ると、かなり背の高い草が生えちゃって全然管理がなされていないんですけども、このスポーツ広場、高島のほうだと444万円くらいが使われているんですけども、あそこはこの管理の中に入っているんですかね。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

今、議員おっしゃいました高島スポーツ広場の管理につきましては、シルバー人材センターのほうに委託して実施しているという状況でございます。そういった中で、今サッカー場の維持管理はどうなっているのかということですが、あそこの部分に関しては、平成30年の台風の影響によりまして被害を受けました。冠水被害を受けて土砂の堆積等々ありまして、被害のあったところから使用のほうを中止しているという状況でございます。あそこに関しては、維持管理費用というものは実際かけておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） それでも、全体を見るときには、サッカー場として使われていた部分の面積の何割くらいが使えなくなったかというのは、ちょっと私は分かりませんが、あそこの草が刈ってあって、一応広場として何か少しでも使えるようなら、あるものは使ったほうが皆さんのためになると思うし、あと全体的にシルバーの方たちが管理をしてくれておりますが、1年間を通してどういう計画でこの管理をしているというのを、ちょっと私も把握できませんけれども、何か予算的に少ないからできないようなこともちょっと耳にしたこともあるもんですから、もう少しその管理費を上げて、常にきれいにしておいてほしいということが一番のあれですけれども、よその方たちも、大会とか何かだと、よそから来て、吉田町へ来て使うわけですよ。そういった場合、やっぱり吉田町のここはいいねというふ

うに言われたほうが気持ちもいいもんですからね。

ですから、定期的に管理をして、草刈りなんかをやっていればいいと思いますので、もう少しシルバーの方と相談して、ちょっとこの維持管理費、この辺の見直しをして、あまり草ぼうぼうの状態になっていないような形でやっていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

我々といたしましては、高島スポーツ広場で安全に競技をしてもらう、楽しんでもらうということで、維持管理のほうを適正にやっていこうということで考えております。そういった中で、シルバー人材センターに委託しているという中で、予算のほうも令和3年度から4年度にかけて増額等もしています。人件費の増加であったり、それから少し内容のほうもやはり見直したりということで増額をしております。そういった中で、今後についても適正な維持管理を行って行って、利用者が安全で安心して使えるような高島スポーツ広場に維持していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 週に1回、見回りなどして実施しているということでもありますので、グラウンドの様子が常に分かっていると思うんですよ。だもんで、そういう状態でシルバーの方に「こういう状態だから、少し」という話をさせていただいたときに、予算的なものがあるよというふうに返事が来たとしたなら、当然その維持管理費を上げてもらってやっていかなくちゃいけないなというふうに思うんですよ。

あと、もしあれなら、こんなことを私が言うのであればあれかもしれませんが、そこを使う方たちが年に1回くらいは奉仕でやってもいいんじゃないかなというふうに、私はそう思うんですよ。無料で使っているということもありますのでね。そういうことも、また利用者と話の中で考えていただければと思いますが。

とにかく、シルバーの方たちが管理するにも、ある程度除草剤を使っているとも思いますけれども、その草のほうがお利口さんで、同じ一定の強さのあれだとそれに耐えるようになっちゃって、それでだんだん強くしても、だんだんそれに対応してくるようになるっていうか、そういう形になっているみたいなもんですから、その辺も考えて、できれば維持管理費というものをシルバー人材のほうとちょっと話をさせていただいて、もう少し、私が思うに見苦しくなければ別にいいんですよ、誰かが来たときにね。という形でやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ議員おっしゃるとおり、毎週1回施設点検ということで、担当が現地のほうを確認しています。トイレであったりとか、グラウンドの様子等を確認している中で、もし草の成長が早くということであれば、その都度シルバーと協議のほうもして優先順位を変更してもらったりということもしておりますので、とにかく現場を見ながらシルバーに指示していきたいというふうに思います。

また、利用者の方にも協力していただいて、実際やっていただいております。議員おし

やるとおり、草取りをやったと。私もソフトボール場のほうを、スポーツ少年団だと思えますが、保護者の方が草取りをしていたという事実も見ておりますので、一緒になって、あそこを使いやすいスポーツ広場に今後も引き続きしていきたいというふうに考えます。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

説明書の309ページ、図書館管理費の中で、たしか令和3年度の議会のときに、9月の定例会のときだったと思っているんですけども、図書館の太陽光システムが壊れてという話で、電気代が上がっているということでお話があったと思います。その太陽光発電システムの故障という件で、その後そのシステムを補修するとか、そういった点で何か進捗があったか、その点をお聞きしたいです。話し合いとか何かあったのかどうか、お聞きしたいです。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

議員御質問の図書館の太陽光システムの故障についてということで、昨年度の議会のところでシステムの故障ということが分かったという中で、その後、本当に何が壊れているのかというところを業者に確認をしてもらったというところで、今はパワーコンディショナーというものが壊れていると、故障しているというものが分かりましたので、その見積りを取って金額の把握をしております。あと、さらに蓄電池であるとかを新たに設備するとどれぐらいの金額になるかという金額の把握を、現時点ではしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

進捗状況については了解しました。

次の質問ですけども、次のページ、310ページの図書館用地3,071平方メートルの土地を新たに取得した。図書館用地に係る町有地取得割合が67%に達したというふうに書いてあります。これ取得したことで新たな何か事業をするとか、そういうお考えはあるんでしょうか。

何かというと、やっぱり図書館へ行くのに、ちょっと駐車場があまり状態がよくないので、駐車場の整備をするのか、それとも駐車場の整備をするところまでの取得には行っていないからできないのか、そういったことが何かあったら、ちょっとどういうふうに、取得した後何をするのかというのを、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

図書館用地につきましては、計画で行きますと、来年度で全て用地のほうを取得したいということで今動いている状況でございます。議員御質問の、こういった整備をするのかというところでございますが、議員おっしゃるとおり、未整備のところがあるもんですから、今図書館を建設したときの構想図であるとかそういったものを確認して、今後こういった整備が必要なのか、駐車場が必要なのか、はたまた違うものが必要なのかというところを検討している段階でございます。町有地になった時点で、そういったものの整備について、どうい

った整備をしていくのかというものを検討して、実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

[「了解です」の声あり]

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 小中一貫教育振興事業費、説明書の277ページでお伺いします。

令和元年度までは先進地視察を行い、本町における小中一貫教育の在り方について考えるための資料収集を行っていました。しかし、令和2年度、3年度、4年度と、新型コロナの影響もあるのかもしれませんが、先進地の視察は行っていません。そして、令和5年度も当初予算には上がっておりません。そういう点で、吉田町小中一貫教育の在り方を「小中学校のつながりのある教育とすること」ということで、吉田町としてはもう確立できたというふうにお考えなんでしょうか。イエスカノーかをお願いします。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

小中学校のつながりのある教育が確立できたのかどうかということですが、イエスカノーでということであれば、イエスということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そうしたときに、小中学校のつながりということに関しては、どういう定義をされていますでしょうか。時間もございますので、簡潔をお願いします。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

どういう定義をしているかということですが、小中学校のつながりのある検討委員会、平成30年3月に設置をしたわけですけれども、ここでこの委員会を目指す子供の姿、育みたい資質能力を設定して、小中が連携しながら総合的な学習の時間の充実を図ることが大切だということを進めてきたというものになりますので、ちょっと定義というと、今申し上げた内容とはちょっと違うかもしれないんですが、それを目指して進めてきたというものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 私なんかは、その小中一貫教育となると、やっぱり中一ギャップの解消というところが最初に頭に来るわけですけれども、今の吉田町の総合計画、吉田探求、その事業自体、私は評価しているんだけど、結局それを小学校から中学校までつながってずっとやっていくだけでは、このつながりというのが、要するに各年度違うことをやって中一に上がってとしても、同じ吉田探求と言いつつ違うことをやるわけですね。そのつながり、そこはつながりがある教育とはちょっと思えないんですけど、そこはどうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

吉田探求がつながりとはいえないんじゃないかということでございますけれども、この小中学校のつながりのある教育の中で目指していくものとして、吉田町として育成を目指す資質能力の設定というところについては、こちらはコミュニケーション力というのをつけるということで、コミュニケーション力というのは、総合的な学習の時間の中でいろんなところとコミュニケーションをすることによって進めていっている内容となりますので、それを、3小学校ありますので、3小学校の中で横のつながりをつけていたり、当然3年生から吉田探求を進めていきますので、3年生、4年生、5年生、6年生、その縦のつながりだけじゃなくて、中学校も含めて縦のつながりをしていくと。それがコミュニケーション力を養うということも目指しながらやっていくということになるものですから、このつながりのある教育、吉田町として考えるつながりのある教育としては、その吉田探求というのが連動しているということによって進めているというものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） だから吉田探求ということ自体は、そこにおいてコミュニケーション力を上げるとか、発言力・思考力を上げていくとか、論理的な考えを育てるとか、そういうことに関してはぜひやっていただきたい。けど、つながりのある教育となると、それはちょっと違うような気がするんですが、これをやるとまたもう時間がないので、最後に行きます。

説明書の効果が、令和2年度からほぼ同じなんですよ。つながりのある教育検討委員会とか、それを何回開催したかということと、吉田探求で小学校5年生が防災施設へ行きました。これ3年間、もっと見ればあるのかもしれないけれども、ずっと同じことしか書かれていないわけですよ。吉田町小中一貫教育といいながら、毎年その5年生のことしか書かれていない、委員会が何回開かれた話。やっぱりもっと、要するに小中一貫ということを進めていくというのであれば、それに対してどういうことをやったのかというのを、もっと明確に説明書に書いていただきたいと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

小中一貫教育振興事業として吉田町として進めていったものを、もっとより詳細にどうか、書くべきではないかということなんですけど、こちらに書いてある内容については、どうしても予算に関わるものについて書いているという部分が一つとしてあるものから、5年生が総合的な学習の時間で防災施設を見学したというところの予算についての内容を書いてあるものになりますけど、御承知のとおり、総合的な学習の時間については、小学校3年生から中学校3年生まで全てやっている内容でございます。それから、吉田探求担当者会においても、各学校の先生が集まっているような研究実践、研究をしていきながら、よりよいものを進めていくということになりますので、確実に吉田探求を始めてから3年、4年ということになりますけれども、どんどん深い内容というか、探求授業に、総合的な学習の時間の内容についても非常に深い内容のものができておりますので、今後につきましては、こちらの示し方等についても、もう少しそういった予算に係らない部分も、当然この小中つながりのある教育というところについては、吉田町として推し進めていくところでございますので、その内容についても、もう少し詳細に書いていかなければならないと思っております。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） チャイムが鳴りましたので、端的に行きますね。

298ページ、文化財保護事業費。これ一般質問でもやったんですけども、この中に、まず端的に聞きます。予算額、当初予算66万円、決算55万円、そしてこの中の効果に、町内文化財の適切な管理を図ることができた。どんな管理をしたんですか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

町の指定文化財の管理ということで、何をやったかということですが、町の指定している管理については、基本、所有者等が管理していただくということでやっております。その確認、萬年のサツキでいいますと、去年も見にいった状態を確認したことも実際やっております。それから、国指定文化財の能満寺のソテツにつきましても、支柱のやり直しとか、支障となる葉の撤去等を実際実施しておる状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 一般質問で聞きましたので多くは言いませんけれども、実はこれやっているときに、その管理が、今言ったその「見にいった」は管理じゃないんです、それは。見にいったんです。見にいったことなんです。管理というのは、枯れないために、壊れないために、それが消滅しないために、何を、どこを見に行くかということなんですよね。私はそう思って、そうでないと困るんです。

それで、具体的にちょっと聞きますね。まずここにありますが、まずこの三番神社の人形の頭、これは何をみたんですか、管理をしたんですか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 三番神社につきましては、昨年担当が、県外の大学の方が現地を見たいということで、そのときに保存会の方に立ち会っていただいて、その状況を確認しているという状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 同じく、林泉寺の十王像、これは何を確認したんですか。何の管理をしたんですか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

林泉寺の十王像については、確認のほう、行ってございません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） そうしたら、もう一つありますね。本寿寺の木彫りの龍に関しては、どんな確認をしていますか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 本寿寺の木彫り龍につきましても、昨年度、現地のほうを確認しておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） とてつもない危機感を感じますよ。小山城の現状も言ったとおり、もう劣化していますよね。完璧に劣化していますよ。ここの白い線と一緒に消えちゃうから、あそこに入れる方はもう消しませんと。多分、知らないでしょう。そういうの、困るんですね。

逆に言うと、今言っていたこのものを本当に管理するのであれば、一度専門家にしっかりやってもらって、どこまで劣化しているか、やってくださいよ、これ。そうしないと、全部なくなっていくですよ、吉田町から。あと20年たったら。そういう意味で危機感を持っています。確認をしてくださいね。できますか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ今年度の6月議会、それと本議会での一般質問、山内議員のほうから受けたことによりまして、我々の意識も変わってきております。

今後につきましては、文化財保護審議会の委員さん等々と協力しながら、しっかり現地確認、それから所有者等としっかりコミュニケーションを取って、その今文化財の状態等を確認しながら、必要であれば専門家の御意見等を聞いて、どういう対応をしたほうがいいのかというところを少し検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

専門家の意見を聞きたいんじゃないで、専門家に委ねてくださいって言っているんです。あの劣化度を見たらね。

それと、今言った全てのものがそうなんですけれども、まず一番困ったのは、湿気の管理を除湿剤でやっていますと。これ、管理じゃないです。除湿剤じゃないんです。そんなことをやっているんですか、吉田町って。管理って。

だから、僕が言いたいのは、もちろん学芸員が入ってくるのが、もう一番。それと、あと文化財保護審議会の方、あの人たちにやっぱりその権限と、それとそういう委ねる力と、そういうのを持っていて、そしてもっと活発な、ここに上がっている活動、これをやってもらってくださいよ。今年新しく入った人もいますから。それで、いろいろと知っている人がいて中で聞いていますけれども、本当に知識のある人たちばかりですよ。本当にそうなんです。私も好きだから、いろいろ話をしますけれどもね。でも、その辺はやっておかないと、なくなってからでは遅いです。

そういう意味で、教育長にもお願いしたいんです。教育長、いいですか。本当に、本当に危機感を持っています。なくなっていきます。そのなくなった後にどうしますかって、もうできないんですから、でも今、せつかく今そろっていますので、その中で実際に、じゃ、それに関して所有者に任せる、所有者に任せて責任を放棄するんじゃないで、その中でやっぱりしっかりやっていきたいと思うんですけれども、町での考え方、全体的な考え方としては、

教育長、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

○教育長（山田泰巳君） 御意見としては伺いました。また、その御意見を基にしながら、今後考えていきたいと思えます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 本当に最後に、期待をしていますので、よろしく願いいたします。終わります。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

270ページ、ALTについてでございますが、この総合戦略のKPI、ALTの参加する授業を楽しいと思う生徒の割合ということで表示がございますが、このALTの役割として、楽しい授業をしてもらうというのが役割なんでしょうか。これ、そのまま読むと、普通の授業はつまらないよね、ALTが入ってくればすごく楽しくなるよねというふうに取ってしまうんですが、このKPIの出し方というのは、どういったことでこういうものになったんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ALTのKPIの指標が、どういったことでこういう指標になったのかということでございますけれども、以前は全国学力学習状況調査の中の学習状況調査の質問項目でALTの質問項目があったんですが、ちょっと今、前回の質問を持ち合わせていないものですから、そちらについてはちょっと言及できないんですけれども、こちら、そのKPIの学習調査の中に、そのALTの項目がなくなってしまったということがありまして、これを独自に町のほうで再度KPIの指標としたのがこちらということになります。

ですので、ALTの参加する授業が楽しいと思う児童・生徒が多ければ、当然英語の授業が楽しくなる、そこから確かな学力の向上につながっていくという考え方の下に、こちらのKPIの指標を作成したということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今の答弁でいくと、学力が上がっていく、楽しければと言っているんだけど、これALTがいない授業だったら、ある意味、日本人の先生というか、ちゃんとした授業といたらおかしいんですが、の中での授業のほうがつまなくなっちゃうねというのを、これ言っているようなものだと思うんですよ。ALTそもそもが国際理解教育も兼ねてやっていたと、自分は理解しているんですよ。そういう中でのALT。だから、学力を上げようというような意味合いがそんな強くないと思っていたんですが、今の答弁だと違うように受けちゃったんですが、そこ、ちゃんと答弁をお願いしたいんですが。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

先ほどの私の答弁の中でいくと、学力だけに直結するような言い回しということで、そちらについて、今、議員のほうからそういった御指摘をされて、国際的な教育というところが、

確かに当然そこがA L Tの主たる目的ということになりますので、学力ということではないということになりますが、先ほど答弁でちょっと申し上げたのは、そのまま私の中で、確かな学力ということで、直接的な、基礎的・基本の学力というだけじゃなくて、全体の意味での主体的に学べるような体制になる確かな学力ということになりますので、国際理解教育、こちらが進んでいくことによって、直接ネイティブと触れ合うことによって、英語っておもしろいな、楽しいなと思ってもらうことで、子供たちがより海外に関心を持ってというところ、それがひいてはという意味で、ちょっと先ほどの答弁をさせていただいたということになりますので、直接的に学力向上だけという意味で申し上げたというか、その一部として申し上げたということで御理解いただければと思います。

以上です。

〔「了解」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

これをもって、第53号議案についての質疑を終結します。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会とします。

散会 午後 零時 13分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。
本日は、定例会22日目、最終日でございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
これから議案審議に入ります。
本日は、決算及び補正予算に関する議案の審議を議案番号順に行います。
審議については、質疑は既に終了しておりますので討論から行います。
それでは、審議に入ります。
-

◎議案第53号の討論、表決

- 議長（大石 巖君） 日程第1、第53号議案 令和4年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。
これから討論を行います。
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり認定されました。
-

◎議案第54号の討論、表決

- 議長（大石 巖君） 日程第2、第54号議案 令和4年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第55号の討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第3、第55号議案 令和4年度吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第56号の討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第4、第56号議案 令和4年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第57号の討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第5、第57号議案 令和4年度吉田町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

◎議案第58号の討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第6、第58号議案 令和4年度吉田町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決及び認定されました。

◎議案第59号の討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第7、第59号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番（山内 均君） 8番、山内 均です。

私は、令和5年9月吉田町議会定例会に議案提出された第59号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計決算について、反対討論をします。

第59号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計決算より、(1)収益的収入及び支出のうち、収入の第1款下水道事業収益6億6,300万7,269円のうち、1項営業収益9,232万9,435円、水道使用量になります。2項営業外収益5億7,067万7,834円。

支出は、第1款が下水道事業費用で6億5,115万7,177円、うち1項は営業費用が5億8,044万6,837円、2項営業外費用が7,071万340円。

(2)の資本的収入及び支出について、収入の第1款資本的収入7億4,316万5,653円、うち1項企業債2億300万円、2項負担金608万1,750円、受益者負担金です。3項他会計負担金4億804万1,000円、一般会計からです。4項国庫県支出金1億622万2,500円。5項他会計補助金1,982万403円、一般会計よりです。

支出については、第1款資本的支出7億6,359万4,136円、うち1項の建設改良費が3億3,572万2,732円。2項企業債償還金が4億2,876万1,403円です。

このうち、(1)収益的収入及び支出の中の収入、第1款1項営業収益9,232万9,435円、下水道使用料と(2)資本的収入及び支出のうち収入、第1款2項負担金608万1,750円、受益者負担金の合計は9,841万1,185円、これは現金の収入であります。

また、(2)資本的収入及び支出の収入、第3款他会計負担金4億804万1,000円、5項他会計補助金1,982万403円、計は4億2,786万1,403円、これは一般会計町税よりの繰入金の合計であると推測する。この中では、他会計負担金と他会計補助金を基準内、基準外とに分けているが、他会計負担金と他会計補助金は同じ一般会計、町税から充当されていて、全て一般会計からの繰入金である。下水道使用料と受益者負担金の合計は9,841万1,185円、一般会計からの繰入金は4億2,786万1,403円である。この繰入金は全て一般会計町税からの繰入れ資金であるが、下水道区域外が下水道区域内と同じ負担をしている。そこに不公平がある。

また、参考資料8の1、令和4年度吉田町公共下水道事業会計決算附属書類、3業務のうち、令和4年度の業務量では行政区域内人口が2万9,217人、処理区域内人口が1万1,272人処理区域内接続済み人口が8,418人、処理区域人口普及率38.5%、水洗化率は74.7%となっている。下水道処理区域内の下水道未接続率は25.3%、4人に1人は下水道が整備されながら接続していない状況にある。

下水道事業への加入率を限りなく100%に近づけることが事業継続の絶対条件である。究

極は公共下水道事業に完全独立採算制を取り入れることを求める。

下水道に接続しない理由に、場所が狭い、高齢者になって資金調達ができないことを挙げられたが、建物が密着しているからこそ下水道を利用する、高齢者による資金調達ができないことを認めることは下水道につなげない理由を与えることであり、解釈が非常に不透明である。

令和8年度施工面積379ヘクタールで、新たな下水道区間敷設事業の終了が決定された。それによって下水道設備があるところとないところがはっきりと区別されることになり、不公正がはっきりした。同じ町での偏った公共下水道事業は早く中止すべきであり、公平で安価、または耐水性を備えた合併処理浄化槽を利用した公共浄化槽制度による水洗化を求めることとした。

以上、第59号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計決算についての反対討論といたします。

○議長（大石 巖君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、蒔田昌代君。

〔12番 蒔田昌代君登壇〕

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

私は、第59号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成の立場で意見を述べます。

当町の公共下水道事業は令和2年4月1日から地方公営企業法の適用により、公営企業会計へ移行し、資産等の状況を正確に把握することが可能となりました。経営状況の明確化が図られています。その業務状況は令和4年度末現在の水洗化人口は8,418人で、前年度より118人の増加、また水洗化率は74.7%となり、前年度末より0.4ポイント増加しています。年間総処理水量は89万7,600立方メートル、1日平均処理水量は2,459立方メートルであり、前年度と比較して、年間総処理水量は5,583立方メートル、1日平均処理水量は15立方メートル増加しています。年間有収水量は85万2,708立方メートルで、前年度より2,911立方メートル増加した一方で、有収率は95%となり、前年度より0.3ポイント低下しています。また、財務状況においては、令和4年度収益的支出の状況は、総収益で6億4,319万2,593円に対し、総費用は6億4,276万9,263円となり、この結果、今期の純利益は42万3,330円となっています。

工場の状況においては、建設改良事業においては、社会資本整備総合交付金を活用した事業のうち、管渠整備事業やストックマネジメント計画に基づく予防保全型の施設管理事業を実施しています。また、町単独の事業も実施しております。

よって、議会への説明や資料の提出から議論し、慎重に審議されたと考えます。

結果、第59号議案 令和4年度吉田町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、賛成します。

以上をもって、私の賛成討論といたします。

○議長（大石 巖君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） ほかに討論がなければ、これで討論を終結いたします。
採決に入ります。
この採決は起立によって行います。
起立しない方は、反対とみなします。
採決します。
本案は原案のとおり決定及び認定することに賛成の方は起立をお願いします。
〔賛成者起立〕
- 議長（大石 巖君） 起立多数です。
したがって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定をいたします。
-

◎議案第61号の討論、表決

- 議長（大石 巖君） 日程第8、第61号議案 令和5年度吉田町土地取得事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
これから討論を行います。
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第62号の討論、表決

- 議長（大石 巖君） 日程第9、第62号議案 令和5年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。
これから討論を行います。
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第63号の討論、表決

- 議長（大石 巖君） 日程第10、第63号議案 令和5年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第64号の討論、表決

- 議長（大石 巖君） 日程第11、第64号議案 令和5年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第65号の討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第12、第65号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番（山内 均君） 8番、山内 均です。

私は、令和5年9月に吉田町議会定例会に議案提出された第65号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について反対討論をします。

令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）において、(1)収益的収入及び支出のうち、収入、1款の2項営業外収益、補正額が206万5,000円、支出が1款下水道事業費用のうち1項営業費用、補正額が226万6,000円、(2)資本的収入及び支出、収入、1款資本的収入、5項他会計負担金、補正額746万9,000円一般会計よりです。支出、1款資本的支出、1項建設改良費、補正額マイナス936万8,000円、3項国庫支出金返還金、補正額746万9,000円となっている。令和9年度吉田町公共下水道事業会計予算キャッシュフロー計算書より補正第1号では、当年度純利益16万1,000円の黒字を算出した。黒字を出すため、赤字決算にならないための補正であると推測する。

(2)資本的収入及び支出、収入、1款資本的収入、5項他会計負担金は、一般会計町税からの繰入金であり、黒字を計上するためのものである。下水道事業を何としても継続するための補正であると判断する。下水道設備がある所、ない所が区別された区域外の町民にとっては利益のない事業である。将来を脅かす不公平な下水道事業は早く中止すべきであると考ええる。

よって、第65号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）には反対の立場での反対討論といたします。

○議長（大石 巖君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、蒔田昌代君。

〔12番 蒔田昌代君登壇〕

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

私は、第65号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について賛成の立場で意見を述べます。

本議案は、収益的収入及び支出の予算額などを補正するもの、また議会の議決を経なければ流用することのできない経費などを改めるものであります。

町は公共下水道事業の計画にのっとり、現在進めているものであり、この事業に尽力していただきたいと、私は思っております。

当局からの説明や資料の提出により、議会において慎重に議論し、審議した結果、私はこの第65号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について賛成いたします。

以上をもって、私の賛成討論といたします。

○議長（大石 巖君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） ほかに討論がなければ、これで討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

起立しない方は、反対とみなします。

採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（大石 巖君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、一般会計並びに特別会計等の決算及び補正予算に関する議案の審議が終わりました。

◎議員派遣について

○議長（大石 巖君） 日程第13、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定によりまして、議員派遣については、お手元に配付した「議員派遣の件」のとおり、現時点で期日等が確定している行事について、派遣したいと思います。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります「議員派遣の件」のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

議員派遣については、お手元に配付しました「議員派遣の件」のとおり派遣することに決定をいたします。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大石 巖君） 日程第14、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定をいたします。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 以上で、令和5年第3回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たりまして、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 御苦労さまでございました。

◎議長挨拶

○議長（大石 巖君） ありがとうございます。

本日ここに令和5年第3回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は9月1日以来、22日間にわたりまして諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、閉会中の各委員会活動をはじめ、何かと御多忙のことと存じますが、町政発展のために、より一層の御尽力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

御苦労さまでした。

◎閉会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上をもちまして、令和5年第3回吉田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前 9時30分